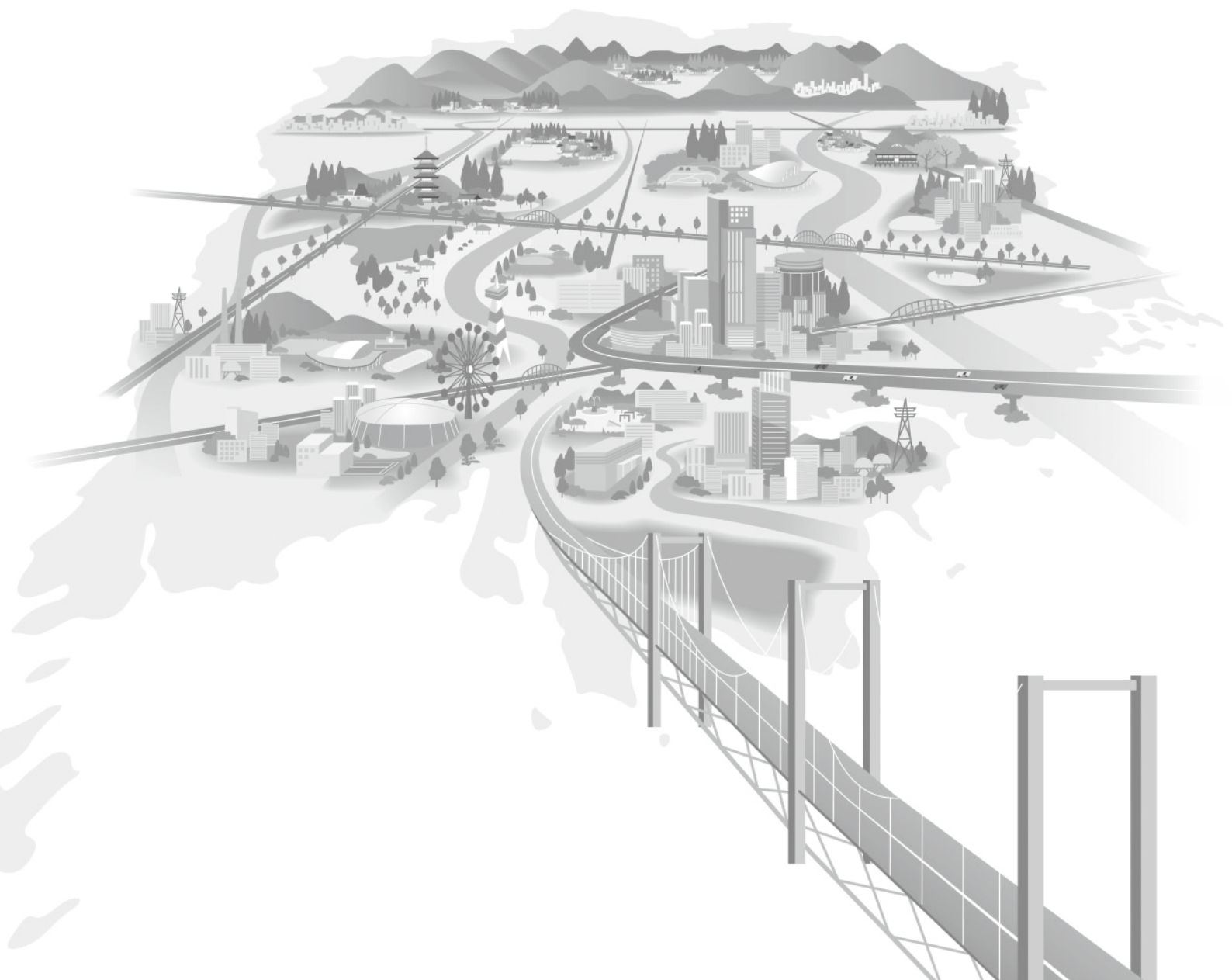


資料編

岡山県環境白書
2012



資料編目次

1 総合的環境保全関係

- (1) 岡山県環境基本条例 …… 95
- (2) 平成23年度新岡山県環境基本計画の
実施状況 …… 100
- (3) 公害防止計画策定状況 …… 106
- (4) 岡山県環境審議会への提言及び
調査審議の状況 …… 106

2 地域から取り組む地球環境の保全関係

- (1) 岡山県内の温室効果ガス排出量の状況… 107
- (2) 酸性雨調査結果 …… 107

3 循環型社会の形成関係

- (1) グリーン調達ガイドラインに基づく
平成23年度調達実績 …… 108
- (2) 岡山県エコ製品品目別認定件数 …… 109
- (3) 岡山県エコ製品事業者別一覧 …… 111
- (4) 岡山エコ事業所一覧 …… 116
- (5) 容器包装リサイクル法に基づく分別収集
実施市町村 …… 121
- (6) 平成24年度の市町村別の分別収集見込み量
…… 122
- (7) ごみ処理の推移 …… 123
- (8) ごみ処理の状況 …… 124
- (9) ごみ処理の有料化の状況 …… 125
- (10) 市町村(一部事務組合)の一般廃棄物処理
施設 …… 126
- (11) し尿処理の推移 …… 131
- (12) し尿処理の状況 …… 131
- (13) 市町村一般廃棄物焼却施設概要一覧表… 132
- (14) 浄化槽保守点検業の岡山県知事
登録状況 …… 133
- (15) 産業廃棄物の実態 …… 134
- (16) 第3次岡山県廃棄物処理計画の概要… 135

4 大気環境関係(安全な生活環境の確保)

- (1) 大気汚染に係る環境基準 …… 139
- (2) 環境大気測定局一覧 …… 140
- (3) 大気環境監視網 …… 142
- (4) 環境基準の達成状況の推移 …… 143
- (5) オキシダント情報・注意報の発令日数… 143
- (6) オキシダント情報・注意報の発令回数… 144
- (7) 大気汚染防止法及び岡山県環境への負荷の
低減に関する条例に基づく設置届出等件数… 145
- (8) 大気汚染防止法に基づく
特定施設設置状況 …… 146
- (9) 低減条例に基づく特定施設設置状況… 147
- (10) 大気汚染防止法に基づく施設の所管別・
法区分別内訳 …… 147
- (11) 低減条例に基づく施設の所管別・
法区分別内訳 …… 147

5 水環境関係(安全な生活環境の確保)

- (1) 水質の環境基準 …… 148
- (2) 県下水域の環境基準類型の指定概略図… 152
- (3) 水域区分別の環境基準達成状況 …… 153
- (4) 項目別の環境基準適合状況 …… 153
- (5) 環境基準点における水質の経年変化… 154
- (6) 全窒素、全りん の測定結果 …… 156
- (7) 地下水質の測定項目別検出状況 …… 157
- (8) 海水浴場水質調査結果 …… 159
- (9) 海水浴場位置図 …… 160
- (10) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数… 160
- (11) 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定
施設の許可申請等の件数 …… 160
- (12) 岡山県環境への負荷の低減に関する条例に
基づく特定事業場数 …… 160
- (13) 農薬別の検出状況 …… 161
- (14) 自然海浜保全地区指定状況 …… 162

6 騒音・振動・悪臭関係(安全な生活環境の確保)

- (1)騒音に係る環境基準…………… 163
- (2)騒音に係る環境基準のあてはめ地域… 164
- (3)新幹線鉄道騒音に係る環境基準とあてはめ地域…………… 165
- (4)航空機騒音に係る環境基準とあてはめ地域…………… 165
- (5)一般地域の騒音測定結果…………… 166
- (6)道路に面する地域における騒音測定結果… 167
- (7)新幹線鉄道騒音・振動調査結果…………… 169
- (8)瀬戸大橋線列車騒音測定結果の推移… 169
- (9)騒音規制法・振動規制法に基づく指定地域と区域区分…………… 170
- (10)騒音規制法・振動規制法に基づく自動車騒音及び道路交通振動に係る区域区分… 173
- (11)騒音規制法施行状況調査(工場・事業場数)…………… 176
- (12)騒音規制法施行状況調査(施設数)…………… 177
- (13)振動規制法施行状況調査(工場・事業場数)…………… 178
- (14)振動規制法施行状況調査(施設数)…………… 179
- (15)工場・事業場に係る騒音・振動の規制基準…………… 180
- (16)特定建設作業に係る騒音・振動の規制基準…………… 180
- (17)要請限度(自動車騒音・道路交通振動の規制)…………… 180
- (18)悪臭防止法に基づく規制地域と区域の区分…………… 181
- (19)悪臭の規制基準…………… 182

7 有害化学物質関係(安全な生活環境の確保)

- (1)ダイオキシン類環境調査結果…………… 185
- (2)有害大気汚染物質環境調査結果…………… 190
- (3)岡山県化学物質環境モニタリング調査… 191

8 その他環境関係(安全な生活環境の確保)

- (1)(独)日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺に係る監視測定結果… 197

- (2)中津河捨石堆積場周辺に係る監視測定結果…………… 199
- (3)回収ウラン転換実用化試験に係るプルトニウム監視測定結果…………… 200
- (4)レンガ製造等に係る周辺環境保全確認書に基づく監視測定結果…………… 201
- (5)管理目標値…………… 202

9 自然環境関係

- (1)自然環境保全審議会開催状況…………… 203
- (2)自然保護基礎調査の実績…………… 203
- (3)県自然環境保全地域等の指定…………… 204
- (4)公有化の状況…………… 205
- (5)「岡山県版レッドデータブック2009」選定種のカテゴリー別集計表…………… 205
- (6)自然公園の許可申請、届出件数一覧表… 206
- (7)中国自然歩道岡山県ルートの興味地点… 207
- (8)中国自然歩道の整備概要…………… 208
- (9)狩猟免許者の推移…………… 208
- (10)狩猟者登録数の推移…………… 208
- (11)鳥獣による農林水産業被害状況…………… 209
- (12)鳥獣捕獲数(狩猟及び有害鳥獣捕獲)… 209
- (13)みどりの少年隊結成状況…………… 210

10 参加と協働による快適な環境の保全関係

- (1)岡山県景観条例に基づく届出等件数… 211

環境関係年表…………… 212

環境用語の解説…………… 228

1 総合的環境保全関係

(1) 岡山県環境基本条例

(平成8年10月1日 岡山県条例第30号)

(平成9年4月1日 施行)

目次

- 第1章 総則(第1条-第8条)
- 第2章 環境の保全に関する基本的施策
 - 第1節 施策の策定等に係る指針(第9条)
 - 第2節 岡山県環境基本計画(第10条)
 - 第3節 県が講ずる環境の保全のための施策等(第11条-第22条)
 - 第4節 地球環境保全及び国際協力の推進(第23条・第24条)
- 第3章 岡山県環境審議会への提言(第25条-第27条)
- 第4章 雑則(第28条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本県の恵まれた環境が県民共有の財産であることにかんがみ、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質

が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。第9条第1号及び第13条第4項において同じ。))に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、県民の健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を実現し、健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ継承する責任を果たすことを旨として、行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動により、人と自然との共生が確保されるとともに持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべてのものの参加の下に行われなければならない。

3 地球環境保全(人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。第23条において同じ。))は、人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。))にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、市町村が実施する

環境の保全に関する施策について支援又は協力するように努めなければならない。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市町村は、基本理念にのっとり、県が実施する環境の保全に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努め、その保有する環境への負荷に関する情報を広く提供するとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う

環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(岡山県環境白書)

第8条 知事は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等を明らかにした岡山県環境白書を作成し、公表しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針

第9条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

第2節 岡山県環境基本計画

第10条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県環境基本計画(以下この条において「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関

する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民、事業者及び市町村の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第1項の規定による岡山県環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 県が講ずる環境の保全のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に資する措置その他の環境の保全のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第12条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、環境影響評価に関する手続等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第13条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 県は、自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障

を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 3 県は、採取、損傷その他の行為であって、保護することが必要な自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、県は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。
(誘導的措置)

第14条 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この条において「負荷活動」という。)を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導するため、必要かつ適正な経済的な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 県は、負荷活動を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷を低減させることとなるよう誘導するため、その負荷活動を行う者に適正かつ公平な経済的な負担を課する措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が必要である場合には、そのために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第15条 県は、環境の保全に関する公共施設及び公共的施設の整備を図るために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、県は、河川、湖沼等の水質の浄化その他の環境の保全に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
(快適な環境の創造)

第16条 県は、快適な環境を創造するため、優れた自然景観の形成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の推進)

第17条 県は、環境への負荷の低減を図るため、

市町村、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。
(環境の保全に関する教育、学習等)

第18条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により、事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。
(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第19条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(次条において「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
(情報の提供)

第20条 県は、第18条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人その他の団体の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。
(調査及び研究の実施)

第21条 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、必要な調査及び研究を行うものとする。
(監視等の体制の整備)

第22条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

第4節 地球環境保全及び国際協力の推進

(地球環境保全の推進)

第23条 県は、すべての日常生活及び事業活動において地球環境保全が積極的に推進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、県は、地球環境保全に資する施策を推進するものとする。
(国際協力の推進)

第24条 県は、環境の保全に関する技術の移転、研修の実施、情報の提供等により、国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 岡山県環境審議会への提言

(環境の保全に関する提言)

第25条 県民参加の下に環境の保全を図るため、次に掲げるものは、審議会に対して、知事その他の県の執行機関及び公営企業管理者(以下この条及び第27条において「知事等」という。)の施策について、環境の保全に関する提言を行うことができる。

- 一 県内に住所を有する者
- 二 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- 三 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- 四 県内に存する学校に在学する者
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事等の施策に利害関係を有するもの

(適用除外)

第26条 次に掲げる事項に関する提言については、前条の規定は、適用しない。

- 一 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
- 二 裁判所で係争中の事項又は行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき不服申立てを行っている事項
- 三 公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)に基づきあっせん、調停、仲裁又は裁定の申請を行っている事項

四 地方自治法(昭和22年法律第67号)第75条第1項の規定により監査の請求を行っている事項又は同法第242条第1項の規定により住民監査請求を行っている事項

五 地方自治法第124条の規定により岡山県議会に請願を行っている事項

六 その他法令(告示を含む。)の規定により意見の申立て等の手続を行っている事項
(提言及び調査審議の手続)

第27条 第25条の規定による提言は、その趣旨及び理由その他規則で定める事項を記載した書面により行わなければならない。

2 審議会は、提言の内容が環境の保全に関するものと認められないこと等により提言についての調査審議を行わないこととしたときは、提言を行ったもの(以下この条において「提言者」という。)に対し、速やかに、書面によりその旨を通知しなければならない。

3 前項の通知には、理由を付さなければならない。

4 審議会は、提言についての調査審議を行うこととしたときは、その旨を知事等に通知しなければならない。

5 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、知事等若しくは提言者に対し説明若しくは必要な資料の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。

6 審議会は、調査審議の結果、必要があると認めるときは、知事等に対し、施策の是正その他の措置を講ずべき旨の意見書を提出することができる。

7 知事等は、前項の意見書の提出を受けたときは、これを尊重しなければならない。

8 審議会は、提言者に対し、速やかに、書面により調査審議の結果を通知しなければならない。

9 審議会は、毎年、提言及び調査審議の状況を公表しなければならない。

第4章 雑則

(規則への委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(2)平成23年度新岡山県環境基本計画の実施状況

基本目標 1		地域から取り組む地球環境の保全						
代表的な指標		項目	計画時点 (H16)	努力目標 (H32)	実績 (H21)	評価、問題点等	達成項目	
		製造品出荷額当たりのエネルギー消費量(G J /百万円)	77.4	61.9	67.3	エネルギー多消費産業と少消費産業の生産ウェイト、生産量、技術進歩や生産プロセス等により増減するが、計画時点からは一定程度減少している。		
		CO ₂ 換算 kg-CO ₂ /百万円	4,703	3,668	3,745			
		業務その他部門の床面積当たりのエネルギー消費量(M J /㎡)		962	770	882	パソコン等OA機器の普及や冷暖房設備の電化などにより、削減があまり進んでいない。	
				CO ₂ 換算 kg-CO ₂ /㎡	134.4	112.9		
		1世帯当たりのエネルギー消費量(G J)		41.9	33.5	35.4	家庭用機器の多様化等が進む中、計画時点からは年々減少している。	
				CO ₂ 換算 kg-CO ₂ /世帯	5,287	4,335		
自家用車1台当たりのエネルギー消費量(G J)		35.9	26.9	34.2	燃費の向上により低減傾向にはあるものの、削減があまり進んでいない。			
		CO ₂ 換算 kg-CO ₂ /台	2,420	1,810			2,300	
重点プログラム		項目	計画時点 (H18)	努力目標 (H24)	実績 (H23)	評価、問題点等	達成項目	
地球温暖化対策	省エネルギーの推進	信号灯器のLED化	信号灯器のLED化率(%)	16	50	40.0	目標達成に向け、計画的な整備を推進した。	
		温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の創設	製造品出荷額当たりのエネルギー消費量(G J /百万円)《再掲》	(H16) 77.4	67.5	(H21) 67.3	製造品出荷額当たりのエネルギー消費量は、努力目標を上回ったものの、業務その他部門の床面積当たりのエネルギー消費量については、パソコン等OA機器の普及や、冷暖房設備の電化などにより、削減があまり進んでいない。	○
			業務その他部門の床面積当たりのエネルギー消費量(M J /㎡)《再掲》	(H16) 962	803	(H21) 882		
		アースキーパーメンバーシップ会員の拡大	アースキーパーメンバーシップ会員数	5,900	10,500	10,450	HPやメールなどを活用して既会員に対して、継続的な実践を促進するとともに、さらなる積極的な加入促進を図った。	
		「みんなでエコライフ」の取組促進	エコライフ宣言団体数	0	120		アースキーパーメンバーシップ制度の普及により、エコライフの取組を促進することとし、事務事業を見直した。	
		エコドライブ教室・講習の開催	自家用車1台当たりのエネルギー消費量(G J)《再掲》	(H16) 35.9	28.5	(H21) 34.2	一般県民及び県職員に対して6回のエコドライブ講習会を実施し、計293名の参加があった。	
		省エネ家電製品の普及拡大	1世帯当たりのエネルギー消費量(G J)《再掲》	(H16) 41.9	35.1	(H21) 35.4	普及拡大推進の母体となっていた省エネ家電普及促進協議会がH22をもって解散したことから、エコパートナーシップおかやまの取組目標として統一省エネラベル等を参考にした省エネ型家電製品等の購入の促進を図った。	

※代表的な指標については、平成22年度において、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(H21. 6 環境省)」等に基づき、年度を遡及して再計算を行ったため、従前の公表数値とは整合しない。

基本目標 2		循環型社会の形成					
		項目	計画時点 (H17)	努力目標 (H32)	実績 (H23)	評価、問題点等	達成項目
代表的な指標		一般廃棄物の排出抑制・資源化率(%)	90	95	(H22) 93.1	ごみの排出抑制や資源化等に係る取組により、最終処分量が抑制され、資源化率も増加した。	
		産業廃棄物の排出抑制・資源化率(%)	93	95	(H22) 95	産業活動が低調となり排出量が大幅に減少した21年度に比べると、排出量、最終処分量ともやや増加したが、目標値を達成した。	○
重点プログラム		項目	計画時点 (H18)	努力目標 (H24)	実績 (H23)	評価、問題点等	達成項目
循環型社会に向けたライフスタイルの変革	マイバッグ運動の推進	マイバッグ持参率(%)	(H19) 29	50	45	「岡山県統一ノーレジ袋デー」による啓発活動に取り組んだところ、平成24年2月時点のマイバッグ持参率は45%に向上したが、目標には及ばなかった。	
	循環資源マッチングシステムの利用促進	循環資源マッチングシステムによる取引成立件数(累計)	60	150	94	パンフレット等を活用し、各環境イベントにおいて普及啓発を行い、成立件数は3件増加した。関係機関と連携し、更なる普及啓発に努める。	
	おかやまりサイクル・もって一ネットの利用促進	おかやまりサイクル・もって一ネットによる取引成立件数(累計)	—	700		平成20年度で事業廃止	
3Rの推進	一般廃棄物の3Rの推進	一人当たりごみの排出量※(g/人・日)(※ごみの排出量=収集ごみ量+直接搬入量+集団回収量)	(H17) 1,091	1,060	(H22) 948	年々着実に減少傾向にあり、努力目標を達成している。	○
		一般廃棄物のリサイクル率(%)	(H17) 25.8	32.7	(H22) 25.7	近年横ばい状況にあり、努力目標に及ばないため、更なる分別回収等の推進が必要である。	
		一般廃棄物の最終処分量(t/日)	(H17) 214	200	(H22) 148	ごみの排出量の抑制により、直接最終処分される量が減少し、努力目標を達成している。	○
		10種分別実施市町村数	11	12	12	第5期分別収集促進計画(平成20～24年度)により市町村に助言等を行い、10種分別実施市町村数が増加し、努力目標を達成した。	○
産業廃棄物の3R	産業廃棄物の発生抑制循環資源の活用推進	産業廃棄物の排出量(千t/年)	(H17) 6,971	6,900	(H22) 5,906	産業活動が低調となり排出量が大幅に減少した21年度に比べるとやや増加したが、目標値を達成した。	○
		産業廃棄物のリサイクル率(%)	(H17) 38.2	39.1	(H22) 39.1	リサイクル率の高いばいじん等の排出量に占める割合が大きくなり、目標値を達成した。	○
		産業廃棄物の最終処分量(千t/年)	(H17) 501	405	(H22) 348	産業活動が低調となり排出量が大幅に減少した21年度に比べるとやや増加したが、目標値を達成した。	○
廃棄物の適正処理の推進	電子マニフェストの導入促進	電子マニフェストの普及率(%)	(推計) 5	60	(H22) 27.7	電子マニフェスト普及促進のため、排出事業者等に対する周知を図るとともに、率先行動として、県が排出する産業廃棄物の処理委託に当たっては、原則として全て電子マニフェストを使用した。	
	農業用廃プラスチックの適正処理の推進	農業用使用済プラスチックの再生処理(%)	20	(H27) 40	30	関係機関・団体を中心に回収体制がほぼ整備されており適正処理は進んでいるものの、処理費用等の関係で埋め立て処理が中心である。	

基本目標 3		安全な生活環境の確保					
代表的な指標	項目	計画時点 (H18)	努力目標 (H32)	実績 (H23)	評価、問題点等	達成 項目	
	児島湖の水質 (COD、mg/l)	8.0	6.0	7.8	改善の傾向にあるが、気象による変動があり、粘り強く施策の推進を図る必要がある。		
	低公害車の保有台数	233,831	800,000	411,003	保有台数は着実に増加している。		
重点プログラム	項目	計画時点 (H18)	努力目標 (H24)	実績 (H23)	評価、問題点等	達成 状況	
大気環境の保全	「おかやまエコドライブ宣言」県民・事業者の募集	エコドライブ宣言者登録数(累計、人)	0	17,000	12,374	登録数は着実に増加している。	
	道路整備等の推進	主要な渋滞箇所のうち渋滞緩和された交差点数	14	(H23) 24	21	平成23年度に渋滞緩和が図られた交差点は、残る4箇所のうち、国道313号の交差点改良事業の完了による1箇所のみであるが、達成出来なかった他の3箇所の渋滞緩和については、翌年度5月までに達成が見込まれるなど、計画期間中に着実かつ集中的な取り組みが行われている。これらの実績を総合的に評価した結果、概ね目標水準を満たしているものと判断する。	
	新交通管理システムの整備	信号機の高性能化更新数(基)	65	250	243	目標達成に向け、計画的な信号機の高性能化を推進した。	
		光学式車両感知器数(基)	900	(H22) 1,147	938	老朽化した既存設備の更新を行う必要があるため、基数の増加にはつながらなかった。	×
水環境の保全	生活排水対策の推進	浄化槽整備人口(千人)	223	(H23) 240	208	過去に設置された浄化槽の下水道接続により整備人口は減少したが、汚水処理施設全体の整備率は着実に増加している。(整備率 H18: 65.7% ⇒ H23: 75.4%)	×
		集落排水施設整備地区数	119	134	134	計画どおり、目標を達成することが出来た。	○
		公共下水道普及率(%)	52.3	(H23) 60.4	61.8	クリーンライフ100構想に基づき、計画的な施設整備を推進し、努力目標は達成した。	○
	環境に配慮した水辺づくり	ホテルの生息地箇所数	227	281	266	生息箇所は概ね順調に増加している。	
		出会いとふれあいの水辺づくりの実施河川数	4	14	9	行政と地域住民が協働して、河川環境整備に取り組み、ふれあいの川づくり空間の整備を推進した。また、協働による取組が安全な河川環境の確保、地域住民の自然への親しみ、関心の高まりへとつながった。	
	公益的機能を高めるための森づくりの推進	水源かん養保安林(ha)	112,179	115,400	120,130	すでに目標を大幅に上回っており、保安林の指定が促進できている。	○
		海のゆりかご(藻場)拡大事業(ha)	930	(H23) 1,000	1,014	努力目標を大きく上回った。	○
	豊かな自然をはぐくむ里海づくり	干潟の面積(ha)	455	(H23) 480	461	平成23年度中に2箇所の干潟が整備されたものの、他の箇所については整備年度が延伸されたこと等によって達成率が低くなった。	×
		海ごみ適正処理体制構築事業(設置市数)	5	7	7	努力目標を平成24年度に先立って達成することができた。	○
		汚濁負荷の削減目標量	(H16)	(H21)	(H21)		
		COD(t/日)	47	43	39	生活排水対策の普及啓発、工場事業場のCOD・窒素・りんが発生負荷量の削減指導を実施した。	○
		窒素(t/日)	43	42	40		○
	りん(t/日)	2.5	2.4	2.3	○		
自然海浜の保全等	環境学習の場としての活用海浜数	0	3	0	継続して取り組むことができる環境学習の検討が必要である。		
児島湖再生の推進	水質目標値(COD、mg/l)《再掲》	8.0	7.2	7.8	改善の傾向にあるが、気象による変動があり、粘り強く施策の推進を図る必要がある。		
	合併浄化槽の設置基数(基)	19,400	26,200	26,491	着実に設置基数が増加している。	○	
	浄化用水の導入量(万㎡/日)	48	60	55	農業用水路の改修工事による取水量の制限があり、浄化用水量が減少した。		
ダム湖の水質対策	ダム湖の湖沼類型指定数	0	7		湖沼類型の対象となる7箇所のダム湖については、水質調査や利水状況調査、水質の将来予測等の結果から、当面現行のあてはめ水域の類型により、ダム湖の水質調査を継続することとしている。		
防振騒音の	道路交通騒音・振動、新幹線鉄道騒音・振動対策	低騒音舗装道路延長(km)	9.6	12.6	19.2	低騒音舗装道路延長は増加しており、当初の目標を達成した。	○
有害物質対策	内分泌かく乱化学物質等調査						
	内分泌かく乱化学物質対策の推進	地点数	22	25	25	3年間でのローリング方式により25地点で調査を実施した。	○
		項目数	24	25以上	25	ビスフェノールA、DDTなど25項目について調査を実施した。	

◎は代表的な指標

基本目標 4 自然と共生した社会の形成

(様式2)

重点プログラム		項目	計画時点 (H18)	努力目標 (H24)	実績 (H23)	評価、問題点等	達成 状況
代表的な指標	希少野生動植物 (条例指定)の保 護に取り組む地 域数		4	10	9	希少野生動植物について、新規の条例指定に 向けた調査を実施した。また、既指定の6種類 について、地元市町村及び県民との協働によ る保護の取組を行うとともに、新たに動物1 種(カワバタモロコ)を追加指定した。	
	自然公園利用者 数(万人)		(H17) 1,234	1,450	1,189	国や関係市町村と連携して利用施設の適正な 維持管理や普及啓発を図ったが、利用者数は 目標水準を達成できなかった。	
環境 優 れ の た 自 然	自然環境の保全活動 等の認定制度の創設	自然保護推進員 数(人)	85	100	89	任期満了に伴いH24年1月より委嘱した自然 保護推進員数は目標には達しないものの、前 回(H22年委嘱)より増員した。	
生 物 多 様 性 の 確 保	レッドデータブック の充実と希少野生動 植物の保護	希少野生動植物 (条例指定)の保 護に取り組む地 域数《再掲》	4	7	9	希少野生動植物について、新規の条例指定に 向けた調査を実施した。また、既指定の6種類 について、地元市町村及び県民との協働によ る保護の取組を行うとともに、新たに動物1 種(カワバタモロコ)を追加指定した。	○
	特定鳥獣保護管理計 画の推進	イノシシの被害 額(千円)	168,862	100,000	156,958	被害防止対策の推進及び捕獲の推進(夏期の一 斉許可捕獲促進助成事業(農林水産部)等) による積極的な駆除活動により、昨年と比べて と被害が軽減したものの、被害額は依然とし て高い水準にある。	
自 然 と の ふ れ あ い の 推 進	自然環境学習の充実	自然保護セン ターの利用者数 (人)	23,077	30,000	22,078	利用者数は、前年度に比べると、自然観察会や 団体利用では僅かに増えたものの、天候に左 右されやすい一般利用については、行楽シー ズン(5月、10月)の天候不順等により減少 し、全体として落ち込んだ。	
	自然とふれあう場や 機会の充実	長距離自然歩道 の利用者数 (万人)	(H17) 73	190	162	中国自然歩道の公衆便所や案内標識等の再整 備を行い、関係市町村と連携して自然歩道施 設の適正な維持管理や普及啓発を行った。	
水 と み ど り の 全 と 潤 い 空 間 の 保	里山ふれあいの森づ くり	森づくり活動の 参加者数(人)	4,837	7,000	8,871	指導者の育成や身近な里山林での活動支援な どを行った成果が、参加者の確保に結びつい たものと考えられる。	○
	緑化推進体制の充実	緑の募金総額 (万円)	1,790	2,500	1,658	街頭募金や職場募金、イベントでの募金依頼 等、積極的に募金活動を行ったが、募金額は目 標額を下回った。	
		一人当たり都市 公園面積(m ²)	14.0	15.0	(H22) 14.35	(公園整備)一人当たり都市公園面積は計画時 点より増加したが、県及び市町村における新 規の都市公園整備が減少しており、今後の大 きな伸びは見込めない状況にある。	

◎は代表的な指標

推進目標 1		参加と協働による快適な環境の保全						
重点プログラム		項目	計画時点 (H18)	努力目標 (H24)	実績 (H23)	評価、問題点等	達成 状況	
保全活動による環境促進	アダプト事業の推進	アダプト参加人数(人)	31,120	40,000	44,605	団体数、参加者数ともに着実に増加しており、当初の目標を達成することができた。	○	
	NPO等環境団体との協働による環境学習の推進	水辺教室の開催地区数	20	34	28	地域や団体の要望によって行う教室であり、団体等が水辺以外の環境学習を希望することもあるため、年度によって開催地区数の増減はあるものの、水辺教室以外を含む体験学習全体の実施状況は大きく拡大している。		
環境学習の充実	おかやま環境塾の実施	環境学習リーダー登録者数(累計、人)	63	150		多岐にわたる分野の環境学習事業の再構築を図るため、平成20年度に環境団体やNPO団体との協働による「岡山県環境学習協働推進広場」を設置し、当該参加団体等による、より効率的、効果的な体験型の環境学習の機会を拡充、推進しているところであり、21年度からは「おかやま環境塾事業」を休止している。 (広場の参加団体数 H23年度末：46)		
	環境学習エコツアーの実施	環境学習エコツアー参加者数(累計、人)	5,848	36,000	28,169	団体向けの参加申込数はバスの予定台数より多くなり、抽選を行った。また、個人向けコースについては、募集をH22より早く開始することができたため、参加申込が増加するとともに、参加者の満足度も高く、環境保全意識を向上させることができた。		
	こどもエコクラブの活動支援	こどもエコクラブの会員数(累計、人)	(H17) 2,321	17,600	15,458	県内のエコクラブ間の交流と活動の活性化を図るため、活動発表会を開催した。広報媒体などを活用して加入の促進を行ったものの、会員数は前年度より減少した。		
	学校内への快適空間の整備	「エコ広場」の整備校		0	(H23) 10	7	高校生自らが企画・提案した「憩いの広場」について、ユニバーサルデザインの観点に立ち、エコ製品を活用した施設整備を行った。(1校) ・岡山支援学校(ニコエコ) 【高等部中庭をエコ製品を使って整備：約400㎡】	×
		「木の快適空間」の整備校		6	(H23) 16	13	高校生自らが企画・提案した「木の快適空間」について、ユニバーサルデザインの観点に立ち、県産材を活用した施設整備を行った。(1校) ・邑久高等学校(O・K・U・D) 【食堂を、全校生徒の「憩いの場」という側面に加え、「学習活動の場」「地域交流の場」としても活用できる多目的スペース「ちまち」に改修：約180㎡】	×
全景と観創の造保	電線類地中化の推進	電線が地中化されている道路延長(km)	12.65	22.66	17.39	着実に電線類地中化延長が増加している。		
環境適な保生活	落書き消去活動等の支援	ボランティア団体等の落書き消去活動を支援する市町村数	0	27		落書きが少なく問題意識の低い市町村等もあり、県下全域へ支援体制を広げていくことは困難である。		

推進目標 2		環境と経済が好循環する仕組みづくり					
重点プログラム		項目	計画時点 (H18)	努力目標 (H24)	実績 (H23)	評価、問題点等	達成 状況
環境に配慮した事業者の育成拡大	エコアクション21認証・登録の推進	エコアクション21認証・登録事業者の数	25	200	84	補助制度は廃止したが、エコアクション21地域事務局(岡山・倉敷)の協力等により、認証・登録事業者数は84件となっている。	
	環境ビジネスの拡大	「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づく取組の推進	再生品使用促進指針の指定品目数	166	175	189	目標を上回る製品を指定するとともに、ガイドラインに基づく購入は、100%実施できた。
「岡山県エコ製品」の認定・公表		岡山県エコ製品の認定品目数(累計)	457	600	423	平成23年度は、16件の新規認定を行い、一方廃止は5件にとどまったため、総数で前年を上回った。	
		巡回エコ製品等普及展示会延べ参加者数(人)	4,495	5,000	5,310	県内3カ所で普及展示会を開催したところ、目標を上回る参加者を得ることができ、岡山県エコ製品等の普及啓発に大いに役立った。	○
「岡山エコ事業所」の認定・公表		岡山エコ事業所の認定件数(累計)	203	250	277	平成23年度は、10件の新規認定を行い、一方廃止は4件にとどまったため、総数で前年を上回った。	○
有機無農薬農産物等の生産振興		有機無農薬農産物の生産量(t)	1,453	(H23) 1,600	1,605	高齢化等により栽培面積が減少した集団もあるが生産量は年々増加し、ニンジン等の規模拡大や大規模な水稲生産者が参入したこともあり目標を達成した。	○
	特別栽培農産物集団数	24	50	29	特別栽培農産物のガイドラインにより、農薬等の使用量の県慣行レベルを設定し、取組の啓発を図った。		

(3) 公害防止計画策定状況

地域名	地域の範囲	計画の期間	備考
岡山・倉敷地域	岡山市 倉敷市 玉野市 早島町	昭和63～平成4年度 (5か年)	計画策定指示 昭和63年9月22日 計画承認 平成元年3月9日
		平成5～9年度 (5か年)	計画策定指示 平成5年9月10日 計画承認 平成6年3月7日
		平成10～14年度 (5か年)	計画策定指示 平成10年9月25日 計画承認 平成11年2月25日
		平成15～19年度 (5か年)	計画策定指示 平成15年7月25日 計画同意 平成16年3月18日
		平成20～22年度 (3か年)	計画策定指示 平成20年10月10日 計画同意 平成21年3月17日
		平成23～32年度 (10か年)	計画同意* 平成24年3月16日 (注) 次の地域を昭和63年度に統合した。 ●昭和46～62年度 水島地域公害防止計画 対象地域-倉敷市 ●昭和60～平成元年度 岡山地域公害防止計画 対象地域-岡山市、玉野市、旧灘崎町
			岡山地域公害防止計画は、昭和50～59年度の 間は岡山市、備前市及び旧瀬戸町を対象とし た「岡山・備前地域公害防止計画」であった。
備後地域	笠岡市 (注) 井原市は平成 10年度まで、 また、広島県側は 現在1市	昭和49～53年度 (5か年)	計画策定指示 昭和48年7月3日 計画承認 昭和49年12月27日
		昭和54～58年度 (5か年)	計画策定指示 昭和54年8月17日 計画承認 昭和55年3月18日
		昭和59～63年度 (5か年)	計画策定指示 昭和59年9月21日 計画承認 昭和60年3月8日
		平成元～5年度 (5か年)	計画策定指示 平成元年9月8日 計画承認 平成2年3月13日
		平成6～10年度 (5か年)	計画策定指示 平成6年9月20日 計画承認 平成7年3月13日
		平成11～15年度 (5か年)	計画策定指示 平成11年10月15日 計画承認 平成12年2月24日
		平成16～20年度 (5か年)	計画策定指示 平成16年10月8日 計画同意 平成17年3月17日
		平成16～22年度 (7か年)	計画策定指示 平成20年10月10日 計画同意 平成21年3月17日
		平成23～32年度 (10か年)	計画同意* 平成24年3月16日

※環境基本法改正(平成23年8月)により、環境大臣の計画策定指示が廃止され「公害防止対策事業計画」の同意を得ることとなった。

(4) 岡山県環境審議会への提言及び調査審議の状況

提言件数・調査審議回数

年 度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
提 言 件 数	2	1	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0
調 査 審 議 回 数	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0

2 地域から取り組む地球環境の保全関係

(1) 岡山県内の温室効果ガス排出量の状況(H21年度・H22年度速報値)

区分	基準年度	H20年度	基準	H21年度	基準	前年度比	構成	〈速報値〉	基準	前年度比	構成	
	H2年度	(2008年度)	年度比	(2009年度)	年度比	増減率		H22年度	年度比	増減率	割合	
	(1990年度)	(2008年度)	増減率	(2009年度)	増減率	増減率		(2010年度)	増減率	増減率		
一酸化炭素	産業部門	3,634	3,518	△ 3.2%	2,956	△ 18.6%	△ 16.0%	66.2%	3,859	6.2%	30.5%	70.3%
	製造業	3,330	3,006	△ 9.7%	2,476	△ 25.7%	△ 17.6%	55.5%	3,378	1.4%	36.4%	61.6%
	民生部門	517	813	57.3%	736	42.4%	△ 9.5%	16.5%	878	69.8%	19.2%	16.0%
	家庭	247	383	55.3%	359	45.2%	△ 6.5%	8.0%	428	73.1%	19.2%	7.8%
	業務その他	270	430	59.1%	378	39.9%	△ 12.1%	8.5%	450	66.7%	19.2%	8.2%
	運輸部門	406	513	26.2%	491	20.8%	△ 4.3%	11.0%	471	16.0%	△ 4.0%	8.6%
	自動車	337	447	32.6%	431	27.9%	△ 3.5%	9.7%	414	22.9%	△ 3.9%	7.5%
	工業プロセス	228	158	△ 30.5%	109	△ 52.2%	△ 31.2%	2.4%	109	△ 52.2%	0.0%	2.0%
	廃棄物部門	46	67	44.3%	75	61.8%	12.1%	1.7%	71	52.4%	△ 5.8%	1.3%
計	4,832	5,069	4.9%	4,368	△ 9.6%	△ 13.8%	97.9%	5,388	11.5%	23.3%	98.2%	
メタン	59	36	△ 38.3%	36	△ 39.7%	△ 2.2%	0.8%	35	△ 40.1%	△ 0.7%	0.6%	
一酸化二窒素	34	29	△ 13.9%	27	△ 20.1%	△ 7.1%	0.6%	29	△ 15.2%	6.1%	0.5%	
代替フロン等	32	33	2.0%	32	△ 0.8%	△ 2.7%	0.7%	35	9.5%	10.3%	0.6%	
合計	4,957	5,168	4.3%	4,463	△ 10.0%	△ 13.6%	100%	5,487	10.7%	23.0%	100%	
全 国	1,261百万 t	1,281百万 t	1.6%	1,207百万 t	△ 4.3%	△ 5.8%		1,258百万 t	△ 0.3%	4.2%		

※産業部門にはエネルギー転換部門も含む。
 ※端数処理の関係で合計・比率等の計算が合わない場合がある。

<平成22年度値について>

平成22年度の数値については、暫定値として公表されている都道府県別エネルギー消費統計等の数値を用いて算定したものであり、速報値として取りまとめた。

(2) 酸性雨調査結果(平成2年～平成23年)

調査期間	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
備前 県民局	4.8	4.6	4.6	4.7	4.6	4.6	4.5	4.8	4.8	—	—	4.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東備 地域事務所	5.0	4.9	5.2	4.8	4.7	4.6	4.5	4.7	—	5.0	—	—	4.9	5.1	5.3	4.7	4.9	4.6	4.8	—	—	—
備中 県民局	4.7	4.6	4.7	4.7	4.8	4.9	4.6	4.8	—	—	4.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
井笠 地域事務所	4.8	4.9	4.9	4.9	5.0	5.1	4.6	4.8	4.7	—	—	5.0	—	5.0	5.3	5.2	5.2	5.0	5.5	5.6	5.7	5.3
高梁 地域事務所	5.4	5.0	4.9	5.1	4.9	5.2	4.9	4.9	—	5.0	—	—	5.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新見 地域事務所	5.6	5.3	5.1	5.3	5.4	5.1	5.1	5.4	—	—	4.7	—	—	5.2	5.1	4.7	4.9	4.7	4.9	—	—	—
真庭 地域事務所	4.8	4.7	4.8	4.9	4.6	4.8	4.6	4.7	4.7	—	—	4.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
美作 県民局	4.8	4.8	4.8	4.8	5.0	5.0	4.7	5.0	—	4.9	—	—	4.6	4.7	5.0	4.6	4.7	4.4	4.6	4.7	4.8	4.8
勝英 地域事務所	4.8	4.7	4.7	5.0	4.7	4.8	4.6	4.6	—	—	4.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
吉備高原 都市	4.7	4.6	4.6	4.8	4.7	4.7	4.6	4.8	4.8	4.7	4.5	4.7	4.6	4.7	5.0	4.6	4.8	—	—	—	—	—
全地点 年平均値	4.9	4.8	4.8	4.9	4.8	4.9	4.7	4.9	4.8	4.9	4.6	4.8	4.8	4.9	5.1	4.8	4.9	4.7	5.0	5.2	5.3	5.1

注)数値は、年平均値

3 循環型社会の形成関係

(1) グリーン調達ガイドラインに基づく平成23年度調達実績

区分	特定調達品目	調達目標 (%)	単位	H23実績			H22調達 実績(%)
				全調達数量 (特定調達品目 として調達すべ き数量) A	特定調達品目 の調達数量 B	調達実績 (%) (B/A)	
紙類	紙類	100%	千円	120,918	120,918	100%	100%
文具類	文具類			161,683	161,683	100%	100%
機器類	机		3,136	3,136	100%	100%	
	椅子		5,662	5,662	100%	100%	
	棚		771	771	100%	100%	
制服等	制服		12,387	12,387	100%	100%	
	作業服		7,763	7,763	100%	100%	
	旗・のぼり		3,780	3,780	100%	100%	
資材	再生加熱アスファルト混合物		603	603	100%	100%	
	再生骨材		1,064	1,064	100%	100%	
	プレキャストコンクリート製品		839	839	100%	100%	
OA機器	パソコン、プリンタ、ファクシミリ		2,771	2,771	100%	100%	
家電製品	冷蔵庫、テレビ、エアコン、電子レンジ		484	484	100%	100%	
自動車	自動車(特殊車両を除く)		45	45	100%	100%	
役務	印刷		3,942	3,942	100%	100%	
	OA機器のリース		554	554	100%	100%	
	自動車のリース		89	89	100%	100%	
	イベント		9	9	100%	100%	
	電子マニフェスト		408	408	100%	100%	

(2)岡山県エコ製品品目別認定件数

(平成24年3月31日現在)

品 目		認定 件数	備 考
文具等 6件	ひも	1	古紙を使用した紙ひも
	バッグ	3	残布を使用したバッグ
	母子手帳ケース	2	残布を使用した母子手帳ケース
制服等 66件	学生服関連	22	再生P E T樹脂を使用した製品(学生服、ズボン、スカート、シャツ、ブラウスなど)
	作業服	36	再生P E T樹脂を使用した製品
	制服	6	再生P E T樹脂を使用した製品
	レインコート	1	再生P E T樹脂を使用した製品
	作業用手袋	1	再生P E T綿を使用した製品
資 材	再生加熱アスファルト混合物	33	アスファルト・コンクリート塊などから製造された道路の舗装用資材
	再生骨材	65	コンクリート塊等から製造された資材(再生砕石、再生砂、再生割栗石)
	高炉スラグ骨材	1	高炉スラグを使用したコンクリート用骨材
	プレキャストコンクリート製品	122	高炉スラグ等を使用した資材 <ul style="list-style-type: none"> ・落ちふた式U形側溝本体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15件 ・落ちふた式U形側溝ふた・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16件 ・歩車道境界ブロック・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10件 ・地先境界ブロック・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10件 ・積みブロック・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11件 ・大型積みブロック(π型ブロック)・・・・・・・・・・・・・・・・ 8件 ・鉄筋コンクリート芝台ブロック・・・・・・・・・・・・・・・・ 6件 ・鉄筋コンクリート側溝ふた・・・・・・・・・・・・・・・・ 10件 ・鉄筋コンクリート角フリューム・・・・・・・・・・・・・・・・ 11件 ・鉄筋コンクリート等厚側溝・・・・・・・・・・・・・・・・ 9件 ・鉄筋コンクリート水路用L型(勾配1:02型)・・・・・・・・ 3件 ・鉄筋コンクリート水路用L型(直立型)・・・・・・・・ 4件 ・鉄筋コンクリート大型フリューム・・・・・・・・・・・・・・・・ 6件 ・鉄筋コンクリート組立水路・・・・・・・・・・・・・・・・ 3件
	改良土	21	建設工事に伴い副次的に発生する建設発生土・建設汚泥を原材料として製造された資材
	再生処理土	5	建設工事に伴い副次的に発生する建設汚泥を原材料として製造された資材
	流動化処理土	1	建設工事に伴い副次的に発生する建設汚泥を原材料として製造された資材
	レディーミクストコンクリート	3	原材料の一部に高炉スラグを使用した資材
	鉄鋼スラグ混入路盤材	1	高炉スラグを使用した資材(上層路盤材)
	溶融スラグ	1	一般廃棄物、一般廃棄物焼却灰等の溶融固化物を使用した資材
	石炭灰(クリンカアッシュ)	1	石炭の燃え殻を使用した資材
	鉄鋼スラグ水和固化体	2	製鋼スラグ、高炉スラグ微粉末等を使用した資材
	土工用水砕スラグ資材	1	高炉水砕スラグを使用した資材
	地盤改良用製鋼スラグ資材	1	製鋼スラグを使用した地盤改良用等資材
	採石廃土等再生資材	1	採石場から発生する廃土等を利用した資材
	景観用資材	3	木材(檜材)を使用した資材
	植生シート・マット	5	間伐材を使用した資材
	緑化基盤材	18	樹皮、伐採木等を使用した資材
	たい肥	4	樹皮、枝葉等を使用した資材
	工業汚泥発酵肥料	1	食物残さ、食品汚泥等を使用した製品
	下水汚泥発酵肥料	1	下水汚泥、木材チップを使用した製品
	混合石灰肥料	1	石灰質肥料に石灰ケーキを混合した製品
	浄水ケーキ	5	浄水スラッジを使用した資材(園芸用土)

品 目		認定 件数	備 考
資 材	擬木	3	廃プラスチックを使用した資材(柵、角材等)
	植木ばち・プランター・育苗箱	1	再生PET繊維を使用した資材
	土壌改良材	1	原材料の一部に高炉スラグを使用した資材
	有機質被覆材	6	樹皮、枝葉等を使用した資材
	レンガ・ブロック等	6	焼成品1件：汚泥等を使用した資材(れんが) 常温生成品4件：廃タイヤ等を使用した資材(車止め、防草マット、透水性舗装材等)
	木材・建築用等資材	1	間伐材を使用した資材(台形集成材)
	その他資材	2	フライアッシュ(石炭灰)や廃木材等を使用した資材
	フローリング	4	コルク粒等を使用した資材(床材)
	屋上緑化基盤材	1	浄水ケーキを使用した資材
	壁面緑化基盤材	2	浄水ケーキや再生骨材を使用した資材
	景観舗装材	2	溶融スラグを使用した資材
その他	その他紙製品	2	古紙を使用した家畜用敷料、充填材(枕の中身)等
	食品用器具・容器包装	4	再生ポリエチレン樹脂を使用した再生品(食品トレイ等)
	測量・境界杭	1	再生プラスチックを使用した再生品
	梱包材	2	廃プラスチックを使用したひも 古紙を使用した段ボール・段ボール箱
	ブルーシート	1	再生ポリエチレンを使用した製品
	炭化製品	2	廃木材等を使用した製品(炭、床下調湿材)
	石灰系製品	1	石灰と無機性汚泥を混合した製品
	魚礁	1	餌料培養基質にかき殻を使用した製品
	視線誘導標	1	支柱に間伐材を使用した製品
	畳	1	畳床に古紙、廃木材を使用した製品
	畳縁	2	再生PET樹脂を使用した製品
	ごみ袋等	4	再生プラスチック等を使用した製品
	その他製品	3	廃木材を使用した製品
	計		423

(3) 岡山県エコ製品事業者別一覧

(平成24年3月31日現在)

区分	事業者名	件数	製造加工場所在地	製品	循環資源	
文具類 6件	早瀬工業(株)	1	津山市	エコロープ	古紙パルプ	
	㈱ニイヨンイチ	5	倉敷市	デニムエコバッグ、マタニティーケース	残布	
制服・作業服等 6件	明石被服興業(株)	35	倉敷市	学生服関連(富士ヨット、富士ヨットフレンドシップ) 作業服(ファインスター、ステラベルジェ・テンダーほか)	再生PET樹脂	
	大川被服(株)	17	倉敷市	作業服(ダイリキ フリーフォームペットボトルリサイ クルシリーズ、ダイリキ カンサイ)	再生PET樹脂	
	ヤマメン(株)	5	井原市	作業服(アフターペットアイドルボーイ)	再生PET樹脂	
	倉敷製帽(株)	1	倉敷市	帽子(ビーバーズエココレクション)	再生PET樹脂	
	興和商事(株)	7	真庭市、 岡山市	事務用制服(ダルトンエコシリーズ)、 レインコート(グリーンレインスーツ)	再生PET樹脂	
	㈱馬場足手店	1	倉敷市	作業手袋(ペットハンズ)	PET再生綿	
各種資材	再生加熱 アスファルト 混合物	大林道路(株)・㈱吉田組 共同 企業体 備前アスコン	1	備前市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、 再生密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		㈱吉田組・大林道路(株)・蜂谷工業 (株) 共同企業体 真庭アスコン	1	真庭市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、 再生密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		㈱吉田組 岡山合材所	1	岡山市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、 再生密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		日本道路(株) 岡山合材セン ター	1	岡山市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、 再生密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		日本道路(株) 岡山中央合材 センター	1	岡山市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、 再生密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		前田道路(株) 倉敷合材工場	1	倉敷市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、 再生密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		世紀東急工業(株)・鹿島道路(株) 共同企業体 倉敷アスコン	1	倉敷市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、 再生密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		㈱NIPPPO 岡山統括事 業所	1	美咲町	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、 再生密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		㈱NIPPPO 岡山統括事 業所	1	高梁市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、 再生密粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		㈱西山組	1	赤磐市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、 再生密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		井笠アスコン(株)	1	笠岡市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、 再生密粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		ニューロード(株)	1	倉敷市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、 再生密粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		杉岡建設(株)・東亜道路工業(株) 共同企業体 新見アスコン	1	新見市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、 再生密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		大成ロテック(株) 津山合材 工場	1	津山市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、 再生密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		㈱ガイアートT・K 新見 営業所	1	新見市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、 再生密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		東亜道路工業(株)・大林道路(株) 共同企業体 吉備アスコン	1	岡山市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、 再生密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		㈱まつもとコーポレーシ ョン・田村建設(株) 共同企 業体 まつもとアスコン	1	美作市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、 再生密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		岡山アスコン(株)	2	岡山市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、 再生密粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		㈱石部商店 総社アスコン	1	総社市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、 再生密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コン クリート塊
		日本道路(株) 岡山合材セン ター	1	岡山市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、 再生密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コンクリート塊、一 般廃棄物溶融スラグ
東亜道路工業(株)・大林道路(株) 共同企業体 吉備アスコン	1	岡山市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、 再生密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コンクリート塊、一 般廃棄物溶融スラグ		
岡山アスコン(株)	2	岡山市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、 再生密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コンクリート塊、一 般廃棄物溶融スラグ		

資料編(3 循環型社会の形成関係)

区分	事業者名	件数	製造加工場所在地	製品	循環資源	
再生加熱アスファルト混合物	株式会社 岡山合材所	1	岡山市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コンクリート塊、一般廃棄物溶融スラグ	
	大林道路(株)・株式会社 備前アスコン	1	備前市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コンクリート塊、一般廃棄物溶融スラグ	
	日本道路(株) 岡山中央合材センター	1	岡山市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コンクリート塊、一般廃棄物溶融スラグ	
	前田道路(株) 倉敷合材工場	1	倉敷市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生密粒度アスコン	アスファルト・コンクリート塊、一般廃棄物溶融スラグ	
	ニューロード(株)	1	倉敷市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コンクリート塊、一般廃棄物溶融スラグ	
	世紀東急工業(株)・鹿島道路(株) 共同企業体 倉敷アスコン	1	倉敷市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生密粒度アスコン	アスファルト・コンクリート塊、一般廃棄物溶融スラグ	
	株式会社 NIPPON 岡山統括事業所	1	高梁市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コンクリート塊、一般廃棄物溶融スラグ	
	井笠アスコン(株)	1	笠岡市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コンクリート塊、一般廃棄物溶融スラグ	
	株式会社 石部商店 総社アスコン	1	総社市	再生アスファルト安定処理、再生粗粒度アスコン、再生密粒度アスコン、再生細粒度アスコン	アスファルト・コンクリート塊、一般廃棄物溶融スラグ	
	各種資材	木林 勉	1	玉野市	再生砕石(RC-40)、再生砂	コンクリート塊等
		田村砕石工業(株)	1	岡山市	再生砕石(RC-30、40)、再生砂	コンクリート塊等
		㈱御津砕石工業所	1	岡山市	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等
		第一建設(株)	1	岡山市	再生砕石(RC-40)	コンクリート塊等
		株式会社 石原工務店	1	瀬戸内市	再生砕石(RC-40)、再生砂、再生割栗石	コンクリート塊等
		大林道路(株)・株式会社 備前アスコン	1	備前市	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等
		株式会社 ヒオカ砕石鉱業所	1	赤磐市	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等
		株式会社 岡岡建設	1	赤磐市	再生砕石(RC-40)	コンクリート塊等
		丸紅産業(株)	1	赤磐市	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等
		㈱シバタ組	1	和気町	再生砕石(RC-40)	コンクリート塊等
		株式会社 金池産業	1	総社市	再生砕石(RC-30、40)、再生砂	コンクリート塊等
		新成建材(株)	1	総社市	再生砕石(RC-30、40)、再生砂	コンクリート塊等
		吉田建材(株)	1	倉敷市	再生砕石(RC-30、40)、再生砂	コンクリート塊等
		株式会社 松浦組	1	笠岡市	再生砕石(RC-30、40)、再生砂	コンクリート塊等
		井原砕石(株)	1	井原市	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等
		㈱藤充建設工業	1	井原市	再生砕石(RC-30、40)、再生砂	コンクリート塊等
		株式会社 三好組	1	井原市	再生砕石(RC-40)	コンクリート塊等
		坂川建設鉱業(株)	1	井原市	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等
		落合砕石(株)	1	真庭市	再生砕石(RC-30、40)、再生砂	コンクリート塊等
		株式会社 杉岡建設	1	新見市	再生砕石(RC-40)	コンクリート塊等
		株式会社 ガーアートT・K 新見再生骨材工場	1	新見市	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等
		㈱真庭環境クリエート	1	真庭市	再生砕石(RC-30、40)、再生砂	コンクリート塊等
		竹籐建設(株)	1	真庭市	再生砕石(RC-30、40)、再生砂	コンクリート塊等
		株式会社 ツヤマ殖産	1	真庭市	再生砕石(RC-40)、再生砂	コンクリート塊等
㈱三谷建設		1	津山市	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等	
株式会社 近藤組		1	津山市	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等	
株式会社 森脇興業		1	美咲町	再生砕石(RC-40)	コンクリート塊等	
坂田砕石工業(株)		2	久米南町	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等	
杉山砕石工業(株)		1	久米南町	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等	
株式会社 加藤興業		1	久米南町	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等	
海邊建設(株)		1	津山市	再生砕石(RC-40)	コンクリート塊等	
中野開発(株)		1	岡山市	再生砕石(RC-30、40)、再生砂	コンクリート塊等	
株式会社 誠実興業		1	岡山市	再生砕石(RC-40)	コンクリート塊等	
エスエス日進(株)	1	岡山市	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等		
シー・シー・エス岡山(株)	1	岡山市	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等		
株式会社 ヨシハラ機工	1	岡山市	再生砕石(RC-30、40)、再生砂、再生割栗石	コンクリート塊等		
南備建設(株)	1	岡山市	再生砕石(RC-30、40)、再生砂、再生割栗石	コンクリート塊等		
㈱片岡久工務店	1	岡山市	再生砕石(RC-40)、再生砂	コンクリート塊等		
株式会社 藤クリーン	1	岡山市	再生砕石(RC-30、40)、再生砂	コンクリート塊等		

区分	事業者名	件数	製造加工場所在地	製品	循環資源	
各種資材	再生骨材	JFEミネラル㈱ 倉敷製造所	1 倉敷市	鉄鋼スラグ再生路盤材(RC-40)	鉄鋼スラグ、コンクリート塊等	
		倉敷企業合資会社	1 倉敷市	再生砕石(RC-30、40)、再生砂、再生割栗石	コンクリート塊等	
		㈱トーヨー商事	1 倉敷市	再生砕石(RC-30、40)、再生砂、再生割栗石	コンクリート塊等	
		瀬戸内工業㈱	1 倉敷市	再生砕石(RC-30、40)、再生砂、再生割栗石	コンクリート塊等	
		前田道路㈱ 倉敷合材工場	1 倉敷市	再生砕石(RC-40)	コンクリート塊等	
		(有)第一砂利	1 倉敷市	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等	
		山陽興産㈱	1 高梁市	再生砕石(RC-40)	コンクリート塊等	
		㈱石部商店	1 総社市	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等	
		㈱西日本アチューマックリー	1 岡山市	再生砕石(RC-40)、再生砂	建設汚泥再生処理の過程で生ずる再生骨材等	
		岡山県北部砕石事業協同組合	1 美作市	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等	
		㈱美頭興産	1 岡山市	再生砕石(RC-40)(移動式施設にて製造)	コンクリート塊等	
		東洋砕石工業㈱	1 倉敷市	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等	
		野田商事運輸㈱	1 高梁市	再生砕石(RC-30、40)、再生割栗石	コンクリート塊等	
		巴建設㈱	1 津山市	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等	
		南備建設(有)	1 岡山市	再生砂	熔融スラグ	
		(有)双葉興業	1 吉備中央町	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等	
		瀬戸興業㈱	1 倉敷市	再生砕石(RC-40)、再生砂、再生割栗石	コンクリート塊等	
		世紀東急工業㈱・鹿島道路㈱ 共同企業体 倉敷アスコン	1 倉敷市	再生砕石(RC-40)	コンクリート塊等	
		㈱佐藤砕石	1 勝央町	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等	
		エヌエス日進㈱	1 岡山市	再生砕石(RC-40)(移動式施設にて製造)	コンクリート塊等	
		㈱高谷建設	1 倉敷市	再生砕石(RC-40)	コンクリート塊等	
		㈱高谷建設	1 倉敷市	再生砕石(RC-40)(移動式施設にて製造)	コンクリート塊等	
		㈱まつもとコーポレーション	1 美咲町	再生砕石(RC-30、40)	コンクリート塊等	
		岡山アスコン㈱	1 岡山市	再生砕石(RC-40)	コンクリート塊等	
		岡山アスコン㈱	1 瀬戸内市	再生砕石(RC-40)	コンクリート塊等	
		高炉スラグ骨材 1件	JFEミネラル㈱ 倉敷製造所	1 倉敷市	高炉スラグ細骨材(BFS1.2)	高炉スラグ
		プレキャストコンクリート製品	ランダス㈱	16 真庭市ほか	落ちふた式U形側溝、歩車道境界ブロック、積みブロック、大型積みブロック(π型ブロック)、鉄筋コンクリート芝台ブロックほか	高炉スラグ
			岡山県ブロック工業㈱	7 真庭市	落ちふた式U形側溝、積みブロック、大型積みブロック(π型ブロック)、鉄筋コンクリート側溝ふたほか	高炉スラグ
岡山コンクリート工業㈱	26 赤磐市ほか		落ちふた式U形側溝、歩車道境界ブロック、鉄筋コンクリート芝台ブロック、鉄筋コンクリート水路用L型ほか	高炉スラグ		
光陽コンクリート工業㈱	8 真庭市		落ちふた式U形側溝、歩車道境界ブロック、積みブロック、鉄筋コンクリート等厚側溝ほか	高炉スラグ		
㈱サイコン	10 岡山市		落ちふた式U形側溝、大型積みブロック(π型ブロック)、鉄筋コンクリート芝台ブロック、鉄筋コンクリート側溝ふたほか	高炉スラグ		
山陽コンクリート工業㈱	7 備前市		落ちふた式U形側溝、歩車道境界ブロック、鉄筋コンクリート側溝ふた、鉄筋コンクリート角フリュームほか	高炉スラグ		
大一コンクリート㈱	7 岡山市ほか		落ちふた式U形側溝、歩車道境界ブロック、積みブロック、大型積みブロック(π型ブロック)、鉄筋コンクリート側溝ふた、ほか	高炉スラグ		
大和クレス㈱	15 瀬戸内市ほか		落ちふた式U形側溝、歩車道境界ブロック、大型積みブロック(π型ブロック)、鉄筋コンクリート水路用L型、鉄筋コンクリート大型フリュームほか	高炉スラグ		
日本興業㈱	7 総社市		落ちふた式U形側溝、歩車道境界ブロック、鉄筋コンクリート側溝ふた、鉄筋コンクリート角フリュームほか	高炉スラグ		
㈱光田建材店	6 岡山市		落ちふた式U形側溝、歩車道境界ブロック、鉄筋コンクリート側溝ふた、鉄筋コンクリート角フリュームほか	高炉スラグ		
(有)吉井ブロック工業	1 赤磐市		積みブロック	高炉スラグ		
(有)豊和コンクリート	3 和気町		落ちふた式U形側溝、鉄筋コンクリート芝台ブロック	高炉スラグ		
八王寺工業㈱	1 倉敷市		積みブロック	戻り生コン		
ヒカリブロック工業㈱	1 吉備中央町		積みブロック	高炉スラグ		

区分	事業者名	件数	製造加工場所在地	製品	循環資源	
プレキャストコンクリート製品	三栄コンクリート工業(株)	5	新見市	落ちふた式U形側溝、積みブロック、鉄筋コンクリート等厚側溝ほか	高炉スラグ	
	1 2 2 件	瀬戸内コンクリート(株)	1	倉敷市	積みブロック	高炉スラグ
改良土	南備建設(有)	1	岡山市	改良土	建設発生土	
	(株)暁工業	1	岡山市	改良土	建設発生土	
	中野開発(株)	1	岡山市	改良土	建設発生土、建設汚泥	
	(有)片岡久工務店	1	岡山市	改良土	建設発生土	
	(有)東部リサイクルセンター	1	岡山市	改良土	建設発生土	
	(株)ヨシハラ機工	1	岡山市	改良土	建設発生土、建設汚泥	
	(株)ヒオカ砕石磁業所	1	岡山市	改良土	建設発生土	
	(株)竹内組	1	岡山市	改良土	建設発生土	
	(株)トーヨー商事	1	倉敷市	改良土	建設発生土、建設汚泥	
	(有)ワールド吉備路	1	総社市	改良土	建設発生土	
	(株)松浦組	2	笠岡市ほか	改良土	建設発生土、建設汚泥	
	新力(株)	1	岡山市	改良土	建設発生土	
	矢吹海運(有)	1	岡山市	改良土	建設発生土、建設汚泥	
	田村砕石工業(株)	1	岡山市	改良土	建設発生土	
	東洋建設工業(株)	1	岡山市	改良土	建設発生土	
	森泉建設(株)	1	岡山市	改良土	建設発生土	
	(株)近藤建運	1	倉敷市	改良土	建設発生土	
	森泉建設(株)	1	岡山市	改良土	建設発生土、建設汚泥	
	吉田建材(株)	1	倉敷市	改良土	建設発生土	
	2 1 件	新成建材(株)	1	総社市	改良土	建設発生土
	再生処理土	(株)太陽マテリアル	1	岡山市	再生処理土	建設汚泥
		(株)アートコーポレーション	1	岡山市	再生処理土(移動式施設にて製造)	建設汚泥
		藤クリーン(株)	1	岡山市	再生処理土	建設汚泥
(株)アートコーポレーション		1	岡山市	再生処理土	建設汚泥	
(株)西日本アチューマツクリー		1	岡山市	再生処理土	建設汚泥	
5 件						
流動化処理土	(株)西日本アチューマツクリー	1	岡山市	流動化処理土	建設汚泥	
1 件						
レディミクストコンクリート	ヒカリコンクリート(株)	1	岡山市	普通コンクリート	高炉スラグ	
	ヒカリコンクリート(株)	1	岡山市	舗装コンクリート	高炉スラグ	
	ヒカリコンクリート(株)	1	岡山市	軽量コンクリート	高炉スラグ	
3 件						
その他資材	J F E ミネラル(株) 倉敷製造所	1	倉敷市	鉄鋼スラグ路盤材	高炉スラグ	
	水島エコワークス(株)	1	倉敷市	エコスラグ	一般廃棄物等	
	(株)エネルギー・エコ・マテリア	1	倉敷市	ライトサンド	石炭灰(燃え殻)	
	ランダス(株)	1	倉敷市	鉄鋼スラグブロック	製鋼スラグ	
	J F E スチール(株) 西日本製鉄所	1	倉敷市	フロンティアストーン、フロンティアロック	製鋼スラグ	
	J F E ミネラル(株) 倉敷製造所	1	倉敷市	土工用水砕スラグ	高炉水砕スラグ	
	J F E ミネラル(株) 倉敷製造所	1	倉敷市	地盤改良用製鋼スラグ	製鋼スラグ	
	(有)成羽砂利	1	高梁市	ボールサンド	砕石微粉末	
	ランダス(株)	3	真庭市	景観用資材(木片ブロック、木片プランターほか)	ヒノキ木片	
	日本植生(株)	5	津山市	植生シート、植生マット(グリーンフォーマット、森樹郎マットほか)	間伐材	
	栄輝工営(株)	1	岡山市	緑化基盤材(E I Kソイル)	樹皮等	
	不二道路工業(株)	1	岡山市	緑化基盤材(フジソイル)	樹皮等	
	中村建設(株)	1	岡山市	緑化基盤材(NKソイル)	樹皮等	
	(株)森産業	1	岡山市	緑化基盤材(MSソイル)	樹皮等	
	松尾工業(株)	1	岡山市	緑化基盤材(ソイルアップ3号)	樹皮等	
	日本植生(株)	1	岡山市	緑化基盤材(ソイルファクターe)	樹皮等	
	藤田興業(株)	1	岡山市	緑化基盤材(F U J I T Aソイル)	樹皮等	
	(株)田村工務店	1	岡山市	緑化基盤材(HMソイル)	樹皮等	
	(株)佐野組	1	高梁市	緑化基盤材(S Gソイル)	樹皮等	

区分	事業者名	件数	製造加工場所在地	製品	循環資源			
各種資材	その他資材	アサヒ防災工事㈱	1	高梁市	緑化基盤材(ACソイル)	樹皮等		
		アマノ企業㈱ 岡山営業所	1	久米南町	緑化基盤材(ハエルドー)	伐採木等		
		津山グリーン建設工業㈱	1	久米南町	緑化基盤材(TGソイル1号)	伐採木等		
		日本緑研㈱	1	久米南町	緑化基盤材(トチコエールミックス)	伐採木等		
		(有)瀬戸内興商	1	久米南町	緑化基盤材(トップパークミックス)	伐採木等		
		大王産業㈱	1	久米南町	緑化基盤材(ダイオーソイル)	伐採木等		
		(株)田中建設工業所	1	久米南町	緑化基盤材(TKソイルグッド)	伐採木等		
		(株)日本資源開発社	1	岡山市	緑化基盤材(サイクルソイル)	樹皮・伐採木等		
		富士見工業㈱	1	岡山市	緑化基盤材(フジミソイル5号)	樹皮・伐採木等		
		タマタイ産業㈱	3	岡山市	たい肥(タマタイパーク堆肥ほか)	樹皮、枝葉		
		(株)白滝有機産業	1	美作市	たい肥(パイオ有機)	食品残さ、剪定枝等		
		(株)オーガニック	1	吉備中央町	工業汚泥を用いた汚泥発酵肥料(オーガニック・パーク)	食品汚泥、食物残さ等		
		クリーン発酵㈱	1	真庭市	下水汚泥を用いた汚泥発酵資材(クリーンユーク)	下水汚泥、木材チップ等		
		鈴木工業㈱	1	新見市	石灰ケーキを用いた混合石灰肥料(エコライム)	石灰ケーキ		
		岡山県企業局	1	倉敷市	浄水ケーキ(園芸用土)	浄水スラッジ		
		岡山県南部水道企業団	1	倉敷市	浄水ケーキ(園芸用土)	浄水スラッジ		
		岡山市水道局	3	岡山市	脱水ケーキ、天日ケーキ(園芸用土)	浄水スラッジ		
		東快産業㈱	3	岡山市	擬木(プラスチック擬木ほか)	廃プラスチック		
		(株)アマキ	1	倉敷市	植木ばち(キャット型クロスボット)	再生PET繊維		
		米田産業㈱	1	備前市	土壌改良材(マイルドフミン)	高炉スラッグ等		
		(株)日本資源開発社	1	岡山市	有機質被覆材(NSKマルチパーク)	樹皮等		
		タマタイ産業㈱	4	岡山市	有機質被覆材(マルチゴールドほか)	樹皮、枝葉		
		(株)山都屋	1	岡山市	有機質被覆材(リサイクルマルチ)	伐採木、枝葉		
		三石耐火煉瓦㈱	1	備前市	れんが・ブロック(黄福レンガ)	陶磁器屑、汚泥		
		三石耐火煉瓦㈱	1	備前市	れんが・ブロック(RASHIX)	陶磁器屑		
		日進ゴム㈱	4	岡山市	れんが・ブロック(エコロック、透水性ゴムマットほか)	廃タイヤ等		
		津山国産材加工協同組合	1	津山市	台形集成材	間伐材		
		(株)富士テック	1	勝央町	浸食防止材(アルファグリーン)	フライアッシュ(石炭灰)		
		守屋園芸	1	浅口市	つい立て	廃木材等		
		内山工業㈱ 岡山第一工場	4	岡山市	フローリング(アレキコルクほか)	コルク粒等		
		みのる産業㈱	1	赤磐市	屋上緑化基盤材(エクセルソイル緑化基盤材GB-R)	浄水ケーキ		
		みのる産業㈱	1	赤磐市	壁面緑化基盤材(エクセルソイル緑化基盤材カベルデR)	浄水ケーキ		
		八王寺工業㈱	1	倉敷市	アースエコブロック	再生粗骨材、再生細骨材		
		花田技研工業㈱	1	美作市	景観舗装材(グランドソイル)	熔融スラッグ		
		花田技研工業㈱	1	美作市	景観舗装材(グランドソイル ゴムチップ)	熔融スラッグ、リサイクルゴムチップ		
		その他	75件	明和製紙原料㈱	1	岡山市	家畜用敷料(あんしん君)	古紙
				(有)藤商	1	岡山市	枕の中身(ペーパーボール 充填材)	古紙
				(株)エフビコ	1	笠岡市	食品トレイ(エコトレイ)	トレイ
				ダイセルノバフォーム㈱	3	津山市	果物用緩衝材(ノバキャップ・エコほか)	再生ポリエチレン樹脂
				(株)リプロ	1	岡山市	境界杭(デルタシリーズ、カールイシリーズ)	廃プラスチック
				丸三化学工業㈱	1	倉敷市	梱包用バンド	廃プラスチック
				(株)キョードー	1	岡山市	段ボール、段ボール箱	古紙
萩原工業㈱	1			倉敷市	ブルーシート(エコ・ファミリーシート)	再生ポリエチレン		
(株)日本リサイクルマネジメント倉敷事業所	1			倉敷市	炭化製品(リバーエコ炭)	RDF(一般廃棄物固形燃料)		
浅口市	1			浅口市	炭化製品	植木剪定枝		
鈴木工業㈱	1			新見市	工業用石灰代替品(エコライムR特号ほか)	無機性汚泥		
山陽ロード工業㈱	1			津山市	視線誘導標(ウッドデリR)	間伐材(支柱部分)		
海洋建設㈱	1			玉野市	魚礁(JFシェルナース)	カキ殻等貝殻		
(株)ライフネット難波	1			倉敷市	畳	古紙、廃木材		
高田織物㈱	2			倉敷市	畳縁(エコフッチ、香々里)	再生PET樹脂		
(株)猿川	2			岡山市	ごみ袋	再生プラスチック		
ワタナベ工業㈱	1			総社市	新聞雑誌整理袋	再生ポリエチレン		
ワタナベ工業㈱	1			総社市	ごみ袋(U-45、U-70、U-90)	再生ポリエチレン		
(株)アカセ木工	3			里庄町	ワイドトレイほか	廃木材		
計	170事業者			423				

(4) 岡山エコ事業所一覧

平成24年3月31日現在

区分		事業所名	所在地	取組みの概要
ゼロエミッション 事業所	1	明石被服興業㈱	倉敷市児島田の口	I S O 14001の取得による環境管理システムの構築、廃棄物の排出抑制・再資源化の実施等
	2	㈱アカセ木工	浅口郡里庄町新庄	〃
	3	㈱石原パッキング工業	岡山市東区上道北方	〃
	4	㈱エフビコ 笠岡工場	笠岡市用之江	〃
	5	岡山大建工業㈱	岡山市南区海岸通	〃
	6	㈱岡山村田製作所	瀬戸内市邑久町福元	〃
	7	㈱キョードー	岡山市東区穴廿	〃
	8	キリンビール㈱ 岡山工場	岡山市東区瀬戸町万富	〃
	9	㈱クラレ 岡山事業所	岡山市南区海岸通	〃
	10	㈱クラレ 倉敷事業所	倉敷市玉島乙島	〃
	11	グンゼ㈱ アパレルカンパニー インナーウェア事業本部 久世工場	真庭市久世	〃
	12	コアテック㈱	総社市赤浜	〃
	13	サラヤ㈱ 岡山営業所	岡山市北区下中野	〃
	14	サンケイ瀬戸内印刷㈱ 岡山支店	岡山市南区妹尾	〃
	15	シービー化成㈱	井原市東江原町	〃
	16	シャープタカヤ電子工業㈱	浅口郡里庄町里見	〃
	17	勝英電機㈱	美作市笹岡	〃
	18	摂津金属工業㈱ 作東工場	美作市土居	〃
	19	セロリー㈱	岡山市南区藤田	〃
	20	大正製薬㈱ 岡山工場	勝田郡勝央町太平台	〃
	21	ダイセルノバフォーム㈱ 岡山工場	津山市草加部	〃
	22	ダイヤ工業㈱	岡山市南区大福	〃
	23	大和ハウス工業㈱ 岡山工場	赤磐市多賀	〃
	24	立花容器㈱ 玉島工場成形課	倉敷市玉島勇崎	〃
	25	立花容器㈱ 玉島工場木製課	倉敷市玉島柏島	〃
	26	立花容器㈱ 本社工場	小田郡矢掛町浅海	〃
	27	中央化学㈱ 岡山工場	美作市北山	〃
	28	中四国セキスイハイム工業㈱ 本社工場	岡山市東区古都宿	〃
	29	中四国セキスイハイム工業㈱ 九幡工場	岡山市東区九幡	〃
	30	中国電力㈱ 岡山電力所	岡山市南区福成	〃
	31	テクノエフアンドシー㈱ 岡山工場	備前市香登本	〃
	32	㈱永谷園 岡山工場	岡山市東区九幡	〃
	33	西日本三菱自動車販売㈱ 岡山支店	岡山市北区今	〃
	34	日清オイリオグループ㈱ 水島工場	倉敷市水島海岸通	〃
	35	日本ペイント㈱ 岡山工場	勝田郡勝央町太平台	〃
	36	パナソニック㈱ A V Cネットワークス社 グローバルマニュファクチャリングセンター	岡山市東区東平島	〃
	37	パナソニック㈱ A V Cネットワークス社 メディアビジネスユニット 津山工場	津山市草加部	〃
	38	光軽金属工業㈱	岡山市東区瀬戸町江尻	〃
	39	平林金属㈱ HIRAKINリサイクルファーム御津	岡山市北区御津高津	〃
	40	ヒルタ工業㈱ 本社・笠岡工場	笠岡市茂平	〃
	41	ヒルタ工業㈱ 吉備工場	総社市久代	〃
	42	ヒルタ工業㈱ 総社工場	総社市井尻野	〃
	43	㈱北陽商会	新見市新見	〃
	44	丸五ゴム工業㈱ 本社及び本社工場	倉敷市上富井	〃
	45	丸五ゴム工業㈱ 矢掛工場	小田郡矢掛町東川面	〃
	46	水島工業㈱	倉敷市水島高砂町	〃
	47	㈱メイト	和气郡和气町佐伯	〃
	48	矢崎部品㈱ 新見工場	新見市西方	〃
	49	山一工業㈱	新見市高尾	〃
	50	㈱湯山製作所 岡山工場	勝田郡奈義町柿	〃
	51	㈱リオラ 岡山工場・㈱ユノス 瀬戸工場	岡山市東区瀬戸町肩脊	〃
	(52事業所)	52	ローム・ワコー㈱	笠岡市富岡

区分		事業所名	所在地	取組みの概要
一般事業所	1	アイカ工業㈱	岡山市北区今	I S O 14001の取得による環境管理システムの構築、グリーン調達の実施等
	2	アイサワ工業㈱ 本店	岡山市北区表町	〃
	3	明石被服興業㈱	倉敷市児島田の口	〃
	4	㈱浅田自動車	倉敷市児島味野	〃
	5	旭テクノプラント㈱ 本社	倉敷市新田	〃
	6	アール空調システムズ㈱	岡山市北区横井上	〃
	7	井上電機㈱	岡山市中区倉富	〃
	8	㈱エコビット	岡山市東区九幡	〃
	9	N E C システムテクノロジー㈱ 岡山事業所	岡山市北区大内田	〃
	10	岡山日野自動車㈱ 本社・岡山西支店	岡山市北区久米	〃
	11	㈱岡山村田製作所	瀬戸内市邑久町福元	〃
	12	㈱クラレ 岡山事業所	岡山市南区海岸通	〃
	13	グンゼ㈱ アパレルカンパニー インナーウェア事業本部 久世工場	真庭市久世	〃
	14	㈱こうもと自動車	美作市朽木	〃
	15	サラヤ㈱ 岡山営業所	岡山市北区下中野	〃
	16	山陽技研㈱	岡山市北区青江	〃
	17	山陽電研㈱	岡山市中区乙多見	〃
	18	シャープタカヤ電子工業㈱	浅口郡里庄町里見	〃
	19	生活協同組合おかやまコープ 藤田本部	岡山市南区藤田	〃
	20	生活協同組合おかやまコープ オルガ本部	岡山市北区奉還町	〃
	21	撰津金属工業㈱ 作東工場	美作市土居	〃
	22	大正製薬㈱ 岡山工場	勝田郡勝央町太平台	〃
	23	玉島信用金庫	倉敷市玉島	〃
	24	中国電力㈱ 岡山支社	岡山市北区内山下	〃
	25	津山工業原料㈱ 本社	津山市草加部	〃
	26	津山自動車興業㈱	津山市瓜生原	〃
	27	日本植生㈱ 本社	津山市高尾	〃
	28	日本植生㈱ 岡山事務所	岡山市北区横井上	〃
	29	日本植生㈱ 津山支店	津山市高尾	〃
	30	日本ペイント㈱ 岡山工場	勝田郡勝央町太平台	〃
	31	パナソニック㈱ A V C ネットワークス社 グローバルマニュファクチャリングセンター	岡山市東区東平島	〃
	32	パナソニック㈱ A V C ネットワークス社 メディアビジネスユニット 津山工場	津山市草加部	〃
	33	㈱備北オートセンター 本社	高梁市落合町阿部	〃
	34	フェニテックセミコンダクター㈱	井原市木之子町	〃
	35	㈱北陽商会	新見市新見	〃
	36	㈱真備自動車	倉敷市真備町川辺	〃
	37	㈱三浦自動車	倉敷市粒浦	〃
	38	森六自動車㈱	新見市新見	〃
	39	㈱リオス	岡山市中区藤崎	〃
	40	㈱両備エネシス ガスカンパニー 豊浜ガス事業所	岡山市南区豊浜町	〃
	41	㈱両備システムソリューションズ 本社	岡山市中区藤崎	〃
	42	両備住宅㈱	岡山市南区福富中	〃
	43	両備商事㈱	岡山市北区番町	〃
	44	㈱両備ヘルシーケア サン・オークス倉敷	倉敷市大島	〃
	45	両備ホールディングス㈱ 両備ストアカンパニー 両備生鮮センター	岡山市南区藤田	〃
	(46事業所)	46	両備ホールディングス㈱ 両備テクノカンパニー	岡山市南区西市

資料編(3 循環型社会の形成関係)

区分		事業所名	所在地	取組みの概要
小売店	1	阿新農業協同組合 Aコープあしん	新見市高尾	再生品の販売促進、容器包装の店頭回収、包装材の削減、レジ袋の削減等
	2	阿新農業協同組合 Aコープいしが	新見市石蟹	〃
	3	阿新農業協同組合 Aコープくさま	新見市草間	〃
	4	阿新農業協同組合 Aコープとよなが	新見市豊永佐伏	〃
	5	阿新農業協同組合 Aコープてった	新見市哲多町本郷	〃
	6	イオン 岡山店	岡山市北区青江	〃
	7	イオン 倉敷店	倉敷市水江	〃
	8	イオン 津山店	津山市河辺	〃
	9	イズミ ゆめタウン倉敷	倉敷市笹沖	〃
	10	イズミ ゆめタウン高梁	高梁市落合町阿部	〃
	11	イズミ ゆめタウン井原	井原市下出部町	〃
	12	イズミ ゆめタウン邑久	瀬戸内市邑久町尾張	〃
	13	イズミ ゆめタウン平島	岡山市東区東平島	〃
	14	イズミ 山陽店	赤磐市下市	〃
	15	イズミ ゆめタウン久世	真庭市惣	〃
	16	イズミ 美作店	美作市櫛原下	〃
	17	おかやまコープ コープ山陽	赤磐市下市	〃
	18	おかやまコープ コープ北畝	倉敷市北畝	〃
	19	おかやまコープ コープ倉敷北	倉敷市宮前	〃
	20	おかやまコープ コープ総社東	総社市総社	〃
	21	おかやまコープ コープ鴨方	浅口市鴨方町鴨方	〃
	22	おかやまコープ コープ大野辻	岡山市北区今	〃
	23	おかやまコープ コープ西大寺	岡山市東区西大寺上	〃
	24	おかやまコープ コープ東川原	岡山市中区東川原	〃
	25	おかやまコープ コープ築港	岡山市南区築港元町	〃
	26	おかやまコープ コープ大福	岡山市南区大福	〃
	27	おかやまコープ コープ林田	津山市林田	〃
	28	おかやまコープ コープ院庄	津山市院庄	〃
	29	キョーエイグループ キョーエイ本店	高梁市栄町	〃
	30	キョーエイグループ キョーエイ美袋店	総社市美袋	〃
	31	キョーエイグループ キョーエイ賀陽店	加賀郡吉備中央町上竹	〃
	32	キョーエイグループ ボルカ食品館	高梁市ボルカ通り	〃
	33	キョーエイグループ サンプラザ食品館	真庭市落合垂水	〃
	34	サークルK 岡山下中野本町店	岡山市北区下中野	〃
	35	ザ・ビッグ 平島店	岡山市東区東平島	〃
	36	ザ・ビッグ 奥田南店	岡山市北区奥田南町	〃
	37	ザ・ビッグ 連島店	倉敷市連島町鶴新田	〃
	38	ザ・ビッグ 笠岡店	笠岡市入江	〃
	39	ザ・ビッグ 鴨方店	浅口市鴨方町鴨方	〃
	40	ザ・ビッグ 倉敷店	倉敷市笹沖	〃
	41	サンストア サンパーク新見店	新見市正田	〃
	42	スーパータマヤ 宇野店	玉野市宇野	〃
	43	スーパータマヤ 東児店	玉野市東田井地	〃
	44	スーパータマヤ ニュータウン店	玉野市長尾	〃
	45	天満屋ハピータウン 原尾島店	岡山市中区原尾島	〃
	46	天満屋ハピータウン 児島店	倉敷市児島駅前	〃
	47	天満屋ハピータウン リブ総社店	総社市門田	〃
	48	天満屋ハピータウン 玉野店	玉野市宇野	〃
	49	天満屋ハピータウン 西大寺店	岡山市東区西大寺南	〃
	50	天満屋ハピータウン 岡南店	岡山市南区築港新町	〃
	51	天満屋ハピータウン 岡北店	岡山市北区中井町	〃
	52	天満屋ハピータウン 鴨方店	浅口市鴨方町六条院中	〃
	53	東久ストア 菰池店	倉敷市菰池	〃
	54	東久ストア 上の町店	倉敷市児島上の町	〃
	55	東久ストア 柳田店	倉敷市児島柳田町	〃
	56	東久ストア 中畦店	岡山市南区中畦	〃
	57	東久ストア 宇野店	玉野市宇野	〃
	58	ニシナ フードバスケット中島店	倉敷市中島	〃
	59	ニシナ フードバスケット堀南店	倉敷市堀南	〃
	60	ニシナ フードバスケット水島北店	倉敷市北畝	〃

区分		事業所名	所在地	取組みの概要
	61	ニシナ フードバスケット矢掛小田店	小田郡矢掛町小田	〃
	62	ニシナ フードバスケット笠岡店	笠岡市富岡	〃
	63	ニシナ フードバスケット児島下の町店	倉敷市児島下の町	〃
	64	ニシナ フードバスケット西阿知店	倉敷市西阿知町	〃
	65	ニシナ フードバスケット羽島店	倉敷市羽島	〃
	66	ニシナ フードバスケット南輝店	岡山市南区南輝	〃
	67	ニシナ フードバスケット中仙道店	岡山市北区中仙道	〃
	68	ニシナ フードバスケット三門店	岡山市北区西崎	〃
	69	ニシナ フードバスケット西大寺店	岡山市東区広谷	〃
	70	ニシナ フードバスケット玉野長尾店	玉野市長尾	〃
	71	ニシナ フードバスケット総社東店	総社市井手	〃
	72	ニシナ フードバスケット福島店	倉敷市福島	〃
	73	ニシナ フードバスケット真備店	倉敷市真備町川辺	〃
	74	ニシナ フードバスケット連島中央店	倉敷市連島中央	〃
	75	ニシナ フードバスケット児島柳田店	倉敷市児島柳田町	〃
	76	ニシナ フードバスケット中畝店	倉敷市中畝	〃
	77	ニシナ フードバスケット東畦店	岡山市南区東畦	〃
	78	ニシナ フードバスケット花尻店	岡山市北区花尻あかね町	〃
	79	ニシナ フードバスケット神田店	倉敷市神田	〃
	80	ハビーズ 泉田店	岡山市南区泉田	〃
	81	ハビーズ 岡輝店	岡山市北区奥田本町	〃
	82	ハビーズ 井原店	井原市西江原町	〃
	83	ハビーズ 卸センター店	岡山市北区間屋町	〃
	84	ハビーズ 笠岡美の浜店	笠岡市緑町	〃
	85	ハビーズ 岡山駅前店	岡山市北区駅前町	〃
	86	ハビーズ 大安寺店	岡山市北区野殿西町	〃
	87	ハビーズ 円山店	岡山市中区円山	〃
	88	ハビーズ 倉敷中島店	倉敷市中島	〃
	89	ハビーマート 赤坂店	赤磐市町苅田	〃
	90	ハビーマート 吉井店	赤磐市周匝	〃
	91	ハビーマート 和気店	和気郡和気町衣笠	〃
	92	ハビーマート 老松店	倉敷市老松町	〃
	93	ハビーマート 田の口店	倉敷市児島田の口	〃
	94	ハビーマート 総社溝口店	総社市溝口	〃
	95	ハビーマート 勝央店	勝田郡勝央町岡	〃
	96	ハビーマート 落合店	真庭市下方	〃
	97	ハビーマート 小田中店	津山市小田中	〃
	98	ハビーマート 東一宮店	津山市東一宮	〃
	99	ハビーマート 鏡野店	苫田郡鏡野町寺元	〃
	100	ハビーマート 亀甲店	久米郡美咲町原田	〃
	101	ハビーマート 弓削店	久米郡久米南町下弓削	〃
	102	ハビーマート 西古松店	岡山市北区西古松西町	〃
	103	ハビーマート 吉備津店	岡山市北区吉備津	〃
	104	ハビーマート 足守店	岡山市北区足守	〃
	105	ハビーマート 京山店	岡山市北区谷万成	〃
	106	ハビーマート 笠岡吉田店	笠岡市吉田	〃
	107	ハビッシュ 山陽店	赤磐市沼田	〃
	108	ハビッシュ 志戸部店	津山市沼	〃
	109	ハビッシュ 高野店	津山市高野本郷	〃
	110	ハローズ 庭瀬店	岡山市北区平野	〃
	111	ハローズ 円山店	岡山市中区円山	〃
	112	ハローズ 東岡山店	岡山市中区長岡	〃
	113	ハローズ 当新店	岡山市南区当新田	〃
	114	ハローズ 津高店	岡山市北区津高	〃
	115	ハローズ 十日市店	岡山市北区十日市西町	〃
	116	ハローズ 邑久店	瀬戸内市邑久町尾張	〃
	117	ハローズ 西大寺店	岡山市東区金岡西町	〃
	118	ハローズ 江崎店	岡山市中区江崎	〃
	119	ハローズ 広江店	倉敷市広江	〃
	120	ハローズ 連島店	倉敷市連島	〃
	121	ハローズ 新倉敷店	倉敷市新倉敷駅前	〃

資料編(3 循環型社会の形成関係)

区分		事業所名	所在地	取組みの概要
	122	ハローズ 井原店	井原市井原町	〃
	123	ハローズ 中庄店	倉敷市松島	〃
	124	ハローズ 児島店	倉敷市児島下の町	〃
	125	ハローズ 田ノ上店	倉敷市田ノ上	〃
	126	ハローズ 羽島店	倉敷市羽島	〃
	127	ハローズ 乙島店	倉敷市玉島乙島	〃
	128	ハローズ 笠岡店	笠岡市富岡	〃
	129	ハローズ 総社店	総社市井手	〃
	130	ハローズ 花尻店	岡山市北区白石西新町	〃
	131	ハローズ 岡南店	岡山市南区松浜町	〃
	132	フレスタ 新見店	新見市高尾	〃
	133	ボンエース 大佐ボンエース	新見市大佐小阪部	〃
	134	マックスバリュ 岡山一宮店	岡山市北区檜津	〃
	135	マックスバリュ 備前店	備前市西片上	〃
	136	マックスバリュ 桜が丘店	赤磐市桜が丘東	〃
	137	マックスバリュ 和気店	和気郡和気町福富	〃
	138	マックスバリュ イオンタウン水島店	倉敷市水島高砂町	〃
	139	マツサカ チョッパーズ天城店	倉敷市藤戸町天城	〃
	140	マツサカ 業務用食品スーパー新倉敷店	倉敷市新倉敷駅前	〃
	141	マツサカ プラザ総社店	総社市中央	〃
	142	マツサカ プラザ船穂店	倉敷市船穂町船穂	〃
	143	マツサカ 真備プラザ店	倉敷市真備町箭田	〃
	144	マツサカ 矢掛プラザ店	小田郡矢掛町小林	〃
	145	マツサカ チョッパーズ岡南店	岡山市南区築港新町	〃
	146	マツサカ チョッパーズ新福店	岡山市南区新福	〃
	147	マツサカ プラザ久代店	総社市久代	〃
	148	マツサカ プラザ庄店	倉敷市下庄	〃
	149	マルイ 本店	津山市元魚町	〃
	150	マルイ 勝山店	真庭市三田	〃
	151	マルイ 志戸部店	津山市林田	〃
	152	マルイ 高野店	津山市高野山西	〃
	153	マルイ イーランド店	津山市川崎	〃
	154	マルイ ウェストランド店	津山市二宮	〃
	155	マルイ ノースランド店	津山市上河原	〃
	156	マルイ 湯郷店	美作市湯郷	〃
	157	マルイ 勝央店	勝田郡勝央町岡	〃
	158	マルイ 勝北店	津山市新野東	〃
	159	マルイ 大福店	岡山市南区大福	〃
	160	マルイ アルティ店	真庭市久世	〃
	161	丸大 プラザ店	新見市高尾	〃
	162	三井造船生活協同組合 日比店	玉野市御崎	〃
	163	三井造船生活協同組合 荘内店	玉野市長尾	〃
	164	三井造船生活協同組合 田井店	玉野市田井	〃
	165	三井造船生活協同組合 和田店	玉野市和田	〃
	166	三井造船生活協同組合 本部店	玉野市玉	〃
	167	リョービ ストア富田店	倉敷市玉島八島	〃
	168	リョービ パークス伊福店	岡山市北区伊福町	〃
	169	リョービ プラッツ泉田店	岡山市南区泉田	〃
	170	リョービ プラッツ新倉敷店	倉敷市玉島	〃
	171	リョービ プラッツ玉島店	倉敷市玉島中央町	〃
	172	リョービ プラッツ東連島店	倉敷市連島町連島	〃
	173	リョービ プラッツ西大寺店	岡山市東区西大寺上	〃
	174	リョービ パークス東山店	岡山市中区東山	〃
	175	リョービ プラッツ灘崎店	岡山市南区西紅陽台	〃
	176	リョービ プラッツ山南店	岡山市東区神崎町	〃
	177	リョービ プラッツ雄町店	岡山市中区雄町	〃
	178	リョービ プラッツ藤田店	岡山市南区藤田	〃
(179事業所)	179	ローソン 岡山厚生町一丁目店	岡山市北区厚生町	〃
		合計 277 事業所		

(5) 容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村 (平成24年度計画)

(第6期市町村分別収集計画による)

(平成22年8月計画策定)

	無色	茶色	その他	その他	PET	その他プラ		スチール	アルミ	段ボール	紙パック
	ガラス	ガラス	ガラス	紙			うち 白色				
岡山市(一部事務組合収集分を除く)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
倉敷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
津山市(一部事務組合収集分を除く)	○	○	○		○	○		○	○	○	
玉野市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
笠岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
井原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総社市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
高梁市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
新見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
備前市(一部事務組合収集分を除く)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
瀬戸内市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
赤磐市(一部事務組合収集分を除く)	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
真庭市	○	○	○		○	○		○	○	○	○
美作市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
浅口市	○	○	○		○	○		○	○	○	○
早島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
里庄町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
矢掛町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
新庄村	○	○	○		○	○		○	○	○	
鏡野町(一部事務組合収集分を除く)	○	○	○		○			○	○		
西粟倉村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美咲町(一部事務組合収集分を除く)	○	○	○		○	○		○	○	○	○
吉備中央町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
和気北部衛生施設組合 (備前市の一部、赤磐市の一部、和気町)	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
岡山市久米南町衛生施設組合 (岡山市の一部、久米南町)	○	○	○		○	○		○	○	○	
津山圏域東部衛生施設組合 (津山市の一部、勝央町、奈義町)	○	○	○		○	○		○	○	○	
津山圏域西部衛生施設組合 (津山市の一部、美咲町の一部、鏡野町の一部)	○	○	○		○			○	○	○	○
岡山県合計(市町村数)	27	27	27	13	27	26	14	27	27	26	21

注)○印は実施予定品目

(6)平成24年度の市町村別の分別収集見込み量

(平成24年度計画)

(第6期市町村分別収集計画による)

(平成22年8月計画策定)

(単位：トン)

市町村【組合】名	無色	茶色	その他	その他	PET	その他プラ		スチール	アルミ	段ボール	紙パック
	ガラス	ガラス	ガラス	紙			うち 白色				
岡山市(一部事務組合収集分を除く)	2348.0	1755.0	626.0	2720.0	1879.0	43.0	43.0	872.0	386.0	2084.0	60.0
倉敷市	1408.0	1161.0	317.0	598.0	534.0	1.0	1.0	1109.0	211.0	739.0	7.0
津山市(一部事務組合収集分を除く)	358.0	320.0	95.0		248.0	1185.0		220.0	139.0	20.0	
玉野市	235.0	224.0	115.0	39.0	160.0	444.0		184.0	20.0	338.0	10.0
笠岡市	129.0	88.0	25.7	37.6	67.0	288.7	6.8	50.1	34.3	230.2	14.2
井原市	116.0	178.0	24.0	18.0	75.0	169.0	1.0	95.0	58.0	213.0	3.0
総社市	201.0	170.0	77.0		108.0	6.0	6.0	108.0	62.0	201.0	8.0
高梁市	107.0	150.0	46.0		81.0	191.0	5.0	37.0	48.0	166.0	4.0
新見市	99.0	105.0	22.0	2.0	30.0	1.0	1.0	41.0	18.0	38.0	4.0
備前市(一部事務組合収集分を除く)	91.0	119.0	15.0	12.0	14.0	43.0	1.0	72.0	19.0	41.0	1.0
瀬戸内市	87.0	100.0	54.0	36.0	23.0	153.0	2.0	40.0	14.0	122.0	15.0
赤磐市(一部事務組合収集分を除く)	99.2	59.9	19.2	0.0	48.1	102.5	1.9	30.0	7.9	45.4	2.0
真庭市	133.0	164.0	28.0		71.0	151.0		50.0	35.0	153.0	4.0
美作市	112.0	142.0	50.0	69.0	41.0	113.0		66.0	29.0	263.0	3.0
浅口市	109.0	89.0	32.0		50.0	106.0		50.0	30.0	70.0	3.0
早島町	13.0	13.0	10.0	25.0	5.0	1.0	1.0	41.0	17.0	41.0	2.0
里庄町	15.0	17.0	5.0	6.0	13.0	22.0		6.0	6.0	20.0	1.0
矢掛町	51.0	53.0	6.0	26.0	26.0	78.0		15.0	22.0	102.0	16.0
新庄村	3.0	4.0	1.0		2.0	1.0		1.0	1.0	3.0	
鏡野町(一部事務組合収集分を除く)	2.9	4.9	2.9		6.4			13.5	5.5		
西粟倉村	3.9	5.4	1.9	3.2	0.6	3.9	0.1	1.9	0.9	8.7	0.1
美咲町(一部事務組合収集分を除く)	37.0	33.0	9.0		12.0	35.0		20.0	9.0	50.0	2.0
吉備中央町	33.0	42.0	16.0		23.0	48.1	4.1	19.0	14.0	43.0	1.2
和気北部衛生施設組合(備前市の一部、赤磐市の一部、和気町)	105.0	99.0	94.0		40.0	114.0	5.0	99.0	18.0	48.0	
岡山市久米南町衛生施設組合(岡山市の一部、久米南町)	37.4	25.4	71.7		11.2	37.8		26.2	8.8	74.6	1.5
津山圏域東部衛生施設組合(津山市の一部、勝央町、奈義町)	71.0	80.0	15.0		33.0	161.0	0.0	27.0	10.0	59.0	
津山圏域西部衛生施設組合(津山市の一部、美咲町の一部、鏡野町の一部)	75.0	65.0	72.0					20.0	21.0		
合計	6079.4	5266.6	1850.4	3591.8	3601.3	3499.0	78.9	3313.7	1244.4	5172.9	162.0

(7)ごみ処理の推移

区分 \ 年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
総人口(人)	1,962,867	1,962,676	1,962,175	1,961,498	1,958,589	1,957,701	1,961,480	1,965,300	1,954,461	1,950,043
計画処理区域内人口(人)	1,962,867	1,962,676	1,962,175	1,961,498	1,958,589	1,957,701	1,961,480	1,965,300	1,954,461	1,950,043
計画収集人口(人)	1,959,829	1,954,395	1,956,220	1,960,339	1,957,306	1,956,940	1,960,799	1,964,686	1,953,909	1,949,465
自家処理人口(人)	3,038	8,281	5,955	1,159	1,283	761	681	614	552	578
計画処理区域外人口(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画収集量(t/年)	631,961	646,339	662,341	656,639	640,581	639,829	618,201	597,443	561,226	549,848
直接搬入量(t/年)	66,499	71,192	78,825	82,406	76,127	76,871	78,176	75,025	78,241	74,586
自家処理量(t/年)	3,486	5,213	3,857	462	471	829	810	794	191	195
ごみ総排出量(t/年)	761,391	780,371	801,460	800,854	779,839	779,242	755,762	731,025	692,825	674,768
計画処理量(t/年)	698,460	717,531	741,166	739,045	716,708	716,700	696,377	672,468	639,467	624,434
ごみ処理量(t/年)	698,460	717,531	741,166	739,045	716,708	716,700	696,377	672,468	639,467	625,325
直接焼却(t/年)	592,157	606,508	634,076	633,275	615,203	618,204	604,262	588,559	554,269	544,368
中間処理(t/年)	47,666	51,235	56,183	54,182	56,525	56,302	54,868	56,670	55,074	51,781
直接資源(t/年)	25,307	29,115	23,649	21,617	19,748	21,435	18,343	11,791	15,030	17,490
直接埋立(t/年)	33,330	30,673	27,258	29,971	25,232	20,759	18,904	15,448	15,094	11,686
焼却量(t/年)	600,271	608,019	642,900	641,672	623,724	628,055	614,156	597,656	563,391	553,307
最終処分量(t/年)	117,903	107,982	106,978	110,556	77,986	70,592	68,483	59,055	56,872	53,955
資源化量(t/年)	55,177	67,838	72,211	68,024	137,679	135,209	126,412	125,569	126,822	123,607
集団回収量(t/年)	62,931	62,840	60,294	61,809	63,131	62,542	59,385	58,557	53,358	50,334
リサイクル率(%)	15.5	16.7	16.5	16.2	25.8	25.4	24.6	25.2	26.0	25.7

※ごみ総排出量＝計画処理量＋集団回収量

※計画処理量＝計画収集量＋直接搬入量

※リサイクル率＝(資源化量＋集団回収量)／(ごみ処理量＋集団回収量)

※計画処理量とごみ処理量は、計量誤差等により一致しない。

※中間処理は、焼却以外の粗大ごみ処理施設や資源化施設での処理をいう

※焼却量＝直接焼却量＋中間処理残さの焼却量

※最終処分量＝直接埋立量＋焼却残さ及び中間処理残さの埋立量

※直接資源とは、中間処理を経ないで資源化されるものをいう

(8)ごみ処理の状況

(平成22年度)

市町村名	総人口	計画 収集 人口 ①	自家 処理 人口 ②	ごみ総排出量 t/年					自家 処理 量 t/年 ⑧	収集量③(内訳) t/年					
				収集量 ③	直 接 搬入量 ④	計 画 処理量 ⑤=③+④	集 団 回収量 ⑥	合 計 ⑦=⑤+⑥		混 合 ごみ	可 燃 ごみ	不 燃 ごみ	資 源 ごみ	その他	粗大 ごみ
岡山市	700,228	700,228	0	215,632	13,626	229,258	13,860	243,118	0	0	190,977	8,145	14,249	125	2,136
倉敷市	474,836	474,818	18	142,933	27,170	170,103	17,867	187,970	6	0	134,595	2,773	5,317	78	170
津山市	108,123	108,123	0	28,922	1,851	30,773	3,666	34,439	0	0	24,587	1,418	2,796	0	121
玉野市	65,493	65,493	0	21,889	2,782	24,671	0	24,671	0	0	17,780	1,618	2,393	0	98
笠岡市	54,480	54,480	0	15,354	1,286	16,640	1,505	18,145	0	0	12,383	791	2,135	0	45
井原市	44,673	44,673	0	9,357	1,386	10,743	1,267	12,010	0	0	7,592	374	1,300	0	91
総社市	66,504	66,504	0	18,532	6,407	24,939	1,690	26,629	0	0	16,423	444	1,571	17	77
高梁市	34,342	34,342	0	10,021	997	11,018	709	11,727	0	0	8,429	309	1,086	0	197
新見市	34,214	34,214	0	9,177	198	9,375	905	10,280	0	0	8,153	242	722	0	60
備前市	38,840	38,764	76	9,186	1,420	10,606	1,743	12,349	22	0	7,939	296	564	12	375
瀬戸内市	39,279	39,273	6	7,856	2,953	10,809	1,044	11,853	6	0	7,063	69	382	69	273
赤磐市	44,915	44,682	233	10,106	1,009	11,115	1,162	12,277	71	0	8,670	54	1,191	31	160
真庭市	50,975	50,975	0	9,382	4,678	14,060	1,897	15,957	0	0	8,269	187	833	0	93
美作市	31,619	31,619	0	5,713	3,271	8,984	341	9,325	0	0	4,162	32	1,519	0	0
浅口市	37,126	37,126	0	10,807	1,170	11,977	945	12,922	0	0	9,478	369	844	0	116
和気町	15,865	15,620	245	2,359	1,605	3,964	571	4,535	90	0	2,219	0	128	0	12
早島町	12,303	12,303	0	3,866	310	4,176	0	4,176	0	0	3,260	222	384	0	0
里庄町	11,095	11,095	0	2,840	303	3,143	275	3,418	0	0	2,431	176	199	0	34
矢掛町	15,468	15,468	0	3,030	370	3,400	478	3,878	0	0	2,324	173	525	0	8
新庄村	1,041	1,041	0	147	14	161	0	161	0	0	118	2	27	0	0
鏡野町	14,325	14,325	0	2,663	195	2,858	0	2,858	0	0	2,246	143	161	0	113
勝央町	11,488	11,488	0	2,542	199	2,741	0	2,741	0	0	1,870	110	562	0	0
奈義町	6,352	6,352	0	1,294	138	1,432	213	1,645	0	0	1,111	39	104	0	40
西粟倉村	1,578	1,578	0	255	85	340	0	340	0	0	193	1	61	0	0
久米南町	5,476	5,476	0	1,166	333	1,499	0	1,499	0	0	933	58	169	0	6
美咲町	16,127	16,127	0	2,806	113	2,919	0	2,919	0	0	2,159	119	472	0	56
吉備中央町	13,278	13,278	0	2,013	717	2,730	196	2,926	0	0	1,485	102	329	0	97
合 計	1,950,043	1,949,465	578	549,848	74,586	624,434	50,334	674,768	195	0	486,849	18,266	40,023	332	4,378

市町村名	ごみ処理量 t/年							中間処理 に伴う 資源化量 t/年⑫	1人1日当 たりの排出 量 g/人・日=⑦/ {(①+②)*365}	生活系 ごみ g/人・日	事業系 ごみ g/人・日	減量処理率 =(⑩-⑨)/⑩	リサイクル率 =(⑥+⑩+ ⑫)/ (⑥+⑩)
	直 接 埋立量 ⑨	中間処理				直 接 資源化量 ⑩	合 計 ⑪						
	直 接 焼却量	粗大 処理	資源化	その他									
岡山市	6,714	201,049	6,269	9,295	0	5,930	229,257	19,438	951	634	317	97.1%	16.1%
倉敷市	277	156,590	5,556	3,405	0	5,078	170,906	67,354	1,085	700	385	99.8%	47.8%
津山市	0	25,916	435	4,422	0	0	30,773	3,357	873	586	287	100.0%	20.4%
玉野市	2,063	19,460	946	2,202	0	0	24,671	2,581	1,032	774	258	91.6%	10.5%
笠岡市	0	13,556	949	666	0	1,469	16,640	903	912	636	276	100.0%	21.4%
井原市	127	8,764	350	1,502	0	0	10,743	1,479	737	557	180	98.8%	22.9%
総社市	1,913	19,189	2,131	1,706	0	0	24,939	2,255	1,097	706	391	92.3%	14.8%
高梁市	0	9,213	677	1,128	0	0	11,018	1,377	936	653	282	100.0%	17.8%
新見市	0	8,266	0	387	0	722	9,375	66	823	536	287	100.0%	16.5%
備前市	12	9,092	93	1,181	0	311	10,689	524	871	793	78	99.9%	20.7%
瀬戸内市	0	9,993	93	724	0	0	10,810	782	827	701	126	100.0%	15.4%
赤磐市	0	9,604	109	315	58	979	11,065	350	749	541	208	100.0%	20.4%
真庭市	0	12,089	625	769	116	461	14,060	1,372	858	554	304	100.0%	23.4%
美作市	22	7,124	79	1,559	24	176	8,984	1,523	808	531	277	99.8%	21.9%
浅口市	259	10,411	0	865	0	512	12,047	499	954	703	251	97.9%	15.1%
和気町	0	3,642	158	0	0	157	3,957	35	783	703	80	100.0%	16.9%
早島町	0	3,482	0	0	240	451	4,173	497	930	586	344	100.0%	22.7%
里庄町	0	2,719	225	199	0	0	3,143	251	844	713	131	100.0%	15.4%
矢掛町	173	2,682	19	525	0	1	3,400	525	687	629	58	94.9%	25.9%
新庄村	0	125	0	12	2	22	161	22	424	400	24	100.0%	27.3%
鏡野町	53	2,400	73	107	81	144	2,858	22	547	543	4	98.1%	5.8%
勝央町	0	1,931	0	426	0	384	2,741	297	654	617	36	100.0%	24.8%
奈義町	0	1,234	0	94	0	104	1,432	10	710	666	44	100.0%	19.9%
西粟倉村	2	271	0	67	0	0	340	67	590	590	0	99.4%	19.7%
久米南町	0	1,136	118	95	0	150	1,499	125	750	644	106	100.0%	18.3%
美咲町	71	2,251	50	100	8	439	2,919	74	496	477	19	97.6%	17.6%
吉備中央町	0	2,179	263	283	0	0	2,725	332	604	456	148	100.0%	18.1%
合 計	11,686	544,368	19,218	32,034	529	17,490	625,325	106,117	948	649	299	98.1%	25.7%

(9) ゴミ処理の有料化の状況

(平成23年度末)

区 分		実 施 市 町 村 名
家 庭 ご み	指定袋	岡山市、津山市、笠岡市、井原市、総社市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、新庄村、鏡野町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町 (加茂川地区)
	他(シールなど)	

(注) 市町村内の地域によって有料化の状況が異なる場合には、主たる地域が有料化している場合を有料化とした。
可燃ごみと不燃ごみで有料化の状況が異なる場合は、可燃ごみの状況とした。

(10)市町村(一部事務組合)の一般廃棄物処理施設

ア 焼却施設

(平成24年3月31日現在稼働中)

地域名	設置主体名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用 開始年	構成市町村
備前	岡山市 岡南環境センター	岡山市南区豊成1-4-1	220	S 53	岡山市
	岡山市 当新田環境センター	岡山市南区当新田486-1	300	H 6	岡山市
	岡山市 東部クリーンセンター	岡山市東区西大寺新地453-5	450	H 13	岡山市
	玉野市 東清掃センター	玉野市槌ヶ原3072-5	150	S 53	玉野市
	備前市 クリーンセンター備前	備前市八木山859-4	34	H 10	備前市
	瀬戸内市 クリーンセンターかもめ	瀬戸内市牛窓町牛窓228	30	H 9	瀬戸内市
	赤磐市 山陽桜が丘清掃センター	赤磐市中島357-1	30	S 57	赤磐市
	赤磐市 赤坂環境センター	赤磐市多賀2546-6	6	H 6	赤磐市
	和気北部衛生施設組合 クリーンセンター	和気町益原1512-3	40	H 6	備前市、赤磐市、和気町
備中	倉敷市 水島清掃工場	倉敷市水島川崎通1-1-4	300	H 6	倉敷市(早島町)
	新見市 クリーンセンター	新見市金谷253	46	H 11	新見市
	倉敷西部清掃施設組合 清掃工場	倉敷市玉島道越888-1	180	H 10	倉敷市、浅口市
	総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	倉敷市真備町箭田481	180	H 9	倉敷市、総社市
	岡山県西部環境整備施設組合 里庄清掃工場	里庄町新庄3655	200	H 11	笠岡市、浅口市、里庄町
	岡山県井原地区清掃施設組合 井原クリーンセンター	井原市木之子町2192-1	90	H 6	井原市、矢掛町
	高梁地域事務組合 クリーンセンター	高梁市段町748	56	H 10	高梁市、吉備中央町
	水島エコワークス株式会社 倉敷市資源循環型廃棄物処理施設	倉敷市水島川崎通1-14-5	555 (うち一廃303)	H 17	倉敷市
美作	津山市 ごみ焼却場	津山市小桁401-15	110	S 51	津山市
	真庭市 クリーンセンターまにわ	真庭市樫西290	30	H 11	真庭市
	真庭市 真庭北部クリーンセンター	真庭市蒜山初和592-1	20	H 3	真庭市(新庄村)
	美作市 南部環境美化センター	美作市三倉田93	40	H 2	美作市(西粟倉村)
	鏡野町 北部衛生クリーンセンター	鏡野町井坂523-3	10	H 4	鏡野町
	津山圏域西部衛生施設組合 清掃センター	津山市中北下365	14	S 58	津山市、鏡野町、美咲町
	岡山市久米南町衛生施設組合 クリーンセンター	久米南町上神目313-6	13	H 5	岡山市、久米南町
	岡山県中部環境施設組合 コスモスクリーンセンター	真庭市宮地631-3	30	H 6	真庭市、美咲町
	津山圏域東部衛生施設組合	奈義町上町川186	25	S 59	津山市、勝央町、奈義町
合 計		26	2,907		

(備考) 構成市町村には、広域化の過渡期における一時的な処理委託は含めていない。

イ 粗大ごみ処理施設

(平成24年3月31日現在稼働中)

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用 開始年	構成市町村
備前	岡山市 東部リサイクルプラザ	岡山市東区西大寺新地 453-5	58	H13	岡山市
	玉野市 玉野市粗大ごみ処理施設	玉野市槌ヶ原3072-5	35	H5	玉野市
	和気北部衛生施設組合 クリーンセンター	和気町益原1512-3	10	H6	備前市、赤磐市、和気町
備中	倉敷市 東部粗大ごみ処理場	倉敷市二子1917-4	80	H6	倉敷市
	総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	倉敷市真備町箭田481	36	H9	倉敷市、総社市
	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域資源化センター	笠岡市平成町105	40	H7	笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町、里庄町
	高梁地域事務組合 粗大ごみ処理施設	高梁市段町748	30	S55	高梁市、吉備中央町
美作	津山市 粗大ごみ処理施設	津山市小桁401-15	30	S63	津山市
	岡山県中部環境施設組合 コスモスクリーンセンター	真庭市宮地631-3	10	H6	真庭市、美咲町
合	計	9	329		

ウ 再生利用施設一覧表

(平成24年3月31日現在稼働中)

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用 開始年	構成市町村
備前	岡山市 東部リサイクルプラザ	岡山市東区西大寺新地453-5	27	H13	岡山市
	岡山市 新保資源選別所	岡山市南区新保687-3	15	H4	岡山市
	玉野市 リサイクルプラザ	玉野市槌ヶ原3072-1	7	H15	玉野市
	瀬戸内市 長船クリーンセンター	瀬戸内市長船町西須恵160	4	H1	瀬戸内市
	瀬戸内市 クリーンセンターかもめ 不燃物処理施設	瀬戸内市牛窓町牛窓228	4	H9	瀬戸内市
	赤磐市 桜が丘清掃センター	赤磐市中島357-1	6	S57	赤磐市
備中	倉敷市 資源選別所	倉敷市水島川崎通1-18	15	H8	倉敷市
	倉敷市 船穂町堆肥化センター	倉敷市船穂町船穂2636-2	2	H8	倉敷市
	浅口市 リサイクルセンター	浅口市鴨方町深田930-1	3	H9	浅口市
	岡山県西部衛生施設組合 リサイクルプラザ	笠岡市平成町105	27	H12	笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町、里庄町
	高梁地域事務組合 リサイクルプラザ	高梁市落合町阿部2527-1	14.6	H12	高梁市、吉備中央町
美作	津山市 資源化センター	津山市横山648	30	S62	津山市
	津山市 プラスチック容器包装圧縮梱包作業棟	津山市横山648	4.7	H14	津山市
	津山市 津山市PETボトル圧縮施設	津山市横山648	1	H12	津山市
	真庭市 リサイクルプラザ	真庭市檜西290	11	H11	真庭市
	美作市 リサイクルセンター	美作市岩辺142-1	2.6	H14	美作市(西粟倉村)
合	計	16	173.9		

エ し尿処理施設

(平成24年3月31日現在稼働中)

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (kl/日)	使用 開始年	構成市町村
備前	岡山市 一宮浄化センター	岡山市北区一宮217	100	S 43	岡山市
	(同上)	(同上)	200	S 54	岡山市
	岡山市 当新田浄化センター	岡山市南区当新田488-4	70	S 60	岡山市
	岡山市 犬島浄化センター	岡山市東区犬島179	0.35	S 62	岡山市
	玉野市 西清掃センター	玉野市深井町9-18	100	H 6	玉野市
	備前市 備前市衛生センター	備前市穂浪2459-1	43	S 39	備前市
	瀬戸内市 長船衛生センター	瀬戸内市長船町福里589-1	18	S 62	瀬戸内市
	神崎衛生施設組合 神崎処理場	岡山市東区神崎町2676	180	H 9	岡山市、瀬戸内市
	旭川中部衛生施設組合 旭清苑	岡山市北区御津鹿瀬650	42	H 4	吉備中央町岡山市、久米南町
	和気・赤磐し尿処理施設一部 事務組合 和気赤磐衛生センター	和気町本2	72	H 14	備前市、赤磐市、和気町
備中	倉敷市 白楽町し尿処理場	倉敷市白楽町424	240	S 40	倉敷市
	倉敷市 水島し尿処理場	倉敷市水島川崎通1丁目	128	S 44	倉敷市
	倉敷市 玉島し尿処理場	倉敷市玉島乙島8255	70	S 56	倉敷市
	浅口市 金光し尿浄化センター	浅口市金光町八重318-2	20	H 元	浅口市
	新見市 衛生センター	新見市金谷252	50	S 52	新見市
	備南衛生施設組合 清鶴苑	倉敷市茶屋町1919	80	S 60	岡山市、倉敷市、早島町
	総社広域環境施設組合 アクアセンター吉備路	総社市窪木1101-1	90	H 19	倉敷市、総社市
	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域クリーンセンター	笠岡市平成町100	210	S 63	笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町、里庄町
美作	高梁地域事務組合 し尿処理場	高梁市段町748	62	S 50	高梁市、吉備中央町
	真庭市 し尿処理施設旭水苑	真庭市野原9-1	100	H 6	真庭市、新庄村、鏡野町、美咲町
	津山圏域衛生処理組合 津山圏域衛生処理センター	津山市川崎458	150	S 58	津山市、鏡野町、美咲町
	勝英衛生施設組合 滝川苑	勝央町小矢田31-2	74	S 61	美作市、勝央町、美咲町、西粟倉村、奈義町
合	計	22	2,099.35		

オ 最終処分地施設

(平成24年3月31日現在埋立中)

地域名	設置主体名 最終処分場名	所在地	設置区分	土地所有		埋立面積 (㎡)	全体容量 (m ³)	埋立物								埋立開始年	
				自己	他			混合	可燃	不燃	資源	直搬	粗大	中間 残渣	焼却 残渣		その他
備前	岡山市 三手最終処分場	岡山市北区三手 108-1	平地	○		12,600	59,700			○		○			○		埋立前
	岡山市 山上新最終処分場	岡山市北区山上 152	山間	○		36,900	450,000			○		○	○				H17
	岡山市久米南町衛生施設 組合大田最終処分場	岡山市北区建部町 大田4204-5	山間	○		5,354	10,800			○		○			○		S60
	玉野市 一般廃棄物最終処分場	玉野市和田7丁目 802-8	山間	○		42,000	333,200			○		○	○				H4
	備前市 備前一般廃棄物最終処分場	備前市三石2952 -1	山間	○		10,400	86,000			○		○	○				S58
	備前市 日生一般廃棄物最終処分場	備前市日生町寒 河855-2	山間	○		4,390	15,554						○	○			H8
	和気北部衛生施設組合 クリーンセンター	和気町益原1512 -3	山間	○		5,700	26,000						○	○	○		H6
備中	倉敷市 東部最終処分場(2期)	倉敷市二子1923 -5	山間	○		33,000	330,000			○		○	○	○			H15
	総社市 一般廃棄物最終処分場	総社市下倉3784	山間	○		23,000	188,000					○	○	○			S57
	総社市 宿ごみ埋立地	総社市宿1875-1	山間	○		200	600								○		S45
	総社市 大谷廃棄物捨場	総社市清音軽部 999-3	山間	○		2,671	15,500						○		○		S45
	倉敷市 船穂町不燃物処分場	倉敷市船穂町船 穂7052-1外	山間	○		7,924	55,769			○		○					S52
	井原市 野々迫埋立処分場	井原市高屋町字 野々迫509外	山間	○		7,095	32,980								○		H2
	新見市 新見市処理センター	新見市哲多町宮 河内1940-24	山間	○		4,200	27,400						○	○			H19
	浅口市 金光一般廃棄物最終処分場	浅口市金光町下 竹地内	山間	○		8,400	39,700			○		○					H12
	早島町 一般廃棄物埋立処分地	早島町大字矢尾 地内	山間	○		42,000	224,000			○			○				S56
	岡山県西部衛生施設組合 見崎山埋立処分地	笠岡市神島59	山間	○		25,000	219,150							○	○		S53
高梁地域事務組合 一般廃棄物最終処分場	高梁市松原町松 岡5425	山間	○		22,000	126,000			○				○	○		S55	
美作	真庭市 ガレキ処分場	真庭市樫東1379 -18	山間	○		5,629	36,485									○	H8
	真庭市 一般廃棄物最終処分場	真庭市目木772- 107外	山間	○		4,500	27,000			○					○		H11
	美作市 埋立処分地施設	美作市瀬戸151- 4	山間	○		2,698	12,312			○				○	○		S63
	鏡野町 北部衛生クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場	鏡野町井坂524- 1外	平地	○		5,100	15,600			○				○	○		H6
	美咲町 柵原クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場	美咲町連石856- 1	山間	○		3,200	14,544			○				○	○		H3
	美咲町 藤原一般廃棄物最終処分場	美咲町藤原830	山間	○		6,000	15,056			○							H5
	岡山県中部環境施設組合 一般廃棄物最終処分場	美咲町江与味 3353外	山間	○		4,500	24,500							○	○		H13
合 計		25			324,461	2,385,850											

(11)し尿処理の推移

区分	年度										
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
総人口(人)	1,962,867	1,962,676	1,962,175	1,961,498	1,958,589	1,957,701	1,961,480	1,965,300	1,954,461	1,950,043	
計画処理区域内人口(人)	1,962,867	1,962,676	1,962,175	1,961,498	1,958,589	1,957,701	1,961,480	1,965,300	1,954,461	1,950,043	
水洗化人口	下水道(人)	760,692	816,843	798,124	809,181	845,676	881,277	922,374	959,074	998,995	1,013,166
	浄化槽(人)	689,253	660,194	694,487	700,969	681,151	672,327	659,922	665,434	642,140	637,336
	ポンプアップラント(人)	2,919	2,938	1,367	1,389	502	491	483	480	477	237
	小計(人)	1,452,864	1,479,975	1,493,978	1,511,539	1,527,329	1,554,095	1,582,779	1,624,988	1,641,612	1,650,739
計画収集人口(人)	481,143	461,198	447,442	432,618	415,693	389,588	366,985	331,443	305,149	294,393	
自家処理人口(人)	28,860	21,503	20,775	17,341	15,567	14,018	11,716	8,869	7,700	4,911	
計画処理区域外人口(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計画収集処理量(kL/年)	826,233	815,691	807,370	783,369	761,977	752,238	732,207	719,968	705,281	694,284	
し尿処理施設(kL/年)	し尿処理施設(kL/年)	724,218	718,385	693,345	666,562	646,532	635,723	633,984	644,018	648,216	621,624
	下水道投入(kL/年)	92,550	94,656	98,855	102,026	103,180	103,738	88,808	66,190	57,065	64,091
	農村還元(kL/年)	0	0	0	101	20	0	0	0	0	0
	その他(kL/年)	9,465	2,650	15,170	14,680	12,245	12,777	9,415	9,760	0	8,569
自家処理量(kL/年)	21,367	16,697	15,131	9,194	8,416	8,616	6,680	5,258	5,370	4,788	
計(kL/年)	847,600	832,388	822,501	792,563	770,393	760,854	738,887	725,226	710,651	699,072	

(12)し尿処理の状況

(平成22年度)

市町村名	総人口	し尿 収集 人口	自家 処理 人口	ポンプ アップ 人口	浄化槽人口			し尿処理施設処理量 KL/年			下水道投入等その他 処理量 KL/年			合計 KL/年		
					合併	単独	(合計)	し尿	浄化槽 汚泥	(合計)	し尿	浄化槽 汚泥	(合計)	し尿	浄化槽 汚泥	(合計)
岡山市	700,228	70,464	37	237	110,063	162,385	272,448	49,604	123,557	173,161	12,026	30,468	42,494	61,630	154,025	215,655
倉敷市	474,836	40,017	663	0	80,932	46,916	127,848	30,392	91,271	121,663	6,288	10,156	16,444	36,680	101,427	138,107
津山市	108,123	33,302	736	0	28,412	18,967	47,379	23,790	23,270	47,060	0	10,505	10,505	23,790	33,775	57,565
玉野市	65,493	6,089	91	0	4,181	2,091	6,272	6,207	7,449	13,656	0	0	0	6,207	7,449	13,656
笠岡市	54,480	15,533	783	0	10,983	3,187	14,170	10,169	13,048	23,217	0	0	0	10,169	13,048	23,217
井原市	44,673	14,768	115	0	11,012	5,973	16,985	12,143	15,614	27,757	0	0	0	12,143	15,614	27,757
総社市	66,504	4,507	474	0	19,679	6,432	26,111	5,244	19,487	24,731	0	0	0	5,244	19,487	24,731
高梁市	34,342	8,447	939	0	10,603	2,511	13,114	6,411	7,386	13,797	0	0	0	6,411	7,386	13,797
新見市	34,214	7,490	0	0	7,853	430	8,283	8,579	6,739	15,318	0	0	0	8,579	6,739	15,318
備前市	38,840	3,904	311	0	4,382	2,517	6,899	5,475	6,250	11,725	0	0	0	5,475	6,250	11,725
瀬戸内市	39,279	9,771	50	0	18,939	4,498	23,437	13,354	15,437	28,791	0	0	0	13,354	15,437	28,791
赤磐市	44,915	10,112	0	0	5,252	1,261	6,513	9,102	7,138	16,240	0	0	0	9,102	7,138	16,240
真庭市	50,975	20,070	190	0	18,242	4,246	22,488	13,263	20,423	33,686	0	0	0	13,263	20,423	33,686
美作市	31,619	3,950	0	0	3,348	671	4,019	3,344	4,224	7,568	0	0	0	3,344	4,224	7,568
浅口市	37,126	14,162	150	0	3,340	1,586	4,926	12,269	3,831	16,100	0	2,088	2,088	12,269	5,919	18,188
和気町	15,865	813	0	0	100	822	922	541	393	934	0	0	0	541	393	934
早島町	12,303	331	0	0	81	393	474	254	385	639	0	0	0	254	385	639
里庄町	11,095	4,929	11	0	2,204	571	2,775	4,831	2,240	7,071	0	0	0	4,831	2,240	7,071
矢掛町	15,468	5,653	0	0	4,773	95	4,868	3,116	2,603	5,719	0	0	0	3,116	2,603	5,719
新庄村	1,041	186	0	0	179	0	179	85	148	233	0	0	0	85	148	233
鏡野町	14,325	4,636	29	0	3,407	2,932	6,339	2,693	3,992	6,685	0	1,129	1,129	2,693	5,121	7,814
勝央町	11,488	879	0	0	1,218	243	1,461	587	947	1,534	0	0	0	587	947	1,534
奈義町	6,352	2,001	0	0	1,410	600	2,010	2,102	2,312	4,414	0	0	0	2,102	2,312	4,414
西粟倉村	1,578	177	0	0	1,390	11	1,401	46	104	150	0	0	0	46	104	150
久米南町	5,476	1,250	113	0	1,398	190	1,588	1,176	1,643	2,819	0	0	0	1,176	1,643	2,819
美咲町	16,127	6,235	19	0	6,258	1,210	7,468	3,757	5,584	9,341	0	0	0	3,757	5,584	9,341
吉備中央町	13,278	4,717	200	0	5,457	1,502	6,959	2,974	4,641	7,615	0	0	0	2,974	4,641	7,615
合計	1,950,043	294,393	4,911	237	365,096	272,240	637,336	231,508	390,116	621,624	18,314	54,346	72,660	249,822	444,462	694,284

(13) 市町村一般廃棄物焼却施設概要一覧表

市町村名	施設名称	炉の構造	排ガス処理方式	炉番号	処理能力(t/日)	処理能力(t/時)	排出ガス	
							測定年月日	測定値(ng-TEQ/m ³)
津山市	ごみ焼却場	全連続	バグフィルタ	1	55	2.3	H23. 11. 15	0.17
				2	55	2.3		
玉野市	東清掃センター	全連続	バグフィルタ	1	75	3.125	H23. 5. 13	0.042
				2	75	3.125	H23. 7. 5	0.34
新見市	クリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	23	2.875	H23. 4. 20	0.21
				2	23	2.875	H23. 4. 21	0.58
備前市	クリーンセンター備前	機械化バッチ	バグフィルタ	1	17	2.125	H23. 10. 12	0.078
				2	17	2.125	H23. 10. 12	0.044
瀬戸内市	クリーンセンターかもめ	機械化バッチ	バグフィルタ	1	15	1.875	H23. 10. 28	0.0019
				2	15	1.875	H23. 10. 28	0.036
赤磐市	山陽桜が丘清掃センター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	15	1.5	H23. 11. 25	0.013
				2	15	1.5	H23. 11. 25	0.013
	赤坂環境センター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	6	0.75	H23. 11. 9	1.1
真庭市	北部クリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	10	1.25	H23. 9. 29	0.013
				2	10	1.25	H23. 9. 29	0.028
	クリーンセンターまにわ	機械化バッチ	バグフィルタ	1	15	1.875	H23. 8. 18	0.0014
				2	15	1.875	H23. 8. 19	0.0069
美作市	南部環境美化センター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	20	2.5	H23. 12. 6	0.0084
				2	20	2.5	H23. 12. 7	0.0061
鏡野町	北部衛生クリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	10	1.25	H23. 6. 14	0.023
岡山県西部環境整備施設組合	里庄清掃工場	准連続	バグフィルタ	1	100	6.25	H23. 6. 1	0.56
				2	100	6.25	H23. 7. 7	0.30
和気北部衛生施設組合	クリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	20	1.25	H24. 3. 5	2.6
				2	20	1.25		
岡山市久米南町衛生施設組合	クリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	13	1.625	H23. 11. 21	0.11
岡山県中部環境施設組合	コスモスクリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	15	1.875	H23. 8. 4	0.15
				2	15	1.875	H23. 9. 8	0.075
岡山県井原地区清掃施設組合	井原クリーンセンター	准連続	バグフィルタ	1	45	2.8	H23. 9. 21	2.2
				2	45	2.8	H23. 8. 25	1.1
津山圏域東部衛生施設組合		機械化バッチ	バグフィルタ	1	12.5	1.56	H23. 11. 22	0.073
				2	12.5	1.56	H23. 11. 22	0.065
津山圏域西部衛生施設組合	清掃センター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	7	0.875	H23. 12. 2	0.0051
				2	7	0.875	H23. 12. 2	0.0065
総社広域環境施設組合	吉備路クリーンセンター	全連続	バグフィルタ	1	90	3.75	H23. 12. 1	0.026
				2	90	3.75	H23. 7. 27	0.026
高梁地域事務組合	クリーンセンター	准連続	バグフィルタ	1	28	1.75	H23. 8. 11	0.0025
				2	28	1.75	H23. 8. 12	0.048

(備考) 対象期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日である。
岡山市、倉敷市が設置する施設を除く。

(14) 浄化槽保守点検業の岡山県知事登録状況

(平成24年4月1日現在)

登録番号	事業者	住所	登録有効期間	営業区域に係る市町村名
1-3	妹尾産業(有)	岡山市南区箕島1306-26	H22.4.1～H25.3.31	早島町
2-2	牛窓環境開発(有)	瀬戸内市牛窓町牛窓2800	H22.4.1～H25.3.31	瀬戸内市(旧牛窓町)
2-3	東備環境(株)	瀬戸内市長船町福里820-1	H22.4.1～H25.3.31	瀬戸内市(旧邑久町、旧長船町)
2-4	(株)邑久環境整備事業所	瀬戸内市邑久町尻海2855-45	H22.4.1～H25.3.31	瀬戸内市(旧邑久町、旧牛窓町)
3-1	(株)玉野民生公社	玉野市玉原3-20-1	H22.4.1～H25.3.31	玉野市
4-1	(有)日生環境	備前市日生町寒河282-22	H22.4.1～H25.3.31	備前市(旧日生町)
4-2	(有)和気環境サービス	和気郡和気町日室139	H23.3.15～H26.3.14	備前市(旧吉永町)、和気町(旧和気町)
4-6	(株)備前浄化槽管理センター	備前市香登本48-5	H22.4.1～H25.3.31	備前市(旧備前市)
4-8	昭和開発(株)	備前市大内454-1	H22.4.1～H25.3.31	備前市(旧備前市)、瀬戸内市(旧長船町)
4-9	西日本高速道路エンジニアリング関西(株)	大阪府茨木市西駅前5-26	H22.4.1～H25.3.31	備前市(旧備前市)
4-10	(有)カナカエコシステム	備前市東片上1776-2	H22.3.17～H25.3.16	備前市(旧備前市)
4-11	(有)岩元清掃舎	備前市伊部1280-3	H24.3.27～H27.3.26	備前市(旧備前市)
4-13	(有)クリーンセンター瀬戸内	備前市東片上624-3	H22.11.25～H25.11.24	備前市(旧備前市)
5-1	キョクトウ(有)	岡山市東区瀬戸町瀬戸646	H22.4.1～H25.3.31	赤磐市、和気町(旧佐伯町)
8-1	(株)クリーン・システム	倉敷市玉島783-2	H22.6.3～H25.6.2	浅口市、里庄町
9-1	(有)中央クリーン	倉敷市真備町辻田149-5	H22.4.1～H25.3.31	総社市(旧山手村、旧清音村)
9-2	(有)フレヴァン	総社市久米309-4	H22.4.1～H25.3.31	総社市(総社市昭和地区、旧山手村及び旧清音村を除く)
10-1	(株)アクア美保	笠岡市入江382-1	H22.4.1～H25.3.31	笠岡市
10-2	(株)クリーンサービス・イバラ	井原市下稲木町1762-2	H22.4.1～H25.3.31	井原市(旧井原市、旧芳井町)、里庄町
10-3	(株)井原環境保全	井原市大江町1323-1	H22.4.1～H25.3.31	井原市(旧井原市、旧芳井町)
10-4	柏本産業(有)	小田郡矢掛町矢掛2508-1	H22.4.1～H25.3.31	矢掛町
10-5	矢掛美環産業(株)	小田郡矢掛町中47-1	H22.4.1～H25.3.31	矢掛町
10-6	(有)中国水道	笠岡市相生1105	H22.4.1～H25.3.31	笠岡市
10-7	岡山県環境整備事業協同組合	岡山市南区山田291-2	H24.2.17～H27.2.16	津山市、笠岡市、高梁市、新見市、備前市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市(旧鴨方町)、吉備中央町
10-8	ライフセンター(株)	笠岡市十一番町11-13	H24.1.17～H27.1.16	笠岡市
11-1	縄手商事(株)	高梁市落合町阿部802-1	H22.4.1～H25.3.31	高梁市(旧高梁市、旧有漢町、旧成羽町)、吉備中央町(旧賀陽町)
12-1	(株)三美産業	高梁市川上町三沢4342-2	H22.4.1～H25.3.31	総社市(総社市昭和地区)、井原市(旧美星町)、高梁市(旧川上町、旧備中町)
13-1	環境管理(有)	新見市上市1518	H22.4.1～H25.3.31	新見市(旧新見市、旧神郷町、旧哲多町、旧哲西町)
14-1	真庭環境衛生管理(株)	真庭市下河内328-1	H22.4.1～H25.3.31	新見市(旧大佐町)、真庭市、新庄村、鏡野町(旧富村)、美咲町(旧旭町)
14-3	(有)エコライフ商友	真庭市惣84-7	H23.3.10～H26.3.9	真庭市(旧久世町)
15-1	(株)大環	津山市東一宮73-1	H22.4.1～H25.3.31	津山市(旧津山市、旧加茂町、旧阿波村、旧久米町)、鏡野町(旧鏡野町、旧奥津町、旧上斎原村)、美咲町(旧中央町)
16-2	(有)旭川環境	岡山市北区建部町宮地518-1	H22.2.16～H25.2.15	久米南町
16-4	(株)十字屋	加賀郡吉備中央町上田東2286-1	H22.8.31～H25.8.30	吉備中央町(旧加茂川町)
17-2	(有)アイビー産業	美作市三倉田572-1	H22.9.5～H25.9.4	美作市(旧作東町、旧英田町)、美咲町(旧柵原町)
17-3	(有)近藤清掃	美作市林野224	H23.4.1～H26.3.31	美作市(旧大原町、旧東栗倉村、旧美作町)、西栗倉村
18-1	(有)勝央清掃	勝田郡勝央町岡24-3	H22.4.1～H25.3.31	津山市(旧勝北町)、勝央町
18-2	(有)田村商事	勝田郡奈義町豊沢554-5	H22.4.1～H25.3.31	奈義町
18-4	(有)作州清掃	美作市真加部1756-3	H24.4.1～H27.3.31	美作市(旧勝田町、旧作東町)

登録事業者数 38

(15) 産業廃棄物の実態(平成22年度実績)

(ア) 業種別の排出量に対する再生利用量、減量化量、最終処分量

業種 (千t/年)	合計	鉱業	建設業	製造業	電気・ 水道業	情報 通信業	運輸業	卸・小 売業	飲食店・ 宿泊業	医療・福祉	サービス業	その他の 業種
排 出 量	5,906	212	640	3,689	1,199	7	11	114	6	11	12	4
再生利用量	2,310	8	583	1,584	66	7	8	46	2	1	4	3
減 量 化 量	3,243	200	17	1,866	1,082	0	4	57	4	7	7	0
最終処分量	348	4	40	234	51	0	1	12	0	3	1	1
そ の 他 量	5	0	0	5	0		0				0	

(イ) 種類別の排出量に対する再生利用量、減量化量、最終処分量

種類:無変換 (千t/年)	合 計	燃 え 殻	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃 アルカリ	廃 プラスチック類	紙 く ず	木 く ず	織 維 く ず	動 植 物 性 残 さ	動 物 系 固 形 不 要 物	ゴ ム く ず	金 属 く ず	ガ ラ ス 陶 磁 器 く ず	鉱 さい	が れ き 類	ば い じ ん	そ の 他 産 業 廃 棄 物
排 出 量	5,906	43	3,268	108	34	85	192	11	112	2	30	0	4	119	149	271	599	850	28
再生利用量	2,310	23	247	53	9	11	51	9	89	1	17		3	115	115	214	563	786	5
減 量 化 量	3,243	0	2,936	54	24	66	115	2	12	1	13	0	0	1	0	0	0	4	15
最終処分量	348	20	84	1	1	8	25	0	11	0	0	0	1	3	35	57	37	57	8
そ の 他 量	5		1	0		0	1		0				0		0		0	3	0

(16)第3次岡山県廃棄物処理計画の概要

1 計画策定の趣旨

(1)趣旨及び背景

本県では、循環型社会への転換を図ることを基本理念におき、廃棄物処理法に基づいて、平成19年3月に第2次の「岡山県廃棄物処理計画(平成18～22年度)」を策定し、県内における廃棄物の減量化、リサイクル及び適正処理に関する施策を展開してきた。

第3次岡山県廃棄物処理計画は、第2次計画で掲げた目標や各施策等の進捗状況を点検するとともに、近年の世界的な資源制約の顕在化や、地球環境問題への対応、さらには東日本大震災を契機とした大量生産・大量消費社会の見直しなどの状況変化に対応し、循環型社会の形成を着実なものとするため、本県の廃棄物・循環資源に関する行政の基本的方向を定めるとともに、県民、市町村、事業者、処理業者など関係者すべての指針とするものである。

(2)計画の期間

計画の期間：平成23年度(2011年度)～平成27年度(2015年度)の5年間

2 計画の基本理念及び基本方針

(1)基本理念

- ◎循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築
- ◎廃棄物の削減による環境への負荷の低減

(2)基本方針

計画の基本理念を実現するため、排出者(事業者)責任の原則を徹底し、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処理を基本として、次に掲げる5つの方針のもとに、廃棄物対策を推進する。

①排出者(事業者)責任の徹底・強化

廃棄物は排出者(事業者)が自らの責任において適正に処理を行うことが原則であり、廃棄物対策における排出者(事業者)責任の徹底と強化を推進する。

②排出抑制と循環的利用の推進

環境への負荷の少ない、循環を基調とした社会経済システム(循環型社会)の形成を着実なものとするため、廃棄物の排出抑制を第一とし、廃棄物(循環資源)については適正な循環的利用(再使用、再生利用、熱回収)を推進する。

③適正処理の推進

循環的な利用が行われないものは、廃棄物処理法をはじめとする関係法令の遵守、排出者及び処理事業の主体者の意識・構造改革、安全で信頼性の高い高度な処理技術の導入等により、適正処理を推進する。

④廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

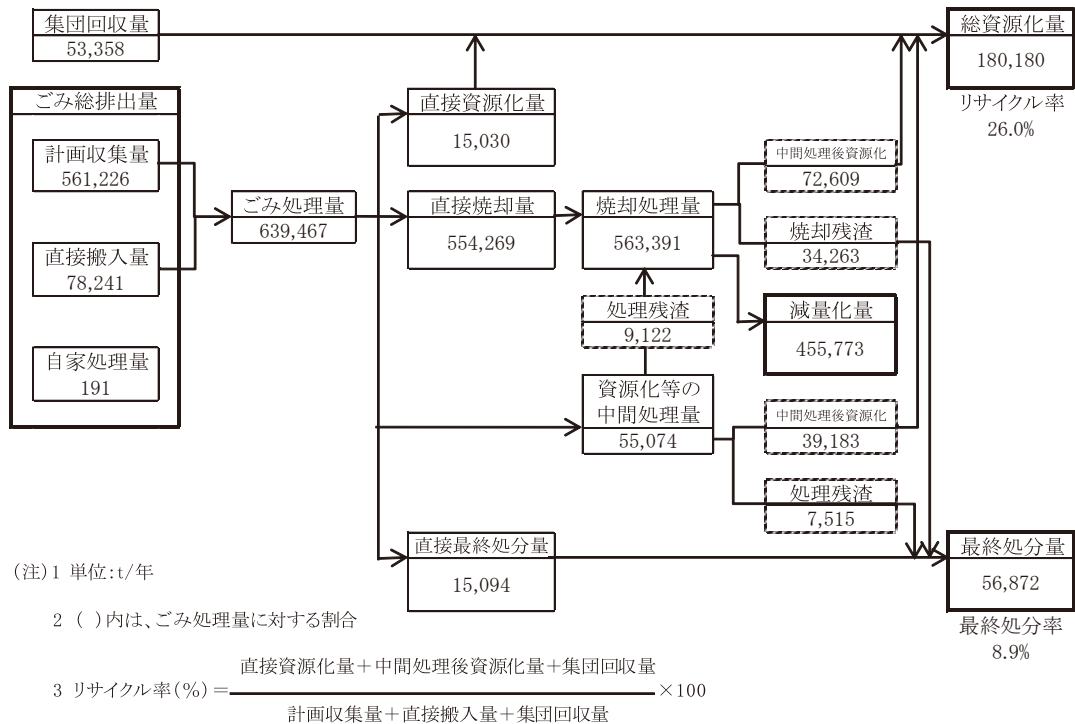
処理・処分しなければならない廃棄物については、適正な処理体制を確保することを基本とし、必要な処理施設の計画的な整備を促進する。

⑤廃棄物情報の共有化と相互理解

廃棄物処理に関する透明性を高めるとともに、県民、事業者、行政が循環資源・廃棄物に対する正しい情報を共有するため、情報提供や普及啓発活動等を通じて、廃棄物関連情報の共有化と相互理解を深める。

3 一般廃棄物(ごみ)の処理状況(平成21年度)

- ・排出されたごみは、焼却や破碎・選別等により中間処理されるほか、直接資源化や直接最終処分されている。
- ・総資源化量は、直接資源化量、中間処理後資源化量及び住民による集団回収量を合計して18万t、最終処分された量は、直接最終処分量と中間処理後の最終処分量を合計して5万7千tとなっている。
- ・中間処理により減量化された量は45万6千tとなる。



4 一般廃棄物の処理目標

国の基本方針において示された目標や本県の状況を踏まえて一般廃棄物の減量化の目標を次のとおり設定する。

項目	一般廃棄物の減量化の目標 (目標年度:平成27年度)	現 状 (平成21年度実績)
排出抑制	1人1日当たりの排出量を935gとすることを目指す	971g
リサイクル	リサイクル率を約32.7%とすることを目指す	26.0%
最終処分量の削減	最終処分量を130t/日とすることを目指す	156 t/日

5 一般廃棄物の目標達成に向けての主な取組

<排出抑制に関する取組>

- ・おかやま・もったいない運動、マイバッグ運動などの県民運動の展開

- ・ごみ処理の有料化などの経済手法導入の推進
- ・多量排出事業者の処理計画に基づく減量化等の促進

<リサイクルの促進に関する取組>

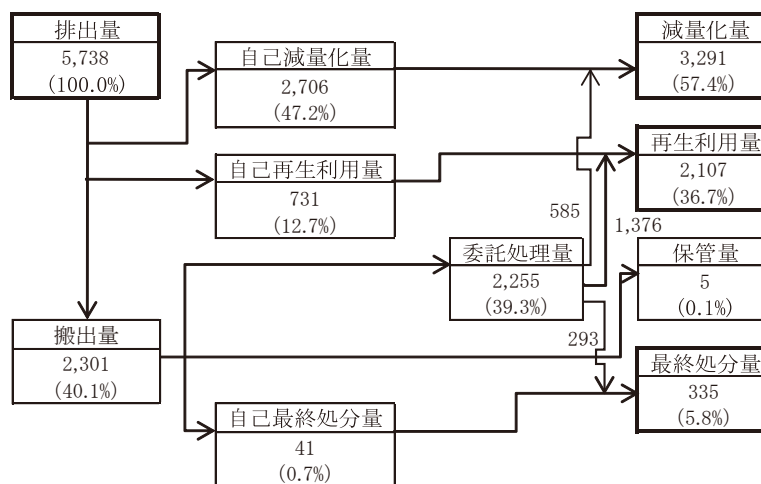
- ・容器包装リサイクル法による分別収集や自治会等による集団回収活動等の推進
- ・岡山県エコ製品や岡山エコ事業所の認定、周知による再生品の使用促進
- ・小型家電製品等のリサイクルによるレアメタル等の有効利用の促進
- ・廃棄物系バイオマスの利活用の促進

<最終処分量の削減に関する取組>

- ・より高度な資源化が可能な廃棄物処理施設の整備の促進
- ・焼却施設から発生する焼却灰等の再生利用の促進

6 産業廃棄物の処理状況(平成21年度)

- ・排出された産業廃棄物の処理状況は、脱水や焼却等の中間処理によって3,291千t(排出量の57.4%)が減量化され、2,107千t(同36.7%)が再生利用されている。
- ・最終処分量は、335千t(同5.8%)となっている。



- (注)1 単位: 千t/年
 2 ()内は、排出量に対する割合
 3 図内の数値は、四捨五入の関係で収支が合わない場合がある。

7 産業廃棄物の処理目標

国の基本方針において示された目標や本県の状況を踏まえて、産業廃棄物の減量化の目標を次のとおり設定する。

項目	産業廃棄物の減量化の目標 (目標年度:平成27年度)	現状 (平成21年度実績)
排出抑制	排出量をおおむね6,000千t/年とすることを目指す	5,738千t/年
リサイクル	リサイクル率を約39.1%とすることを目指す	36.7%
最終処分量の削減	最終処分量を305千t/年とすることを目指す	335千t/年

8 産業廃棄物の目標達成に向けての主な取組

＜排出抑制に関する取組＞

- ・多量排出事業者への排出抑制等の指導の徹底
- ・ISO14001等の環境マネジメントシステムの導入促進

＜リサイクルの促進に関する取組＞

- ・建設リサイクル法などリサイクル関連法の周知徹底
- ・リサイクル関係施設の整備、技術開発等への支援
- ・循環資源の有効活用を支援するマッチングシステムの利用促進

＜最終処分量の削減に関する取組＞

- ・汚泥など最終処分量の多い産業廃棄物の排出事業者に対する削減指導の徹底

9 第2次岡山県廃棄物処理計画の実施状況

第2次岡山県廃棄物処理計画(H18～H22年度)の進捗状況

平成22年度の数値目標		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
一般 廃棄物	排出量を1人1日当たり1,009gとする。	1,033 ^g	1,003	1,004	971	939	897	878
	リサイクル率を約24%とする。	16.2 [%]	25.8	25.4	24.6	25.2	26.0	25.7
産業 廃棄物	最終処分量を214トン/日とする。	303 ^{t/日}	214	193	187	162	156	148
	排出量をおおむね7,000千トン/年とする。	6,977 ^{千t/年}	6,971	6,878	7,309	7,029	5,738	5,906
	リサイクル率を39.0%とする。	38.1 [%]	38.2	35.8	33.5	33.1	36.7	39.1
産業 廃棄物	最終処分量を410千トン/年とする。	510 ^{千t/年}	501	461	435	424	335	348

※一人当たりごみの排出量＝市町村収集量(収集量＋直接搬入量)＋自家処理量

4 大気環境関係(安全な生活環境の確保)

(1)大気汚染に係る環境基準

区 分	環 境 基 準
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
浮 遊 粒 子 状 物 質	1時間値の1日平均値が、0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること
光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	1時間値が0.06ppm以下であること
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること
微 小 粒 子 状 物 質	1年平均値が15 μ g/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μ g/m ³ 以下であること
ベ ン ゼ ン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジ ク ロ ロ メ タ ン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること

環境基準による大気汚染の評価に関する用語について

用 語	説 明
1 時 間 値	1時間の平均濃度
1 日 平 均 値 (日 平 均 値)	1日24時間の測定結果の平均値。ただし、1日のうち欠測が4時間を超えるときは、1日平均値に係る集計から除外している。
有 効 測 定 日 数	1日のうち20時間以上測定が行われた日数
年 平 均 値	1年間の測定結果の平均値(1年間は平年で8,760時間)。ただし、年間測定6,000時間未満のものは参考にとどめている(1日平均値の2%除外値、1日平均値の年間98%値についても同じ)。
日 平 均 値 の 年 間 2 % 除 外 値	1年間に得られた1日平均値を整理し、高い方から2%の範囲内にあるもの(365日分の1日平均値がある場合は7日分の測定値)を除外した残りの最高1日平均値をいう。
日 平 均 値 の 年 間 9 8 % 値	1年間に得られた1日平均値を整理し、低い方から98%に相当する(365日分の1日平均値があれば358番目の)1日平均値をいう。
長 期 的 評 価	主として1年を単位とする平均的な評価で、地域における汚染の実態、推移を把握するもので、一般に環境基準の達成、非達成をいう場合は長期的評価を指す。地域の汚染の評価、規制を実施するための地域の指定等も長期的評価に基づいて行われ、また、総量規制を実施するためのシミュレーション調査でも、長期的評価を満足させることを目標として計算が行われることが多い。
短 期 的 評 価	1時間値、1日平均値について測定結果を環境基準に比較して行う評価方法で、時間ごと、日ごとの高濃度の出現をチェックするのに利用される。

(2)環境大気測定局一覧

(平成24年3月31日現在)

市町	No.	測定局		測定項目													
				SO ₂	SPM	PM 2.5	CO	Ox	NO ₂ NO NOx	NMHC CH ₄ THC	WV WD	温度 TEMP	湿度 HUM	日射 SUN	放射 収支	紫外線 A、B	
岡山市	1	興除	市	◎	◎			◎	◎	◎	◎						
	2	江並	市	◎	◎			◎	◎		◎						
	3	出石	市	◎	◎			◎	◎		◎						
	4	南輝	市	◎	◎			◎	◎		◎	◎		◎	◎		
	5	吉備	市		◎			◎	◎		◎						
	6	南大	市・自		◎				◎	◎							
	7	西大	市	◎	◎			◎	◎		◎						
	8	東岡	市		◎				◎	◎		◎					
	9	五明	市	◎	◎				◎	◎	◎	◎					
	10	西祖	市・自		◎					◎	◎	◎					
	11	青江	市・自		◎		◎			◎	◎	◎					
	12	高倉山	市・気									◎	◎		◎		
		計 12局		6	11	0	1	8	11	5	11	2		2	1		
倉敷市	13	監視センター	市	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	14	春日	市	◎	◎			◎	◎		◎						
	15	広江	市	◎	◎						◎						
	16	二福	市	◎													
	17	港湾局	市	◎	◎						◎						
	18	松江	市	◎	◎			◎	◎		◎						
	19	呼松	市	◎	◎												
	20	宇野津	市	◎													
	21	塩生	市	◎	◎			◎	◎		◎						
	22	連島	市	◎	◎			◎	◎		◎						
	23	倉敷美和	市	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎						
	24	豊洲	市	◎					◎	◎	◎						
	25	天城	市	◎	◎			◎	◎		◎						
	26	茶屋町	市	◎	◎			◎	◎		◎						
	27	郷内	市	◎	◎			◎	◎		◎						
	28	駅前	市・自				◎		◎	◎							
	29	西阿知	市	◎	◎			◎	◎		◎						
30	玉島	市	◎	◎			◎	◎		◎							
31	児島	市	◎	◎			◎	◎		◎							
32	田の口	市	◎														
33	大高	市・自		◎		◎		◎		◎							
34	船穂	市	◎	◎			◎	◎		◎							
35	真備	市					◎	◎		◎							
36	西坂	市・移		◎		◎		◎		◎							
37	庄	市・移		◎		◎		◎		◎							
		計 25局		20	19	0	5	15	19	3	20	1	1	1	1		
玉野市	38	日比	市	◎	◎			◎	◎		◎						
	39	渋川	県	◎	◎				◎		◎						
	40	宇野	県	◎	◎			◎	◎		◎						
	41	向日比1丁目	県	◎					◎		◎						
	42	向日比2丁目	市	◎	◎						◎						
	43	日比2丁目	市	◎	◎						◎						
	44	後閑	市	◎	◎						◎						
	45	用吉	市・自	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎						
		計 8局		8	7	0	1	3	5	1	8						
笠岡市	46	大磯	県・自	◎	◎		◎	◎	◎	◎							
	47	寺間	県	◎	◎				◎		◎						
	48	茂平	県		◎	○		◎	◎		◎						
		計 3局		2	3	1	1	2	3	1	2						

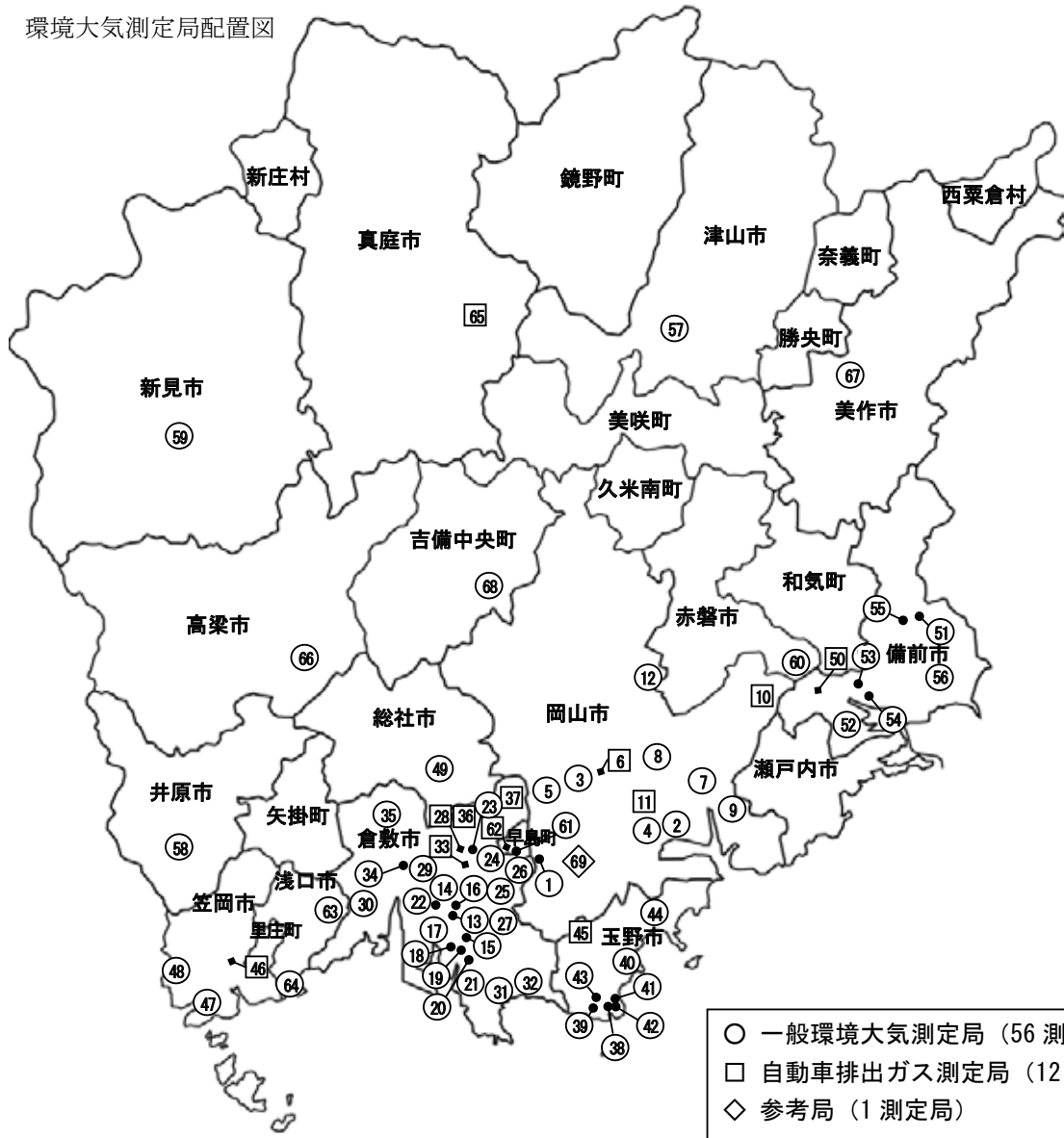
市町	No.	測定局		測定項目														
				SO ₂	SPM	PM 2.5	CO	Ox	NO ₂ NO NOx	NMHC CH ₄ THC	WV WD	温度 TEMP	湿度 HUM	日射 SUN	放射 収支	紫外線 A、B		
総社市	49	総社	県		◎	○			◎	◎		◎						
備前市	50	伊部	県・自		◎				◎	◎		◎						
	51	三石	県	◎	◎				◎	◎		◎						
	52	鶴海	市	◎	◎				◎	◎		◎						
	53	東片上	県	◎	◎				◎	◎		◎						
	54	穂浪	市	◎	◎					◎		◎						
	55	野谷	市	◎	◎					◎		◎						
	56	日生	県	◎	◎					◎	◎		◎					
		計 7局			6	7	0	0	3	7	1	6						
津山市	57	津山	県	◎	◎				◎	◎		◎						
井原市	58	井原	県						◎			◎						
新見市	59	新見	県	◎	◎				◎	◎		◎						
赤磐市	60	熊山	県						◎	◎		◎						
早島町	61	早島	県		◎	○			◎	◎		◎						
	62	長津	県・自		◎	○				◎	◎	◎						
浅口市	63	金光	県		◎				◎	◎		◎						
	64	寄島	県	◎					◎			◎						
真庭市	65	久世	県・自		◎				◎	◎	◎	◎						
高梁市	66	高梁	県						◎	◎		◎						
美作市	67	美作	県						◎	◎		◎						
吉備中央町	68	吉備高原	県						◎	◎		◎						
	合計 68局			45	54	4	8	43	56	13	60							
	県センター (参考)	県・気										○	○	○	○	○	○	○

(凡例)

SO ₂	二酸化硫黄
SPM	浮遊粒子状物質
PM2.5	微小粒子状物質
NO ₂	二酸化窒素
NO	一酸化窒素
NOx	窒素酸化物
Ox	光化学オキシダント
NMHC	非メタン炭化水素
CH ₄	メタン
THC	全炭化水素
HF	フッ化水素
WV	風速
WD	風向
県	県設置測定局
市	市設置測定局
自	自動車排出ガス測定局
移	移動測定局
気	気象観測局
◎	テレメーター化されているもの
○	テレメーター化されていないもの

(3)大気環境監視網

環境大気測定局配置図



岡山市	1	興除
	2	江並
	3	出石
	4	南輝
	5	吉備
	6	南方 (自)
	7	西大寺
	8	東岡山
	9	五明
	10	西祖 (自)
	11	青江 (自)
	12	高倉山
倉敷市	13	監視センター
	14	春日
	15	広江
	16	二福
	17	港湾局
	18	松江
	19	呼松

倉敷市	20	宇野津
	21	塩生
	22	連島
	23	倉敷美和
	24	豊洲
	25	天城
	26	茶屋町
	27	郷内
	28	駅前 (自)
	29	西阿知
	30	玉島
	31	児島
	32	田の口
	33	大高 (自)
	34	船穂
	35	真備
	36	西坂 (自)
	37	庄 (自)

玉野市	38	日比
	39	渋川
	40	宇野
	41	向日比1丁目
	42	向日比2丁目
笠岡市	43	日比2丁目
	44	後閑
	45	用吉 (自)
備前市	46	大磯 (自)
	47	寺間
※	48	茂平
備前市	49	総社
	50	伊部 (自)
	51	三石
	52	鶴海
	53	東片上
54	穂浪	
55	野谷	
56	日生	

その他市町	57	津山
	58	井原
	59	新見
	60	熊山
	61	早島
	62	長津 (自)
	63	金光
	64	寄島
	65	久世 (自)
	66	高梁
	67	美作
68	吉備高原	
69	県センター(参)	

合計69測定局
(自)自動車排出ガス測定局
(参)参考局

※総社市

(4)環境基準の達成状況の推移 (%)

二酸化硫黄	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
岡山県	100	100	100	100	100	100
全国	99.8	99.8	99.8	99.6	99.7	

※一般環境大気測定局に係る結果のみ

二酸化窒素		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
岡山県	一般環境大気測定局	100	100	100	100	100	100
	自動車排出ガス測定局	90.9	92.3	100	100	100	100
全国	一般環境大気測定局	99.8	99.8	99.8	100	100	
	自動車排出ガス測定局	90.7	94.4	95.5	95.7	97.8	

光化学オキシダント	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
岡山県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全国	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	

※一般環境大気測定局に係る結果のみ

浮遊粒子状物質		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
岡山県	一般環境大気測定局	26	100	100	100	61.9	31.0
	自動車排出ガス測定局	20	100	100	100	54.5	45.5
全国	一般環境大気測定局	93.0	89.5	99.6	98.8	93.0	
	自動車排出ガス測定局	92.8	88.6	99.3	99.5	93.0	

(5)オキシダント情報・注意報の発令日数(過去10年)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成22年	平成22年	平成23年
情報	5	4	8	8	10	9	17	17	20	4
注意報	3	1	0	1	8	6	6	4	9	3
計	8	5	8	9	18	15	23	21	29	7

(6)オキシダント情報・注意報の発令回数(過去10年)

年度 地域		平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
岡山市	情報	0	1	2	0	3	2	2	3	4	0
	注意報	0	0	0	0	1	2	0	0	2	0
	計	0	1	2	0	4	4	2	3	6	0
倉敷市	情報	6	3	8	9	11	10	16	17	12	3
	注意報	0	0	0	0	7	4	6	2	7	1
	計	6	3	8	9	18	14	22	19	19	4
津山市	情報	—	—	—	—	—	—	0	3	2	1
	注意報	—	—	—	—	—	—	0	1	0	0
	計	—	—	—	—	—	—	0	4	2	1
玉野市	情報	0	0	0	0	2	1	0	2	4	0
	注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	2	1	0	2	4	0
笠岡市	情報	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2
	注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2
井原市	情報	3	1	0	0	0	0	1	0	3	2
	注意報	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	4	1	0	0	0	0	1	0	3	2
総社市	情報	0	1	1	0	2	2	2	0	4	0
	注意報	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1
	計	0	1	1	0	3	2	2	0	5	1
高梁市	情報	—	—	—	—	—	—	0	0	4	0
	注意報	—	—	—	—	—	—	0	0	1	0
	計	—	—	—	—	—	—	0	0	5	0
新見市	情報	—	—	—	—	—	—	0	0	1	0
	注意報	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
	計	—	—	—	—	—	—	0	0	1	0
備前市	情報	1	0	0	0	2	1	2	2	7	1
	注意報	0	0	0	1	2	1	0	1	1	0
	計	1	0	0	1	4	2	2	3	8	1
瀬戸内市	情報	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
赤磐市	情報	0	0	0	0	0	0	0	0	13	1
	注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	13	1
真庭市	情報	—	—	—	—	—	—	0	0	1	0
	注意報	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
	計	—	—	—	—	—	—	0	0	1	0
美作市	情報	—	—	—	—	—	—	0	3	0	0
	注意報	—	—	—	—	—	—	0	1	0	0
	計	—	—	—	—	—	—	0	4	0	0
浅口市	情報	2	—	1	1	1	4	3	8	7	1
	注意報	0	—	0	0	0	0	0	1	3	2
	計	2	—	1	1	1	4	3	9	10	3
和気町	情報	0	0	0	0	0	0	0	0	13	1
	注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	13	1
早島町	情報	0	0	0	0	3	0	0	2	5	0
	注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	3	0	0	2	5	0
里庄町	情報	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
	注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
矢掛町	情報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新庄村	情報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鏡野町	情報	—	—	—	—	—	—	0	3	2	1
	注意報	—	—	—	—	—	—	0	1	0	0
	計	—	—	—	—	—	—	0	4	2	1
勝央町	情報	—	—	—	—	—	—	0	3	0	0
	注意報	—	—	—	—	—	—	0	1	0	0
	計	—	—	—	—	—	—	0	4	0	0

年度 地域		平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
奈義町	情報	-	-	-	-	-	-	0	3	0	0
	注意報 計	-	-	-	-	-	-	0	1	0	0
西粟倉村	情報	-	-	-	-	-	-	0	3	0	0
	注意報 計	-	-	-	-	-	-	0	1	0	0
久米南町	情報	-	-	-	-	-	-	0	3	2	1
	注意報 計	-	-	-	-	-	-	0	1	0	0
美咲町	情報	-	-	-	-	-	-	0	3	1	1
	注意報 計	-	-	-	-	-	-	0	1	0	0
吉備中央町	情報	-	-	-	-	-	-	0	0	3	0
	注意報 計	-	-	-	-	-	-	0	0	2	0
合計	情報	14	6	14	11	24	20	28	58	90	17
	注意報 計	3	1	0	1	11	7	6	12	17	4
		17	7	14	12	35	27	34	70	107	21

(7)大気汚染防止法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく
設置届出等件数(平成23年度)

施設の種類		設置届	使用届	変更届	その他届	計
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	23	0	32	119	174
	VOC排出施設	1	0	2	1	4
	一般粉じん発生施設	20	0	1	15	36
	特定粉じん発生施設	0	0	0	0	0
	小計	44	0	35	135	214
県条例	ばい煙発生施設	0	0	0	1	1
	粉じん発生施設	0	0	0	6	6
	有害ガス発生施設	143	0	89	68	300
	小計	143	0	89	75	307
合計		187	0	124	210	521

(注)岡山市、倉敷市及び新見市の処理件数は除く。

(8)大気汚染防止法に基づく特定施設設置状況

ばい煙発生施設					一般粉じん発生施設					(平成24年3月31日現在)			
施設種類	施設数	(岡山市)	(倉敷市)	(新見市)	施設数	(岡山市)	(倉敷市)	(新見市)	施設数	(岡山市)	(倉敷市)	(新見市)	
1	ボイラー	940	568	550	28	1	コークス炉	0	0	12	0		
2	ガス発生炉・加熱炉	0	0	2	0	2	堆積場	120	36	57	3		
3	金属等の焼結炉	1	10	11	0	3	ベルト・バケットコンベア	290	67	1299	2		
4	金属の溶鉱炉	0	0	11	0	4	破碎機・摩砕機	161	74	86	11		
5	金属、鑄造の溶解炉	32	30	33	3	5	ふるい	90	30	140	1		
6	金属の加熱炉	59	17	131	0	合計		661	207	1594	17		
7	石油製品等の加熱炉	17	0	210	0	揮発性有機化合物排出施設							
8	石油精製の触媒再生塔	0	0	1	0								
9	硫黄回収装置の燃焼炉	0	0	5	12	施設数	(岡山市)	(倉敷市)	(新見市)				
10	窯業の焼成炉	99	5	6	0	1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	0	0	9	0		
11	無機、食品の直火炉	35	5	9	4								
12	乾燥炉	84	50	70	0								
13	製鉄、製鋼等の電気炉	2	0	10	4	2	塗装施設	3	0	10	0		
14	廃棄物焼却炉	68	39	54	0								
15	銅等の精錬の溶鉱炉等	8	0	0	0	3	塗装の用に供する乾燥施設	1	8	8	0		
16	Cd顔料等の乾燥施設	0	0	0	0								
17	塩素急速冷却施設	0	0	0	0	4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	4	2	4	0		
18	塩化第2鉄の溶解層	0	0	1	0								
19	活性炭の反応炉	0	0	0	0	5	接着の用に供する乾燥施設	0	9	0	0		
20	塩素等の反応施設	1	0	54	0								
21	アルミニウム電解炉	0	0	0	0	6	印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	1	0	0	0		
22	燐等の反応施設	1	0	0	0								
23	弗酸の凝縮施設等	0	0	0	0	7	印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	5	22	0	0		
24	トリポリリリン酸Na反応施設等	0	0	0	0								
25	鉛の第2次精錬等の溶解炉	0	0	1	0	8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設	1	0	2	0		
26	鉛蓄電池の溶解炉	0	0	0	0								
27	鉛顔料の溶解炉等	0	0	0	0	9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク	0	1	25	0		
28	硝酸の吸収施設等	0	0	0	0								
29	コークス炉	0	0	12	0								
30	ガスタービン	14	51	16	0	合計	合計	15	42	58	0		
31	ディーゼル機関	236	242	163	11								
32	ガス機関	3	7	0	0								
33	ガソリン機関	0	0	0	0								
合計		1600	1024	1350	62	合計		15	42	58	0		

(9)低減条例に基づく特定施設設置状況

ばい煙発生施設

粉じん発生施設

ばい煙発生施設					粉じん発生施設						
施設種類	施設数	(岡山市)	(倉敷市)	(新見市)	施設種類	施設数	(岡山市)	(倉敷市)	(新見市)		
1	ベンガラのばい焼炉	1	0	0	1	セメントサイロ	81	30	47	3	
2	ガラス等の熔融炉	0	0	10	2	バッチャープラント	58	21	9	5	
3	C d 顔料等の乾燥施設	0	0	0	合計						
4	塩素等の反応施設等	3	0	2		139	51	56	8		
5	燐等の反応施設等	1	0	0							
6	弗酸の凝縮施設等	0	0	0	有害ガス発生施設						
7	鉛の第2次精錬等の溶解炉	0	0	3	0	施設種類	施設数	(岡山市)	(倉敷市)	(新見市)	
8	鉛顔料の溶解炉等	0	0	0	0	1	繊維製品の樹脂加工施設	15	5	11	0
9	繊維製品の漂白施設	0	0	2	0	2	木材等の蒸解施設	5	8	4	6
10	パルプ等の漂白施設	0	0	0	0	3	化学工業品等の反応施設	578	193	785	5
11	クレー粉の漂白施設	0	0	0	0	4	出版等のグラビア印刷施設	63	62	18	0
12	メタキシレン抽出施設	0	0	1	0	5	ゴム製品製造施設	659	216	32	52
13	ピクリン酸の反応施設	0	0	0	0	6	鉄鋼等の鋳物製造施設	86	25	7	1
14	金属の表面処理施設	11	1	11	0	7	金属製品等の表面処理施設	564	100	147	2
合計		16	1	29	0	合計		1970	609	1004	66

(10)大気汚染防止法に基づく施設の所管別・法区分別内訳

	ばい煙発生施設		VOC排出施設		一般粉じん発生施設		特定粉じん発生施設		合計	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
備前県民局	186	583	2	3	45	247	0	0	233	833
備中県民局	237	572	3	7	31	161	0	0	271	740
美作県民局	212	445	3	5	25	253	0	0	240	703
小計	635	1,600	8	15	101	661	0	0	744	2,276
岡山市	428	1,024	9	42	45	207	0	0	482	1,273
倉敷市	327	1,350	13	58	20	1,594	0	0	360	3,002
新見市	36	62	0	0	3	17	0	0	39	79
小計	791	2,436	22	100	68	1,818	0	0	881	4,354
合計	1,426	4,036	30	115	169	2,479	0	0	1,625	6,630

(11)低減条例に基づく施設の所管別・法区分別内訳

	ばい煙発生施設		粉じん発生施設		有害ガス発生施設		合計	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
備前県民局	4	11	14	32	37	881	55	924
備中県民局	5	5	21	44	52	510	78	559
美作県民局	0	0	23	63	66	579	89	642
小計	9	16	58	139	155	1,970	222	2,125
岡山市	1	1	22	51	96	609	119	661
倉敷市	10	29	19	56	63	1,004	92	1089
新見市	0	0	5	8	6	66	11	74
小計	11	30	46	115	165	1,679	222	1,824
合計	20	46	104	254	320	3,649	444	3,949

5 水環境関係(安全な生活環境の確保)

(1) 水質の環境基準

(ア) 健康項目の環境基準超過状況(平成23年度)

項目名	項目別 測定地点数	環境基準 超過地点数	環境基準
カドミウム	84(河川46, 湖沼2, 海域36)	0	0.003mg/L以下
全シアン	〃	0	検出されないこと
鉛	〃	0	0.01mg/L以下
六価クロム	〃	0	0.05mg/L以下
ヒ素	〃	0	0.01mg/L以下
総水銀	〃	0	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	〃	0	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	〃	0	検出されないこと
トリクロロエチレン	〃	0	0.03mg/L以下
テトラクロロエチレン	〃	0	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	〃	0	0.02mg/L以下
四塩化炭素	〃	0	0.002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	〃	0	0.004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	〃	0	0.1mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	〃	0	0.04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	〃	0	1mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	〃	0	0.006mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	〃	0	0.002mg/L以下
チウラム	〃	0	0.006mg/L以下
シマジン	〃	0	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	〃	0	0.02mg/L以下
ベンゼン	〃	0	0.01mg/L以下
セレン	〃	0	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	94(河川55, 湖沼4, 海域35)	0	10mg/L以下
ふっ素	47(河川45, 湖沼2)	0	0.8mg/L以下
ほう素	〃	0	1mg/L以下
1, 4-ジオキサン	75(河川44, 湖沼2, 海域29)	0	0.05mg/L以下

(参考) 要監視項目の指針値超過状況(平成23年度)

項目名	項目別 測定地点数	指針値 超過地点数	指針値	
人の健康の保護に関する項目	クロロホルム	26(河川13, 海域13)	0	0.06 mg/L
	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	〃	0	0.04 mg/L
	1, 2-ジクロロプロパン	〃	0	0.06 mg/L
	p-ジクロロベンゼン	〃	0	0.2 mg/L
	イソキサチオン	〃	0	0.008 mg/L
	ダイアジノン	〃	0	0.005 mg/L
	フェニトロチオン(MEP)	〃	0	0.003 mg/L
	イソプロチオラン	〃	0	0.04 mg/L
	オキシ銅(有機銅)	〃	0	0.04 mg/L
	クロタロニル(TPN)	〃	0	0.05 mg/L
	プロピザミド	〃	0	0.008 mg/L
	EPN	47(河川19, 湖沼2, 海域26)	0	0.006 mg/L
	ジクロロボス(DDVP)	26(河川13, 海域13)	0	0.008 mg/L
	フェノブカルブ(BPMC)	〃	0	0.03 mg/L
	イプロベンホス(IBP)	〃	0	0.008 mg/L
	クロルニトロフェン(CNP)	〃	(不検出)	指針値なし
	トルエン	〃	0	0.6 mg/L
	キシレン	〃	0	0.4 mg/L
	フタル酸ジエチルヘキシル	〃	0	0.06 mg/L
	ニッケル	〃	(不検出)	指針値なし
	モリブデン	〃	0	0.07 mg/L
アンチモン	〃	0	0.02 mg/L	
塩化ビニルモノマー	〃	0	0.002 mg/L	
エピクロロヒドリン	〃	0	0.0004mg/L	
全マンガン	〃	0	0.2 mg/L	
ウラン	〃	11	0.002 mg/L	
水質保全項目に生物学的関係のある項目	クロロホルム(再掲)	26(河川13, 海域13)	0	0.006~3 mg/L
	フェノール	〃	0	0.01 ~2 mg/L
	ホルムアルデヒド	〃	0	0.03 ~1 mg/L

注) 要監視項目及び指針値は、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」(H5.3.8環境庁水質保全局長通知)において、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等から見て、現時点では環境基準健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものとして示されたものであり、指針値は長期摂取に伴う健康影響を考慮して算定された値で、一時的にある程度この値を超えるようなことがあっても直ちに健康上の問題に結びつくものではないとされている。

(イ)生活環境の保全に関する環境基準

a 河川

(a)河川(湖沼を除く)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l以上	—

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全 重 鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下

(b)湖沼

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	1mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2・3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	5mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	15mg/l以下	5mg/l以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l以上	—

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l以下	0.005mg/l以下
II	水道1・2・3級(特殊なものを除く。)、水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l以下	0.01mg/l以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l以下	0.03mg/l以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/l以下	0.1mg/l以下

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下

b 海域

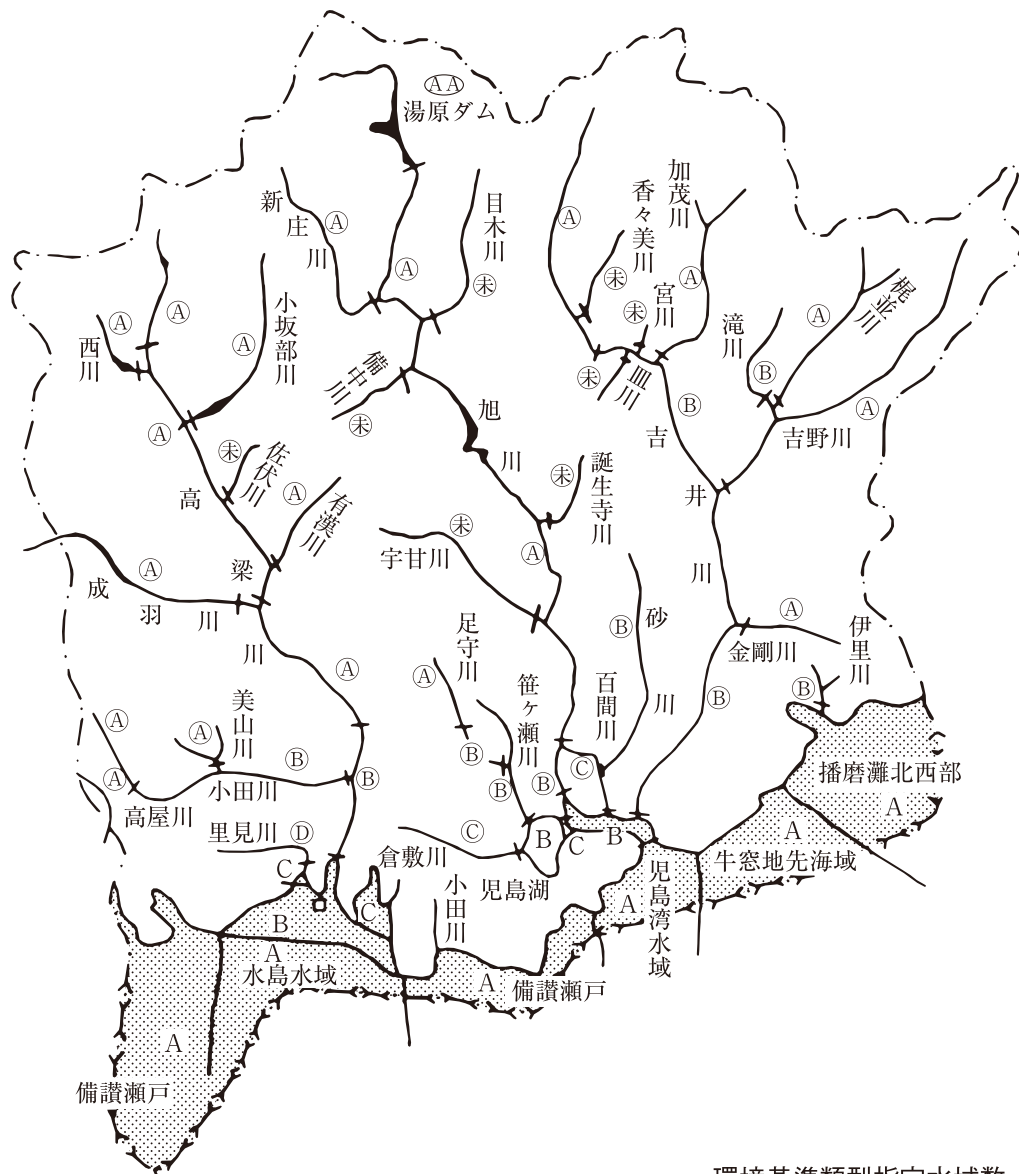
項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水質イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/100ml以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l以下	5mg/l以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/l以下	2mg/l以上	—	—

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/l以下	0.02mg/l以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/l以下	0.03mg/l以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/l以下	0.09mg/l以下

項目 類型	水生生物生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/l以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/l以下

(2) 県下水域の環境基準類型の指定概略図

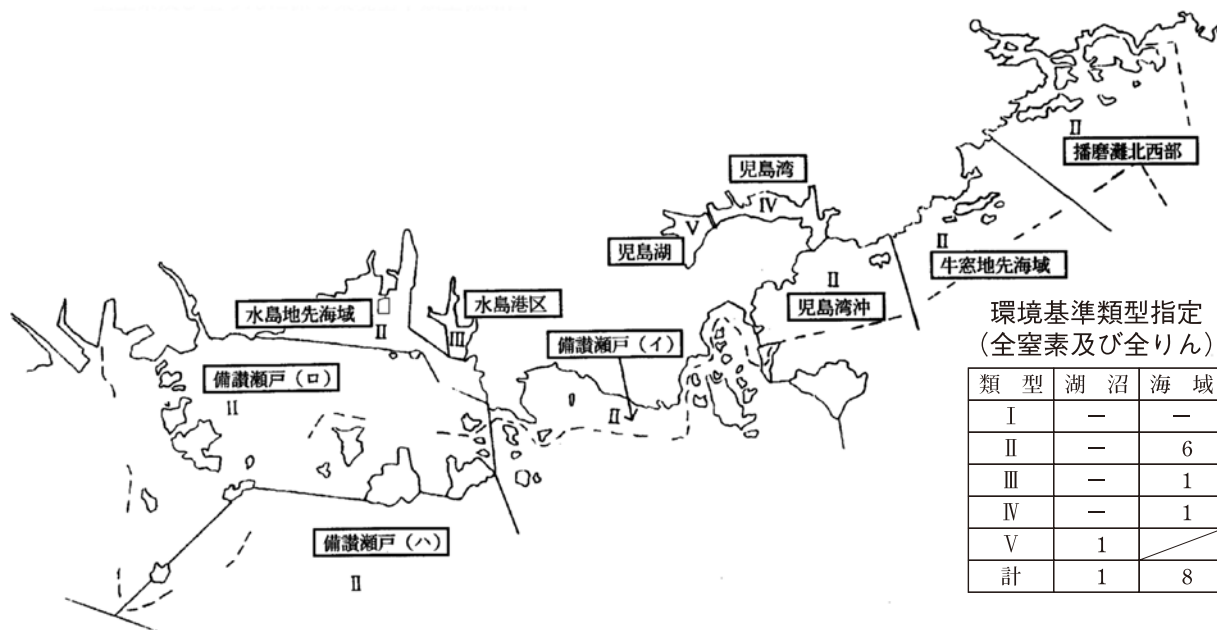
(ア) BOD又はCOD等に係る環境基準類型



環境基準類型指定水域数

類型	河川	湖沼	海域	計
AA	1	-	-	1
A	18	-	5	23
B	9	1	2	12
C	2	-	3	5
D	1	-	-	1
計	31	1	10	42

(イ)全窒素及び全りんに係る環境基準類型概略図



(3)水域区別の環境基準達成状況

水域区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
河川(BOD)	90.3	93.5	93.5	93.5	93.5
湖沼(COD)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海域(COD)	40.0	40.0	40.0	50.0	80.0
全体	76.2	78.6	78.6	80.9	88.1

区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
湖沼	全窒素	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	全りん	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海域	全窒素	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	全りん	87.5	87.5	100.0	87.5	100.0

(4)項目別の環境基準適合状況

水域区分	項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
河川	pH	91.5	94.6	91.0	92.4	96.0
	BOD	92.4	93.0	93.8	95.2	95.7
	SS	99.8	100.0	99.8	99.6	99.9
	DO	96.1	96.6	97.0	97.0	97.4
湖沼	pH	77.8	90.3	61.6	73.6	77.8
	COD	4.2	1.4	5.6	2.8	5.6
	SS	30.6	31.9	45.8	52.8	55.6
	DO	100.0	100.0	98.6	100.0	97.2
海域	pH	93.7	80.9	94.0	92.7	90.1
	COD	64.9	52.5	71.7	65.2	80.6
	DO	76.8	73.9	79.6	84.3	87.6
	油分等	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(5)環境基準点における水質の経年変化

生活環境項目	環境基準で定めている生活環境の保全に係る項目
水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質 (SS)、溶存酸素量(DO)、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物質(油分)、全窒素、全りん、全亜鉛 (以上10項目)	

①BOD, CODの測定結果

(1)河川(31水域、33環境基準点)

水 域 名	地 点 名	市町村	水質(BOD:75%値)(mg/l)					環 境 基 準 値 (mg/l)		
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度			
高 梁 川 水 域	高 梁 川 上 流	一 中 橋	新見市	1.0	1.7	1.0	1.1	0.9	○	2 以下
	高梁川中流(1)	中 井 橋	高梁市	0.7	1.4	2.0	0.9	1.2	○	2 以下
	高梁川中流(2)	湛 井 堰	総社市	0.8	1.0	0.8	1.7	1.1	○	2 以下
	高 梁 川 下 流	霞 橋	倉敷市	1.7	1.5	1.4	1.8	1.2	○	3 以下
	西 川	布 原 橋	新見市	0.8	1.3	1.4	0.8	0.8	○	2 以下
	小 坂 部 川	巖 橋	新見市	0.9	1.4	1.3	1.0	0.9	○	2 以下
	有 漢 川	幡 見 橋	高梁市	0.8	1.4	1.1	0.9	1.4	○	2 以下
	成 羽 川	神 崎 橋	高梁市	0.8	1.3	1.0	0.8	1.3	○	2 以下
	小 田 川 上 流	猪 原 橋	井原市	0.8	1.4	1.6	0.8	1.0	○	2 以下
	小 田 川 下 流	福 松 橋	倉敷市	1.9	1.4	1.5	2.2	1.3	○	3 以下
	美 山 川	栄 橋	矢掛町	1.0	1.9	1.2	1.3	1.4	○	2 以下
	里 見 川	鴨方川合流点	浅口市	5.4	3.9	4.4	3.8	3.4	○	8 以下
旭 川 水 域	旭 川 上 流	湯 原 ダ ム	真庭市	1.2	1.7	1.2	1.4	1.7	×	1 以下
	旭 川 中 流	落 合 橋	真庭市	1.0	1.3	1.3	1.1	0.8	○	2 以下
		乙 井 手 堰	岡山市	0.8	1.4	1.2	1.1	1.4		
	旭 川 下 流	桜 橋	岡山市	0.8	1.9	1.4	1.3	1.5	○	3 以下
	新 庄 川	大 久 奈 橋	真庭市	0.8	1.1	1.0	0.7	0.5	○	2 以下
	百 間 川	清 内 橋	岡山市	3.9	3.5	3.1	3.0	3.0	○	5 以下
砂 川	新 橋	岡山市	1.8	1.5	1.9	1.5	2.2	○	3 以下	
吉 井 川 水 域	吉 井 川 上 流	嵯 峨 堰	津山市	1.0	1.4	1.2	0.9	1.0	○	2 以下
	吉井川中・下流	周 匝 大 橋	赤磐市	1.0	1.4	1.4	1.2	1.4	○	3 以下
		熊 山 橋	赤磐市	1.7	1.3	1.3	1.4	1.6		
	加 茂 川	加 茂 川 橋	津山市	0.9	1.4	0.9	0.8	0.9	○	2 以下
	梶 並 川	滝 村 堰	美作市	1.0	1.3	1.3	0.9	0.9	○	2 以下
	滝 川	三 星 橋	美作市	1.2	1.5	1.3	1.1	1.1	○	3 以下
	吉 野 川	鷺 湯 橋	美作市	1.0	1.3	1.1	1.0	1.1	○	2 以下
金 剛 川	宮 橋	和気町	1.1	1.1	0.8	1.4	1.5	○	2 以下	
笹ヶ瀬 川水域	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬橋	岡山市	3.4	2.1	2.5	2.8	3.4	×	3 以下
	足守川上流	高 塚 橋	岡山市	1.0	1.0	1.5	1.4	0.6	○	2 以下
	足守川下流	入 江 橋	岡山市	1.6	1.1	1.6	1.4	1.0	○	3 以下
倉敷川水域	倉敷川	倉敷川橋	岡山市	3.7	3.0	4.2	3.0	3.4	○	5 以下
芦田川水域	高屋川	滝 山 堰	井原市	1.7	2.8	2.2	1.8	2.0	○	2 以下
伊里川水域	伊里川	浜 の 川 橋	備前市	3.9	2.4	2.0	2.1	2.2	○	3 以下

(備考) 1) 「75%値」とは、年間のn個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ (その数が整数でない場合は直近上位の整数とする。)番目にくるデータを表わす。
 2) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

(2)湖沼(児島湖1水域、2環境基準点)

水域名		地点名	水質(COD:75%値)(mg/l)					環境基準値(mg/l)	
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
児島湖水域	児島湖	湖心	7.9	8.1	7.5	8.0	7.8	×	5以下
		樋門	7.6	7.7	7.2	8.0	7.8		

(3)海域(10水域、27環境基準点)

水域名		地点名	水質(COD:75%値)(mg/l)					環境基準値(mg/l)	
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
水島水域	玉島港区	玉島港奥部	4.8	3.4	3.5	3.7	3.5	○	8以下
		水島港区	2.8	2.2	2.5	2.6	2.2	○	
	水島地先海域(甲)	玉島港沖合	2.6	2.3	2.9	2.4	2.4	○	3以下
		上水島北	2.7	2.2	2.5	2.2	2.1		
	水島地先海域(乙)	濃地諸島東	2.4	2.0	2.4	1.9	1.9	○	2以下
		網代諸島沖	2.2	2.2	2.2	2.0	1.9		
児島湾水域	児島湾(甲)	同和鉱業沖	5.2	5.3	5.9	5.1	5.3	○	8以下
		児島湾(乙)	旭川河口部	4.7	4.3	4.2	4.6		
	吉井川河口部		3.5	3.8	2.9	3.8	4.2		
	横樋沖		5.1	4.7	4.4	4.3	4.2		
	九幡沖		5.3	4.7	4.0	4.5	3.9		
	阿津沖		4.7	4.2	4.2	4.8	3.9		
	児島湾(丙)	向小串沖	3.8	3.3	2.3	4.1	3.2	×	2以下
		別荘沖	2.8	2.6	1.9	3.2	2.6		
		児島湾口沖	2.7	2.4	1.6	3.0	2.2		
	備讃瀬戸	備讃瀬戸	波張崎南	2.1	2.5	2.1	2.2	1.7	○
出崎東沖			2.4	2.4	2.1	2.9	1.7		
神島御崎沖			2.3	2.7	2.4	2.3	2.0		
青佐鼻沖			2.6	3.3	2.4	2.4	2.0		
北木島布越崎北			2.0	2.2	2.0	2.0	1.6		
牛窓地先海域	牛窓地先海域	久須美鼻東	2.1	1.9	1.9	1.9	1.6	○	2以下
		大槌島北	1.8	1.8	1.8	1.9	1.3		
播磨灘北西部	播磨灘北西部	錦海湾	2.2	2.5	2.1	2.4	1.9	○	2以下
		前島南西	1.9	2.1	2.3	2.1	1.6		
		長島西南沖	2.1	2.4	2.2	2.4	1.9		
播磨灘北西部	播磨灘北西部	大多府島東南沖	2.3	2.5	2.5	2.3	1.9	○	2以下
		鹿久居島東沖	2.3	2.7	2.8	2.3	1.9		

(備考) 1) 「75%値」とは、年間のn個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ (その数が整数でない場合は直近上位の整数とする。)番目にくるデータを表わす。

2) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

(6)全窒素、全りん の測定結果

(1)全窒素(湖沼1水域2環境基準点、海域8水域21環境基準点)

水域名	地点名	水質(全窒素：年間平均値)(mg/l)										環境基準値(mg/l)	
		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度			
児島湖	湖心	1.3	1.3	1.3	1.3	1.0	1.0	1.2	1.2	1.3	1.3	×	1以下
	樋門	1.2		1.2		0.99		1.2		1.3			
水島港区	水島港口部	0.28	0.28	0.24	0.24	0.18	0.18	0.27	0.27	0.38	0.38	○	0.6以下
水島地先海	玉島港沖合	0.17	0.16	0.21	0.20	0.15	0.16	0.21	0.19	0.30	0.29	○	0.3以下
	上水島北	0.18		0.21		0.16		0.21		0.32			
	濃地諸島東	0.14		0.18		0.16		0.16		0.24			
児島湾	九蟠沖	0.38	0.37	0.27	0.27	0.26	0.24	0.28	0.28	0.44	0.37	○	1以下
	向小串沖	0.35		0.27		0.21		0.28		0.30			
児島湾沖	児島湾口沖	0.20	0.19	0.18	0.20	0.15	0.18	0.19	0.20	0.17	0.18	○	0.3以下
	出崎東沖	0.20		0.22		0.21		0.2		0.19			
	銚島沖合	0.18		0.21		0.17		0.21		0.18			
備讃瀬戸(イ)	久須美鼻東	0.15	0.16	0.17	0.17	0.13	0.15	0.12	0.15	0.22	0.19	○	0.3以下
	大槌島北	0.16		0.17		0.17		0.15		0.15			
備讃瀬戸(ロ)	網代諸島沖	0.14	0.16	0.18	0.19	0.14	0.17	0.16	0.19	0.22	0.20	○	0.3以下
	神島御崎沖	0.17		0.18		0.19		0.2		0.22			
	青佐鼻沖	0.19		0.22		0.19		0.21		0.21			
	北木島布越崎北	0.15		0.16		0.15		0.17		0.14			
牛窓地先海	錦海灣	0.17	0.17	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.17	0.16	0.16	○	0.3以下
	前島南西	0.17		0.18		0.19		0.16		0.18			
	前島東南	0.16		0.17		0.17		0.16		0.14			
播磨灘北部	長島西南沖	0.17	0.18	0.18	0.19	0.16	0.18	0.17	0.17	0.15	0.17	○	0.3以下
	大多府島東南沖	0.18		0.19		0.18		0.17		0.17			
	鹿久居島東沖	0.19		0.20		0.19		0.17		0.18			

(備考) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

(2)全りん(湖沼1水域2環境基準点、海域8水域21環境基準点)

水域名	地点名	水質(全りん：年間平均値)(mg/l)										環境基準値(mg/l)	
		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度			
児島湖	湖心	0.21	0.21	0.21	0.21	0.18	0.18	0.19	0.19	0.18	0.18	×	0.1以下
	樋門	0.20		0.20		0.17		0.19		0.16			
水島港区	水島港口部	0.030	0.030	0.032	0.032	0.032	0.032	0.023	0.023	0.030	0.030	○	0.05以下
水島地先海	玉島港沖合	0.033	0.029	0.031	0.030	0.029	0.028	0.032	0.026	0.029	0.030	○	0.03以下
	上水島北	0.030		0.031		0.027		0.025		0.031			
	濃地諸島東	0.025		0.027		0.027		0.021		0.029			
児島湾	九蟠沖	0.080	0.069	0.079	0.063	0.064	0.053	0.070	0.062	0.063	0.053	○	0.09以下
	向小串沖	0.057		0.047		0.042		0.054		0.042			
児島湾沖	児島湾口沖	0.036	0.031	0.034	0.031	0.033	0.030	0.037	0.033	0.034	0.030	○	0.03以下
	出崎東沖	0.029		0.031		0.032		0.029		0.028			
	銚島沖合	0.028		0.028		0.025		0.032		0.027			
備讃瀬戸(イ)	久須美鼻東	0.024	0.025	0.029	0.028	0.027	0.025	0.024	0.025	0.026	0.025	○	0.03以下
	大槌島北	0.025		0.026		0.023		0.025		0.024			
備讃瀬戸(ロ)	網代諸島沖	0.026	0.026	0.027	0.026	0.026	0.025	0.022	0.024	0.026	0.025	○	0.03以下
	神島御崎沖	0.025		0.026		0.024		0.025		0.025			
	青佐鼻沖	0.030		0.029		0.028		0.027		0.027			
	北木島布越崎北	0.021		0.023		0.021		0.020		0.021			
牛窓地先海	錦海灣	0.029	0.027	0.027	0.027	0.027	0.026	0.029	0.026	0.030	0.028	○	0.03以下
	前島南西	0.027		0.028		0.027		0.025		0.029			
	前島東南	0.026		0.026		0.024		0.023		0.024			
播磨灘北部	長島西南沖	0.027	0.027	0.027	0.026	0.024	0.024	0.026	0.025	0.027	0.025	○	0.03以下
	大多府島東南沖	0.027		0.025		0.023		0.024		0.025			
	鹿久居島東沖	0.027		0.026		0.025		0.024		0.023			

(備考) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

(7) 地下水質の測定項目別検出状況
平成23年度概況調査の測定結果

(単位: mg/l)

番号	調査地点	用途	測定機関	環境基準													項目					要 監 視 項 目							
				カ ド ミ ウ ム	全 シ ア ン	鉛	六 価 ク ロ ム	砒 素	総 水 銀	アル キ ル 水 銀	P C B	ジ ク ロ ロ メ タ ン	四 塩 化 炭 素	塩 化 ビ ニ ル モ ノ ア ー	1-1-1 シ ロ コ ロ エ チ ン	1-1-2 シ ロ コ ロ エ チ ン	1-1-3 シ ロ コ ロ エ チ ン	1-2 シ ロ コ ロ エ チ ン	1-3 シ ロ コ ロ エ チ ン	1-4 シ ロ コ ロ エ チ ン	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン		テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	1-3 シ ロ コ ロ ロ ン	チ オ ベ ン カ ル ブ	シ マ ジ ン	チ オ ベ ン カ ル ブ	ベ ン ゼ ン	セ レ ン
1	玉野市上山坂	生活用水	岡山県	0.003	N.D.	0.01	0.05	0.01	0.0005	N.D.	N.D.	0.02	0.002	0.002	0.04	1	0.006	0.03	0.01	0.002	0.003	0.02	0.01	0.01	10	0.8	1	0.05	
2	備前市吉永町高田	その他	"	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	2.5	0.27	0.07	N.D.		
3	瀬戸内市長船町磯上	生活用水	"	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.008	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.1	N.D.	N.D.	N.D.		
4	赤磐市惣分	その他	"	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.007	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.6	0.13	N.D.	N.D.		
5	吉備中央町北	生活用水	"	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.03	3.3	0.05	N.D.		
6	総社市赤浜	その他	"	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.51	N.D.	N.D.	N.D.	検出なし	
7	笠岡市神島	生活用水	"	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.006	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	2.3	0.08	N.D.	N.D.		
8	井原市神代町	生活用水	"	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	5.9	0.26	0.19	N.D.		
9	浅口市寄島町	生活用水	"	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.6	0.15	N.D.	N.D.		
10	高梁市横川町今津	生活用水	"	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	13	0.51	0.12	N.D.		
11	新見市千屋井原	生活用水	"	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	2.1	0.22	N.D.	N.D.		
12	矢掛町小田	その他	"	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.7	N.D.	N.D.	N.D.		
13	津山市瀬部	その他	"	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	6.7	0.25	N.D.	N.D.		
14	真庭市勝山	その他	"	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.1	N.D.	N.D.	N.D.		
15	真庭市宮地	一般飲用	"	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	5.9	N.D.	0.03	N.D.		
16	美作市右手	生活用水	"	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	2.1	0.58	N.D.		
17	久米南町上神目	その他	"	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.72	0.19	N.D.	N.D.		
18	奈義町柿	生活用水	"	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.3	0.09	N.D.	N.D.		
19	鏡野町美野	生活用水	"	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	2.6	N.D.	N.D.	N.D.		
20	岡山市東区岡東町	その他	国交省	N.D.	N.D.	0.012	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.85	N.D.	N.D.	N.D.	検出なし	
21	岡山市東区金岡東町	その他	"	N.D.	N.D.	0.042	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.03					
22	岡山市中区藤原西町	その他	"	N.D.	N.D.	0.008	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.12	N.D.	N.D.	
23	倉敷市安江	その他	"	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.3	0.10	N.D.	N.D.		
24	岡山市北区建部町吉田	生活用水	岡山市	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.7	0.12	N.D.	N.D.		
25	岡山市北区御津伊田	生活用水	"	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	15	0.08	N.D.	N.D.		
26	岡山市北区田益	生活用水	"	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.72	0.24	N.D.	N.D.		
27	岡山市北区高柳東町	生活用水	"	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.38	0.12	N.D.		
28	岡山市東区神崎町	生活用水	"	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	2.3	0.42	N.D.	N.D.		

(注) 地下水環境基準を測定項目下欄に示す。 N.D. は不検出であることを示す。 環境基準または指針値を超えている検体値は太字(太枠)で示す。

番号	調査地点	用途	測定機関	環境基準										項目										要 監視 項目							
				カ ド ミ ウ ム	全 シ ア ン	鉛	六 価 クロ ム	ひ 素	総 水 銀	アル キ ル 水 銀	P C B	ジ ク ロ ロ メ タ ン	四 塩 化 炭 素	塩 化 ビ ニ ル モ ノ ア ー	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	1,1-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チ ウ ラ ム		シ マ ジ ン	チ オ ベ ン カ ル ブ	ベ ン ゼ ン	セ レ ン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふ っ 素	ほ う 素
29	岡山市東区西幸西	生活用水	"	N.D.	N.D.	0.01	0.05	0.01	0.0005	N.D.	0.02	0.002	0.002	0.04	1	0.006	0.03	0.01	0.002	0.003	0.02	0.01	0.01	10	0.8	1	0.05				
30	倉敷市真備町川辺	一般飲用	倉敷市	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	9.6	0.37	0.07	N.D.				
31	倉敷市連島町西之浦	一般飲用	"	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	9.6	0.08	0.04	N.D.				
32	倉敷市玉島乙島	生活用水	"	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	4.7	0.18	0.12	N.D.				
33	倉敷市水江	生活用水	"	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	2.4	0.33	0.15	N.D.				
34	倉敷市福井	生活用水	"	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.11	0.13	0.04	N.D.				
35	倉敷市玉島阿賀崎	その他	"	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.03	0.33	0.38	N.D.				

(注) 地下水環境基準値を測定項目下欄に示す。 N.D. は不検出であることを示す。 環境基準値または指針値を超えている検体値は太字(太枠)で示す。

平成23年度継続監視調査の測定結果

番号	調査地点	用途	測定機関	環境基準										項目										要 監視 項目								
				カ ド ミ ウ ム	全 シ ア ン	鉛	六 価 クロ ム	ひ 素	総 水 銀	アル キ ル 水 銀	P C B	ジ ク ロ ロ メ タ ン	四 塩 化 炭 素	塩 化 ビ ニ ル モ ノ ア ー	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	1,1-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チ ウ ラ ム		シ マ ジ ン	チ オ ベ ン カ ル ブ	ベ ン ゼ ン	セ レ ン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふ っ 素	ほ う 素	1,4-ジオキサソ
1	高梁市成羽町成羽	生活用水	岡山県								N.D.	N.D.	N.D.	0.004	0.04	0.006	0.03	0.01	0.002	0.003	0.02	0.01	0.01	10	0.8	1	0.05					
2	井原市高屋町	生活用水	"									N.D.		0.008		0.046																
3	岡山市中区藤原西町	その他	国交省	N.D.	N.D.	0.005	N.D.	0.009	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.049	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.15	N.D.	N.D.				
4	岡山市北区野田	工業用水	岡山市					0.034																								
5	岡山市北区今岡	生活用水	"																					11	1.2							
6	岡山市南区箕島	生活用水	"																					10	0.86							
7	岡山市北区立田	その他	"																													
8	倉敷市児島唐琴	生活用水	倉敷市											N.D.	0.005	N.D.	0.003	0.029	N.D.		N.D.											
9	倉敷市沖	生活用水	"											N.D.	N.D.	N.D.	0.003	N.D.		N.D.												
10	倉敷市中帯江	生活用水	"					0.008																								
11	倉敷市中島	生活用水	"											N.D.	0.007	N.D.	0.004	0.003	N.D.		N.D.											

(注) 地下水環境基準値を測定項目下欄に示す。 N.D. は不検出であることを示す。 環境基準値または指針値を超えている検体値は太字(太枠)で示す。

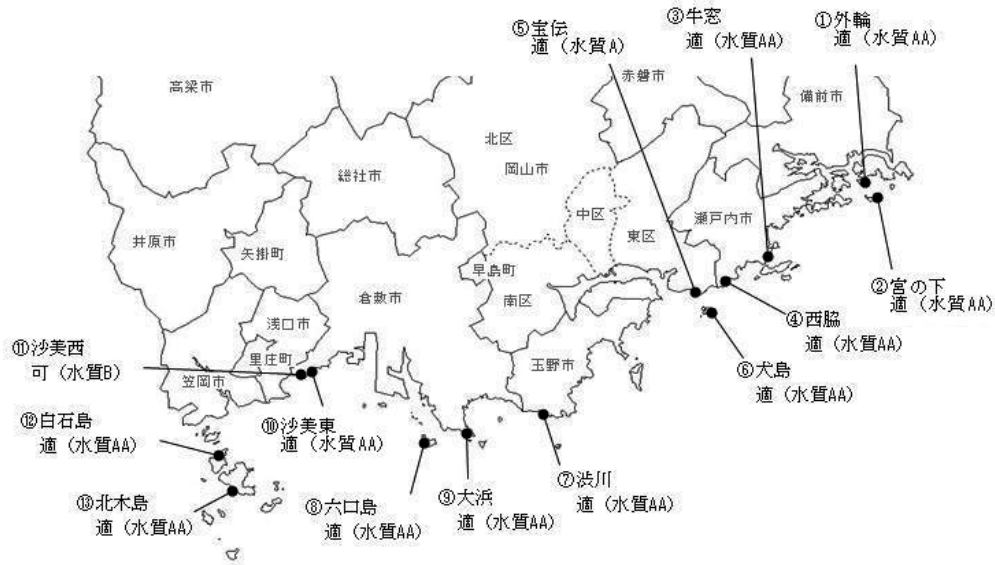
(8)海水浴場水質調査結果(開設前)

(平成23年度)

No	海水浴場名	所在地	調査機関	調査月日	水質判定	判定項目				(参考) 0-157	海水浴場開設期間	H22年度水質判定
						ふん便性大腸菌群数(個/100mL)	油膜	化学的酸素要求量COD(mg/L)	透明度			
①	そとわ輪	備前市日生町日生	備前市	5/10, 5/17	適(水質AA)	不検出	なし	1.6	1m以上	不検出	7/1～8/31	可(水質B)
②	みやのした宮の下	備前市日生町大多府	備前市	5/10, 5/17	適(水質AA)	不検出	なし	1.7	1m以上	不検出	7/1～8/31	可(水質B)
③	うしまど窓	瀬戸内市牛窓町牛窓	瀬戸内市	5/17, 5/23	適(水質AA)	不検出	なし	1.8	1m以上	不検出	7/9～8/21	適(水質AA)
④	にしわか脇	瀬戸内市牛窓町鹿忍	瀬戸内市	5/17, 5/23	適(水質AA)	不検出	なし	1.3	1m以上	不検出	7/9～8/21	適(水質AA)
⑤	ほうでん宝伝	岡山市東区宝伝	岡山市	5/17, 5/23	適(水質A)	2	なし	1.4	1m以上	不検出	7/15～8/14	適(水質AA)
⑥	いぬじま島	岡山市東区大島	岡山市	5/17, 5/23	適(水質AA)	不検出	なし	1.6	1m以上	不検出	7/15～8/14	適(水質AA)
⑦	しがかわ川	玉野市渋川	玉野市	5/23, 6/7	適(水質AA)	不検出	なし	1.3	1m以上	不検出	6/26～8/28	適(水質AA)
⑧	むくちしま六口島	倉敷市下津井	倉敷市	5/9, 5/16	適(水質AA)	不検出	なし	1.5	1m以上	不検出	7/10～8/31	適(水質AA)
⑨	おおはま浜	倉敷市大島	倉敷市	5/9, 5/16	適(水質AA)	不検出	なし	1.4	1m以上	不検出	—	適(水質AA)
⑩	さしみがしはま東浜	倉敷市玉島黒崎	倉敷市	5/9, 5/16	適(水質AA)	不検出	なし	2.0	1m以上	不検出	6/28～8/31	可(水質B)
⑪	さしみにしはま西浜	倉敷市玉島黒崎	倉敷市	5/9, 5/16	可(水質B)	不検出	なし	2.2	1m以上	不検出	6/28～8/31	可(水質B)
⑫	しらいじま白石島	笠岡市白石島	笠岡市	5/17, 5/25	適(水質AA)	不検出	なし	1.9	1m以上	不検出	7/1～8/31	適(水質AA)
⑬	きたましましもうら下浦	笠岡市北木島	笠岡市	5/17, 5/25	適(水質AA)	不検出	なし	1.8	1m以上	不検出	7/10～8/31	適(水質AA)

水浴場水質判定基準(環境省)	適(水質AA)	不検出	認められない	2.0以下	1m以上
	適(水質A)	100個以下	認められない	2.0以下	1m以上
	可(水質B)	400個以下	常時は認められない	5.0以下	1m～50cm
	可(水質C)	1000個以下	常時は認められない	8.0以下	1m～50cm
	不適	1000個超過	常時認められる	8.0超過	50cm未満

(9)海水浴場位置図



(10)水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

区分	年度	平成21年度	22	23
日平均排水量50m ³ 以上		765 (398)	752 (390)	739 (389)
日平均排水量50m ³ 未満		4,987 (2,850)	4,904 (2,815)	4,888 (2,846)
合計		5,752 (3,248)	5,656 (3,205)	5,627 (3,235)

注) ()内は、岡山県所管分で内数

※ H21及びH22の事業場数に誤りがあったため修正している。

(11)瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の許可申請等の件数

区分	年度	平成21年度	22	23
法第5条(設置)		18	24	17
法第8条(変更)		33	28	18
届出		30	49	26
合計		81	101	61

(12)岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく特定事業場数

区分	年度	平成21年度	22	23
規制基準の適用されるもの*		28 (7)	30 (7)	30 (7)
規制基準の適用されないもの		241 (97)	241 (98)	240 (98)
合計		269 (104)	271 (105)	270 (105)

注) ()内は、岡山県所管分で内数

*) 日最大排水量50m³以上(児島湖流域については日最大排水量20m³以上を含む。)の特定事業場

※ H21及びH22の事業場数に誤りがあったため修正している。

(13)農薬別の検出状況

(平成23年度)

(単位: mg/L)

農薬の種類	調査農薬名	ゴルフ場排水(10地点)			公共用水域(6地点)		
		※暫定指導 指針値 (mg/L)	検出 地点数	検出範囲(mg/L)	環境基準値 又は要監視 項目指針値 (mg/L)	検出 地点数	検出範囲(mg/L)
殺菌剤	イソプロチオラン	2.6	2	不検出～0.0001	0.04	2	不検出～0.0001
	イプロシオン	3	0	不検出	—	0	不検出
	エトリンアゾール(エクロメゾール)	0.04	0	不検出	—	0	不検出
	オキシ銅(有機銅)	0.4	0	不検出	0.04	0	不検出
	キャプタン	3	0	不検出	—	0	不検出
	クロタロニル(TPN)	0.4	0	不検出	0.05	0	不検出
	クロネブ	0.5	0	不検出	—	0	不検出
	チウラム(チラム)	0.2	0	不検出	0.006	0	不検出
	トルクロホスメチル	2	0	不検出	—	0	不検出
	フルトラニル	2.3	3	不検出～0.0005	—	0	不検出
	ペンシクロン	1.4	4	不検出～0.0004	—	0	不検出
	メプロニル	1	0	不検出	—	0	不検出
	プロピコナゾール	0.5	0	不検出	—	0	不検出
	アゾキシストロビン	4.7	1	不検出～0.0005	—	0	不検出
	シメコナゾール	0.3	0	不検出	—	0	不検出
	シプロコナゾール	0.3	1	不検出～0.0063	—	0	不検出
	シメコナゾール	0.22	0	不検出	—	0	不検出
	チフルザミド	0.5	7	不検出～0.012	—	0	不検出
	テトラコナゾール	0.1	0	不検出	—	0	不検出
	テブコナゾール	0.77	1	不検出～0.0048	—	0	不検出
トリフルミゾール	0.5	0	不検出	—	0	不検出	
ホスカリト	1.1	0	不検出	—	0	不検出	
メタラキシル							
メタラキシルM	0.58	0	不検出	—	0	不検出	
殺虫剤	アセフェート	0.063	0	不検出	—	0	不検出
	イソキサチオン	0.08	0	不検出	0.008	0	不検出
	エトフェンプロックス	0.82	0	不検出	—	0	不検出
	クロルピリホス	0.02	0	不検出	—	0	不検出
	ダイアジノン	0.05	2	不検出～0.0004	0.005	0	不検出
	トリクロロホン(DEP)	0.05	0	不検出	—	0	不検出
	ピリタフェンチオン	0.02	0	不検出	—	0	不検出
	フェントロチオン(MEP)	0.03	1	不検出～0.0026	0.003	0	不検出
	チオシカルブ	0.8	0	不検出	—	0	不検出
	アセタミプリド	1.8	0	不検出	—	0	不検出
	イミダクロプリド	1.5	0	不検出	—	0	不検出
	クロチアニジン	2.5	4	不検出～0.0067	—	0	不検出
	チアメトキサム	0.47	4	不検出～0.010	—	0	不検出
	テブフェノジト	0.42	0	不検出	—	0	不検出
	ヘルメトリン	1	0	不検出	—	0	不検出
除草剤	アシュラム	2	3	不検出～0.0005	—	0	不検出
	シチオピル	0.095	1	不検出～0.0001	—	0	不検出
	シテュロン	3	1	不検出～0.0007	—	0	不検出
	シマジン(CAT)	0.03	0	不検出	0.003	0	不検出
	テルブカルブ(MBPMC)	0.2	0	不検出	—	0	不検出
	トリクロピル	0.06	0	不検出	—	0	不検出
	ナプロハミド	0.3	0	不検出	—	0	不検出
	ヒリブチカルブ	0.23	0	不検出	—	0	不検出
	ブタミホス	0.2	0	不検出	—	0	不検出
	プロピサミド	0.5	1	不検出～0.0001	0.008	0	不検出
ベンスリト(SAP)	1	0	不検出	—	0	不検出	

農薬の種類	調査農薬名	ゴルフ場排水(10地点)			公共用水域(6地点)		
		※暫定指導 指針値 (mg/L)	検出 地点数	検出範囲(mg/L)	環境基準値 又は要監視 項目指針値 (mg/L)	検出 地点数	検出範囲(mg/L)
除草剤	ベンフルリン(ハースロジン)	0.8	0	不検出	—	0	不検出
	ペンタメタリン	1	1	不検出～0.0001	—	0	不検出
	メコプロップ(MCPP)	0.47	0	不検出	—	0	不検出
	ハロスフロメチル	2.6	1	不検出～0.0005	—	0	不検出
	フラサスルフロン	0.3	1	不検出～0.0006	—	0	不検出
	エトキシスルフロン	1	0	不検出	—	0	不検出
	オキサジクロメホド	0.24	1	不検出～0.0007	—	0	不検出
	カフェンストール	0.07	1	不検出～0.0079	—	0	不検出
	シクロスルファミロン	0.8	2	不検出～0.0018	—	0	不検出

※平成22年9月29日付け環水大土発第100929001号にて最終改正された暫定指針値を示しています。
「不検出」とは、検出下限値未滿を示す。

(14) 自然海浜保全地区指定状況

(平成23年3月31日現在)

名称	所在地	利用区分	整備事業	指定年月日
西脇自然海浜保全地区	瀬戸内市牛窓町鹿忍	海水浴・つり	公衆便所の設置 (昭和58年度)	昭和57.3.26
宝伝	岡山市東区宝伝	〃	養浜事業 (昭和57年度)	〃
鉾島	玉野市番田	潮干狩り		〃
北木島楠	笠岡市北木島町	海水浴・キャンプ・つり	公衆便所の設置 (昭和57年度)	〃
北木島西の浦	〃	〃		〃
沙美東	倉敷市玉島黒崎	海水浴・つり		昭和58.3.22
前泊海岸	瀬戸内市邑久町福谷	つり・潮干狩り		〃
唐琴の浦	倉敷市児島唐琴	海水浴・つり		昭和59.3.27 平成20.4.8 区域変更
計8地区	5市	—	—	—

6 騒音・振動・悪臭関係（安全な生活環境の確保）

(1) 騒音に係る環境基準

平成10年環境庁告示(平成11年4月から適用)

区 分		類型AA	類型A	類型B	類型C
環境基準	昼 間	50デシベル以下	55デシベル以下	55デシベル以下	60デシベル以下
	夜 間	40デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下	50デシベル以下
道路に 域面する 地	区 分	-	2車線以上の車線を有する道路	2車線以上の車線を有する道路	車線を有する道路
	昼 間	-	60デシベル以下	65デシベル以下	65デシベル以下
	夜 間	-	55デシベル以下	60デシベル以下	60デシベル以下

時間区分: 昼間6:00~22:00、夜間22:00~6:00

道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次表の基準値を適用

昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれているときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間は45デシベル以下、夜間は40デシベル以下)によることができる。

(2)騒音に係る環境基準のあてはめ地域(一般地域・道路に面する地域)

(平成23年4月1日現在)

市町村名		あてはめ地域		
現在	合併前	類型A	類型B	類型C
岡山市	岡山市	一低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
	灘崎町	一低、一中高	一住、二住、用途以外	近商、準工
	瀬戸町	一低、一中高	一住、二住	近商、準工、工業
倉敷市	倉敷市	一低、二低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
	船穂町	二中高	一住、二住	近商、準工、工業
	真備町	一中高	一住	近商、準工、工業
津山市	津山市	一低、二低、一中高、二中高	一住、二住	近商、商業、準工、工業
玉野市	玉野市	一低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
笠岡市	笠岡市	一低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外(鳥しよ部を除く)	近商、商業、準工、工業
井原市	井原市	一低、一中高	一住、用途以外	近商、商業、準工、工業
総社市	総社市	一低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
	山手村		一住	
	清音村		一住	準工、工業
高梁市	高梁市	一低、一中高、二中高	一住、二住	近商、商業、準工、工業
新見市	新見市	一低	一住、二住	近商、商業、準工、工業
備前市	備前市	一低、一中高、二中高	一住、二住	近商、商業、準工、工業
赤磐市	山陽町	一低、一中高	一住、二住	近商、準工
	熊山町	一低	一住	近商、準工
真庭市	勝山町	一中高	一住	近商、準工
	落合町	一低	一住、二住	近商、準工、工業
	久世町	一低	一住	近商、準工、工業
美作市	美作町	一低、一中高	一住、二住	近商、商業、準工
浅口市	金光町	一低、一中高、二中高	一住、二住	近商、準工
和気町	和気町	一低、一中高	一住、二住	商業、準工
早島町	早島町	一低、一中高	一住、用途以外	近商、準工、工業
矢掛町	矢掛町	一中高、二中高	一住	近商、準工、工業
勝央町	勝央町	一低、二中高	一住、二住	近商、準工
吉備中央町	加茂川町	一低、一中高		準工
	賀陽町	一低、一中高	一住、二住	商業、準工

備考 1 「用途」、「一低」、「二低」、「一中高」、「二中高」、「一住」、「二住」、「準住」、「近商」、「商業」、「準工」及び「工業」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。

2 「用途以外」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域をいう。

※ 「市町村名」の欄の「合併前」欄は、平成16年10月～平成19年1月に行われた市町村合併以前の市町村名を示す。

(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準とあてはめ地域

(平成23年4月1日現在)

地域の類型	基準値	あてはめ地域
I	70デシベル以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域以外の地域
II	75デシベル以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考) 地域類型のあてはめをする地域は、岡山市、倉敷市等8市町の新幹線鉄道の軌道中心線より左右それぞれ300m(橋りょうに係る部分は400m)以内の地域

(4) 航空機騒音に係る環境基準とあてはめ地域

(平成23年4月1日現在)

地域の類型	基準値	備考
I	70以下	専ら住居の用に供される地域
II	75以下	I以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

注) 基準値の単位はWECPNL

WECPNLとは
加重等価平均感覚騒音レベルと訳され、一般に「(航空機騒音の)うるささ指数」と呼ばれるもので、
1機ごとの騒音レベルに時間帯ごとの飛行回数をウェイトづけして加味したものである。

地域の類型	あてはめ地域
II	岡山市のうち空港周辺の一部 おおむね滑走路延長方向に滑走路中心から東へ約4.0km、西へ約3.5km、滑走路中心線から左右それぞれ約400m以内の地域

(5)一般地域(道路に面する地域を除く。)の騒音測定結果

(平成23年度)

番号	測定地点	地域類型	用途地域	測定結果(dB)		適合状況	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	岡山市中区国府市場	A	1	40	36	○	○
2	岡山市北区田中	A	4	49	42	○	○
3	岡山市南区若葉町	B	5	47	45	○	○
4	岡山市北区広瀬町	B	6	42	36	○	○
5	岡山市東区瀬戸町瀬戸	C	8	56	36	○	○
6	岡山市中区江並	C	11	57	49	○	○
7	倉敷市児島宇野津	B	5	50	49	○	×
8	倉敷市児島塩生	B	12	60	60	×	×
9	倉敷市二子	B	12	60	54	×	×
10	倉敷市二子	B	12	50	45	○	○
11	倉敷市真備町川辺	C	8	45	37	○	○
12	倉敷市沖新町	B	5	48	40	○	○
13	倉敷市児島塩生	B	12	56	53	×	×
14	津山市坂上	なし	12	48	43	—	—
15	津山市原	なし	12	49	36	—	—
16	津山市一色	なし	12	65	59	—	—
17	津山市中北下	なし	12	57	46	—	—
18	津山市山北	A	4	50	42	○	○
19	津山市林田	A	1	52	42	○	○
20	津山市高野本郷	なし	12	46	41	—	—
21	津山市橋本町	C	8	42	38	○	○
22	津山市平福	なし	12	50	44	○	○
23	津山市神戸	B	5	50	42	○	○
24	笠岡市富岡	A	4	53	41	○	○
25	笠岡市今立	B	12	55	45	○	○
26	笠岡市中央町	C	8	60	50	○	○
27	笠岡市笠岡	B	5	47	43	○	○
28	笠岡市旭が丘	A	3	50	42	○	○
29	笠岡市六番町	C	9	49	44	○	○
30	井原市井原町	B	5	39	38	○	○
31	井原市高屋町	C	10	47	39	○	○
32	井原市東江原町	C	10	49	47	○	○
33	井原市芳井町吉井	C	12	49	41	○	○
34	井原市美星町三山	B	12	45	33	○	○
35	新見市哲多町矢戸	なし	12	44	—	○	—

備考) 類型：騒音に係る環境基準の類型

用途地域の区分：

- | | | |
|----------------|-----------|--------------|
| 1：第一種低層住居専用地域 | 5：第一種住居地域 | 9：商業地域 |
| 2：第二種低層住居専用地域 | 6：第二種住居地域 | 10：準工業地域 |
| 3：第一種中高層住居専用地域 | 7：準住居地域 | 11：工業地域 |
| 4：第二種中高層住居専用地域 | 8：近隣商業地域 | 12：用途地域以外の地域 |

環境基準との比較：適合○ 不適合×

(6)道路に面する地域における騒音測定結果

(平成23年度)

番号	測定地点	対象道路名	地域 類型	用途 地域	車線 数	近接 空間	測定結果(dB)		適合状況	
							昼間	夜間	昼間	夜間
1	岡山市北区下伊福本町	市道高柳東町富町二丁目線	B	6	4	○	69	64	○	○
2	岡山市北区津寺	県道箕島高松線	B	12	2	○	60	50	○	○
3	岡山市北区高松原古才	県道箕島高松線	B	5	1	○	59	47	○	○
4	岡山市北区白石西新町	県道妹尾御津線	B	5	4	○	67	62	○	○
5	岡山市北区尾上	県道妹尾御津線	B	5	1	○	64	55	○	○
6	岡山市北区大内田	県道箕島高松線	C	10	4	○	73	68	×	×
7	岡山市北区吉備津	県道真金吉備線	B	12	2	○	66	60	○	○
8	岡山市北区加茂	県道清音真金線	B	12	2	○	68	63	○	○
9	岡山市北区新庄上	県道清音真金線	B	12	2	○	72	67	×	×
10	岡山市中区沖元	県道江崎金岡線	B	12	1	○	67	59	○	○
11	岡山市中区藤崎	県道岡山玉野線	C	10	6	○	71	66	×	×
12	岡山市中区江並	県道岡山玉野線	C	10	2	○	59	53	○	○
13	岡山市南区北浦	県道岡山玉野線	B	12	2	○	71	66	×	×
14	岡山市南区郡	県道岡山玉野線	B	12	2	○	73	67	×	×
15	岡山市南区福島	県道岡山玉野線	C	10	2	○	69	62	○	○
16	岡山市南区古新田	県道妹尾御津線	B	12	2	○	67	62	○	○
17	岡山市南区浦安本町	県道浦安豊成線	B	12	2	○	67	62	○	○
18	岡山市南区浜野	県道福島橋本線	B	12	2	○	68	61	○	○
19	岡山市南区豊成	県道州崎米倉線	C	10	2	○	69	63	○	○
20	岡山市南区鮑浦	県道金甲山線	B	12	2	○	68	62	○	○
21	倉敷市上東	県道箕島高松線	B	12	4	○	64	59	○	○
22	倉敷市粒江	市道船倉曾原線	B	12	2	×	53	46	○	○
23	倉敷市粒浦	市道八軒屋吉岡線	B	12	1	×	63	57	○	○
24	倉敷市連島町鶴新田	一般県道水島港唐船線	B	6	2	○	69	64	○	○
25	倉敷市児島塩生	県道430号線	C	10	4	○	58	56	○	○
26	倉敷市船穂町船穂	一般国道2号	B	12	2	○	61	57	○	○
27	倉敷市片島町	一般国道429号	B	12	2	○	67	62	○	○
28	倉敷市真備町川辺	一般国道486号	C	10	2	○	69	65	○	○
29	倉敷市玉島上成	主要地方道倉敷美袋線	B	5	2	○	69	62	○	○
30	倉敷市玉島長尾	主要地方道倉敷美袋線	B	12	2	○	57	52	○	○
31	倉敷市玉島服部	主要地方道倉敷美袋線	B	12	2	○	75	70	×	×
32	倉敷市玉島爪崎	主要地方道笠岡線	B	6	4	○	66	58	○	○
33	倉敷市玉島	市道掘貫線	B	6	4	○	66	61	○	○
34	倉敷市真備町箭田	主要地方道倉敷美袋線	B	12	2	○	68	63	○	○
35	倉敷市船穂町柳井原	一般県道下原船穂線	B	12	2	○	65	58	○	○
36	津山市新野東	一般国道53号線	B	12	2	○	64	59	○	○
37	津山市新野東	県道堀坂勝北線	B	12	2	○	57	46	○	○
38	津山市南方中	国道181号線	B	12	2	○	69	65	○	○
39	津山市戸脇	県道久米中央線	B	12	2	○	61	56	○	○
40	津山市皿	国道53号線	B	12	2	○	68	63	○	○
41	津山市二宮	国道53号線バイパス	C	5	4	○	60	51	○	○
42	津山市山北	県道小原船頭線	C	8	2	○	69	65	○	○
43	津山市志戸部	県道大篠津山停留所線	B	3	2	○	66	58	○	○
44	津山市高野本郷	市道1002号線	C	10	2	×	64	58	○	○
45	津山市西吉田	一般国道179号	B	12	2	○	71	65	×	○
46	津山市小田中	中国自動車道	B	1	4	○	68	66	○	×
47	津山市川崎	一般国道53号	C	8	4	○	70	65	○	○

番号	測定地点	対象道路名	地域 類型	用途 地域	車線 数	近接 空間	測定結果(dB)		適合状況	
							昼間	夜間	昼間	夜間
48	津山市二宮	一般国道179号	C	8	4	○	65	60	○	○
49	津山市坪井上	一般国道181号	B	12	2	○	74	67	×	×
50	津山市国分寺	金屋国分寺線	B	12	2	○	67	60	○	○
51	津山市金屋	津山柵原線	B	12	2	○	66	59	○	○
52	玉野市宇野	一般国道30号	C	9	4	○	64	55	○	○
53	玉野市渋川	一般国道430号	C	8	2	○	69	61	○	○
54	玉野市八浜町見石	主要地方道岡山玉野線	B	12	2	○	72	66	×	×
55	玉野市迫間	一般県道槌ヶ原日比線	C	10	2	○	69	64	○	○
56	玉野市田井	倉敷玉野線	C	10	2	○	65	58	○	○
57	笠岡市園井	山陽自動車道	B	12	4	○	59	59	○	○
58	笠岡市笠岡	一般国道2号	C	10	2	○	71	70	×	×
59	井原市井原町	一般国道313号	C	10	2	○	68	63	○	○
60	井原市高屋町	一般国道313号	C	10	2	○	65	64	○	○
61	井原市東江原町	一般国道486号	B	5	2	○	63	56	○	○
62	井原市岩倉町	県道笠岡井原	B	12	2	○	63	56	○	○
63	井原市芳井町吉井	一般国道313号	C	12	2	○	62	55	○	○
64	井原市下稲木	上稲木東江原線	B	12	2	○	63	53	○	○
65	総社市北溝手	岡山自動車道	B	12	4	○	53	47	○	○
66	総社市総社	一般国道180号	C	8	2	○	68	66	○	×
67	総社市清音柿木	清音真金線	C	1	2	○	70	62	○	○
68	新見市哲西町上神代	市道岩瀬戸豆木線	なし	12	1	○	61	—	○	—
69	備前市伊部	一般国道2号	B	1	2	○	68	68	○	×
70	備前市吉永町金谷	岡山赤穂線	B	1	2	○	67	62	○	○
71	真庭市久世	一般国道181号	C	10	2	○	70	64	○	○
72	浅口市金光町大谷	一般国道2号	C	10	2	○	73	73	×	×
73	早島町早島	一般国道2号	C	10	6	○	70	69	○	×
74	里庄町新庄	一般国道2号	B	12	2	○	72	72	×	×
75	美咲町栗子	津山柵原線	B	12	2	○	68	60	○	○

備考) 類型：用途地域の区分：

- | | | |
|----------------|-----------|--------------|
| 1：第一種低層住居専用地域 | 5：第一種住居地域 | 9：商業地域 |
| 2：第二種低層住居専用地域 | 6：第二種住居地域 | 10：準工業地域 |
| 3：第三種中高層住居専用地域 | 7：準住居地域 | 11：工業地域 |
| 4：第二種中高層住居専用地域 | 8：近隣商業地域 | 12：用途地域以外の地域 |

近接空間の区分幹線交通を担う道路に近接する空間に該当 ○ 該当しない ×

幹線交通を担う道路：高速自動車国道、一般国道、県道及び(4車線以上の)市町村道

近接する空間の範囲：2車線以下は15m、3車線超は20m

環境基準との比較：適合 ○ 不適合 ×

(7)新幹線鉄道騒音・振動調査結果

(平成23年度)

番号	測定場所	測定年月日	地域の 類型	路線 構造	防音壁の 種類	騒音測定結果 (dB) 25m	振動測定結果 (dB) 25m
1	岡山市北区川入	平成23年10月18日	I	高架	逆L型	70	51
2	倉敷市上東	平成23年10月20日	I	高架	逆L型	73	60
3	倉敷市玉島道越	平成23年10月19日	I	高架	直防	73	53
4	倉敷市船穂町船穂	平成23年10月20日	I	高架	直防	80	58
5	笠岡市有田	平成23年11月7日	I	高架	逆L型	75	47
6	備前市伊部	平成23年11月4日	I	盛土	直防	71	51
7	備前市香登本	平成23年11月4日	II	高架	ラムダ	71	59
8	浅口市鴨方町地頭上	平成23年11月22日	I	高架	逆L型	76	53

(8)瀬戸大橋線列車騒音(橋梁部)測定結果(評価値)の推移

NO	測定年月日	評価値 (デシベル)	測定目的
1	S63. 4.25~26	83~85	供用開始直後
2	S63. 6.21~22	82	深夜・早朝4本の列車減速効果の確認
3	S63. 7. 1~ 2	80~83	ディーゼル特急4本の車両変更効果の確認
4	S63.10.11~12	78~83	下面吸音板設置効果の確認
5	H 1. 7.24~25	77~80	ディーゼル特急32本の減速効果の確認
6	H 1.11.29~30	76~80	努力目標遵守状況の確認
7	H 2. 3.13~14	78~81	努力目標遵守状況の確認
8	H 2. 4.23~24	77~82	車輪削正効果の確認
9	H 2.12.17~18	78~80	諸対策効果の確認
10	H 3. 6.20~22	76~78	試験走行の監視
11	H 3. 7.24~25	75~76	諸対策効果の再確認
12	H 3. 8.26~27	75~76	速度復元に伴う試験走行の監視
13	H 3.12.16~17	77~79	速度復元後の監視
14	H 4. 7.22~23	75~77	努力目標遵守状況の確認
15	H 5. 4.22~23	77~78	努力目標遵守状況の確認
16	H 7. 5.15~16	76~78	努力目標遵守状況の確認
17	H 9. 1.21~22	75~76	努力目標遵守状況の確認
18	H 9.12. 4~ 5	75~78	努力目標遵守状況の確認
19	H10.11. 2~ 3	74~76	努力目標遵守状況の確認
20	H11.10.21~22	74~75	努力目標遵守状況の確認
21	H12.10.27~28	75~77	努力目標遵守状況の確認
22	H13.11.16~17	75~78	努力目標遵守状況の確認
23	H14.10.25~26	73~75	努力目標遵守状況の確認
24	H15.10.17~18	73~75	努力目標遵守状況の確認 新型マリンライナー導入の影響把握
25	H16.11. 5~ 6	74~77	努力目標遵守状況の確認
26	H17.10.28~29	73~75	努力目標遵守状況の確認
27	H18.11.17~18	74~76	努力目標遵守状況の確認
28	H19.10.12~13	73~75	努力目標遵守状況の確認
29	H20.10.10~11	73~75	努力目標遵守状況の確認
30	H21.10.16~17	74~77	努力目標遵守状況の確認
31	H22.10.22~23	73~75	努力目標遵守状況の確認
32	H23.10.14~15	73~75	努力目標遵守状況の確認

(9)騒音規制法・振動規制法に基づく指定地域と区域区分(自動車騒音に係るものを除く)

(平成23年4月1日現在)

市町村名		騒音規制法				振動規制法	
現在	合併前	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	第1種区域	第2種区域
岡山市	岡山市	一低	一中高,二中高,一住,二住,用途以外	近商,商業,準工	工業	一低,一中高,二中高,一住,二住,用途以外	近商,商業,準工,工業
	御津町		御津新庄,御津矢原の各一部	第2種区域・第4種区域以外	御津河内,御津宇垣,御津高津,御津宇甘,御津紙工,御津伊田,御津矢原の各一部	御津新庄,御津矢原の各一部	第1種区域以外
	灘崎町	一低	一中高,一住,二住,用途以外	近商,準工		一低,一中高,一住,二住,用途以外	近商,準工
	瀬戸町	一低	一中高,一住,二住,用途以外	近商,準工		一低,一中高,一住,二住,用途以外	近商,準工,工業
倉敷市	倉敷市	一低,二低	一中高,二中高,一住,二住,用途以外	近商,商業,準工	工業	一低,二低,一中高,二中高,一住,二住,用途以外	近商,商業,準工,工業
	船穂町		二中高,一住,二住,用途以外	近商,準工	工業	二中高,一住,二住,用途以外	近商,準工,工業
	真備町		一中高,一住,用途以外	近商,準工	工業	一中高,一住,用途以外	近商,準工,工業
津山市	津山市	一低,二低	一中高,二中高,一住,二住,用途以外	近商,商業,準工	工業	一低,二低,一中高,二中高,一住,二住,用途以外	近商,商業,準工,工業
	勝北町		第3種区域以外	都市計画区域		第2種区域以外	都市計画区域
	久米町			第4種区域以外	くめ		すべての区域
玉野市	玉野市	一低	一中高,二中高,一住,二住,用途以外	近商,商業,準工	工業	一低,一中高,二中高,一住,二住,用途以外	近商,商業,準工,工業
笠岡市	笠岡市	一低	一中高,二中高,一住,二住,用途以外(都市計画区域内に限る)	近商,商業,準工	工業	一低,一中高,二中高,一住,二住,用途以外(都市計画区域内に限る)	近商,商業,準工,工業
井原市	井原市	一低	一中高,一住,用途以外	近商,商業,準工	工業	一低,一中高,一住,用途以外	近商,商業,準工,工業
	芳井町			芳井町梶江,芳井町吉井の各一部			
総社市	総社市	一低	一中高,二中高,一住,二住,用途以外	近商,商業,準工	工業	一低,一中高,二中高,一住,二住,用途以外	近商,商業,準工,工業
	山手村		一住,用途以外			一住,用途以外	
	清音村		一住,用途以外	準工	工業	一住,用途以外	準工,工業
高梁市	高梁市	一低	一中高,二中高,一住,二住	近商,商業,準工	工業	一低,一中高,二中高,一住,二住	近商,商業,準工,工業
新見市	新見市	一低	一住,二住	近商,商業,準工	工業	一低,一住,二住	近商,商業,準工,工業
	神郷町		新郷下神代の一部			新郷下神代の一部	

市町村名		騒音規制法				振動規制法	
現在	合併前	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	第1種区域	第2種区域
備前市	備前市	一低	一中高,二中高,一住,二住,用途以外	近商,商業,準工	工業	一低,一中高,二中高,一住,二住,用途以外	近商,商業,準工,工業
	日生町		日生町日生,日生町寒河,日生町大府,日生町寺山の各一部	日生町日生,日生町寒河の各一部	日生町日生,日生町寒河の各一部	日生町日生,日生町寒河,日生町大府,日生町寺山の各一部	日生町日生,日生町寒河の各一部
	吉永町			吉永町金谷,吉永町福満,吉永町南方,吉永町吉永中,吉永町三股,吉永町岩崎,吉永町今崎,吉永町神根本,吉永町高田			吉永町金谷,吉永町福満,吉永町南方,吉永町吉永中,吉永町三股,吉永町岩崎,吉永町今崎,吉永町神根本,吉永町高田
瀬戸内市	邑久町		邑久町尾張,邑久町山田庄,邑久町福元,邑久町百田,邑久町下笠加の各一部	第2種区域・第4種区域以外	邑久町豆田,邑久町福元,邑久町福山,邑久町上笠加,邑久町下笠加の各一部	邑久町尾張,邑久町山田庄,邑久町福元,邑久町百田,邑久町下笠加の各一部	第1種区域以外
	長船町		長船町福岡,長船町服部及び長船町長船の各一部	第2種区域以外		長船町福岡,長船町服部及び長船町長船の各一部	第1種区域以外
	牛窓町		牛窓町長浜の一部	第2種区域以外		牛窓町長浜の一部	第1種区域以外
赤磐市	山陽町	一低	一中高,一住,二住,用途以外	近商,準工		一低,一中高,一住,二住,用途以外	近商,準工
	赤坂町		第3種区域を除く	町苅田,東軽部,山口,坂辺,多賀,西窪田の各一部		第2種区域を除く	町苅田,東軽部,山口,坂辺,多賀,西窪田の各一部
	熊山町	一低	第1種及び第3種区域を除く	近商,準工,小瀬木,釣井,徳富の各一部		第2種区域を除く	近商,準工,小瀬木,釣井,徳富の各一部
	吉井町		第3種区域を除く	周匝,福田,仁堀東,仁堀中の各一部		第2種区域を除く	周匝,福田,仁堀東,仁堀中の各一部
真庭市	北房町			宮地,山田,五名			
	勝山町		一中高,一住	近商,準工		一中高,一住	近商,準工
	落合町	一低	一住,二住	近商,準工	工業	一低,一住,二住	近商,準工,工業
	湯原町		都市計画区域			都市計画区域	
	久世町	一低	一住	近商,準工	工業	一低,一住	近商,準工,工業
美作市	勝田町		第3種区域以外	久賀の一部		第2種区域以外	久賀の一部
	美作町	一低	一中高,一住,二住	近商,商業,準工		一低,一中高,一住,二住	近商,商業,準工
	作東町		第3種区域以外	宮原,瀬戸,土居,竹田及び上福原の各一部		第2種区域以外	宮原,瀬戸,土居,竹田及び上福原の各一部
浅口市	金光町	一低	一中高,二中高,一住,二住,用途以外	近商,準工		一低,一中高,二中高,一住,二住,用途以外	近商,準工
	鴨方町		鴨方町みどりヶ丘の全域 鴨方町鳩ヶ丘,鴨方町鴨方,鴨方町六条院中,鴨方町六条院東の各一部	全域(第2種及び第4種区域を除く)	鴨方町六条院西の一部	鴨方町みどりヶ丘の全域 鴨方町鳩ヶ丘,鴨方町鴨方,鴨方町六条院中,鴨方町六条院東の各一部	第1種区域を除く
	寄島町			全域			全域

市町村名		騒音規制法				振動規制法	
現在	合併前	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	第1種区域	第2種区域
和気町	佐伯町		津瀬,米沢,佐伯,父井原,矢田部,宇生,田賀,小坂,加三方,矢田,塩田			津瀬,米沢,佐伯,父井原,矢田部,宇生,田賀,小坂,加三方,矢田,塩田	
	和気町	一低	一中高,一住,二住	商業,準工,用途以外		一低,一中高,一住,二住	商業,準工,用途以外
早島町	早島町	一低	一中高,一住,用途以外	近商,準工	工業	一低,一中高,一住,用途以外	近商,準工,工業
矢掛町	矢掛町		一中高,二中高,一住	近商,準工	工業	一中高,二中高,一住	近商,準工,工業
勝央町	勝央町	一低	二中高,一住,準住	近商,準工		一低,二中高,一住,準住	近商,準工
久米南町	久米南町			下弓削,下二ヶ,上二ヶ,仏教寺,上神目の全域 別所,山手の各一部			下弓削,下二ヶ,上二ヶ,仏教寺,上神目の全域 別所,山手の各一部
美咲町	柵原町		第3種区域以外	百々,行信,書副,周佐,藤田上,柵原,高下,飯岡,塚角,大戸下,藤原,吉ヶ原の各一部		第2種区域以外	百々,行信,書副,周佐,藤田上,柵原,高下,飯岡,塚角,大戸下,藤原,吉ヶ原の各一部
吉備中央町	加茂川町	一低	一中高	準工		一低,一中高	準工
	賀陽町	一低	一中高,一住,二住	商業,準工		一低,一中高,一住,二住	商業,準工

備考1 「用途」、「一低」、「二低」、「一中高」、「二中高」、「一住」、「二住」、「準住」、「近商」、「商業」、「準工」及び「工業」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。

2 「用途以外」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域をいう。

3 関係図面は、岡山県環境文化部環境管理課及び関係市役所又は町村役場に備え縦覧に供する。

※ 「市町村名」欄の「合併前」欄は、平成16年10月～平成19年1月に行われた市町村合併以前の市町村名を示す。

(10)騒音規制法・振動規制法に基づく自動車騒音及び道路交通振動に係る区域区分

(平成23年4月1日現在)

市町村名		騒音規制法			振動規制法	
現在	合併前	a区域	b区域	c区域	第1種区域	第2種区域
岡山市	岡山市	一低,一中高,二中高	一住,二住,用途以外	近商,商業,準工,工業	一低,一中高,二中高,一住,二住,用途以外	近商,商業,準工,工業
	御津町		御津新庄,御津矢原の各一部	b区域以外	御津新庄,御津矢原の各一部	第1種区域以外
	灘崎町	一低,一中高	一住,二住,用途以外	近商,準工	一低,一中高,一住,二住,用途以外	近商,準工
	瀬戸町	一低,一中高	一住,二住,用途以外	近商,準工,工業	一低,一中高,一住,二住,用途以外	近商,準工,工業
倉敷市	倉敷市	一低,二低,一中高,二中高	一住,二住,用途以外	近商,商業,準工,工業	一低,二低,一中高,二中高,一住,二住,用途以外	近商,商業,準工,工業
	船穂町	二中高	一住,二住,用途以外	近商,準工,工業	二中高,一住,二住,用途以外	近商,準工,工業
	真備町	一中高	一住,用途以外	近商,準工,工業	一中高,一住,用途以外	近商,準工,工業
津山市	津山市	一低,二低,一中高,二中高	一住,二住,用途以外	近商,商業,準工,工業	一低,二低,一中高,二中高,一住,二住,用途以外	近商,商業,準工,工業
	勝北町		c区域以外	都市計画区域	第2種区域以外	都市計画区域
	久米町			すべての地域		すべての地域
玉野市	玉野市	一低,一中高,二中高	一住,二住,用途以外	近商,商業,準工,工業	一低,一中高,二中高,一住,二住,用途以外	近商,商業,準工,工業
笠岡市	笠岡市	一低,一中高,二中高	一住,二住,用途以外(都市計画区域内に限る)	近商,商業,準工,工業	一低,一中高,二中高,一住,二住,用途以外(都市計画区域内に限る)	近商,商業,準工,工業
井原市	井原市	一低,一中高	一住,用途以外	近商,商業,準工,工業	一低,一中高,一住,用途以外	近商,商業,準工,工業
	芳井町			芳井町梶江,芳井町吉井の各一部		
総社市	総社市	一低,一中高,二中高	一住,二住,用途以外	近商,商業,準工,工業	一低,一中高,二中高,一住,二住,用途以外	近商,商業,準工,工業
	山手村		一住,用途以外		一住,用途以外	
	清音村		一住,用途以外	準工,工業	一住,用途以外	準工,工業
高梁市	高梁市	一低,一中高,二中高	一住,二住	近商,商業,準工,工業	一低,一中高,二中高,一住,二住	近商,商業,準工,工業
新見市	新見市	一低	一住,二住	近商,商業,準工,工業	一低,一住,二住	近商,商業,準工,工業
	神郷町		神郷下神代の一部		神郷下神代の一部	

市町村名		騒音規制法			振動規制法	
現在	合併前	a区域	b区域	c区域	第1種区域	第2種区域
備前市	備前市	一低,一中高,二中高	一住,二住,用途以外	近商,商業,準工,工業	一低,一中高,二中高,一住,二住,用途以外	近商,商業,準工,工業
	日生町		日生町日生,日生町寒河,日生町大多府,日生町寺山の各一部	日生町日生,日生町寒河の各一部	日生町日生,日生町寒河,日生町大多府,日生町寺山の各一部	日生町日生,日生町寒河の各一部
	吉永町			吉永町金谷,吉永町福満,吉永町南方,吉永町吉永中,吉永町三股,吉永町岩崎,吉永町今崎,吉永町神根本,吉永町高田		吉永町金谷,吉永町福満,吉永町南方,吉永町吉永中,吉永町三股,吉永町岩崎,吉永町今崎,吉永町神根本,吉永町高田
瀬戸内市	邑久町		邑久町尾張,邑久町山田庄,邑久町福元,邑久町百田,邑久町下笠加の各一部	b区域以外	邑久町尾張,邑久町山田庄,邑久町福元,邑久町百田,邑久町下笠加の各一部	第1種区域以外
	長船町		長船町福岡,長船町服部及び長船町長船の各一部	b区域以外	長船町福岡,長船町服部及び長船町長船の各一部	第1種区域以外
	牛窓町		牛窓町長浜の各一部	b区域以外	牛窓町長浜の各一部	第1種区域以外
赤磐市	山陽町	一低,一中高	一住,二住,用途以外	近商,準工	一低,一中高,一住,二住,用途以外	近商,準工
	赤坂町		全域(c区域を除く)	町苅田,東軽部,山口,坂辺,多賀,西窪田の各一部	全域(第2種区域を除く)	町苅田,東軽部,山口,坂辺,多賀,西窪田の各一部
	熊山町	一低	全域(a及びc区域を除く)	近商,準工,小瀬木,釣井,徳富の各一部	全域(第2種区域を除く)	近商,準工,小瀬木,釣井,徳富の各一部
	吉井町		全域(c区域を除く)	周匝,福田,仁堀東,仁堀中の各一部	全域(第2種区域を除く)	周匝,福田,仁堀東,仁堀中の各一部
真庭市	北房町			宮地,山田,五名		
	勝山町	一中高	一住	近商,準工	一中高,一住	近商,準工
	落合町	一低	一住,二住	近商,準工,工業	一低,一住,二住	近商,準工,工業
	湯原町		都市計画区域		都市計画区域	
	久世町	一低	一住	近商,準工,工業	一低,一住	近商,準工,工業
美作市	勝田町		c区域以外	久賀の一部	第2種区域以外	久賀の一部
	美作町	一低,一中高	一住,二住	近商,商業,準工	一低,一中高,一住,二住	近商,商業,準工
	作東町		c区域以外	宮原,瀬戸,土居,竹田及び上福原の各一部	第2種区域以外	宮原,瀬戸,土居,竹田及び上福原の各一部

市町村名		騒音規制法			振動規制法	
現在	合併前	a区域	b区域	c区域	第1種区域	第2種区域
浅口市	金光町	一低,一中高,二中高	一住,二住,用途以外	近商,準工	一低,一中高,二中高,一住,二住,用途以外	近商,準工
	鴨方町		鴨方町みどりヶ丘の全域 鴨方町鳩ヶ丘,鴨方町鴨方,鴨方町六条院中,鴨方町六条院東の各一部	b区域以外	鴨方町みどりヶ丘の全域 鴨方町鳩ヶ丘,鴨方町鴨方,鴨方町六条院中,鴨方町六条院東の各一部	第1種区域以外
	寄島町			全域		全域
早島町	早島町	一低,一中高	一住,用途以外	近商,準工,工業	一低,一中高,一住,用途以外	近商,準工,工業
和気町	佐伯町		津瀬,米沢,佐伯,父井原,矢田部,宇生,田賀,小坂,加三方,矢田,塩田		津瀬,米沢,佐伯,父井原,矢田部,宇生,田賀,小坂,加三方,矢田,塩田	
	和気町	一低,一中高	一住,二住,用途以外	商業,準工	一低,一中高,一住,二住	商業,準工,用途以外
矢掛町	矢掛町	一中高,二中高	一住	近商,準工,工業	一中高,二中高,一住	近商,準工,工業
勝央町	勝央町	一低,二中高	一住,準住	近商,準工	一低,二中高,一住,準住	近商,準工
久米南町	久米南町			下弓削,下二ヶ,上二ヶ,仏教寺,上神目の全域 別所,山手の各一部		下弓削,下二ヶ,上二ヶ,仏教寺,上神目の全域 別所,山手の各一部
美咲町	柵原町		c区域以外	百々,行信,書副,周佐,藤田上,柵原,高下,飯岡,塚角,大戸下,藤原,吉ヶ原の各一部	第2種区域以外	百々,行信,書副,周佐,藤田上,柵原,高下,飯岡,塚角,大戸下,藤原,吉ヶ原の各一部
吉備中央町	加茂川町	一低,一中高		準工	一低,一中高	準工
	賀陽町	一低,一中高	一住,二住	商業,準工	一低,一中高,一住,二住	商業,準工

備考 1 「用途」、「一低」、「二低」、「一中高」、「二中高」、「一住」、「二住」、「準住」、「近商」、「商業」、「準工」、「工業」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。

2 「用途以外」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域をいう。

3 関係図面は、岡山県環境文化部環境管理課及び関係市役所又は町村役場に備え縦覧に供する。

※ 「市町村名」の欄の「合併前」欄は、平成16年10月～平成19年1月に行われた市町村合併以前の市町村名を示す。

(11)騒音規制法施行状況調査(工場・事業場数)

(平成24年3月31日現在)

	金属加工機械	空気圧縮機等	土石用 破碎機 等	織 機	建設用 資材製 造機械	穀物用 製粉機	木材加 工機械	抄紙機	印刷機 械	合成樹脂 用射出成 形機	鑄型造 型機	合 計
岡山市	210	767	51	17	39	4	108	4	131	20	16	1367
倉敷市	135	282	25	58	18	1	45	0	43	12	8	627
津山市	51	105	11	5	8	0	50	1	39	5	2	277
玉野市	38	51	2	11	5	2	17	0	9	1	0	136
笠岡市	18	40	8	14	3	1	10	0	10	2	1	107
井原市	26	38	2	149	1	0	11	1	2	3	0	233
総社市	50	59	15	12	14	1	12	0	9	4	4	180
高梁市	1	4	0	0	2	0	2	0	0	1	0	10
新見市	10	9	6	0	2	0	18	0	10	0	0	55
備前市	24	52	51	2	5	0	11	1	5	11	0	162
瀬戸内市	7	21	1	1	1	0	0	0	40	0	0	71
赤磐市	12	16	1	0	0	0	2	0	2	4	0	37
真庭市	3	8	0	0	2	0	1	0	0	2	1	17
美作市	6	2	0	0	1	0	0	0	0	1	0	10
浅口市	4	12	0	0	1	0	5	0	2	3	0	27
和気町	3	5	1	0	2	0	0	0	0	1	3	15
早島町	2	10	0	2	0	0	1	0	0	0	0	15
里庄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
矢掛町	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鏡野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝央町	3	6	1	0	1	0	2	0	1	0	1	15
奈義町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西粟倉村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米南町	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3
美咲町	2	8	2	0	1	1	0	0	0	1	0	15
吉備中央町	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合計	608	1499	178	271	106	10	295	7	303	72	36	3385

(12) 騒音規制法施行状況調査(施設数)

(平成24年3月31日現在)

	金属加工機械	空気圧縮機等	土石用 破碎機 等	織 機	建設用 資材製 造機械	穀物用 製粉機	木材加 工機械	抄紙機	印刷機 械	合成樹脂 用射出成 形機	鑄型造 型機	合 計
岡山市	1,019	5,559	386	1,408	56	70	347	14	824	206	55	9,944
倉敷市	731	2,207	106	3,627	22	3	125	0	175	78	30	7,104
津山市	515	875	30	112	19	0	234	10	117	201	7	2,120
玉野市	126	409	22	241	5	12	74	0	31	8	0	928
笠岡市	111	389	41	194	10	5	24	0	50	5	10	839
井原市	446	306	3	2,523	1	0	36	2	12	102	0	3,431
総社市	378	480	69	298	18	1	29	0	37	27	20	1,357
高梁市	22	44	0	0	3	0	7	0	0	9	0	85
新見市	29	81	104	0	3	0	39	0	28	0	0	284
備前市	119	1,502	647	34	7	0	96	2	9	21	0	2,437
瀬戸内市	49	438	4	4	2	0	8	0	50	0	0	555
赤磐市	146	166	2	0	0	0	10	0	30	88	0	442
真庭市	8	83	0	0	3	0	2	0	0	30	12	138
美作市	48	24	1	0	1	0	0	0	0	1	0	75
浅口市	30	70	0	0	2	0	21	0	9	37	0	169
和気町	10	49	1	0	2	0	0	0	0	9	42	113
早島町	3	28	0	7	0	0	2	0	0	0	0	40
里庄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
矢掛町	17	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23
新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鏡野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝央町	17	35	5	0	1	0	3	0	5	0	16	82
奈義町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西粟倉村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米南町	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	4
美咲町	7	75	21	0	5	1	0	0	0	29	0	138
吉備中央町	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
合計	3,833	12,830	1,443	8,448	160	92	1,057	28	1,377	852	192	30,312

(13) 振動規制法施行状況調査(工場・事業場数)

(平成24年3月31日現在)

	金属加工機械	圧縮機	土石用 破碎機 等	織機	コンクリートブ ロックマシン等	木材加 工機械	印刷機 械	ロール 機	合成樹脂 用射出成 形機	鋳型造 型機	合 計
岡山市	206	344	57	13	15	7	97	13	13	9	774
倉敷市	16	199	25	49	8	8	17	6	8	8	344
津山市	40	68	9	6	6	9	14	0	2	1	155
玉野市	38	31	2	11	5	5	1	0	2	0	95
笠岡市	12	23	10	19	1	2	8	0	2	1	78
井原市	26	38	1	177	0	4	1	0	3	0	250
総社市	42	25	13	5	4	0	4	0	4	3	100
高梁市	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	8
新見市	10	7	6	0	1	2	3	0	0	0	29
備前市	24	31	60	1	2	2	2	3	11	0	136
瀬戸内市	5	17	1	1	1	0	4	0	0	0	29
赤磐市	3	13	1	0	0	0	0	0	4	0	21
真庭市	2	3	0	0	1	0	0	0	2	0	8
美作市	5	3	1	0	0	0	0	0	1	0	10
浅口市	2	4	0	0	1	0	2	0	2	0	11
和気町	3	5	1	0	1	0	0	0	1	3	14
早島町	1	6	0	1	0	0	0	0	0	0	8
里庄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
矢掛町	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	3
新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鏡野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝央町	2	5	1	0	0	0	0	0	0	1	9
奈義町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西粟倉村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米南町	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
美咲町	3	6	3	0	1	0	0	0	1	0	14
吉備中央町	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合計	445	836	191	283	47	39	153	23	57	26	2,100

(14) 振動規制法施行状況調査(施設数)

(平成24年3月31日現在)

	金属加工機械	圧縮機	土石用 破碎機 等	織 機	コンクリートブ ロックマシン等	木材加 工機械	印刷機 械	ロール 機	合成樹脂 用射出成 形機	鋳型造 型機	合 計
岡山市	1,176	1,302	428	1,261	23	13	465	55	293	32	5,048
倉敷市	620	875	102	3,156	14	9	95	27	82	18	4,998
津山市	427	140	21	109	11	13	55	0	101	3	880
玉野市	123	143	22	226	5	8	7	0	10	0	544
笠岡市	104	309	54	224	5	2	25	1	41	9	774
井原市	462	219	2	2,785	0	5	12	0	110	0	3,595
総社市	361	164	72	221	10	0	11	0	27	15	881
高梁市	47	24	0	0	2	0	0	0	10	0	83
新見市	27	14	175	0	5	2	9	0	0	0	232
備前市	97	355	626	17	2	4	2	28	21	0	1,152
瀬戸内市	44	369	2	4	2	0	34	0	0	0	455
赤磐市	41	89	2	0	0	0	0	0	73	0	205
真庭市	6	143	0	0	2	0	0	0	21	0	172
美作市	48	24	1	0	1	0	0	0	1	0	75
浅口市	6	31	0	0	2	0	5	0	29	0	73
和気町	10	49	1	0	1	0	0	0	9	42	112
早島町	4	11	0	1	0	0	0	0	0	0	16
里庄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
矢掛町	15	3	0	0	0	0	0	4	0	0	22
新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鏡野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝央町	13	28	5	0	0	0	0	0	0	16	62
奈義町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西粟倉村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米南町	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
美咲町	8	56	26	0	13	0	0	0	29	0	132
吉備中央町	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
合計	3,641	4,352	1,539	8,004	98	56	720	115	858	135	19,518

(15)工場・事業場に係る騒音・振動の規制基準

(平成23年4月1日現在)

騒音	区分		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
	昼間	7:00~20:00	50 デシベル	60 デシベル	65 デシベル	70 デシベル
音	朝・夕	5:00~ 7:00 20:00~22:00	45 デシベル	50 デシベル	60 デシベル	65 デシベル
	夜間	22:00~ 5:00	40 デシベル	45 デシベル	50 デシベル	55 デシベル
振動	区分		第1種区域	第2種区域		
	昼間	7:00~20:00	60 デシベル	65 デシベル		
	夜間	20:00~ 7:00	55 デシベル	60 デシベル		

注 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲 50m の区域内の基準は、5デシベルを減じた値とする。ただし、騒音の第1種区域は除く。

(16)特定建設作業に係る騒音・振動の規制基準

(平成23年4月1日現在)

規制種別	区域の区分	騒音	振動
基準値	1号及び2号	85 デシベル	75 デシベル
作業時刻	1号	午後7時~午前7時の時間内でないこと。	
	2号	午後10時~午前6時の時間内でないこと。	
※1日当りの作業時間	1号	1日10時間を超えないこと。	
	2号	1日14時間を超えないこと。	
作業期間	1号及び2号	連続して6日を超えないこと。	
作業日	1号及び2号	日曜日その他の休日ではないこと。	

注 1 基準値を超えている場合、騒音、振動の防止の方法、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。
 2 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などに適用除外の規定が設けられている。
 3 2号区域とは、指定地域であって騒音の規制基準の区域の区分の第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲 80m の区域以外の区域をいい、1号区域とは、指定地域のうち2号区域以外をいう。

(17)要請限度(自動車騒音・道路交通振動の規制)

(平成23年4月1日現在)

騒音	区分		a 区域		b 区域		c 区域
			1車線	2車線以上	1車線	2車線以上	1車線以上
昼間	6:00~22:00		65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	75 デシベル	75 デシベル
夜間	22:00~ 6:00		55 デシベル	65 デシベル	55 デシベル	70 デシベル	70 デシベル
また、上記の区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域については、次の要請限度値を用います。 昼間 : 75 デシベル 夜間 : 70 デシベル							

注 騒音の評価手法は、等価騒音レベル(L_{Aeq})によるものとする。
 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道とする。
 2車線以下の車線を有する道路の場合:道路の敷地境界から 15m
 3車線以上の車線を有する道路の場合: " 20m

振動	区分		第1種区域	第2種区域
	昼間	7:00~20:00		65 デシベル
夜間	20:00~7:00		60 デシベル	65 デシベル

(18)悪臭防止法に基づく規制地域と区域の区分

表 特定悪臭物質濃度規制に係る規制地域

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

現 在	合 併 前	特 定 悪 臭 物 質 濃 度 規 制 に 係 る 規 制 地 域	
		第 1 種 区 域	第 2 種 区 域
岡 山 市	瀬 戸 町	用途地域	第1種区域以外の地域
倉 敷 市	倉 敷 市	用途地域	
	船 穂 町	用途地域	
	真 備 町	用途地域	
津 山 市	津 山 市	用途地域	
	勝 北 町		すべての地域
	久 米 町		すべての地域
玉 野 市	玉 野 市	用途地域	
笠 岡 市	笠 岡 市	用途地域	
井 原 市	井 原 市	用途地域	
総 社 市	総 社 市	用途地域	
	山 手 村	用途地域	
	清 音 村	用途地域	
新 見 市	新 見 市	用途地域	
	大 佐 町		すべての地域
	哲 西 町		すべての地域
備 前 市	備 前 市	用途地域、久々井、鶴海の各一部	
	日 生 町		すべての地域
	吉 永 町		すべての地域
瀬 戸 内 市	牛 窓 町		すべての地域
	邑 久 町		すべての地域
	長 船 町		すべての地域
赤 磐 市	山 陽 町	用途地域	第1種区域以外の地域
	赤 坂 町		臭気指数規制地域以外の地域
	熊 山 町	用途地域	都市計画区域のうち第1種区域以外の地域
	吉 井 町		すべての地域
真 庭 市	勝 山 町	用途地域	第1種区域以外の地域
	久 世 町	用途地域	
美 作 市	勝 田 町		すべての地域
	美 作 町	用途地域	第1種区域以外の地域
	作 東 町		すべての地域
浅 口 市	金 光 町	用途地域	第1種区域以外の地域
	鴨 方 町		すべての地域
	寄 島 町		すべての地域
和 気 町	佐 伯 町		すべての地域
早 島 町	早 島 町	用途地域	第1種区域以外の地域
里 庄 町	里 庄 町		すべての地域
矢 掛 町	矢 掛 町	用途地域	
勝 央 町	勝 央 町	用途地域	
美 咲 町	中 央 町		すべての地域
吉備中央町	加 茂 川 町	用途地域	
	賀 陽 町	用途地域	

※「市町村名」欄の「合併前」欄は、平成 16 年 10 月～平成 19 年 1 月に行われた市町村合併以前の市町村名を示す。

表2 臭気指数規制に係る規制地域

(平成23年4月1日現在)

市町村名		臭気指数規制に係る規制地域		
現在	合併前	第1種区域	第2種区域	第3種区域
岡山市	岡山市	一低,一中高,二中高,一住,二住	近商,商業,準工	第1種区域,第2種区域以外の地域
	御津町			
	灘崎町			
赤磐市	赤坂町		坂辺,惣分,小原の各一部	
和気町	和気町	用途地域(準工業地域を除く)	第1種区域以外の地域	
美咲町	柵原町		すべての地域	

備考 1 「用途」、「一低」、「一中高」、「二中高」、「一住」、「二住」、「近商」、「商業」及び「準工」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域をいう。

2 関係図面は、岡山県環境文化部環境管理課及び関係市役所又は町村役場に備え縦覧に供する。

※ 「市町村名」欄の「合併前」欄は、平成16年10月～平成19年1月に行われた市町村合併以前の市町村名を示す。

(19) 悪臭の規制基準

(ア) 特定悪臭物質

① 敷地境界における規制基準

(平成23年4月1日現在)

物質名	①敷地境界の基準[単位 ppm]		②気体排出口の規制	③排出水中の規制
	第1種区域	第2種区域		
アンモニア	1	2	○	
メチルメルカプタン	0.002	0.004		○
硫化水素	0.02	0.06	○	○
硫化メチル	0.01	0.05		○
二硫化メチル	0.009	0.03		○
トリメチルアミン	0.005	0.02	○	
アセトアルデヒド	0.05	0.1		
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	○	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	○	
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	○	
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02	○	
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006	○	
イソブタノール	0.9	4	○	
酢酸エチル	3	7	○	
メチルイソブチルケトン	1	3	○	
トルエン	10	30	○	
スチレン	0.4	0.8		
キシレン	1	2	○	
プロピオン酸	0.03	0.07		
ノルマル酪酸	0.001	0.002		
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002		
イソ吉草酸	0.001	0.004		

② 気体排出口における規制基準

特定悪臭物質の種類ごとに次の式により流量を算出したものとする。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm \left(\begin{array}{l} q \text{ 流量(単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時)} \\ He \text{ 補正された排出口の高さ(単位 メートル)} \\ Cm \text{ 法第4条第1項第1号の規制基準値としてさだめられた値(単位 百万分率)} \end{array} \right)$$

なお、補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は適用しないものとする。

③排出水中における規制基準

特定悪臭物質の種類ごとに次の式により、排出水中の濃度を算出したものとする。

$$CL_m = k \times C_m$$

CL_m 排出水中の濃度(単位 1リットルにつきミリグラム)

k 下表に掲げる特定悪臭物質及び当該事業場から敷地外へ排出される排出水の量ごとに定められた値(単位 1リットルにつきミリグラム)

C_m 法第4条第1項第1号の規制基準として定められた値(単位 百万分率)

排出水量(m ³ /s)	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル
Q ≤ 0.001	16	5.6	32	63
0.001 < Q ≤ 0.1	3.4	1.2	6.9	14
0.1 < Q	0.71	0.26	1.4	2.9

メチルメルカプタンについては、上式により算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002 ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002 ミリグラムとする。

(イ)臭気指数

①敷地境界における規制基準

(平成23年4月1日現在)

市町村名		①敷地境界における規制基準(臭気指数)		
現在	合併前	第1種区域	第2種区域	第3種区域
岡山市	岡山市	12	15	18
	御津町			
	灘崎町			
赤磐市	赤坂町		13	
和気町	和気町	12	14	
美咲町	柵原町		14	

②気体排出口における規制基準

次の式により臭気排出強度または臭気指数を算出したものとする。

(1)排出口の実高さが15メートル以上の施設

$$q_t = \frac{60 \times 10^A}{F_{\max}}$$

$$A = \frac{L}{10} - 0.2255$$

q_t 排出ガスの臭気排出強度(単位 温度零度,圧力1気圧の状態に換算いた立方メートル毎分)

F_{max} 排出口からの風下における地上での臭気強度の最大値(単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した秒毎立方メートル)

L 法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値

(2)排出の実高さが15メートル未満の施設

$$I = 10 \times \log C$$

$$C = K \times H_b^2 \times 10^B$$

$$B = \frac{L}{10}$$

I 排出ガスの臭気指数

K 次表に掲げる排出口の口径の区分ごとに定められた値

H_b 周辺最大建物の高さ(単位 メートル)

L 法第4条第2号第1号の規制基準として定められた値

なお、周辺最大建物の高さは、6.7メートル未満の場合は排出口の実高さ(単位メートル)の値の1.5倍、6.7メートル以上10メートル未満の場合は10メートル及び10メートル以上であって排出口の実高さの値の1.5倍以上の場合は排出口の実高さの1.5倍とする。

排出口の口径(m)	$D < 0.6$	$0.6 \leq D < 0.9$	$0.9 \leq D$
$K(l/m^2)$	0.69	0.20	0.10

③排出水中における規制基準

次の式により、臭気指数を算出したものとする。

$$\left[\begin{array}{l} I_w = L + 16 \\ I_w \quad \text{排出水の臭気指数} \\ L \quad \text{法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値} \end{array} \right]$$

7 有害化学物質関係(安全な生活環境の確保)

(1)ダイオキシン類環境調査結果(平成23年度)

(ア)大気

(単位: pg-TEQ/m³)

No.	調査地点		春季	夏季	秋季	冬季	平均値	調査主体
	名称	所在地						
1	宇野港管理事務所	玉野市宇野	0.019	0.020	0.026	0.029	0.024	岡山県
2	総社大気測定局	総社市中央	0.0078	0.030	0.015	0.021	0.018	
3	茂平大気測定局	笠岡市茂平	0.0076	0.014	0.034	0.018	0.018	
4	高梁地域事務所庁舎	高梁市落合町	0.0057	0.0079	0.0099	0.014	0.0094	
5	新見大気測定局	新見市金谷	0.0063	0.0061	0.013	0.011	0.0091	
6	美作県民局庁舎	津山市山下	0.0076	0.0060	0.028	0.012	0.013	
7	真庭市役所	真庭市久世	0.0050	0.0035	0.015	0.012	0.0089	
8	県吉野寮	美作市三倉田	0.011	0.011	0.021	0.0083	0.013	
9	南輝小学校	岡山市南区南輝	0.027	0.038	0.069	0.069	0.051	岡山市
10	陵南小学校	岡山市北区東花尻	0.020	0.014	0.028	0.020	0.021	
11	岡山市東区役所瀬戸支所	岡山市東区瀬戸町	0.019	0.024	0.015	0.025	0.021	
12	松江大気測定局	倉敷市松江	0.073	0.097	0.072	0.026	0.067	倉敷市
13	豊洲大気測定局	倉敷市西田	0.025	0.023	0.064	0.051	0.041	
14	倉敷美和大気測定局	倉敷市美和	0.013	0.031	0.0076	0.018	0.017	環境省

- (備考) 1 環境基準は、0.6 pg-TEQ/m³以下(年間平均値)である。
 2 試料はいずれも1週間連続採取によるもので、調査時期は次表のとおりである。
 3 岡山市瀬戸支所(旧瀬戸町役場)については、平成19年度から市町村合併により岡山市が調査を実施している。
 4 倉敷美和大気測定局については、平成22年度の調査結果である。

(測定期間)

No.	調査地点	春期	夏期	秋期	冬期
1	宇野港管理事務所	H23.5.23～30	H23.8.22～29	H23.11.21～28	H24.2.20～27
2	総社大気測定局	H23.5.23～30	H23.8.22～29	H23.11.21～28	H24.2.20～27
3	茂平大気測定局	H23.5.23～30	H23.8.22～29	H23.11.21～28	H24.2.20～27
4	高梁地域事務所庁舎	H23.5.23～30	H23.8.22～29	H23.11.21～28	H24.2.20～27
5	新見大気測定局	H23.5.24～31	H23.8.23～30	H23.11.22～29	H24.2.21～28
6	美作県民局	H23.5.24～31	H23.8.23～30	H23.11.22～29	H24.2.21～28
7	真庭市役所	H23.5.24～31	H23.8.23～30	H23.11.22～29	H24.2.21～28
8	県吉野寮	H23.5.24～31	H23.8.23～30	H23.11.22～29	H24.2.21～28
9	南輝小学校	H23.5.12～19	H23.8.16～23	H23.11.7～14	H24.2.3～10
10	陵南小学校	H23.5.12～19	H23.8.16～23	H23.11.7～14	H24.2.3～10
11	岡山市東区役所瀬戸支所	H23.5.12～19	H23.8.16～23	H23.11.7～14	H24.2.3～10
12	松江大気測定局	H23.5.19～26	H23.8.10～17	H23.11.10～17	H24.2.27～3.5
13	豊洲大気測定局	H23.5.19～26	H23.8.10～17	H23.11.10～17	H24.2.27～3.5
14	倉敷美和大気測定局	H22.5.12～19	H22.7.27～8.3	H22.10.26～11.2	H23.1.25～2.1

(イ) 公共用水域

単位(水質: pg-TEQ/L 底質: pg-TEQ/g)

No.	調査地点		水 質		底 質		調査主体	
	水域名	地点名	試料採取日	結果	試料採取日	結果		
1	高梁川 水域	高梁川上流	一中橋	H23. 11. 16	0. 030	-	岡山県	
2		高梁川中流	中井橋	H23. 11. 16	0. 035	H23. 11. 16	0. 64	岡山県
3		高梁川下流	霞橋	H23. 10. 27	0. 089	H23. 10. 27	1. 4	国交省
4		西川	布原橋	H23. 11. 16	0. 030	-	岡山県	
5		小阪部川	巖橋	H23. 11. 16	0. 034	-	岡山県	
6		有漢川	幡見橋	H23. 11. 16	0. 040	-	岡山県	
7		成羽川	神崎橋	H23. 11. 16	0. 037	H23. 11. 16	0. 16	岡山県
8		小田川上流	猪原橋	H23. 11. 16	0. 026	-	岡山県	
9		美山川	栄橋	H23. 11. 16	0. 068	-	岡山県	
10		里見川	鴨方川合流点	H23. 11. 16	0. 079	H23. 11. 16	0. 36	岡山県
11	旭川 水域	旭川上流	湯原ダム	H23. 10. 6	0. 025	H23. 10. 6	7. 8	岡山県
12		旭川中流	落合橋	H23. 10. 6	0. 026	H23. 10. 6	0. 20	岡山県
13			乙井手堰	H23. 10. 27	0. 085	H23. 10. 27	0. 22	国交省
14		旭川下流	旭川河口	H23. 10. 27	0. 15	H23. 10. 27	7. 8	国交省
15		新庄川	大久奈橋	H23. 10. 6	0. 023	-	岡山県	
16		砂川	新橋	H23. 12. 12	0. 14	H23. 12. 12	0. 50	岡山市
17	吉井川 水域	吉井川上流	嵯峨堰	H23. 10. 19	0. 032	-	岡山県	
18		吉井川中・下 流	周匝大橋	H23. 10. 19	0. 050	H23. 10. 19	0. 13	岡山県
19			熊山橋	H23. 10. 27	0. 076	H23. 10. 27	0. 24	国交省
20			吉井川河口	H23. 10. 27	0. 092	H23. 10. 27	0. 52	国交省
21		加茂川	加茂川橋	H23. 10. 19	0. 028	-	岡山県	
22		梶並川	滝村堰	H23. 10. 19	0. 046	-	岡山県	
23		滝川	三星橋	H23. 10. 19	0. 050	H23. 10. 19	1. 6	岡山県
24		吉野川	鷺湯橋	H23. 10. 19	0. 053	-	岡山県	
25	笹ヶ瀬 川水域	足守川上流	高塚橋	H23. 12. 19	0. 066	H23. 12. 19	0. 13	岡山市
26		足守川下流	入江橋	H23. 12. 19	0. 10	H23. 12. 19	0. 13	岡山市
27		笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬橋	H23. 12. 20	0. 11	H23. 12. 20	1. 8	岡山市
28	倉敷川 水域	倉敷川	入船橋	H23. 11. 25	0. 099	H23. 11. 25	1. 3	倉敷市
29			新田橋	H23. 11. 25	0. 076	H23. 11. 25	24	倉敷市
30			下灘橋	H23. 11. 25	0. 092	H23. 11. 25	28	倉敷市
31			粒栄橋	H23. 11. 25	0. 15	H23. 11. 25	6. 9	倉敷市
32			盛綱橋	H23. 11. 24	0. 38	H23. 11. 24	8. 7	倉敷市
33			稔橋	H23. 12. 20	0. 22	H23. 12. 20	8. 5	岡山市
34			倉敷川橋	H23. 12. 20	0. 29	H23. 12. 20	16	岡山市
35			倉敷川及び妹尾川合流点	H23. 12. 20	0. 52	H23. 12. 20	9. 4	岡山市
36		六間川	粒江橋	H23. 11. 24	0. 14	H23. 11. 24	1. 2	倉敷市
37		吉岡川	桜橋	H23. 11. 24	0. 29	H23. 11. 24	12	倉敷市
38		郷内川	新藤戸橋	H23. 11. 24	0. 37	H23. 11. 24	1. 2	倉敷市
39	妹尾川	妹尾川国道30号線下	H23. 12. 19	0. 61	H23. 12. 19	9. 3	岡山市	
40	高屋川	滝山堰	H23. 11. 16	0. 041	H23. 11. 16	0. 31	岡山県	
41	伊里川	浜の川橋	H23. 10. 19	0. 035	H23. 10. 19	0. 17	岡山県	
42	湖沼	児島湖	湖心	H23. 12. 20	0. 30	H23. 12. 20	1. 0	岡山市
43			樋門	H23. 12. 20	0. 26	H23. 12. 20	8. 4	岡山市

No.	調査地点		水 質		底 質		調査 主体	
	水域名	地点名	試 料 採取日	結 果	試 料 採取日	結 果		
44	玉島港区	玉島港奥部	H23. 12. 19	0. 047	H23. 12. 19	17	倉敷市	
45	水島港区	呼松水路	H23. 12. 20	0. 081	H23. 12. 20	1. 1	倉敷市	
46		水島港口部	H23. 12. 20	0. 034	H23. 12. 20	4. 6	倉敷市	
47	水島地先海域(甲)	玉島港沖合	H23. 12. 19	0. 022	H23. 12. 19	2. 8	倉敷市	
48		上水島北	H23. 12. 19	0. 024	H23. 12. 19	1. 8	倉敷市	
49		濃地諸島東	H23. 12. 20	0. 056	H23. 12. 20	0. 26	倉敷市	
50	水島地先海域(乙)	網代諸島沖	H23. 12. 19	0. 026	H23. 12. 19	0. 29	倉敷市	
51	海 域	児島湾(甲)	同和鉦業沖	H23. 12. 19	0. 13	H23. 12. 19	7. 2	岡山市
52		児島湾(乙)	横樋沖	H23. 12. 19	0. 11	H23. 12. 19	3. 4	岡山市
53			向小串沖	H23. 12. 19	0. 12	H23. 12. 19	4. 7	岡山市
54	児島湾(丙)	波張崎南	H23. 11. 11	0. 081	H23. 11. 11	0. 67	岡山県	
55	備讃瀬戸	神島御崎沖	H23. 11. 11	0. 052	H23. 11. 11	5. 3	岡山県	
56		久須美鼻東	H23. 12. 20	0. 027	H23. 12. 20	0. 12	倉敷市	
57		大槌島北	H23. 11. 11	0. 049	H23. 11. 11	0. 11	岡山県	
58	牛窓地先海域	錦海湾	H23. 11. 12	0. 086	H23. 11. 12	5. 3	岡山県	
59	播磨灘北西部	長島西南沖	H23. 11. 12	0. 043	H23. 11. 12	7. 4	岡山県	

(備考) 1 水質の環境基準は、1pg-TEQ/L以下(年間平均値)
 2 底質の環境基準は、150pg-TEQ/g以下

(ウ)地下水質

(単位: pg-TEQ/L)

No.	調査地点所在地	試料採取日	結 果	調査主体
1	備前市吉永町高田	H24. 2. 14	0. 017	岡山県
2	瀬戸内市長船町磯上	H23. 11. 21	0. 084	
3	赤磐市惣分	H24. 2. 14	0. 018	
4	吉備中央町北	H23. 11. 22	0. 020	
5	総社市赤浜	H23. 11. 24	0. 052	
6	笠岡市神島	H23. 11. 24	0. 096	
7	浅口市寄島町	H23. 11. 24	0. 024	
8	新見市千屋井原	H24. 2. 14	0. 019	
9	矢掛町小田	H23. 11. 24	0. 018	
10	津山市綾部	H23. 11. 25	0. 019	
11	真庭市勝山	H23. 11. 25	0. 032	
12	久米南町上神目	H23. 11. 25	0. 022	
13	奈義町柿	H23. 11. 25	0. 024	
14	岡山市北区建部町吉田	H23. 12. 12	0. 060	
15	岡山市北区御津伊田	H23. 12. 12	0. 055	
16	岡山市北区益	H23. 12. 12	0. 080	
17	岡山市北区高柳東町	H23. 12. 12	0. 049	
18	岡山市東区神崎町	H23. 12. 12	0. 049	
19	岡山市東区西幸西	H23. 12. 12	0. 10	倉敷市
20	倉敷市真備町川辺	H23. 11. 21	0. 025	
21	倉敷市連島町西之浦	H23. 11. 21	0. 029	

(備考)環境基準は、1pg-TEQ/L以下

(エ)土壌

(単位: pg-TEQ/g)

No.	調査地点の名称	調査地点所在地	試料採取日	結 果	調査主体
1	神根小学校	備前市吉永町神根本	H23. 11. 1	0. 023	岡山県
2	国府小学校	瀬戸内市長船町福里	H23. 11. 1	0. 020	
3	笹岡保育園	赤磐市坂辺	H23. 11. 1	0. 093	
4	老人福祉センターふれあい荘	吉備中央町北	H23. 10. 31	0. 0087	
5	雪舟生誕の地	総社市赤浜	H23. 10. 31	0. 069	
6	神島保育園	笠岡市神島	H23. 10. 31	1. 1	
7	寄島小学校	浅口市寄島町	H23. 10. 31	0. 0051	
8	千屋伝統文化保存伝承施設 (井原郷土文化伝承館)	新見市千屋井原	H23. 11. 2	0. 0014	
9	小田つどいの森	矢掛町小田	H23. 10. 31	0. 023	
10	清泉小学校	津山市綾部	H23. 11. 2	0. 023	
11	勝山武家屋敷館	真庭市勝山	H23. 11. 2	5. 3	
12	エンゼルタウン上神目分譲宅地	久米南町上神目	H23. 11. 1	0. 020	
13	総合運動公園多目的広場	奈義町柿	H23. 11. 2	0. 26	
14	真星星の村公園	岡山市北区真星	H23. 12. 13	0. 14	
15	福谷スポーツ公園	岡山市北区東山内	H23. 12. 13	0. 87	
16	大井西町遊園地	岡山市北区大井	H23. 12. 13	0. 054	
17	玉田公園	岡山市北区大井	H23. 12. 13	0. 036	
18	日応寺寺前公園	岡山市北区日応寺	H23. 12. 13	0. 025	
19	日近ホテル公園	岡山市北区日近	H23. 12. 13	0. 0027	
20	虫名池ふれあい公園	岡山市北区御津野々口	H23. 12. 13	1. 8	
21	旭川牟牟佐旭緑地	岡山市北区牟佐	H23. 12. 13	0. 077	
22	玉柏緑地	岡山市北区玉柏	H23. 12. 13	0. 78	
23	牟佐遊園地	岡山市北区牟佐	H23. 12. 13	0. 12	
24	北中学校	倉敷市中庄	H23. 11. 28	0. 13	倉敷市
25	多津美中学校	倉敷市有城	H23. 11. 28	0. 0030	
26	新田中学校	倉敷市新田	H23. 11. 28	0. 038	
27	福田南中学校	倉敷市福田町古新田	H23. 11. 28	0. 0018	
28	水島中学校	倉敷市水島北幸町	H23. 11. 28	0. 19	
29	児島中学校	倉敷市児島小川	H23. 11. 28	0. 084	
30	玉島西中学校	倉敷市玉島柏島	H23. 11. 28	0. 12	
31	真備中学校	倉敷市真備町箭田	H23. 11. 28	0. 016	

(備考)環境基準は、1,000pg-TEQ/g以下

(2) 有害大気汚染物質環境調査結果

(平成23年度)

調査主体 物質名(単位)	岡山市				倉敷市				環境基準 (指針値)				
	長 津 大気測定局	茂 大気測定局	平 大気測定局	美 作 市民局	宇 野 港 管理事務所	南 輝 小学校	南 陵 小学校	倉敷美和 大気測定局		松 江 大気測定局	日 春 大気測定局	塩 生 大気測定局	乙 高 東 幼 稚 園
アクリロニトリル μg/m³	0.047	0.019	0.012	0.021	0.021	0.052	0.055	0.058	0.53	0.056	0.12	0.073	(2以下)
塩化ビニルモノマー μg/m³	0.18	0.015	0.019	0.034	0.034	0.025	0.093	0.035	0.096	0.033	0.026	0.028	(10以下)
クロホルム μg/m³	0.046	0.047	0.048	0.082	0.082	0.20	0.21	0.17	0.22	0.18	0.24	0.16	(18以下)
1,2-ジクロロエタン μg/m³	0.29	0.090	0.084	0.084	0.084	0.16	0.26	0.19	3.5	0.21	0.22	0.19	(1.6以下)
ジクロロメタン μg/m³	0.59	0.52	1.3	0.46	0.46	0.91	0.95	1.0	1.3	0.99	0.96	1.2	150以下
テトラクロロエチレン μg/m³	0.038	0.025	0.021	0.027	0.027	0.045	0.080	0.11	0.40	0.11	0.12	0.12	200以下
トリクロロエチレン μg/m³	0.076	0.025	0.029	0.034	0.034	0.19	0.12	0.18	1.0	0.20	0.13	0.14	200以下
1,3-ブタジエン μg/m³	0.13	0.043	0.060	0.039	0.039	0.077	0.074	0.13	0.12	0.13	0.21	0.11	(2.5以下)
ベンゼン μg/m³	1.4	1.1	0.91	0.96	0.96	1.0	1.0	1.3	2.2	1.5	1.4	1.4	3以下
塩化メチル μg/m³	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	-	-	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	
トルエン μg/m³	5.7	4.1	2.8	3.5	3.5	-	-	11	14	11	6.2	8.0	
酸化エチレン μg/m³	0.078	0.092	0.11	0.21	0.21	0.085	0.087	0.072	0.12	-	-	-	
アセトアルデヒド μg/m³	1.5	1.1	1.0	1.2	1.2	3.2	3.1	3.3	4.0	-	-	-	
ホルムアルデヒド μg/m³	1.7	1.4	1.5	1.7	1.7	2.0	1.7	3.9	4.2	-	-	-	
ニッケル化合物 ng/m³	4.4	2.9	2.1	5.5	5.5	6.5	5.3	5.2	13	-	6.0	-	(25以下)
ヒ素及びその化合物 ng/m³	2.9	2.7	1.8	3.8	3.8	3.3	2.5	2.2	4.0	-	-	-	(6以下)
ベリリウム及びその化合物 ng/m³	0.043	0.032	0.024	0.034	0.034	0.037	0.031	0.0072	0.0078	-	-	-	
マンガン及びその化合物 ng/m³	52	41	12	42	42	38	45	48	76	-	-	-	
クロム及び三価クロム化合物* ng/m³	3.4	3.0	1.9	2.7	2.7	8.9	7.4	4.6	6.3	-	-	-	
六価クロム化合物* ng/m³	2.2	2.1	1.8	2.2	2.2	3.3	3.3	1.7	1.9	-	1.5	-	(40以下)
水銀及びその化合物 ng/m³	0.68	0.65	0.14	0.50	0.50	0.35	0.39	0.31	1.4	-	-	-	

(備考) 毎月1回、連続24時間のサンプリングを行い、年間平均値を算出した。

(※ 個別の分析が困難なため、クロム及びその化合物(全クロム)として分析。)

(3) 岡山県化学物質環境モニタリング調査

(ア) 調査の目的

残留性が高く、環境中で分解しにくい有害化学物質について、環境中の存在状況調査を実施している。

(イ) 調査概要

- ①調査物質 別表1に示す25項目
- ②調査地点 別図に示す11地点(河川9地点、湖沼1地点、海域1地点)
- ③調査媒体 水質(11地点、底質(6地点))
- ④分析機関 岡山県環境保健センター

(ウ) 調査結果の概要

調査を実施した25項目のうち、次のとおり水質から13項目、底質から22項目において検出が確認された。

化学物質の人への作用の程度やメカニズムは未解明な部分が多く、評価を行える状況にはないが、今回の調査結果は、環境省等が実施している全国調査結果の範囲内であった。

(平成23年度)

No.	項目	水質(11地点)		底質(6地点)	
		検出地点数	濃度範囲(μg/L)	検出地点数	濃度範囲(μg/kg)
1	ポリ塩化ビフェニル類(PCB) ^{*1*2}	3	N. D. ~ 0.0005	6	0.42 ~ 21
2	ヘキサクロロベンゼン(HCB) ^{*1*2}	0	N. D.	1	N. D. ~ 0.10
3	ヘキサクロロシクロヘキサン ^{*1*2}	5	N. D. ~ 0.0016	4	N. D. ~ 2.9
4	クロルデン ^{*1*2}	2	N. D. ~ 0.0001	5	N. D. ~ 3.4
5	ノナクロル ^{*2}	0	N. D.	5	N. D. ~ 2.7
6	DDT(ジクロロジフェニルトリクロロエタン) ^{*1*2}	0	N. D.	5	N. D. ~ 0.38
7	DDE(ジクロロジフェニルジクロロエチレン) ^{*2}	2	N. D. ~ 0.0001	6	0.03 ~ 2.2
8	DDD(ジクロロジフェニルジクロロエタン) ^{*2}	1	N. D. ~ 0.0003	6	0.03 ~ 1.6
9	アルドリノ ^{*1*2}	0	N. D.	1	N. D. ~ 0.05
10	エンドリン ^{*1*2}	0	N. D.	0	N. D.
11	ディルドリン ^{*1*2}	1	N. D. ~ 0.0001	3	N. D. ~ 0.16
12	ペンタクロロベンゼン ^{*1}	0	N. D.	1	N. D. ~ 0.05
13	トリブチルスズ ^{*2}	0	N. D.	4	N. D. ~ 7.2
14	トリフェニルスズ ^{*2}	0	N. D.	1	N. D. ~ 0.1
15	アルキルフェノール類(C5~C9)	-	-	-	-
	4-tert-オクチルフェノール ^{*2}	0	N. D.	1	N. D. ~ 7.0
	ノニルフェノール ^{*2}	3	N. D. ~ 0.086	2	N. D. ~ 150
16	ビスフェノールA ^{*2}	5	N. D. ~ 0.30	4	N. D. ~ 60
17	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル ^{*2}	1	N. D. ~ 0.20	4	N. D. ~ 2,900
18	フタル酸ブチルベンジル ^{*2}	0	N. D.	1	N. D. ~ 28
19	フタル酸ジ-n-ブチル ^{*2}	0	N. D.	3	N. D. ~ 850
20	ヘキサブロモビフェニル ^{*1}	0	N. D.	0	N. D.
21	ポリブロモビフェニルエーテル(Br4~Br7) ^{*1}	0	N. D.	0	N. D.
22	PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸) ^{*1}	10	N. D. ~ 0.0024	1	N. D. ~ 0.4
23	PFOA(ペルフルオロオクタノ酸)	11	0.0003 ~ 0.012	3	N. D. ~ 0.2
24	ベンゾ(a)ピレン ^{*2}	2	N. D. ~ 0.0005	6	2.2 ~ 51
25	ベンゾフェノン ^{*2}	5	N. D. ~ 0.018	2	N. D. ~ 5.4

(備考) 1 「N. D.」とは、検出限界値未満のことである。
2 アルキルフェノール類については、下限値以上の検出が確認された質のみ表示している。
3 *1 POPs条約対象物質、*2 内分泌攪乱作用を有すると疑われる化学物質調査対象項目。
4 調査対象物質は別表1、地点別の調査結果は別表2、全国調査結果とその比較は別表3のとおり。

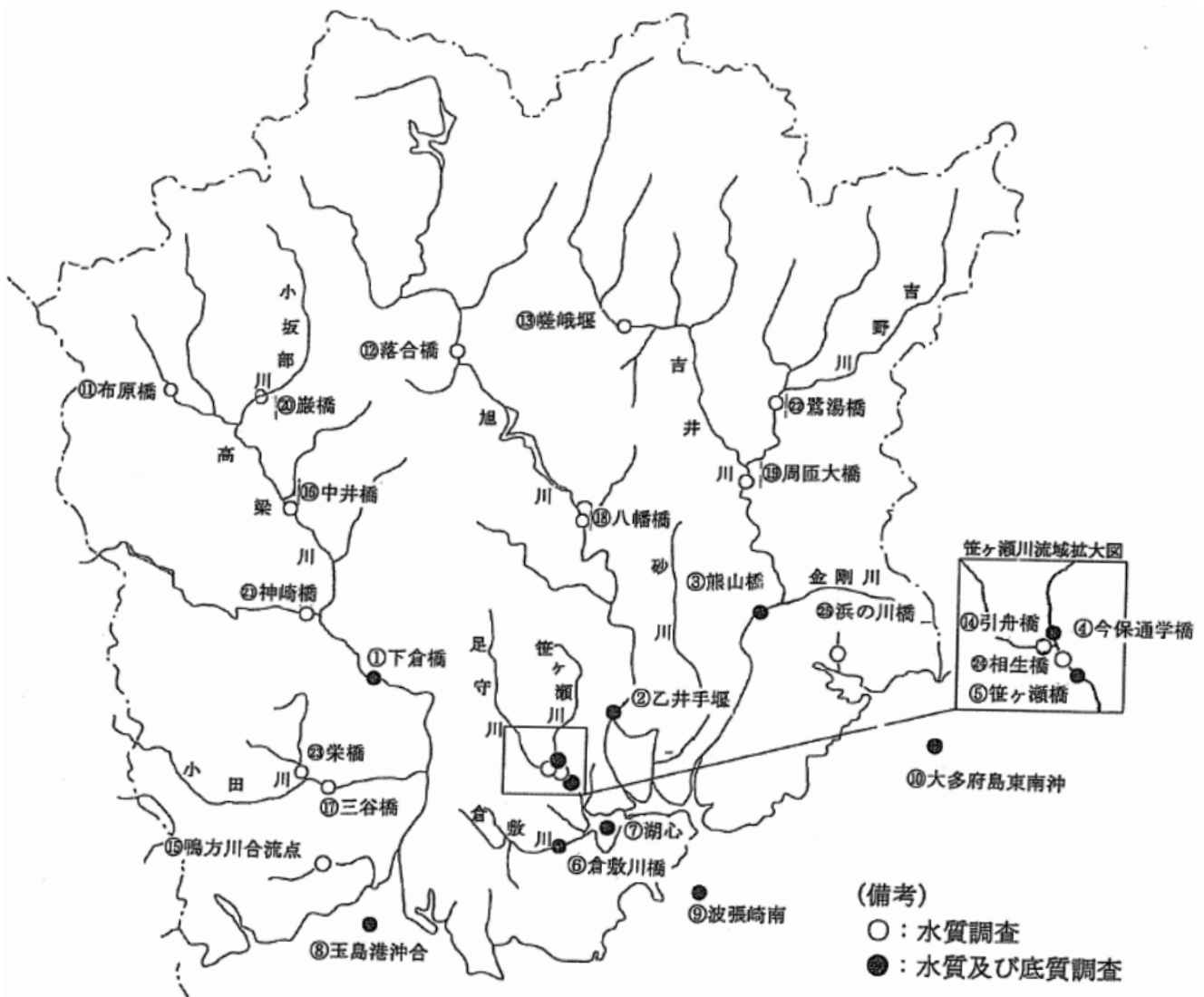
(エ)今後の対応

引き続き調査を実施するとともに、知見の集積に努める。

別表1 平成23年度岡山県化学物質環境モニタリング調査対象物質

No.	項目	用途
1	ポリ塩化ビフェニル類(PCB)	熱媒体、ノンカーボン紙、電気製品
2	ヘキサクロロベンゼン(HCB)	殺菌剤、有機合成原料
3	ヘキサクロロシクロヘキサン	殺虫剤
4	クロルデン類	殺虫剤
5	ノナクロル類	殺虫剤
6	DDT(ジクロロジフェニルトリクロロエタン)	殺虫剤
7	DDE(ジクロロジフェニルジクロロエチレン)	殺虫剤(DDTの代謝物)
8	DDD(ジクロロジフェニルジクロロエタン)	殺虫剤(DDTの代謝物)
9	アルドリン	農薬
10	エンドリン	農薬
11	ディルドリン	農薬
12	ペンタクロロベンゼン	農薬
13	トリブチルスズ	船底塗料、漁網の防汚剤
14	トリフェニルスズ	船底塗料、漁網の防汚剤
15	アルキルフェノール類(C5～C9) 4-n-ペンチルフェノール 4-n-ヘキシルフェノール 4-n-ヘプチルフェノール 4-n-オクチルフェノール 4-t-オクチルフェノール ノニルフェノール	界面活性剤の原料、分解生成物
16	ビスフェノールA	樹脂の原料
17	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	プラスチックの可塑剤
18	フタル酸ブチルベンジル	プラスチックの可塑剤
19	フタル酸ジ-n-ブチル	プラスチックの可塑剤
20	ヘキサブロモビフェニル	プラスチック難燃剤
21	ポリブロモビフェニルエーテル (Br4～7)	プラスチック難燃剤
22	PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)	撥水撥油剤
23	PFOA(ペルフルオロオクタノ酸)	撥水撥油剤(PFOS関連物質)
24	ベンゾ(a)ピレン	非意図的生成物
25	ベンゾフェノン	医薬品合成原料

別図 平成22～24年度岡山県化学物質環境モニタリング調査地点図



固定点(4地点、水質・底質調査を毎年実施)		
<河川>④笹ヶ瀬川：今保通学橋、⑤笹ヶ瀬川：笹ヶ瀬橋、⑥倉敷川：倉敷川橋		
<湖沼>⑦児島湖：湖心		
準固定点(21地点、1回/3年水質調査のみ実施。※は底質調査も実施。)		
平成22年度	平成23年度	平成24年度
①高梁川：下倉橋※	②旭川：乙井手堰※	③吉井川：熊山橋※
⑪西川：布原橋	⑯高梁川：中井橋	⑳成羽川：神崎橋
⑫旭川：落合橋	⑰小田川：三谷橋	㉑吉野川：鷺湯橋
⑬吉井川：嵯峨堰	⑱旭川：八幡橋	㉒美山川：栄橋
⑭足守川：引舟橋	⑲吉井川：周匝大橋	㉓笹ヶ瀬川：相生橋
⑮里見川：鴨方川合流点	㉔小坂部川：巖橋	㉕伊里川：浜の川橋
⑩播磨灘北西部：大多府島東南沖※	⑨児島湾：波張崎南※	⑧水島地先海域：玉島港沖合※

別表3 全国調査結果との比較

(1) 水質

(単位: $\mu\text{g}/\text{L}$)

No	項目(水質調査)	平成23年度岡山県調査			(参考)全国調査結果		
		検出頻度	最大値	検出下限値	検出頻度	最大値	検出下限値
1	ポリ塩化ビフェニル類(PCB)	3/11	0.0005	0.0001	1,277 / 1,593	0.22	0.0000002
2	ヘキサクロロベンゼン(HCB)	0/11	N.D.	0.0002	419 / 703	0.0014	0.0000002
3	ヘキサクロロシクロヘキサン	5/11	0.0016	0.0001	429 / 703	0.0082	0.0000002
4	クロルデン	2/11	0.0001	0.0001	427 / 703	0.0019	0.0000003
5	ノナクロル	0/11	N.D.	0.0001	429 / 703	0.0081	0.0000001
6	DDT	0/11	N.D.	0.0001	460 / 743	0.0075	0.00000006
7	DDE	2/11	0.0001	0.0001	429 / 703	0.0016	0.00000009
8	DDD	1/11	0.0003	0.0001	429 / 703	0.00097	0.00000008
9	アルドリン	0/11	N.D.	0.0001	268 / 569	0.000022	0.0000002
10	エンドリン	0/11	N.D.	0.0002	348 / 629	0.00012	0.0000003
11	ディルドリン	1/11	0.0001	0.0001	380 / 654	0.00094	0.0000002
12	ペンタクロロベンゼン	0/11	N.D.	0.0002	49 / 97	0.0001	0.000001
13	トリブチルスズ	0/11	N.D.	0.003	98 / 1,261	0.09	0.0001
14	トリフェニルスズ	0/11	N.D.	0.001	10 / 1,261	0.006	0.00005
15	アルキルフェノール類(C5~C9)						
	4-オクチルフェノール	0/11	N.D.	0.01	540 / 2,694	13	0.00092
	ノニルフェノール	3/11	0.086	0.03	897 / 2,840	21	0.01
16	ビスフェノールA	5/11	0.30	0.01	1,339 / 2,720	19	0.0024
17	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	1/11	0.2	0.2	703 / 2,281	9.9	0.1
18	フタル酸ブチルベンジル	0/11	N.D.	0.2	9 / 1,915	3.1	0.1
19	フタル酸ジ-n-ブチル	0/11	N.D.	0.2	255 / 2,526	16	0.069
20	ヘキサブROMOビフェニル	0/11	N.D.	0.0001	0 / 98	N.D.	0.000001
21	ポリブROMOビフェニルエーテル(Br4~Br7)	0/11	N.D.	0.0001	25 / 49	0.00039	0.000003
22	PFOA	10/11	0.0024	0.0001	125 / 125	0.23	0.000014
23	PFOA	11/11	0.012	0.0001	125 / 125	0.10	0.00002
24	ベンゾ(a)ピレン	2/11	0.0005	0.0004	14 / 1,212	0.07	0.01
25	ベンゾフェノン	5/11	0.018	0.001	188 / 1,321	0.84	0.01

(2)底質

(単位: $\mu\text{g}/\text{kg}$)

No	項目(底質調査)	平成23年度岡山県調査			(参考)全国調査結果		
		検出頻度	最大値	検出限界値	検出頻度	最大値	検出限界値
1	ポリ塩化ビフェニル類(PCB)	6/6	21	0.05	1,323 / 1,419	5,600	0.0006
2	ヘキサクロロベンゼン(HCB)	1/6	0.10	0.02	1,009 / 1,123	42	0.0003
3	ヘキサクロロシクロヘキサン	4/6	2.9	0.01	1,009 / 1,123	53	0.0002
4	クロルデン	5/6	3.4	0.01	1,009 / 1,123	44	0.0003
5	ノナクロル	5/6	2.7	0.01	1,009 / 1,123	24	0.0002
6	DDT	5/6	0.38	0.01	1,009 / 1,123	1,700	0.0003
7	DDE	6/6	2.2	0.01	1,013 / 1,123	150	0.0002
8	DDD	6/6	1.6	0.01	1,012 / 1,123	420	0.0001
9	アルドリン	1/6	0.05	0.02	854 / 1,059	1.0	0.0002
10	エンドリン	0/6	N.D.	0.02	830 / 1,059	61	0.0006
11	ディルドリン	3/6	0.16	0.02	943 / 1,059	9.1	0.0003
12	ペンタクロロベンゼン	1/6	0.05	0.02	99 / 128	24	0.0003
13	トリブチルスズ	4/6	7.2	0.3	726 / 1,038	590	0.08
14	トリフェニルスズ	1/6	0.1	0.1	444 / 1,038	540	0.03
15	アルキルフェノール類(C5～C9)						
	4-t-オクチルフェノール	1/6	7.0	2	176 / 485	350	1
	ノニルフェノール	2/6	150	20	299 / 488	12,000	3
16	ビスフェノールA	4/6	60	2	282 / 488	360	0.2
17	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	4/6	2900	20	402 / 461	210,000	25
18	フタル酸ブチルベンジル	1/6	28	10	69 / 389	1,400	10
19	フタル酸ジ-n-ブチル	3/6	850	20	202 / 536	2,000	25
20	ヘキサブロモビフェニル	0/6	N.D.	0.05	31 / 130	0.012	0.0004
21	ポリブロモビフェニルエーテル(Br4～Br7)	0/6	N.D.	0.1	60 / 64	0.93	0.002
22	P F O S	1/6	0.4	0.1	145 / 155	1.9	0.002
23	P F O A	3/6	0.2	0.1	143 / 154	1.3	0.0033
24	ベンゾ(a)ピレン	6/6	51	0.2	530 / 731	7,400	1
25	ベンゾフェノン	2/6	5.4	0.4	106 / 422	29	1

注) 1「検出頻度」とは、検出地点数/調査地点数である。

2「N.D.」とは、検出下限値未満のことである。

3「全国調査結果」とは、平成10年度から平成21年度までに行われた環境省及び国土交通省の調査結果である。
また、調査結果が異性体ごとに区分されている場合は、最も濃度が高い異性体の濃度を表示している。

4 調査年度等によって検出下限値が異なる場合は、小さい方の値を表示している。

5 調査項目によって類でまとめられている場合は、類の中で検出数が最も多い物質の検出数、最も濃度が高い物質の検出濃度及び検出下限値を表示している。

表-2 大気中ふっ素

観測局	年月	平成23年										平成24年			過去の測定結果			管理目標値	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	H22年度	H21年度	H20年度	H19年度		H18年度
人形峠 10 ⁻⁴ mg/m ³	平均値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.70	0.48	0.58	3.3×10 ⁻⁴ mg/m ³
	最高値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.76	0.56	0.80	
	出現回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	7	
赤和瀬 10 ⁻⁴ mg/m ³	平均値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.52	-	
	最高値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.66	ND	
	出現回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	
天王 10 ⁻⁴ mg/m ³	平均値	-	0.70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.52	0.42	0.57	
	最高値	ND	0.70	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.58	0.42	1.07	
	出現回数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	24	

注 1 ND:検出下限値未満
 2 出現回数:検出下限値以上の出現回数
 ※ 検出下限値:0.4×10⁻⁴mg/m³

② サンプル測定結果

表-3 空間ガンマ線線量率

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果		過去の測定結果						管理目標値	法令値
			平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度				
空間ガンマ線 μ Gy/h	6	24 24	平均値	0.078	0.080	0.085	0.079	0.080	0.082	0.087	0.143	
			最大値	0.104	0.102	0.104	0.101	0.101	0.101			

注 バックグラウンド値は測定地点により異なるが、最大0.071~0.134 μ Gy/hである。

表-4 ウラン(U-238)

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果		過去の測定結果						管理目標値	法令値
			平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度				
大気浮遊じん 10 ⁻⁹ Bq/cm ³	5	10 10	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.4	20	
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
河川水 10 ⁻³ Bq/cm ³	13	46 46	平均値	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	1.1	20	
			最大値	0.007	0.010	0.015	0.031	0.011	0.017			
河底土 Bq/g(乾)	5	10 10	平均値	0.016	0.015	0.015	0.016	0.018	0.017	1.8	-	
			最大値	0.030	0.022	0.033	0.037	0.031	0.026			
土壌	畑土 Bq/g(乾)	2	4 4	平均値	0.039	0.029	0.030	0.031	0.027	0.036	1.8	-
				最大値	0.051	0.035	0.037	0.040	0.033	0.044		
水田土 Bq/g(乾)	2	4 4	平均値	0.035	0.043	0.043	0.043	0.045	0.041	1.8	-	
			最大値	0.044	0.063	0.059	0.058	0.063	0.055			
計	27	74/74										

注 測定結果が計数誤差の3倍未満の場合はND(不検出)と表示する。(以下取扱いは同じ)

表-5 ラジウム(Ra-226)

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果		過去の測定結果						管理目標値	法令値
			平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度				
大気浮遊じん 10 ⁻¹⁰ Bq/cm ³	5	10 10	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	7.4	400	
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
河川水 10 ⁻⁵ Bq/cm ³	13	46 46	平均値	<0.69	<0.69	ND	ND	ND	ND	3.7	200	
			最大値	0.32	0.33	ND	ND	ND	ND			
河底土 Bq/g(乾)	5	10 10	平均値	0.052	0.053	0.055	0.053	0.056	0.053	1.8	-	
			最大値	0.079	0.097	0.117	0.077	0.087	0.094			
土壌	畑土 Bq/g(乾)	2	4 4	平均値	0.056	0.050	0.050	0.053	0.047	0.059	0.74	-
				最大値	0.065	0.063	0.055	0.059	0.053	0.065		
水田土 Bq/g(乾)	2	4 4	平均値	0.059	0.062	0.068	0.060	0.058	0.064	0.74	-	
			最大値	0.075	0.070	0.088	0.073	0.078	0.074			
計	27	74/74										

表-6 ふっ素

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果		過去の測定結果						管理目標値
			平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度			
河川水 mg/L	4	4 4	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.5	
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
計	4	4/4									

(2)中津河捨石堆積場周辺に係る監視測定結果

図-2 中津河捨石堆積場周辺の環境放射線等監視測定地点

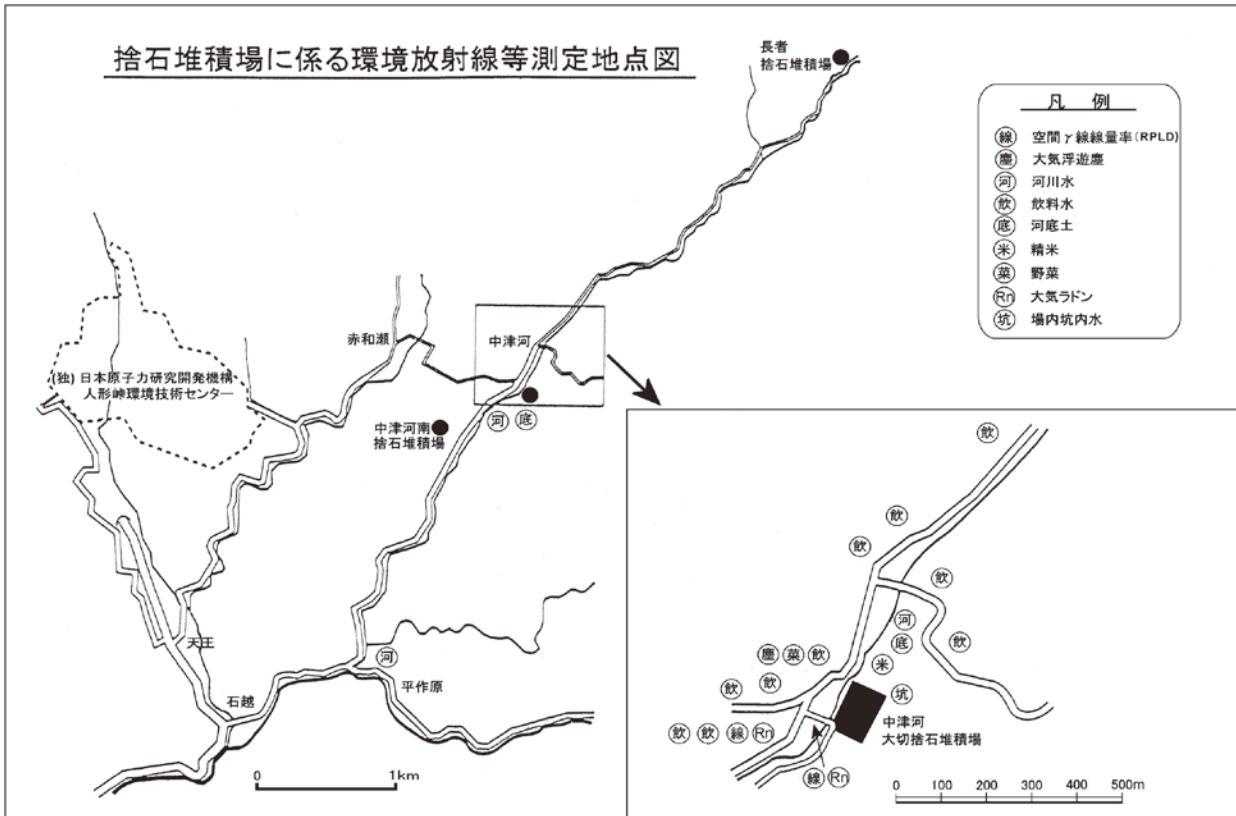


表-7 空間ガンマ線線量率

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果	過去の測定結果						管理 目標値	法令値
				平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度		
空間ガンマ線 $\mu\text{Gy/h}$	2	8/8	平均値 0.067 最大値 0.096	0.070	0.074	0.069	0.070	0.072	0.087	0.143	

注 バックグラウンド値:0.096 $\mu\text{Gy/h}$

表-8 ウラン(U-238)

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果	過去の測定結果						管理 目標値	法令値
				平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度		
大気浮遊じん 10^{-9}Bq/cm^3	5	10/10	平均値 ND 最大値 ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.4	20	
河川水 10^{-3}Bq/cm^3	3	12/12	平均値 ND 最大値 ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.1	20	
河底土 Bq/g(乾)	2	2/2	平均値 0.014 最大値 0.015	0.013	0.011	0.013	0.012	0.013	1.8	—	
計	10	24/24									

注 大気浮遊じんについては、人形峠環境技術センター周辺に係る監視測定(サンプリング測定)からの再掲。

表-9 ラジウム(Ra-226)

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果	過去の測定結果						管理 目標値	法令値
				平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度		
大気浮遊じん 10^{-10}Bq/cm^3	5	10/10	平均値 ND 最大値 ND	ND	ND	ND	ND	ND	7.4	400	
河川水 10^{-5}Bq/cm^3	3	12/12	平均値 ND 最大値 ND	ND	ND	ND	ND	ND	3.7	200	
河底土 Bq/g(乾)	2	2/2	平均値 0.038 最大値 0.049	0.040	0.042	0.036	0.046	0.047	1.8	—	
計	10	24/24									

注 大気浮遊じんについては、人形峠環境技術センター周辺に係る監視測定(サンプリング測定)からの再掲。

(3)回収ウラン転換実用化試験に係るプルトニウム監視測定結果

図-3 プルトニウム等の監視測定地点

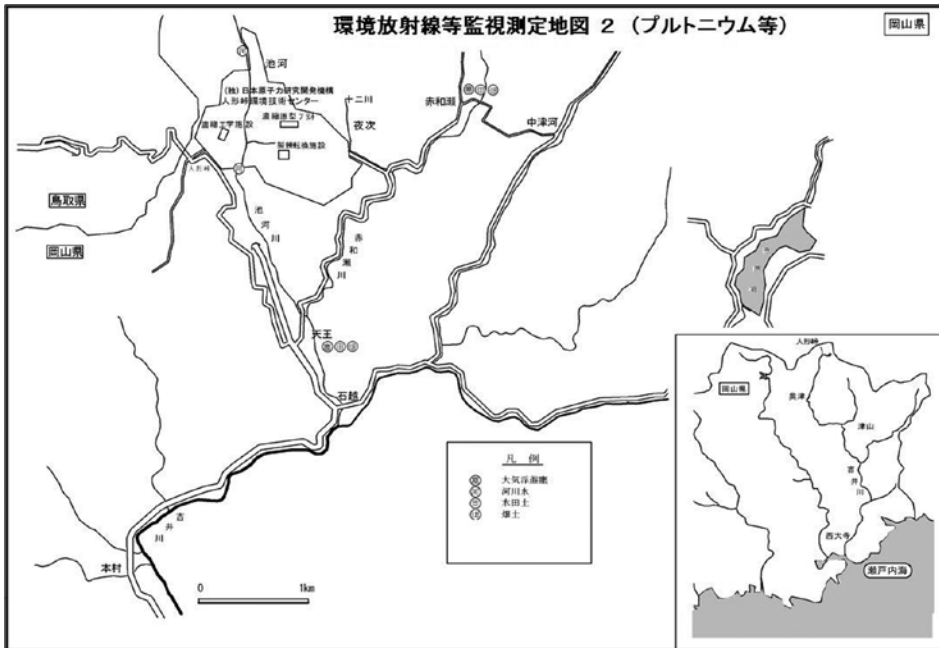


表-10 プルトニウム(239+240)測定結果

測定対象	測定地点名	監視測定結果 平成23年度	過去の測定結果					
			監視測定			事前調査		
			平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成6年度 (上期)	平成5年度 (下期)	
人形峠事業所周辺	大気浮遊じん mBq/m ³	天王	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		赤和瀬	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	河川水 mBq/L	池河川上流	ND	ND	ND	0.0055	ND	ND
		池河川中流	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	畑土 Bq/kg乾	天王	0.41(0.0097)	0.41	0.51(0.012)	0.32(0.011)	0.89	0.082
		赤和瀬	0.17	0.40	0.22	0.49(0.015)	0.32	0.052
	水田土 Bq/kg乾	天王	0.36	0.39(0.011)	0.34(0.011)	0.43(0.0098)	0.26	—
		赤和瀬	0.34	0.43(0.011)	0.39(0.014)	0.33	0.51	—
	野菜 Bq/kg生	天王	—	ND	ND	ND	ND	ND
		赤和瀬	—	ND	ND	ND	ND	ND
精米 Bq/kg生	天王	—	ND	ND	ND	—	ND	
	赤和瀬	—	ND	ND	ND	—	ND	
淡水魚 Bq/kg生	奥津以北	—	採取不能	ND	ND	—	ND	

注()内は検出されたプルトニウム238の値
平成23年度から生物質(野菜、精米、淡水魚)は測定項目から除外されている。

プルトニウム(239+240)対象地域測定結果(参考)

測定対象	測定地点名	事前調査結果		
		平成6年度 (上期)	平成5年度 (下期)	
対地域	河川水 mBq/L	旭川中流 旧久世町	ND	ND
		畑土 Bq/kg乾	旧八束村	0.45
	旧久世町		0.53	0.59
	玉野市		0.24	0.20
	水田土 Bq/kg乾	旧八束村	0.50	—
		旧久世町	0.24	—
		玉野市	0.13	—
	野菜 Bq/kg生	旧八束村	ND	ND
		旧久世町	ND	ND
		玉野市	ND	ND
精米 Bq/kg生	旧八束村	—	ND	
	旧久世町	—	ND	
	玉野市	—	ND	
淡水魚 Bq/kg生	奥津以北	—	ND	

(4)レンガ製造等に係る周辺環境保全確認書に基づく監視測定結果

図-4 レンガ製造等に係る監視測定地点

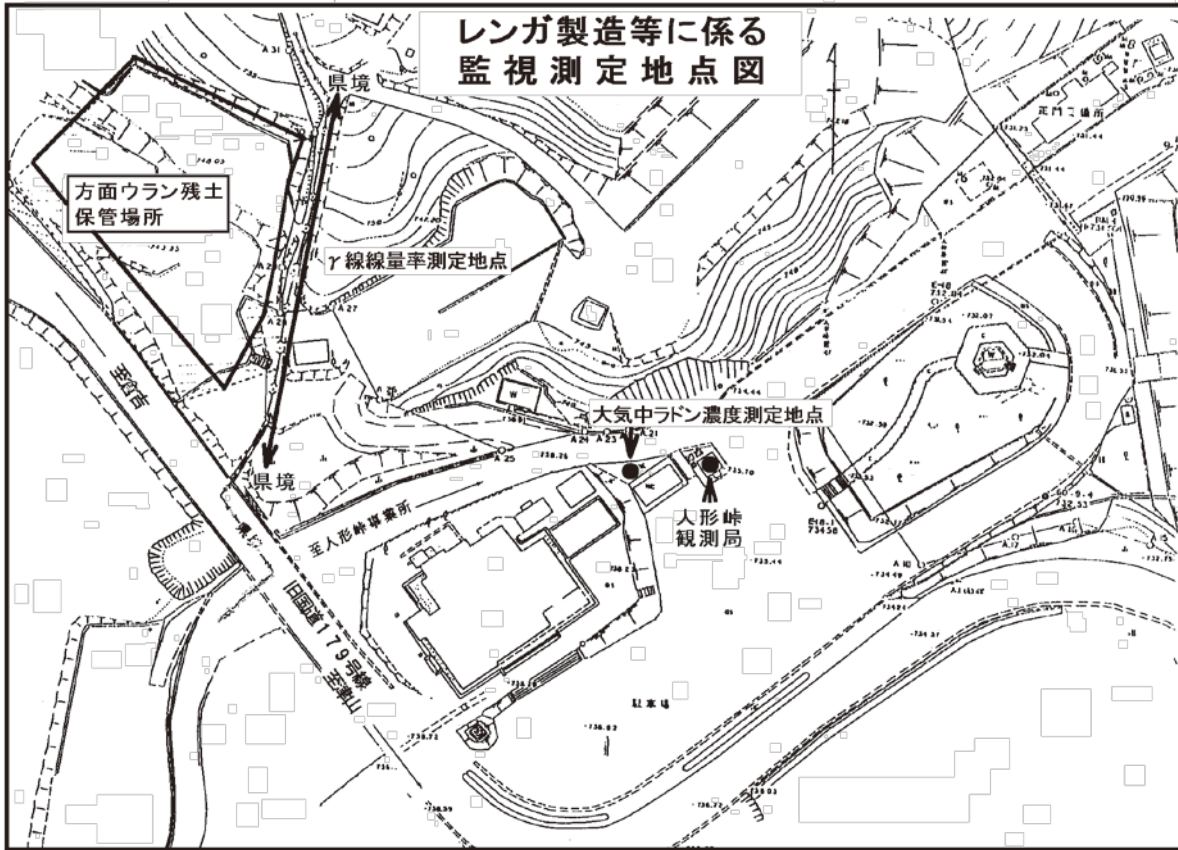


表-11 空間ガンマ線線量率(NaIシンチレーションサーベイメータ)

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果		過去の測定結果		
			平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	
空間ガンマ線 $\mu\text{Gy/h}$	14 (県境沿いに5m間隔)	28 28	平均値	0.041	0.041	0.064	0.053
			最大値	0.078	0.077	0.079	0.080

表-12 大気中ラドン濃度

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果		過去の測定結果		
			平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	
大気中ラドン 10^{-6}Bq/cm^3	1	4 4	平均値	10.0	8.9	8.2	9.2
			最大値	12.8	10.7	9.3	10.7

(5)管理目標値

項目	管理目標値	備考	
排水	管理区域における数値 (3.7)	→排出時の測定毎の濃度 →3月間についての平均値濃度	
	全α線又は全β線 ウラン		22×10^{-3} Bq/cm ³ 2.2×10^{-3} Bq/cm ³
	ラジウム		1.8×10^{-3} Bq/cm ³
	ふっ素		8~10 mg/L
排気	管理区域における数値 (3.7)	→1月間についての平均濃度 →3月間についての平均値濃度	
	全α線 ウラン		7.4×10^{-9} Bq/cm ³ 1.8×10^{-9} Bq/cm ³
	ラジウム		3.7×10^{-9} Bq/cm ³
	ふっ素		3.3×10^{-4} mg/m ³
河川水	敷地境界における数値	→測定毎の濃度	
	ウラン		1.1×10^{-3} Bq/cm ³
	ラジウム		3.7×10^{-5} Bq/cm ³
	ふっ素	0.5 mg/L	
大気ダスト	敷地境界における数値	→測定毎の濃度	
	ウラン		1.4×10^{-9} Bq/cm ³
	ラジウム		7.4×10^{-10} Bq/cm ³
	ふっ素	3.3×10^{-4} mg/m ³	
土壌	河底土	→測定毎の濃度	
	ウラン		1.8 Bq/g
	ラジウム	1.8 Bq/g	
	畑土、水田土	→測定毎の濃度	
ウラン	1.8 Bq/g		
	ラジウム	0.74 Bq/g	
空間線量率	敷地空間における空間線量率 γ線	→3月間毎の線量率	
		0.087 μGy/時	

注 ()内は、ウラン濃縮工場に係る数値
 管理目標値は、県、鏡野町、日本原子力研究開発機構の3者で締結している「環境保全協定」の中で定めており、原子炉等規制法、鉱山保安法、水質汚濁防止法による規制値より厳しい値としている。
 また、管理目標値には、自然の放射線(バックグラウンド)は含まれず、事業活動に起因する放射線を対象としている。

9 自然環境関係

(1) 自然環境保全審議会開催状況(平成23年度)

開催年月日	区 分	審 議 事 項 等
平成23年5月12日	温泉部会	・温泉掘削許可(2件)
平成23年8月19日	温泉部会	・温泉の掘削許可(1件)
	全体会議	・生物多様性おかやま戦略(仮称)の決定(継続審議) ・第11次鳥獣保護事業計画の決定(継続審議) ・第4期ツキノワグマ保護管理計画の決定(継続審議) ・第3期ニホンジカ保護管理計画の決定(継続審議) ・第3期イノシシ保護管理計画の決定(継続審議)
平成23年11月15日	全体会議	・生物多様性おかやま戦略(仮称)の決定(継続審議) ・第11次鳥獣保護事業計画の決定(継続審議) ・第4期ツキノワグマ保護管理計画の決定(継続審議) ・第3期ニホンジカ保護管理計画の決定(継続審議) ・第3期イノシシ保護管理計画の決定(継続審議)
平成24年3月21日	自然保護部会	・指定希少野生動植物の指定(カワバタモロコ) ・保護推進指針
	温泉部会	・温泉の動力装置許可(1件)
	全体会議	・生物多様性おかやま戦略(仮称)の決定(継続審議) ・第11次鳥獣保護事業計画の決定 ・第4期ツキノワグマ保護管理計画の決定 ・第3期ニホンジカ保護管理計画の決定 ・第3期イノシシ保護管理計画の決定

(2) 自然保護基礎調査の実績

調 査 事 項 名	年 度	備 考
植 生 調 査	S47~49	
郷 土 自 然 環 境 調 査	S48~49	
自然環境保全基礎調査(第1回)	S48	環境庁委託調査
鳥 類 分 布 調 査	S48	
獣 類 分 布 調 査	S49	
基礎調査(昆虫生息)	S50~51	
〃 (両生・は虫類)	S52~54	
〃 (自然保護地域候補地)	S53~55	
自然環境保全基礎調査(第2回)	S53~54	環境庁委託調査 (特定植物群落,動物分布,海岸,海域,植生,河川,植生図)
基礎調査(湖沼湿地地域生物学術調査)	S56~58 S60~62	
〃 高梁川上流県立自然公園	S59	
〃 羅生門特別地域自然環境調査		
自然環境保全基礎調査(第3回)	S58~62	環境庁委託調査 (植生,特定植物群落,海域生物環境,河川,自然景観資源)
〃 (第4回)	S63~H4	環境庁委託調査(植生,巨樹・巨木,河川,藻場・干潟)
基礎調査 瀬戸内海島しょ部 生物学術調査	S63~H2	S63 鹿久居島, H1 北木島, H2 六口島
〃 (原生林生物学術調査)	H3~4	H3 若杉原生林, H4 毛無山
自然環境保全基礎調査(第5回)	H5~10	環境庁委託調査 (湿地,動植物分布,海辺,植生,特定植物群落調査,河川調査)
生物多様性調査(第1回)	H6~11	環境庁委託調査(種の多様性調査)
生物多様性調査(第2回)	H12~14	〃 〃
基礎調査(河川源流地域特別調査)	H6	新庄川・土用川
〃 (郷土自然保護地域特別調査)	H7	安仁神社郷土自然保護地域
海域自然環境保全基礎調査	H11	環境庁委託調査(海棲動物調査)
生物多様性基礎調査	H23	生物多様性おかやま戦略に係る基礎調査

(3) 県自然環境保全地域等の指定

(平成24年3月31日現在)

区分 年度	県自然環境保全地域		環境緑地保護地域		郷土自然保護地域		郷土記念物	計	
	地域数	面積(ha)	地域数	面積(ha)	地域数	面積(ha)	件数	地域・件数	面積(ha)
S48	2	66.04	1	6.91	4	142.22	3	10	215.17
S49					5	70.75	2	7	70.75
S50					5	40.36	2	7	40.36
S51					3	19.39	2	5	19.39
S52					3	89.00	2	5	89.00
S53					1	163.50	2	3	163.50
S54					2	30.30	2	4	30.30
S55					2	143.18	4	6	143.18
S56					3	89.28	2	5	89.28
S57			1	19.83	2	19.71	1	4	39.54
S58							3	3	
S59					3	11.00		3	11.00
S60					1	2.00	1	2	2.00
S61							1	1	
S62							2	2	
S63							1	1	
H1					1	6.54		1	6.54
H2							1	1	
H3					1	6.78		1	6.78
H4							1	1	
H5									
H6							1	1	
H7~10									
H11							1	1	
H12					1	10.26	3	4	10.26
H13							1	1	
H14	1	35.29					1	2	35.29
H15							1		
H16									
H17							△ 1		
H18									
H19									
H20									
H21									
H22									
H23									
計	3	101.33	2	26.74	37	844.27	39	81	972.34

(4) 公有化の状況

(平成24年3月31日現在)

場 所	年 度	面 積 (m ²)	施 設
高清水高原(鏡野町上斎原)	昭 和 48	266,800	氷ノ山後山那岐山国定公園
両山寺(美咲町)	〃 49	9,216	両山寺郷土自然保護地域
鬼ノ城(総社市)	〃 50	216,628	吉備史跡県立自然公園
安仁神社(岡山市東区西大寺一宮)	〃 51	40,717	安仁神社郷土自然保護地域
矢喰の岩前(岡山市北区高塚)	〃 55	3,759	(内153.19m ² を平成5年度に譲渡) 郷土記念物矢喰の岩
備中国分寺前(総社市)	〃	1,377	吉備路風土記の丘県立自然公園
矢喰の岩前(岡山市北区高塚)	〃 57	1,079.79	郷土記念物矢喰の岩
備中国分寺前(総社市)	〃 57	51	吉備路風土記の丘県立自然公園
〃	〃 59	3,278	〃
吉備路北駐車場(総社市)	〃 62	2,209	吉備路風土記の丘県立自然公園
吉備路南駐車場(総社市)	〃	3,050	〃
備中国分寺前(総社市)	〃 63	781	〃
〃	平 成 4	1,177	〃
〃	〃	748.91	〃
〃	〃 5	676	〃
矢喰の岩前(岡山市北区高塚)	〃	178.44	郷土記念物矢喰の岩
毛無山(新庄村)	〃	1,910,534	ブナ林等天然林の保護
備中国分寺前(総社市)	〃 6	2,184.86	吉備路風土記の丘県立自然公園
〃	〃	1,175.17	〃
毛無山(新庄村)	〃 7	32,794	ブナ林等天然林の保護
備中国分寺前(総社市)	〃 10	695	吉備路風土記の丘県立自然公園
〃	〃 10	902	〃
毛無山(新庄村)	〃 14	701,123	ブナ林等天然林の保護
吉備路北駐車場(総社市)	〃 16	791	吉備路風土記の丘県立自然公園

(5) 「岡山県版レッドデータブック 2009」選定種のカテゴリー別集計表

カテゴリー 分類群	絶 滅	野 生 絶 滅	絶滅危惧 Ⅰ類	絶滅危惧 Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足	留 意	計
哺乳類	3		7	5	2	4		21
鳥 類			16	22	18	23	9	88
爬虫類				4		2		6
両生類			4	3	4		3	14
汽水・淡水魚類			7	14	14	5	3	43
昆虫類	6		17	20	49	32	48	172
昆虫類以外の 無脊椎動物	14		28	37	88	91	44	302
維管束植物	9	3	137	151	189	19	48	556
コケ植物	2		15	6	9	2	14	48
計	34	3	231	262	373	178	169	1,250

絶 滅:すでに絶滅したと考えられる種。

野 生 絶 滅:飼育栽培下でのみ存続している種。

絶滅危惧Ⅰ類:絶滅の危機に瀕している種。もしも、現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、その存続が困難になるもの。

絶滅危惧Ⅱ類:絶滅の危険が増大している種。もしも、現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。

準絶滅危惧:存続基盤が脆弱な種。現在のところ、「絶滅危惧Ⅰ類」にも「絶滅危惧Ⅱ類」にも該当しないが、生息・生育条件の変化によって容易に上位のランクに移行するような要素(脆弱性)を有するもの。

情 報 不 足:評価するだけの情報が不足している種。

留 意:絶滅のおそれはないが、岡山県として記録しておく必要があると考えられる種。

注)種:動物では、種及び亜種、植物では種、亜種及び変種を示す。

(6)自然公園の許可申請、届出件数一覧表

自然公園の種類		保護計画及び事務権限		年 度						
				17	18	19	20	21	22	23
国立公園	瀬戸内海	特別地域	環境大臣	6	5	6	5	4	11	4
			知事	32	36	33	29	25	29	28
		普通地域	環境大臣	1	3	0	0	0	0	0
			知事	8	5	4	6	7	1	1
	大山隠岐	特別地域	環境大臣	0	2	2	5	2	3	3
			知事	6	15	6	10	5	6	6
		普通地域	環境大臣	0	0	0	0	0	0	0
			知事	0	0	0	0	0	0	0
	小計		53	66	51	55	43	50	42	
公園 国定	氷ノ山後山那岐山	特別地域	知事	12	10	24	22	17	28	21
		普通地域	〃	0	0	0	0	0	0	0
		小計		12	10	24	22	17	28	21
県立 自然公園	高梁川上流	特別地域	知事	13	19	15	8	15	21	8
		普通地域	〃	4	1	7	7	3	4	5
	吉備史跡	特別地域	知事(市長)	0	4(0)	2(0)	2(0)	1(0)	1(0)	3(0)
		普通地域	〃	6	0(3)	0(1)	0(1)	0(2)	1(3)	0(0)
	湯原奥津	特別地域	知事	18	25	29	32	21	18	20
		普通地域	〃	6	2	4	3	1	1	5
	吉備路風土記の丘	特別地域	知事(市長)	5	2(0)	4(0)	2(0)	5(0)	11(0)	7(0)
		普通地域	〃	3	2(1)	3(0)	1(0)	5(1)	4(1)	1(1)
	備作山地	特別地域	知事	1	0	1	0	2	4	0
		普通地域	〃	1	1	2	0	1	3	1
	吉備清流	特別地域	知事(市長)	1	3	0	0(2)	2(2)	0(1)	0(0)
		普通地域	〃	0	2	0	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)
	吉井川中流	特別地域	知事	2	2	2	3	1	3(0)	3(0)
		普通地域	〃	5	0	4	2	2	0(1)	0(0)
	小計		65	63	73	60	60	71	53	
合 計				130	139	148	137	120	149	116

※ 平成18年4月より、岡山市(政令市)及び倉敷市(中核市)に県立自然公園に係る許可及び届出事務を移譲している。
(件数())は政令市、中核市処理分で外数)

(7) 中国自然歩道岡山県ルートの興味地点

① 既存ルート

市町村名	延長(km)	通過興味地点	近傍興味地点
井原市 (旧芳井町)	13	上嶋地区(石灰岩台地の特徴)、高原荘(農村型リゾート)	天神峽
高梁市 (旧川上町)	14	高山市、磐窟谷(石灰岩景観)、弥高山(キャンプ場、360°の展望)	穴門山神社(社叢)、大賀押被、吉備川上ふれあい漫画美術館
高梁市 (旧備中町)	15	銅搬出路、新成羽川ダム、天神山(標高777mからの360°の展望)	笠神文学岩展望公園
高梁市 (旧成羽町)	22	吹屋ふるさと村、吹屋銅山跡、ベンガラ館、広兼邸、羽山溪(石灰岩溪流)	高梁市成羽美術館、夫婦岩
高梁市	57	新城池保全林、愛宕山、臥牛山(天然林、自然研究路、展望)、備中松山城、石火矢町ふるさと村(武家屋敷館)、木野山(木野山神社)、祇園山(祇園寺)	
高梁市 (旧有漢町)	13	大平山(大平山権現山県自然環境保全地域、標高697mからの展望)	権現山(599m)、長代池、備中鐘乳穴
吉備中央町 (旧賀陽町)	3	大平山(天福寺郷土自然保護地域)	
吉備中央町 (旧加茂川町)	20	総社宮(郷土記念物、加茂大祭)、円城ふるさと村(円城寺、道の駅)、吉備高原の風景	岩倉公園、小森温泉、化気神社、本宮山
岡山市 (旧建部町)	18	志呂神社、三樹山(郷土自然保護地域)、竹内流古武道発祥の地、旭川湖	八幡温泉郷、旭川第一ダム
美咲町 (旧中央町)	12	両山寺(郷土自然保護地域)、二上山(あまのじゃくの重岩)、棚田風景	滝谷池と滝谷の滝
久米南町	14	誕生寺(法然上人誕生地、イチョウ、本堂)、誕生寺池(江戸時代築造)	仏教寺、清水寺
美咲町 (旧柵原町)	12	本山寺(本堂、三重塔)、本山寺国有林(学術参考保護林)、本経寺、月の輪古墳	月の輪郷土館、柵原鉦山跡、飯岡の断層
赤磐市 (旧吉井町)	8	血洗の滝、宗形神社、是里ぶどう生産地、ワイン記念館	諏訪神社、城山公園
和気町 (旧佐伯町)	4	田園風景(棚田)	
美作市 (旧英田町)	17	大芦高原、長福寺(三重塔)、真木山(郷土自然保護地域)	天石門別神社(溪流)
備前市 (旧吉永町)	12	八塔寺ふるさと村、滝谷神社(社叢)、兵庫県「近畿自然歩道」との接続地点	八塔寺山(行者山)
美作市 (旧作東町)	26	白水の滝(男滝、女滝)、蓮花寺(庭園)、杉坂峠(史跡)、長城寺、大聖寺	
美作市 (旧大原町)	12	宮本武蔵生誕地、武蔵資料館、因幡街道(本陣、脇本陣)	竹山城跡
美作市 (旧東粟倉村)	16	道仙寺、行者山護摩堂、後山キャンプ場、駒の尾山	後山(行者山) 日名倉山(遊歩道)
西粟倉村	12	ダルガ峰、大茅キャンプ場、若杉溪谷、若杉原生林(自然研究路)、後山若杉登山歩道	ストーンサークル、あわくら温泉
11市町村	320		

② 追加ルート

市町村名	延長(km)	通過興味地点	近傍興味地点
高梁市	3	高梁美しい森	
吉備中央町	11		
総社市	50	豪溪、天柱山、井風呂谷川砂防公園、秋葉山、井山宝福寺、十二ヶ郷用水、ヒゴ池湿地、砂川公園、鬼城山ビジターセンター、鬼ノ城、岩屋、鬼の釜、血吸川、備中国分尼寺跡、備中国分寺、吉備路もてなしの館、サンロード吉備路、作山古墳、やよい広場、三輪山遺跡群、軽部神社、福山城跡	矢喰神社、雪舟誕生地、岩屋皇の墓、こうもり塚古墳、角力取山古墳、幸山城跡
岡山市	28	最上稲荷奥之院、最上稲荷、龍王山、備中高松城跡、葦守神社、近水園、足守の町並み、吉備津彦神社、吉備の中山、茶臼山古墳、吉備津神社、造山古墳	高松城跡附水攻築堤跡、古代吉備文化財センター、黒住教本部
倉敷市	48	鯉喰神社、安養寺、倉敷美観地区、大原美術館、いりふねの道、藤戸寺、熊野神社、五流尊龍院、由加山、由加神社、蓮台寺、さくら園地、ふれあいの森、野崎家旧宅、風の道、祇園神社、むかし下津井回船問屋、鷺羽山、鷺羽山ビジターセンター	楯築遺跡、倉敷少年自然の家
5市町	140		

(8) 中国自然歩道の整備概要

整備施設	整備内容	整備量
歩道改良	幅員1.5m、一部敷砂利、階段、標識一式	延長 27.4km
標識工(既存ルート)	指導標、案内板、解説板、注意標識	延長 292.6km
路傍休憩地	休憩舎、便所等(1日行程(15km~20km)に1か所)	25か所
標識工(変更ルート)	指導標、案内板、解説板	延長 140km

(9) 狩猟免許者の推移

(単位:件)

区分 年度	試験(初心者)					更新(経験者)					合計				
	網猟	わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計	網猟	わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計	網猟	わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計
昭55		22	238	114	374		0	55	6	61		22	293	120	435
60		25	118	54	197		225	7,464	332	8,021		250	7,582	386	8,218
平成		25	74	29	128		32	211	60	303		57	285	89	431
15		144	61	5	210		980	3,138	43	4,161		1,124	3,199	48	4,371
16		172	69	10	251		239	232	21	492		411	301	31	743
17		122	48	8	178		342	272	18	632		464	320	26	810
18		140	67	4	211		1,078	2,711	34	3,823		1,218	2,778	38	4,034
19	2	104	77	9	192	30	294	246	13	583	32	398	323	22	775
20	0	92	55	2	149	33	351	273	12	669	33	443	328	14	818
21	5	181	46	8	240	65	1,085	2,256	28	3,434	70	1,266	2,302	36	3,674
22	1	153	37	9	200	18	313	259	17	607	19	466	296	26	807
23	2	315	67	2	386	29	364	278	8	679	31	679	345	10	1,065

(注) 1 50年度は狩猟者講習会受講者数である。

2 平成19年度から「網・わな猟免許」が「網猟免許」と「わな猟免許」に区分された。

(10) 狩猟者登録数の推移

(単位:件)

区分 年度	県内者					県外者					合計				
	網猟	わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計	網猟	わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計	網猟	わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計
55		247	10,161	580	10,988		1	301	1	303		248	10,462	581	11,291
60		217	7,045	340	7,602		2	176	0	178		219	7,221	340	7,780
平成		190	5,623	273	6,086		0	186	1	187		190	5,809	274	6,273
15		1,429	3,325	320	5,074		10	116	7	133		1,439	3,441	327	5,207
16		1,483	3,153	99	4,735		10	107	1	118		1,493	3,260	100	4,853
17		1,481	3,037	87	4,605		11	89	1	101		1,492	3,126	88	4,706
18		1,510	2,956	84	4,550		10	97	1	108		1,520	3,053	85	4,658
19	15	1,521	2,820	86	4,442	0	13	87	4	104	15	1,534	2,907	90	4,546
20	13	1,530	2,693	82	4,318	0	7	85	4	96	13	1,537	2,778	86	4,414
21	20	1,615	2,567	83	4,285	0	9	95	2	106	20	1,624	2,662	85	4,391
22	19	1,678	2,366	92	4,155	0	9	89	4	102	19	1,687	2,455	96	4,257
23	19	1,836	2,250	87	4,192	0	10	80	6	96	19	1,846	2,330	93	4,288

(11)鳥獣による農林水産業被害状況

全県の被害額

(単位:千円)

年次	鳥類					獣類					合計
	カラス類	スズメ類	カワウ	その他	計	イノシシ	ニホンザル	ニホンジカ	その他	計	
平元	99,459	58,308	—	117,004	274,771	69,118	18,092	—	117,110	204,320	479,091
5	75,386	47,655	—	56,685	179,726	170,250	15,575	35,477	82,850	304,152	483,878
17	32,127	12,869	66,514	34,860	146,370	178,910	29,792	34,912	37,914	281,528	427,898
18	49,211	12,746	54,240	31,686	147,883	168,862	18,687	45,870	41,753	275,172	423,055
19	41,458	12,608	57,010	82,681	193,757	158,378	22,415	33,200	36,432	250,425	444,182
比率	(9%)	(3%)	(13%)	(19%)	(44%)	(36%)	(5%)	(7%)	(8%)	(56%)	(100%)
20	36,772	10,717	66,650	29,590	143,729	139,736	26,495	39,192	28,251	233,674	377,403
比率	(10%)	(3%)	(17%)	(8%)	(38%)	(37%)	(7%)	(10%)	(8%)	(62%)	(100%)
21	22,740	9,074	66,239	28,565	126,618	148,498	26,296	52,698	26,585	254,077	380,695
比率	(6%)	(2%)	(17%)	(8%)	(33%)	(39%)	(7%)	(14%)	(7%)	(67%)	(100%)
22	36,852	5,221	58,947	35,534	136,554	177,989	35,870	83,614	32,645	330,118	466,672
比率	(8%)	(1%)	(13%)	(8%)	(29%)	(38%)	(8%)	(18%)	(7%)	(71%)	(100%)
23	27,527	3,890	52,069	42,858	126,344	156,958	32,735	106,580	27,495	323,768	450,112
比率	(6%)	(1%)	(12%)	(10%)	(28%)	(35%)	(7%)	(24%)	(6%)	(72%)	(100%)

(12)鳥獣捕獲数(狩猟及び有害鳥獣捕獲)

年度	鳥類					獣類					合計
	カラス類	スズメ類	カワウ	その他	計	イノシシ	ニホンザル	ニホンジカ	その他	計	
平5	7,339	27,205	90	38,233	72,867	2,584	84	222	10,100	12,990	85,857
16	4,185	14,395	553	22,562	41,695	15,707	129	1,455	6,191	23,482	65,177
17	4,583	15,132	412	14,972	35,099	13,383	65	1,729	5,590	20,767	55,866
18	4,979	7,240	832	13,636	26,687	11,362	80	2,062	5,491	18,995	45,682
19	4,709	11,089	1,409	16,536	33,743	10,320	96	3,305	5,070	18,791	52,534
20	3,920	4,917	876	15,891	25,604	12,779	123	3,408	4,160	20,470	46,074
21	3,135	7,519	618	13,834	25,106	12,975	102	3,312	7,600	23,989	49,095
22	2,884	7,106	416	13,636	24,042	20,617	159	4,556	6,081	31,413	55,455
23	2,491	6,837	533	9,530	19,391	15,312	139	5,383	3,803	24,637	44,028

(13)みどりの少年隊結成状況

局	単位	隊名	所在	隊員数
備前	地域	玉原緑化少年団	玉野市玉原	9
	地域	宗堂みどりの少年隊	岡山市瀬戸町宗堂	13
	地域	吉備中央町FOS少年団連盟みどりの少年隊	吉備中央町吉川	31
東備	学校	三国みどりの少年隊	備前市吉永町加賀美	6
	地域	フジみどりの少年隊	和気郡和気町矢田	18
	地域	いんべ緑の少年隊	備前市伊部	26
	学校	びぜん緑の少年隊	備前市伊部	23
備中	学校	琴浦東小学校みどりの少年隊	倉敷市児島田の口	13
	学校	真備町菌みどりの少年隊	倉敷市真備町市場	60
	学校	池田小学校みどりの少年隊	総社市見延	13
井笠	学校	真鍋島みどりの少年隊	笠岡市真鍋島	11
	学校	浜っ子みどりの少年隊	笠岡市大島中	13
	学校	里庄東小学校みどりの少年隊	浅口郡里庄町里見	132
	学校	里庄西小学校みどりの少年隊	浅口郡里庄町新庄	66
高梁	学校	平川みどりの少年隊	高梁市備中町平川	9
	学校	川上小学校みどりの少年隊	高梁市川上町地頭	48
	地域	こせみどりの少年隊	高梁市巨瀬町	50
新見	学校	神郷北小学校みどりの少年隊	新見市神郷釜村	18
	学校	萬歳みどりの少年隊	新見市哲多町矢戸	47
	学校	哲西っ子みどりの少年団	新見市哲西町矢田	11
	学校	本郷小学校みどりの少年隊	新見市哲多町本郷	10
美作	学校	喬松緑の少年団	津山市坪井上	17
	地域	阿波杉の子会	津山市阿波	13
	地域	草加部みどりの少年隊	津山市草加部	36
	地域	羽出みどりの少年隊	苫田郡鏡野町井坂	12
	地域	香北みどりの少年団	苫田郡鏡野町真経	6
	地域	富みどりの少年隊	苫田郡鏡野町富西谷	13
	学校	上斎原小学校みどりの少年隊	苫田郡上斎原町上斎原	23
	学校	上斎原葉っぱの会	苫田郡上斎原町上斎原	20
	学校	柵原東緑の少年団	久米郡美咲町行信	47
	学校	柵原西緑の少年隊	久米郡美咲町小瀬	87
	地域	大埴和みどりの少年隊	久米郡美咲町境	10
学校	誕生寺みどりの少年隊	久米郡久米南町里方	38	
真庭	学校	別所みどりの少年隊	真庭市別所	9
	地域	まにわ緑の少年隊	真庭市久世	24
	学校	かしむら緑の少年隊	真庭市檜西	27
勝英	学校	勝田東FOS少年団緑の少年隊	美作市大町	25
	学校	西粟倉村少年山岳パトロール隊	英田郡西粟倉村長尾	16
	地域	吉野川緑の少年隊	美作市栄町	100
計		39		1,150

岡山県緑の少年隊連絡協議会加入隊数
(平成24年3月現在)

10 参加と協働による快適な環境の保全関係

(1)岡山県景観条例に基づく届出等件数

ア 大規模行為届出件数

行為名	63年度 ~13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計
建築物	4,855	237	215	187	351	251	197	59	35	47	46	6,480
工作物	4,324	237	273	306	280	933	636	139	235	381	217	7,961
物件	12	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	16
土石	95	4	2	3	2	0	2	1	2	4	0	115
計	9,286	480	490	497	633	1,184	835	199	273	432	263	14,572

イ 景観モデル地区届出件数

表-1 高梁景観モデル地区届出件数

行為名	元年度 ~13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計
建築物	182	13	7	4	5	3	7	4	4	5	1	235
工作物	2	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	6
木竹伐採	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広告表示	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	185	15	7	6	5	3	8	4	5	5	1	244

表-2 吉備高原都市景観モデル地区届出件数

行為名	5年度 ~13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計
建築物	261	13	12	1	7	12	4	13	9	9	15	356
工作物	28	1	0	0	1	0	1	0	1	1	6	39
木竹伐採	10	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	12
広告表示	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	8	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	11
計	307	14	12	1	8	12	5	13	11	11	24	418

表-3 渋川・王子が岳景観モデル地区届出件数

行為名	6年度 ~13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計
建築物	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
工作物	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
木竹伐採	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広告表示	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3

ウ 背景保全地区事前指導申出件数

地区名	4年度 ~13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計
吹屋	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
閑谷	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	1	4
計	1	0	0	0	1	0	0	0	2	0	1	5

環境関係年表

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
昭和9年 (1934)	3	瀬戸内海国立公園が、全国初の国立公園3公園の1つとして指定される。	
昭和18年 (1943)	9	三菱重工業株が水島で航空機製造工場の操業を開始。	
昭和23年 (1948)	3	岡山県史跡名勝天然記念物保存顕彰条例を制定。	
	7		農薬取締法を制定。
昭和25年 (1950)	6	国が児島湾縮切堤防建設事業に着手。	
	7	県が岡山市南部(岡南地区)の工業地帯整備に着手。	
昭和26年 (1951)	2	県営旭川ダムの建設に着手。 児島湾縮切堤防建設工事に着手。	
	3	岡山県企業誘致条例を制定。	
昭和27年 (1952)	9	県が水島地域の国有地を買収。水島港の整備と、臨海工業地帯整備に着手。	
	12		熊本県で水俣病第1号患者が発生。
昭和29年 (1954)	5	県営旭川ダムが完工。	
	8	県下初の飛行機による空中農薬散布が藤戸町(現倉敷市)と勝央町で行われる。	
	9	倉敷市の三吉鉱山で我が国初のウラン鉱床が発見される。	
昭和30年 (1955)	11	人形峠でウラン鉱床の露頭が発見される。	
昭和31年 (1956)	11	日本興油(株)が水島港整備後の最初の企業として水島に立地。以後、石油精製、電力、鉄鋼、石油化学等の重化学工業の工場が多数立地する。	
昭和32年 (1957)	6		自然公園法を制定。
	8	上齋原村(現鏡野町)に原子燃料公社(後の動力炉・核燃料開発事業団現日本原子力研究開発機構)人形峠出張所が開設される。	
昭和33年 (1958)	2	倉敷市玉島で油臭のするアサリがとれる。	
	4		下水道法を制定。
	12		公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律を制定。
昭和34年 (1959)	2	児島湾淡水湖化縮切工事完工。	
昭和35年 (1960)	7	岡山県公害対策調査会を設置。	
昭和36年 (1961)	3		三重県四日市市でぜん息患者が多発。
昭和37年 (1962)		備前市でブドウの葉枯れ、倉敷市でい草の先枯れが発生。	
	3	児島湾締め切り堤防が完成し、児島湖が誕生。	
	6		ばい煙の排出の規制等に関する法律(ばい煙規制法)を制定。
	10	岡山空港(現岡南飛行場)が開所。	
	12	県営寄島干拓事業に着手。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
昭和38年 (1963)	3		狩猟法を改正し、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律を制定。
	4		大山隠岐が国立公園に指定される。
	11	県が、岡山市と倉敷市で硫黄酸化物及び降下ばいじん量の測定を開始。	
昭和39年 (1964)	1	岡山県南地区が新産業都市に指定される。	
昭和40年 (1965)	2	倉敷市が窒素酸化物の測定を開始。 笠岡市・井原市・芳井町を、備後地区工業整備特別地域に追加指定。 岡山県公害対策審議会を設置。	
	6	倉敷市呼松地区の住民が水島工業地帯の公害について県と市に抗議。	
		硫黄酸化物の発生源の通報連絡基準と自主規制等を内容とする「水島地区い草等農作物被害防止応急対策」を開始。	
昭和41年 (1966)	3	高梁川上流、吉備史跡を県立自然公園に指定。	
	4	倉敷市に一般環境大気測定局を設置。二酸化硫黄の自動測定が開始される。	
	9	県の木に「アカマツ」が決定。	
	10	岡山県公害防止条例(旧条例)を制定。	
		岡山県企画部に公害課を設置。	
昭和42年 (1967)	8		公害対策基本法を制定。
	9	通産省、県、倉敷市による、水島地区大気汚染防止対策協議会を設置。 岡山県大気汚染防止対策協議会を設置。	
		倉敷市がばい煙規制法の指定地域となる。 県が倉敷市に大気汚染監視テレメータを設置し、常時監視測定を開始。(1970.4、倉敷市公害監視センター設立に伴い廃止) 倉敷市水島地区大気汚染防止対策を公表。	
昭和43年 (1968)	6		大気汚染防止法(硫黄酸化物K値第一次規制)及び騒音規制法を制定。
	10	笠岡湾干拓に着手。	
		硫黄酸化物に係る環境基準設定。	
昭和44年 (1969)	2		氷ノ山後山那岐山が国定公園に指定される。
	4	移動測定車による大気測定開始。	初めての「公害白書」が国会に提出される。
	5		自動車排出ガス規制(一酸化炭素)が実施される。
	9		一酸化炭素に係る環境基準及び水質汚濁に係る環境基準設定。
昭和45年 (1970)	2		湯原奥津地域を県立自然公園に指定。
	5		公害紛争処理法を制定。
	6		田子の浦港のヘドロ公害が問題となる。
	7		

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
昭和45年 (1970)	8	岡山県公害対策本部が発足。 高梁川水系、水島海域が、公共用水域の水質保全に関する法律に基づく指定水域となる。	BHC、DDTの稲作への使用が全面禁止される。
	10	岡山県公害防止条例の旧条例を廃止し、新条例を制定。	
	11	公害紛争処理法に基づき、岡山県公害審査会を設置するとともに、県の公害苦情相談員、公害監視員を設置。	
	12	水島地域公害防止計画を策定。 (計画期間：昭和46年～50年。以後、対象地域の見直しを受けながら、現在の岡山・倉敷地域公害防止計画に至る。)	いわゆる「公害国会」で、公害対策基本法、大気汚染防止法、騒音規制法等の大幅な改正及び水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律等の制定など、公害関係法律多数が制定及び改正される。
昭和46年 (1971)	2	旭川・吉井川水系、児島湾水域が、公共用水域の水質保全に関する法律に基づく指定水域となる。	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)を採択。
	4	岡山県環境部を設置。 岡山県公害研究所が開所。	
	5		騒音に係る環境基準設定。
	6		悪臭防止法を制定。
	7		環境庁が発足。 第1回瀬戸内海環境保全知事・市長会議が神戸市で開催される。
	9	岡山県公害防止条例を改正。	
	10	県が、備前市のブドウ葉枯れの原因はフッ素系ガスの疑いと発表。	
	11	倉敷地区・備前地区農作物被害対策協議会が発足。 川崎製鉄(株)、水島共同火力(株)が、県、倉敷市と公害防止協定を締結。以後、県内の主要企業と協定を締結。	
	12	岡山県環境部に公害苦情処理局を設置。 大気汚染防止法に基づくばいじん排出基準(上乘せ)条例、水質汚濁防止法に基づく排出基準(上乘せ)条例、自然保護条例を制定。	水質汚濁に係る環境基準及び水域類型を設定。
	昭和47年 (1972)	1	吉備路風土記の丘を県立自然公園に指定。
3		山陽新幹線、新大阪ー岡山間が開通。(1975.3、全線開通)	
5		水島地域大気汚染夏期特別対策実施要綱を制定。 県内10市の都市公害対策協議会が発足。 備前市内の耐火煉瓦工場で排煙脱弗装置の稼働が始まる。 県酪農試験場に家畜ふん尿処理実験装置が完成。	環境庁が初の環境白書を公表。
6		水質汚濁防止法に基づく県の上乗せ排水基準条例が全面施行。	公害被害者の救済を図るため、大気汚染防止法が改正され、無過失損害賠償責任制度が導入される。 自然環境保全法を制定。 ストックホルムで「国連人間環境会議」開催。 「人間環境宣言」を採択。
7		三菱石油(株)に県下初の排煙脱硫装置が設置される。	
8		瀬戸内海に大量の赤潮が発生。	
12		岡山県自然保護基本計画を策定。	国連環境計画(UNEP)設立。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
昭和48年 (1973)	2	笠岡湾干拓の東堤防が締め切られる。 寄島干拓の潮止め工事が完成。	
	3	全国に先がけ、開発行為を許可制とする岡山県県土保全条例を制定。 岡山県立自然公園条例を制定。	
	4	備後地域公害対策協議会を設置。	
	5	松食い虫の被害が拡大し、県に駆除推進本部を設置。	二酸化窒素、光化学オキシダントに係る環境基準設定。二酸化硫黄に係る環境基準改定。
	6	岡山県水銀汚染対策推進本部を設置。 水島の4工場が県漁連等の要求を受け、水銀使用部門の操業を停止。(26日に操業停止。交渉妥結により28日から操業再開。)	工場排水による水銀汚染魚騒ぎが起こる。
	7	岡山県公有水面埋立協議会が発足。	
	8	岡山県公害防止センターを設置。	
	10	岡山県公害防止センターに大気汚染監視テレメータ中央局を設置し、常時監視を開始。(環境47局、発生源8工場)	瀬戸内海環境保全臨時措置法、公害健康被害補償法を制定。
	11	塩滝(落合町)と大平山権現山(有漢町)が県自然環境保全地域に、竜の口(岡山市)が県環境緑地保護地域に、大滝山(備前市)ほか4か所が県郷土自然保護地域に、曹源寺の松並木(岡山市)ほか3か所が県郷土記念物に指定される。	
	12	全国に先がけ、行政指導による水島地域の硫酸化物及び窒素酸化物の総量規制を実施。	航空機騒音に係る環境基準を設定。
昭和49年 (1974)	1	県が、児島湖流域下水道計画を発表。 岡山県農業試験場がい草の先枯れは硫酸化物が原因と発表。	
	5	備前海域、玉野・児島・笠岡・牛窓の各海域、倉敷川、笹ヶ瀬川等の中小重要河川が公共用水域の水質保全に関する法律に基づく指定水域となる。	
	6	岡山県警察本部が瀬戸内海汚濁事犯取締本部を設置。	大気汚染防止法が改正され、硫酸化物に係る総量規制制度を導入。
	9	笠岡・福山両市区域の大気汚染防止について、岡山県と広島県が覚書を交換。 岡山県公害防止条例施行規則を一部改正。	総水銀、アルキル水銀の水質環境基準強化。
	10	(財)岡山県環境保全事業団を設立。中国自動車道、美作一落合間が開通。(1978.10、県内全線開通)	
	11	倉敷市水島地区が硫酸化物に係る総量規制地域に指定される。 水島の企業の硫酸化物による県南一帯のい草先枯れ被害の補償問題が解決。(1万3000戸を対象に総額10億3000万円を支払う)	
	12	三菱石油水島製油所で、大量の重油流出事故が発生。流出量は4万4000klに上り、瀬戸内海東半分に広がった。 備後地域公害防止計画を策定。(現在に至る。)	
昭和50年 (1975)	2	岡山県大気汚染緊急対策実施要綱を施行。県が緑化総合計画を作成。	P C Bに係る水質環境基準を設定。
	4	県・沿線市町・国鉄で、新幹線騒音問題連絡会議を設立。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
昭和50年 (1975)	7	岡山県立森林公園が開園。	新幹線鉄道騒音に係る環境基準を設定。新幹線鉄道振動対策指針値が示される。
	8	香川県直島町にある三菱金属直島製錬所の越境公害問題で、岡山・香川両県、玉野市、直島町の4者が環境保全確認書に調印。	
	10		環境庁が瀬戸内海富栄養化の調査に着手。
	12	公害病地域として、水島・児島地区の一部、玉島乙島、玉野市日比・向日比・渋川、備前市の片上湾周辺が指定される。 水島以外の倉敷市が硫酸化物総量規制地域に指定される。	
昭和51年 (1976)	1	県が、瀬戸内海の富栄養化対策のため、1日50 t以上産業廃水を排出する175工場に窒素、りんを削減を要請。 第1回目の岡山県公害健康被害認定審査会を開催。	
	2	岡山・備前地域公害防止計画を策定。(昭和60年度、地域見直しにより岡山地域公害防止計画となる。)	
	3	笠岡湾干拓の干陸開始式が行われ、排水が始まる。	
	4	岡山県公害防止センターと衛生研究所を統合し、岡山県環境保健センターを設置。 三菱化成工業(株)(現三菱化学(株))に県下初の排煙脱硝装置が設置される。	
	6		振動規制法を制定。
	12	岡山県産業廃棄物処理基本計画を策定。	
昭和52年 (1977)	1		社団法人瀬戸内海環境保全協会が設立。
	2	県が、県中部を横断する中国自然歩道の県内ルート案を発表。	
	3	県が、石油コンビナート等防災計画を定める。	
	4	山陽新幹線沿線地域に新幹線鉄道騒音に係る環境基準をあてはめ。	
	5	岡山県、広島県等が、福山・笠岡地域硫酸化物排出許容総量等の設定に合意。 岡山県環境保全事業団が産業廃棄物処分場(水島)の建設に着手。 成羽町(現高梁市)吹屋の町並みが重要伝統的建造物群保存地区に選定される。	
	6	倉敷市に係る硫酸化物総量削減計画を策定。	
	8		国連砂漠化防止会議開催。砂漠化防止行動計画を採択。
	9	備前市に係る硫酸化物総量削減計画を策定。	
	昭和53年 (1978)	1	瀬戸大橋に係る環境影響評価書(案)に関する知事意見書を本四公団総裁に回答。
5			瀬戸内海の環境保全に関する基本計画を策定。
6			瀬戸内海環境保全臨時措置法を瀬戸内海環境保全特別措置法に改正し、恒久法化。
7			二酸化窒素に係る環境基準を改定。
8		吉備高原都市、前期事業実施計画がまとまる。	
9		瀬戸大橋の環境保全協定が岡山・香川両県の関係6自治体と本州四国連絡橋公団の間で締結される。 岡山県、香川県が、玉野市、直島町の硫酸化物排出総量の設定等に合意。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
昭和53年 (1978)	10	瀬戸大橋着工。	
	11	県は、新岡山空港基本計画調査結果に基づき、岡山市日応寺地区を新岡山空港候補地に決定。	
	12	環境保全に関する環境影響評価指導要綱を制定。	
昭和54年 (1979)	3	国の天然記念物に鯉が窪湿性植物群落(旧哲西町)が指定される。	
	5	水島に岡山県環境保全事業団の産業廃棄物処分場が完成。	
	7	県、上齋原村(現鏡野町)、動力炉・核燃料開発事業団(現日本原子力研究開発機構)との間で、人形峠事業所周辺環境保全等に関する協定書を締結。 岡山県環境保健センターに環境放射線監視テレメータシステムが完成し、動燃人形峠事業所周辺の環境放射線の監視を開始。	
	9	動燃人形峠事業所で、ウラン濃縮試験工場が運転を開始。	
	10		滋賀県で琵琶湖富栄養化防止条例を制定し、合成洗剤を追放。
	11	岡山県郷土文化財団を設立。	
	12	備作山地地域を県立自然公園に指定。	
	昭和55年 (1980)	2	岡山県合成洗剤対策推進要綱を制定し、石けん等の使用を普及させるために必要な事項を定める。
3		COD総量削減計画(第1次)を策定。	
5		りん及びその化合物に係る削減指導方針(第1期)を策定。	幹線道路の沿道の整備に関する法律を制定。
昭和56年 (1981)	2	岡山県、広島県等が、福山・笠岡地域窒素酸化物排出許容総量等の設定に合意。	
	3	岡山県自然海浜保全地区条例を制定。	
	4	岡山県環境部と衛生部を統合し、環境保健部を設置。 岡山県自然保護推進員設置要綱を制定。	
	5	吉備高原都市の建設に着手。 邑久町(現瀬戸内市)大平山に「野鳥の森」が完成。 県が、第2次総合緑化計画を策定。 倉敷地域窒素酸化物総量削減計画を策定し、行政指導による総量規制を実施。	
	6		窒素酸化物に係る総量規制制度を導入。
	7	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、瀬戸内海の環境の保全に関する県計画を公表。	
	11	本州四国連絡橋公団が岡山県等の要請を受け、景観上の配慮から瀬戸大橋の鷺羽山地区をオープンカットではなくトンネル方式に変更。	
	昭和57年 (1982)	3	西脇、宝伝、銚島、北木島楠及び北木島西の浦を自然海浜保全地区に指定。
5			ばいじん排出規制を強化。
6		児島湖流域下水道浄化センターの建設工事に着手。	
7		県が、空き缶散乱防止対策会議を設立。	
12			湖沼の窒素及びりんに係る環境基準を設定。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
昭和58年 (1983)	1	中国自然歩道の県内ルートが完成。	
	3	旭川中流地域を吉備清流県立自然公園に指定。 沙美東及び前泊海岸を自然海浜保全地区に指定。	
	5		浄化槽法を制定。
	9	新岡山空港の本体造成工事に着手。	
	11	倉敷市の公害病認定患者等が、水島コンビナート大手企業8社を相手取り、大気汚染物質の排出差し止めと損害賠償を求め、岡山地裁に提訴(倉敷公害訴訟第1次訴訟)。	
昭和59年 (1984)	3	産業排水及び生活排水について窒素、りんの出抑制を図るため、岡山県公共用水域の富栄養化防止対策推進要綱を制定。 岡山県暴騒音規制条例を制定。 唐琴の浦を自然海浜保全地区に指定。	
	7		湖沼水質保全特別措置法を制定。 トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針設定。
	8	使用済み乾電池の効果的な回収を行うため、県と乾電池の卸・小売業界等による岡山県乾電池等対策協議会を設立。	環境影響評価実施要綱を制定。
昭和60年 (1985)	1	環境庁の名水百選に塩釜冷泉(八束村・現真庭市)と雄町の冷泉(岡山市)が選ばれる。	
	3	名水百選に岩井(上齋原村・現鏡野町)が追加選定される。	オゾン層 ^(*) の保護に関するウィーン条約 ^(**) を採択。
	4	騒音に係る環境基準のあてはめを開始。	
	5	岡山県環境保健センターの大気汚染監視テレメータシステムを更新し、大気汚染監視体制を強化。	水質汚濁防止法施行令が一部改正され、窒素、りんが規制される。
	6	県下の緑の少年隊の連携を深めるため、岡山県緑の少年隊連絡協議会を設立。	
	7	岡山県鷺羽山ビジターセンターが完成。	
	8	県が、町並み保存地区整備事業を開始。	
	12	勝山町(現真庭市)勝山地区を町並み保存地区に指定。 児島湖が湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定される。	
	昭和61年 (1986)	2	岡山・備前地域公害防止計画の地域を見直し、岡山地域公害防止計画を策定。
3		第2次岡山県産業廃棄物処理計画を策定。	
4		騒音規制法、振動規制法、悪臭規制法に基づく、それぞれの規制地域及び規制基準を設定。	
5		県土利用の基本的指針となる、国土利用計画(岡山県計画)を策定。 りん及びその化合物に係る削減指導方針(第2期)を策定。	
6		児島湖浄化対策本部を設置。	
7		人形峠アトムサイエンス館が開館。	
8		岡山県児島湖浄化対策推進協議会が発足。	
11		倉敷市下津井地区を町並み保存地区に指定。	
昭和62年 (1987)	1	渋川海岸(玉野市)が白砂青松百選に選定される。	
	2	県が「児島湖に係る湖沼水質保全計画」(第1期)を策定。	
	3	化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量規制基準を設定。	
	5	岡山城跡と岡山後楽園が国の史跡に指定される。 COD総量削減計画(第2次)を策定。	
	6		絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡等の規制に関する法律を制定。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
昭和62年 (1987)	8	児島湖浄化対策推進協議会が「児島湖浄化推進月間」を実施。 高梁市の「美観地区道路」が日本の道百選に選定される。	
	9		オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書 ^(※) を採択。
	10	大原町(現美作市)古町地区を町並み保存地区に指定。	
	12	瀬戸内海の環境の保全に関する県計画の一部を変更。	
昭和63年 (1988)	3	新岡山空港が開港。旧空港は岡南飛行場に改称。 岡山県景観条例を制定。	
	4	瀬戸大橋が開通。瀬戸大橋鉄道騒音が社会問題化。	
	5		特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律を制定。
	8	上齋原村(現鏡野町)中津河捨石堆積場で自然界レベルより高い放射線量を検出し、動燃に恒久対策を講じさせる。	
平成元年 (1989)	2	県が、ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要領を策定。	
	3	岡山県鳥獣生息分布調査報告書を作成。 水島地域公害防止計画と岡山地域公害防止計画を統合し、岡山・倉敷地域公害防止計画を策定、現在に至る。	水質汚濁防止法施行令を一部改正し、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを有害物質に指定。
	4		四塩化炭素の排出に係る暫定対策指導指針等を設定。
	6	児島湖の水質浄化活動への支援や水質浄化に関する調査研究を行う(財)児島湖流域水質保全基金を設立。	石綿を特定粉じんとして規制する大気汚染防止法を一部改正。
	9		「地球環境保全に関する東京会議」開催。
	10	津山市城東地区を町並み保存地区に指定。	
	11	県は、景観に配慮した公共事業を行う上での指針となる「公共事業等景観形成基準」を策定。 美星町(現井原市)が全国に先がけて、「美しい星空を守る美星町光害防止条例」を制定。	
	12	瀬戸内海景観研究会が県知事に対し「瀬戸内海における景観の保全、形成を図るための共通の指針について(提言)」を提出。	
平成2年 (1990)	1	高梁地区を岡山県景観条例に基づく景観モデル地区に指定。	
	3	笠岡湾干拓が完成。 岡山空港周辺地域に航空機騒音に係る環境基準をあてはめ。	
	5	県が、酸性雨の実態調査を県下10か所で開始。	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針を設定。
	6		モントリオール議定書第2回締結国会合でフロン等の全廃を決定。生活排水対策を推進するため、水質汚濁防止法を一部改正。
	7	邑久町(現瀬戸内市)の産業廃棄物処分場で自然界レベルより高い放射線量を検出。	
	8	岡山市足守地区を町並み保存地区に指定。	
	10		地球環境保全関係閣僚会議で、地球温暖化防止行動計画を決定。

年	月	岡山県の動き	国・全国の動き
平成3年 (1991)	2	建設省、県、関係市町村等で構成する岡山三川水質汚濁防止連絡協議会を設立。 県内の産業廃棄物処理業者が産業廃棄物の適正な処理等を推進するため、岡山県産業廃棄物協会を設立。	
	3	児島湖の総合的な環境保全を目的とした児島湖環境保全条例を制定。 吉井川中流域を県立自然公園に指定。 COD総量削減計画(第3次)を策定。	
	4		再生資源の利用の促進に関する法律を制定。
	5	建部町(現岡山市)で「全国野鳥保護のつどい」を開催。 りん及びその化合物に係る削減指導方針(第3期)を策定。	
	7	児島湖環境保全審議会が発足。(平成6年7月に環境審議会に合併)	水質汚濁防止法施行令を一部改正し、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンに係る特定施設を追加。
	8		土壌の汚染に係る環境基準を設定。
	10		廃棄物処理法の一部改正。
	11	岡山県自然保護センターを佐伯町(現和気町)に開設。 県が環境影響評価項目に地球環境保全対策を追加。 児島湖流域の環境保全に関する基本方針を策定。	
	平成4年 (1992)	1	公用車としては初の電気自動車を岡山県環境保健センターに配置。
3		県が、児島湖に係る湖沼水質保全計画(第2期)を策定。	
5		県域レベルで地球環境保全に貢献することを目的とした「県における地球環境問題への取組方針」を策定。	気候変動枠組み条約を採択。
6		岡山後楽園、成羽町吹屋地区、旧閑谷学校の背後地などを県景観条例に基づく背景保全地区に指定。 瀬戸内海の環境の保全に関する県計画の一部を変更。	「地球環境開発会議」(地球サミット)を開催。 生物多様性条約、アジェンダ21 ⁽⁸⁾ 等を採用。 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律を制定。 自動車NOx法を制定。
12		県が「地球環境保全に配慮した県事業等の指針」を策定。	
平成5年 (1993)	3	県議会が、環境に配慮した行動を通じて人と他の生物との共存共栄を図ることを目的とする「環境宣言」を決議。 窒素含有量及び燐含有量に係る汚濁負荷量規制基準を設定。	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目を追加。
	6		悪臭防止法施行令を一部改正し、10物質を追加。 水質汚濁防止法施行令を一部改正し、海域の窒素及びりんの排水基準を設定。
	7	生活排水対策に重点を置いた清流保全対策を行うため、湯原ダム・旭川ダムの流域及び新成羽川ダムの流域にそれぞれ水質浄化対策推進協議会を設立。 吉備高原都市の前期事業が完成。	
	11	矢掛町矢掛地区を町並み保存地区に指定。	環境基本法を制定。
	12		水質汚濁防止法施行令を一部改正し、13項目の有害物質を追加。 生物の多様性に関する条約発効。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
平成6年 (1994)	3	玉野市と倉敷市にまたがる渋川・王子が岳地区を県景観条例に基づく景観モデル地区に指定。 倉敷公害訴訟第1次訴訟の一審判決。工場排煙による因果関係を認め、企業8社に約1億9千万円の支払いを命じる。(控訴) 県が、自然保護のため毛無山(新庄村)周辺に広がるブナ林約191haを買収。 県が、「地球にやさしい地域づくり指針」を策定。	
	4	岡山県環境保健部を環境部門と保健部門に分離し、環境部門を地域振興部に移す。	
	6		第1回「環境の日」のキャンペーンが開催される。
	7		瀬戸内海の環境保全に関する基本計画の一部を変更。
	8	新庄村新庄地区を町並み保存地区に指定。	
	9		廃棄物処理法等を一部改正し、有害物質を追加。
	12		環境基本計画を閣議決定。
平成7年 (1995)	3	第3次岡山県産業廃棄物処理計画を策定。 公募により「県民の鳥」をホトトギスからキジに変更。	
	4	岡山県建設副産物対策基本計画(おかやまりサイクルプラン21)を策定。	悪臭防止法施行令を一部改正し、臭気指数規制を導入。
	6		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(容器包装リサイクル法)を制定。
	7	県が景観モニター制度を導入。92人の景観モニターを委嘱。	
	8	行政機関と家電販売店などによる、岡山県フロン回収等推進会議を発足。	
	9	倉敷市玉島地区を町並み保存地区に指定。	
	10		地球環境保全に関する関係閣僚会議で、生物多様性国家戦略を決定。
	12		在来鉄道の騒音対策指針を設定。
平成8年 (1996)	2	中国四国農政局が、児島湖ヘドロしゅんせつ工事を開始。	
	3	岡山県自然保護基本計画(第2次)を策定。 岡山県緑の環境づくり計画を策定。	
	4	岡山県地域振興部に環境保全局を設置。 「廃冷蔵庫等からのフロン回収マニュアル」を作成。	
	5		大気汚染防止法を一部改正し、有害大気汚染物質対策推進の規定を整備。
	6		水質汚濁防止法の一部改正。

年	月	岡山県の動き	国・全国の動き
平成8年 (1996)		「日本の音風景百選」に「諏訪洞・備中川のせせらぎと水車」(北房町・現真庭市)と「新庄宿の小川」(新庄村)が選定される。	
	7	「日本の渚・百選」に渋川海岸(玉野市)と沙美海岸(倉敷市)が選定される。 COD総量削減計画(第4次)を策定。 窒素及びその化合物並びにりん及びその化合物に係る削減指導方針(第4期)を策定。	
	8	児島湖に流入する笹ヶ瀬川、倉敷川、妹尾川の河口付近で「淡水赤潮」が異常発生。	
	10	岡山県環境基本条例を制定。	
	12	倉敷公害訴訟が、被告企業8社の和解金13億9千200万円の支払いにより13年ぶりに和解成立。	
平成9年 (1997)	2	岡山県分別収集促進計画を策定。	ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準を設定。
	3	岡山県清流保全総合指針(おかやま清流ガイドライン)を策定。 児島湖水辺環境整備基本計画を策定。 児島湖に係る湖沼水質保全計画(第3期)を策定。	地下水の水質汚濁に係る環境基準を設定。
	4	岡山県環境基本条例を施行。	容器包装リサイクル法本格施行。 瀬戸内海の全窒素及び全りんに係る環境基準の水域類型指定(播磨灘北西部、水島港区水島地先海域、備讃瀬戸(イ)(ロ)(ハ))。
	6		環境影響評価法を制定。 廃棄物処理法の一部改正公布。
	8		ダイオキシン類の規制のため廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法の省令等改正。
	9	瀬戸内海の環境の保全に関する県計画の一部を変更。	ダイオキシン類の大気環境指針値の設定。
	12		地球温暖化防止京都会議(COP3)が開催され、「京都議定書」を採択。
		2	岡山県フロン回収・処理推進協議会を設置。
平成10年 (1998)	3	岡山県環境基本計画(エコビジョン2010)を策定。 平成9年版岡山県環境白書を作成(以後、毎年作成)。 瀬戸内海の全窒素及び全りんに係る環境基準の水域類型指定(児島湾、児島湾沖、牛窓地先海域)。 岡山県ごみ処理広域化計画を策定。 「日本の水浴場55選」に渋川海水浴場が選定される。	
	4	岡山県地域振興部を再編整備し、生活環境部を設置。	
	6		特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)を制定。
	9		騒音に係る環境基準を改正。
	11	グリーンオフィス推進プログラム(GOP)を策定。	
	12		ダイオキシン暫定排出基準の施行。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
平成11年 (1999)	2		人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質に係る環境基準項目に硝酸性窒素及び亜硝酸窒素、ほう素、ふっ素の3項目を追加。
	3	岡山県環境影響評価等に関する条例を制定。 岡山県フロン回収・処理マニュアルを策定。 騒音に係る新環境基準の類型指定を見直し。	
	4	グリーンオフィス推進プログラムを出先機関を含め全面実施。 騒音に係る新環境基準の類型指定を施行。	騒音に係る新環境基準を施行。 地球温暖化対策の推進に関する法律(*)を全面施行。
	6	岡山県環境影響評価等に関する条例を施行。	環境影響評価法を施行。
	7	リサイクル推進店制度を創設。 第2期岡山県分別収集促進計画を策定。	
	9	岡山県アイドリングストップ指針を策定。	
	12	岡山県フロン回収実施店表示制度を発足。	原子力災害対策特別措置法を制定。
平成12年 (2000)	1		ダイオキシン類対策特別措置法を施行。 尼崎公害訴訟判決。
	3	第4次岡山県産業廃棄物処理計画を策定。 岡山エコ・ドライブ2010を公募(H13年3月末まで)。 ツキノワグマ保護管理計画(平成12~14年度)を策定。	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTTR法)を部分施行。
	4		自動車騒音の要請限度を定める省令(改正)を施行。 容器包装リサイクル法を完全実施。
	6		廃棄物処理法を一部改正。 食品循環資源の再利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)を制定。 浄化槽法を一部改正(単独処理浄化槽の原則禁止)。 循環型社会形成推進基本法を制定。
	8	岡山県環境マネジメントシステムに係る環境方針及び環境目的・目標を設定しシステムの運用を開始。	
	9	第12回「星空の街・あおぞらの街」全国大会を美星町(現井原市)で開催。	
平成13年 (2001)	1		循環型社会形成推進基本法を全面施行。 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)を部分施行。
	2	県本庁舎の事務事業を対象とする岡山県環境マネジメントシステムについて、ISO14001を取得。	
	3	岡山県自然保護基本計画(第3次)を策定。 岡山県みどりの総合基本計画(グリーンプラン2010)を策定。 臭気指数規制を行う地域(赤坂町の一部のほか2町)を県内で初めて指定。(H13年10月施行) 平成13年選定「日本の水浴場88選」に渋川海水浴場が選定される。 グリーンオフィス推進プログラム(GOP)を地球温暖化防止実行計画として全面改正。(第2期計画)	土壌の汚染に係る環境基準項目にふっ素及びほう素の2項目を追加。
	4		家電リサイクル法を全面施行。 ジクロロメタンによる大気汚染に係る環境基準を設定。 資源の有効な利用の促進に関する法律を全面施行。 グリーン購入法全面施行。
	5		食品リサイクル法を全面施行。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
平成13年 (2001)	6		自動車NOx法を改正した自動車NOx・PM法を制定。 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特措法)を制定。
	7		水質汚濁防止法施行令を一部改正し、ほう素、ふっ素、アンモニア等の3項目を有害物質に追加し、石炭を原料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設を特定施設に追加。
	12		特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)を部分施行。
平成14年 (2002)	2	「児島湖総合水質改善対策専門家検討会」報告。	
	3	児島湖に係る湖沼水質保全計画(第4期)を策定。 岡山県フロン回収・処理推進協議会を廃止し、岡山県フロン回収・処理推進連絡会議を設置(H14年4月施行) 岡山県におけるタンチョウ将来構想を策定。 岡山県地球温暖化防止行動計画を策定。 岡山県廃棄物処理計画を策定。	新地球温暖化対策推進大綱決定。 毛無地域1,174haを大山隠岐国立公園に編入。 地球環境保全に関する関係閣僚会議で新・生物多様性国家戦略を決定。
	4	岡山県快適な環境の確保に関する条例を施行。 岡山県環境への負荷の低減に関する条例を施行(環境負荷低減条例)。 岡山県循環型社会形成推進条例を施行。	PRTR法を本格施行。 フロン回収破壊法を本格施行。
	5	岡山県地球温暖化防止活動推進センターを指定。	土壤汚染対策法成立。 建設リサイクル法を全面施行。
	6		地球温暖化対策の推進に関する法律を一部改正。 京都議定書締結。
	7	水質総量削減計画(第5次)策定。 瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画を改定。 第3期岡山県分別収集促進計画を策定。	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく底質環境基準を設定。 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律を改正し、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を制定。 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)を制定。
	8	岡山県地球温暖化防止活動推進員を委嘱。 「エコパートナーシップおかやま」設立。	
	9	アースキーパーメンバースhip制度を創設。	持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグ・サミット)を開催。実施計画、持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言等を採択。
	10	環境負荷低減条例中、ベンゼン規制、アイドリング・ストップ、廃食用油排出禁止を施行。 第5次水質総量規制基準を施行。 岡山県再生品の使用の促進に関する指針を施行。	フロン回収破壊法を全面施行。
	11	「おかやまの自然百選」を選定。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
平成15年 (2003)	2		土壤汚染対策法を施行。
	3	岡山県環境基本計画（エコビジョン2010）を改訂。 ツキノワグマ保護管理計画（平成15～18年度）を策定。 ニホンジカ保護管理計画（平成15～18年度）を策定。 県が毛無山（新庄村）のブナ林約70haを追加買収。 岡山県版レッドデータブック発刊。 岡山県エコ製品の認定を開始。 ごみゼロガイドライン（汚泥編）を策定。	
	4	岡山県産業廃棄物処理税 ^(※) 条例を施行。 岡山県グリーン調達ガイドラインを策定。	自然公園法を一部改正。
	6		廃棄物処理法を一部改正。 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）を制定。
	7	岡山県立自然公園条例を一部改正。	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律を制定。
	8		銚島・坊子島（玉野市）及び住吉島（備前市）を瀬戸内海国立公園に編入。
	9		アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びニッケル化合物について有害大気汚染物質に係る指針値を設定。
	10	「環境おかやま大賞」を創設。	
	11		水生生物の保全に係る水質環境基準を設定。 全垂鉛を環境基準に追加。
	12	岡山県希少野生動植物保護条例を制定。	
平成16年 (2004)	2	岡山エコ事業所認定制度を創設。	
	3	ごみゼロガイドライン（鉱さい編）を策定。 岡山県循環資源総合情報支援センターとして（財）岡山県環境保全事業団を指定。 岡山エコタウンプランを策定。	
	4		廃棄物処理法を一部改正。
	5	「瀬戸内海国立公園指定70周年記念のつどい」を開催。	大気汚染防止法を一部改正（揮発性有機化合物規制の導入）。
	6		景観法を制定。 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律を制定。 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）を制定。
10	景観保全のため県が総社市上林の吉備路風土記の丘北駐車場用地を買収。		
平成17年 (2005)	1		自動車リサイクル法を全面施行。
	2		京都議定書発効。
	3	ごみゼロガイドライン（ばいじん・燃え殻編）を策定。	
	4	環境負荷低減条例中、ディーゼル自動車粒子状物質削減規定を施行。	京都議定書目標達成計画決定。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
平成17年 (2005)	5		浄化槽法を一部改正。 廃棄物処理法を一部改正。
	7	第4期岡山県分別収集促進計画を策定。	
	10	産業廃棄物処理業者の評価制度を導入・実施。	国内7か所に地方環境事務所が設置。
	12		大気汚染防止法を一部改正。 (アスベスト関係規制強化)
平成18年 (2006)	1	岡山県アスベスト対策協議会を設立。	
	2		廃棄物処理法を一部改正。 大気汚染防止法等アスベスト関係法令を一部改正。
	3	イノシシ保護管理計画(平成18年度)を策定。 グリーンオフィス推進プログラム(GOP)を全面改正(第3期計画)。	石綿による健康被害の救済に関する法律施行。
	5	「快水浴場百選」に渋川海水浴場が選定される。	
	6		容器包装リサイクル法を一部改正。 フロン回収・破壊法を一部改正。 鳥獣保護法を一部改正。
平成19年 (2007)	3	第10次鳥獣保護事業計画を策定。 第3期ツキノワグマ保護管理計画を策定。 第2期ニホンジカ保護管理計画を策定。 第2期イノシシ保護管理計画を策定。 岡山県省エネルギービジョンを策定。 児島湖に係る湖沼水質保全計画(第5期)を策定。 児島湖の長期ビジョンを策定。 新岡山県ごみ処理広域化計画を策定。 第2次岡山県廃棄物処理計画を策定。	エコツーリズム推進法を制定。
	6	水質総量削減計画(第6次)を策定。 同水質総量規制基準を設定。	
	7	第5期岡山県分別収集促進計画を策定。	
	8	不法投棄防止ネットワークおかやまを設立。	
	9	景観計画の策定。 景観条例の改正。	
	11		第3次生物多様性国家戦略を閣議決定。
	12		鳥獣被害防止特措法の制定。
	平成20年 (2008)	2	新岡山県環境基本計画(エコビジョン2020)を策定。 ごみゼロガイドライン(廃プラスチック編)を策定。
3		岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定。 高梁川中流(1)の環境基準に係る類型指定を変更。	
4		唐琴の浦自然海浜保全地区の区域を変更。 岡山県中北部大気汚染緊急時対策実施要領を施行。	
5		瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画を改定。	
6		環境省の「平成の名水百選」に夏日の極上水(新見市)が選ばれる。	生物多様性基本法を制定。
7			北海道洞爺湖サミット開催。
12		環境負荷低減条例を一部改正。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
平成21年 (2009)	3	化学的酸素要求量、窒素要求量及びりん含有量に係る汚濁負荷量規制基準の改正。 児島湾締切堤防完成50周年記念事業実施。	水質汚濁に係る環境基準項目に1,4-ジオキサン、地下水の水質汚濁に係る環境基準項目に塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン及び1,4-ジオキサンの3項目を追加。
	4	岡山県独自の新岡山県環境マネジメントシステムの運用を開始。	土壌汚染対策法を一部改正。
	6		自然公園法及び自然環境保全法を一部改正。
	9		国連気候変動サミット開催(ニューヨーク)。 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準を設定。
	12		第15回気候変動枠組条約締約国会議(COP15)開催(コペンハーゲン)。
平成22年 (2010)	3	岡山県版レッドデータブック2009発刊。	生物多様性国家戦略2010を閣議決定。
	4	本庁組織再編に伴い、環境文化部を設置。	
	5		廃棄物処理法を一部改正。 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法を一部改正。
	6	岡山県統一ノーレジ袋デーの創設。	
	8	第6期岡山県分別収集促進計画を策定。	
	10	岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を改定。	生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)開催(名古屋)。
	11	環境負荷低減条例に基づく、一定規模以上の事業者による温室効果ガス排出削減計画の公表開始。	
12		地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(生物多様性地域連携促進法)を制定。 (H23.10.1施行)	
平成23年 (2011)	3	環境負荷低減条例を一部改正。 岡山県自然保護条例及び岡山県自然公園条例を一部改正。 岡山県自然保護基本計画(第4次)を策定。 おかやま新エネルギービジョンを策定。	
	4		環境影響評価法を一部改正。
	6		水質汚濁防止法を一部改正。
	10	岡山県地球温暖化防止行動計画(区域施策編)を策定。	
	11	岡山県地球温暖化防止行動計画(事務事業編)(第4期グリーンオフィス推進プログラム)を策定。	
平成24年 (2012)	2	水質総量削減計画(第7次)を策定。 第3次岡山県廃棄物処理計画を策定。	
	3	児島湖に係る湖沼水質保全計画(第6期)を策定。 環境負荷低減条例を一部改正。 第11次鳥獣保護事業計画を策定。 第4期ツキノワグマ保護管理計画を策定。 第3期ニホンジカ保護管理計画を策定。 第3期イノシシ保護管理計画を策定。	
	7		再生可能エネルギー固定価格買取制度開始。

環境用語の解説

あ～	ISO14001	ISO(国際標準化機構、International Organization for Standardization)の 環境マネジメントシステム(→) 規格。Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検・評価)、Act(改善)といった一連のPDCAサイクルを回すことによって継続的な環境改善を図る。
	愛鳥週間	5月10日から16日の1週間。この時期がちょうど野鳥の繁殖期に当たるため、この週間行事を通じて愛鳥の精神を普及しようとするもの。
	アイドリング・ストップ	駐停車中にエンジンを止めること。自動車は停止しているときでも排出ガスを出すため、 大気汚染(→) 、 騒音(→) 及び 地球温暖化(→) を防止する観点から、岡山県環境への負荷の低減に関する条例で規制する等対策を推進している。
	アオコ	湖沼等の表層でプランクトンが増殖し水面が着色する現象を水の華と呼ぶが、中でも藍藻類によって青い粉をふいたように見えるものがアオコ(青粉)である。また、渦鞭毛藻や黄緑藻によって水面が赤褐色ないし黄褐色になるものを淡水赤潮と呼び、海の 赤潮(→) と基本的に同じ現象である。アオコは通常春から秋にかけて見られ、アオコを形成する藍藻類の中には毒素を作るものも確認されている。
	青潮	りん、窒素などを含む栄養塩類によって海水が 富栄養化(→) し、プランクトンが大量発生することがある。このプランクトンの大量発生により底層に貧酸素水塊ができ、それが風などによって岸近くの水の表面に移動し、青色ないし白濁色を呈する現象を青潮という。青潮の発生により、アサリなどが死滅することがある。→ 赤潮
	赤潮	海域における 富栄養化(→) 現象のひとつで、海中のプランクトンの異常増殖により、海面が赤色や赤褐色に変わる現象。夏期に発生しやすく、魚介類のえらをつまらせたり酸欠状態にさせるため、漁業被害につながる。→ 青潮
	悪臭	嫌悪感のあるいやな臭いのことで、主として不快感などの感覚的影響が中心であり、生活環境に影響を及ぼす。典型7公害の一つとされ、悪臭防止法に基づき規制が行われている。→ 公害
	アスエコ	県民が誰でも気軽に利用できる環境学習センターとして、公益財団法人岡山県環境保全事業団が岡山市北区下石井に設置している施設の愛称。平成19年6月に開所した。
	アースキーパーメンバーシップ制度	地球温暖化防止のための様々な環境負荷低減活動について、県民・事業者が自らの取組目標を定め、実行する会員を募集、登録して、地球温暖化防止活動の普及を図ることを目的に、平成14年9月に岡山県が創設した制度。
	アスベスト	石綿(イシワタまたはセキメン)ともいわれ、天然に産する鉱物繊維。耐熱性、耐薬品性、絶縁性等の諸特性に優れているため、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品等多くの用途で使用されてきた。しかし、平成17年7月以降大手企業から健康被害についての公表がなされ、住民の健康への不安が高まったことから、吹付けアスベストやアスベスト含有保温材・断熱材等の除去について規制が強化されるとともに、平成18年9月から原則全面使用禁止となった。
	アダプト	県民・企業・各種団体等が道路や河川などの公共施設を養子(英語で adopt)とみなし、定期的に清掃や緑化活動を行う活動。
い～	ESD	持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development)の頭文字を取った略称。「わが国における「ESDの10年」実施計画」では、ESDを「一人ひとりが、世界の人々と将来世代、また環境との関係性の中で生きていくことを認識し、行動を変革するための教育」と定義している。
	硫酸化物(SOx)	石油や石炭など硫黄分を含んだ燃料や原料が燃えることにより発生する二酸化硫黄(SO ₂)、三酸化硫黄(SO ₃)、硫酸ミストなどの総称。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、ぜんそくなどを引き起こす。また、酸性雨の原因物質となる。このため、環境基本法に基づき環境基準が定められている。また、大気汚染防止法では排出基準を定め、さらに総量規制も実施している。

い～	一酸化炭素	炭素を含む燃料が不完全燃焼することにより発生し、主な排出源は自動車である。血液中のヘモグロビンと結合する性質が強く、酸素を運搬する機能を阻害するため、頭痛、耳鳴り、吐き気等を引き起こす。濃度が高いと生命が危険となる。
	一般廃棄物	家庭から排出される廃棄物など、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
う～	ウィーン条約	1985年3月、オーストリアのウィーンにおいて採択された条約で、正式には「オゾン層保護のためのウィーン条約」という。国際的に協調してオゾン層(→)やオゾン層を破壊する物質について研究を進めること、各国が適切と考える対策を行うこと等を定めている。→ モントリオール議定書
	ウォームビズ	暖房時のオフィスの室温を20℃以下にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。
え～	HFC(エイチエフシー)	ハイドロフルオロカーボンの略称。代表的な代替フロン(→)であり、冷媒、発泡剤、洗浄剤、噴射剤などとして使用されている。水素、ふっ素及び炭素からなる物質で、塩素を含まないためオゾン層(→)を破壊することはないが、強い温室効果ガス(→)であるため 京都議定書(→) による排出削減対象物質となっている。→ 地球温暖化、温室効果ガス、CFC、HCFC
	HCFC(エイチシーエフシー)	ハイドロクロロフルオロカーボンの略称。水素、塩素、ふっ素及び炭素からなる物質で、冷媒、発泡剤、洗浄剤、噴射剤などとして広く使用されている。 CFC(→) ほど強力ではないがオゾン層破壊物質であるため、先進国では、 モントリオール議定書(→) に基づき2019年末までに新たな生産等を全廃することが定められている。また、強い 温室効果ガス(→) でもある。→ オゾン層、地球温暖化、HFC
	エコアクション21	ISO14001規格をベースとして環境省が策定した、中小事業者、学校などでも取り組みやすい環境マネジメントシステム。
	エコドライブ	環境に配慮した自動車運転。具体的には、やさしい発進を心掛けたり、無駄なアイドリングをやめたりして、燃料の節約に努める運転で、地球温暖化に影響を与える二酸化炭素の排出量を減らすだけでなく、大気汚染の原因となる窒素酸化物や粒子状物質の減少にもつながる。
	エコマーク	消費者が環境に配慮した商品を選択するときの基準とするため、環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。財団法人環境協会の審査し、認定された商品にマークをつけることが許される。→ 環境ラベル、グリーン購入
	NPO	Non Profit Organization。日本語では、非営利組織と訳される。ここで非営利とは、対価を得ないという意味ではなく利益を分配しないという意味である。組織は、国または都道府県知事の認証を得て法人格を取得することができる。
	LED	Light Emitting Diode。発光ダイオード。電圧を加えた際に発光する半導体素子で、電気エネルギーを直接光エネルギーに変換するため、エネルギー効率が高く長寿命という特長がある。
お～	岡山県エコ製品	県内で現に製造・販売されている使用を促進すべき再生品であって、岡山県の定める認定基準を満たした製品。平成13年12月に制定した岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、認定制度を創設し、平成14年10月から募集を開始した。→ 岡山県循環型社会形成推進条例
	岡山エコタウンプラン	「岡山県循環型社会形成推進条例」の実行行動計画となる基本構想であり、先進的な環境と経済が調和したまちづくりを推進するためのプラン。具体的には、水島地域で育成された新技術により、産業廃棄物である建設木くずから高品位炭を製造する環境ビジネスを基軸として、「環境と調和したまちづくり」を推進するもの。全国で20番目のエコタウンプランとして、平成16年3月、経済産業省、環境省の承認を受けた。
	岡山県快適な環境の確保に関する条例	落書き、空き缶等の投棄、自動車等の放置及び光害を防止することにより、美観や清潔さを保持し、きれいで快適な環境を実現することを目的に制定された条例。平成14年4月1日から施行された。

お～	岡山県環境影響評価等に関する条例	環境影響評価(→)及び環境管理が適切かつ円滑に行われるための手続等を定めた条例。平成11年3月19日に公布され、同年6月12日から全面施行された。
	岡山県環境基本計画	岡山県の環境の保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、 岡山県環境基本条例(→) 第10条に基づき知事が定める計画。計画は、平成10年3月に策定、平成15年3月に改訂された。平成19年度には、社会情勢の変化を踏まえ、前計画を全面的に見直した新岡山県環境基本計画が策定され、2020年までの長期的な目標と施策の大綱を示している。
	岡山県環境基本条例	県の環境の保全に関する基本的な事項を定めた条例。平成8年10月1日に制定され、平成9年4月1日から施行された。条例では、環境保全に関する基本理念を提示するとともに、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにし、施策の基本となる事項等を定めている。→ 岡山県環境基本計画、岡山県環境白書
	岡山県環境審議会	環境基本法に基づいて設置された審議会で、学識経験者及び関係行政機関職員40人以内で構成される。審議会では、県の環境の保全に関して基本的事項を調査審議することとなっている。
	岡山県環境白書	岡山県環境基本条例(→) 第8条に基づき、岡山県の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等を明らかにするため、知事が毎年作成し公表するもの。
	岡山県環境への負荷の低減に関する条例	岡山県公害防止条例を全面的に見直し、公害の防止のための規制の措置だけでなく、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減に関し必要な事項を定めた条例。平成13年12月21日に公布され、平成14年4月1日から施行された。
	岡山県環境保全事業団	岡山県内において環境保全のための各種事業を展開し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として昭和49年に設立された公益財団法人。産業廃棄物最終処分場の設置・運営、各種調査分析、地球温暖化防止活動、コンサルティング事業などを行っている。
	岡山県再生品の使用促進に関する指針	平成13年12月に制定した岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、再生品の使用を促進するため、使用を促進する再生品を明らかにするとともに、県、事業者、県民の取組み事項を定めたもの。平成14年10月15日から施行。
	岡山県産業廃棄物処理税	本県では、産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進、最終処分量の減量化を図るため、平成15年4月1日から産業廃棄物処理税を導入している。納税義務者は、最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者(又は中間処理業者)。課税標準・税率は、最終処分場への搬入量1トンにつき1,000円。税収は、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」、「意識の改革」に要する経費に充当。平成24年3月31日現在、岡山県を含め、27道府県・1政令市が産業廃棄物税を導入済み。
	岡山県循環型社会形成推進条例	廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会の形成を目的に制定された条例。平成13年12月21日に制定され、一部の規定を除き、平成14年4月1日から施行された。条例では、循環型社会の形成のために、県として重点的に取り組む施策を提示している。
	岡山県新エネルギービジョン	新エネルギーの普及拡大を地球温暖化防止だけでなく産業振興や地域活性化に結びつけるため県民、市町村、民間企業等の多様な主体の協働による取組を加速することを目的に、全国に先駆け、平成23年3月に策定した計画。
	岡山県地球温暖化防止行動計画	県内の温室効果ガスの排出量削減目標や、各主体の排出抑制活動への施策など、県としての地球温暖化対策の全体像を明らかにした計画。 当初、平成14年に策定したが、計画目標年次の到来を受けて、平成23年10月に、平成32年度までを計画期間とした新たな計画を策定。 なお、県自身の事務事業に関する削減計画として、行動計画事務事業編を別途策定している。

お～	岡山県統一ノーレジ袋デー	家庭ごみを減らす取組のひとつとして、また、県民一人ひとりが自らの生活を環境にやさしいエコ・ライフスタイルへと見直すきっかけとするため、岡山県では、平成12年からマイバッグ運動を推進してきた。 より一層レジ袋の削減に取り組むため、平成22年6月から、毎月10日を「岡山県統一ノーレジ袋デー」と定めて、事業者と消費者、環境団体等、行政(県・市町村)が協働して買い物の際に「レジ袋を受け取らないようにする運動」を展開している。
	岡山県廃棄物処理計画	循環型社会への転換を目指し、県内の廃棄物をめぐる情勢の変化、諸問題に適切に対処するため、今後の廃棄物・リサイクル施策に関する県行政の基本的方向を定めるものである。行政はもとより、事業者、処理業者などの関係者の指針とするため、県では平成14年3月に第1次の計画を策定したのち、平成19年3月に第2次計画を策定し、平成24年2月に第3次計画(目標年度は平成27年度)を策定している。
	おかやま森づくり県民税	森林の保全を目的とした岡山県独自の環境税制として、平成16年2月、高知県に次いで全国2番目に導入した。個人は年額500円、法人は資本などの規模に応じて年額1,000円～4万円を県民税(均等割)に加算して納める仕組みとなっている。
	オゾン層	成層圏に存在するオゾン(O ₃)の層。オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し地球上の生物を守っている。フロン、ハロン、トリクロロエタン、四塩化炭素などは、化学的に安定した物質であるため、大気中に放出されてもほとんど分解されずに成層圏に達し、成層圏では太陽からの強い紫外線によって分解されて塩素原子が放出され、これが触媒となってオゾン層を破壊する。オゾン層の破壊によって増加する紫外線は、白内障、皮膚がんの増加、皮膚免疫機能の低下など、人の健康に大きな悪影響を及ぼす。また、植物に対しても成長阻害、葉の色素の形成阻害などの悪影響を及ぼす。→ウィーン条約、モントリオール議定書、地球環境問題、特定フロン
	温室効果ガス	GHG(Greenhouse Gases)と略される。太陽光により加熱された地表面は赤外線の熱放射をするが、大気中には赤外線を吸収する気体があり、地球の温度バランスを保っている。これらの気体を温室効果ガスと呼ぶ。「気候変動枠組条約第3回締約国会議」では、CO ₂ 、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質の排出削減目標が定められた。
	温泉	温泉法による温泉の定義は、温度が25℃以上あること若しくは一定の成分を1種類以上含有していることとなっている。鉱水、水蒸気、ガスも条件を満たせば温泉である。温泉湧出の目的でボーリングを行う場合等は都道府県知事の許可が必要である。
か～	外来生物法	正式名称は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」といい、生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるもの、与えるおそれのある侵略的な外来生物を 特定外来生物(→) として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制するとともに、防除等を行うことで、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止することを目的とし、平成16年6月に制定され、平成17年6月から施行された。
	合併処理浄化槽	生活排水のうちし尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。 水質汚濁(→) の原因として 生活排水(→) の寄与が大きくなっており、下水道の整備等と並んで、合併処理浄化槽の普及が求められている。
	環境影響評価(環境アセスメント)	事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者自らが環境の構成要素ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、その措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること。
	環境学習・環境教育	かつての産業型公害が一定の改善を見たにもかかわらず、都市・生活型公害や 地球環境問題(→) が顕在化してきた原因は、大量消費型となってしまった私たちの生活様式による面も大きい。こうした状況に対応するためには、従来の規制行政に加え、私たち一人ひとりが環境に配慮した生活や行動に心がけることが必要である。そのため、人間と環境との関わりについての学習、すなわち「環境学習・環境教育」の推進が重要となっている。

か～	環境基準	健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められているもの。この基準は、公害防止対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。典型7公害のうち、振動、悪臭及び地盤沈下を除く大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音の4つについて環境基準が定められている。
	環境基本法	環境の保全に関し、国の政策の基本的な方向を示した法律で、平成5年11月に制定された。環境保全の基本理念や国、地方公共団体、事業者、国民の役割、基本的な政策の方向などを示している。→中央環境審議会
	環境月間	環境基本法で6月5日が環境の日とされているが、この日を含む6月中を環境月間とし、国、県、市町村、民間団体などによって各種普及啓発事業が行われている。
	環境税	環境に負荷を与える活動や製品を広く課税対象に捉える税で、CO ₂ 削減を主目的に1990年代初頭からヨーロッパ諸国で導入されており、炭素税(→)のほか排水、肥料、殺虫剤等への課税例がある。→グリーン税制
	環境負荷	人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法(→)や岡山県環境基本条例(→)では、環境への負荷とは「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」としている。
	環境マネジメントシステム	企業等の事業組織が環境法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することであり、(1)環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、(2)これを実行、記録し、(3)その実行状況を点検して、(4)方針等を見直すという一連の手続。
	環境ラベル	消費者がより環境負荷(→)の低い製品やサービスを選択するための指標として制定されているマーク等で、環境配慮という新しい判断基準で製品選択をすることによって、企業活動や社会を資源循環型に変えるという効果が期待される。現在、ISO(国際標準化機構)では、環境ラベルをタイプI、タイプII、およびタイプIIIの3種類に分類して運用ルールなどの規格制定を進めている。代表例としては、エコマーク(→)、国際エネルギースタープログラムなど。→グリーン購入
き～	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)	Intergovernmental Panel on Climate Change。世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)との協力のもと、昭和63(1988)年に設立された機関。CO ₂ 等の温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の科学的、社会・経済的評価を行い、得られた知見を政策決定者をはじめ広く一般に利用してもらうことを目的としている。平成19(2007)年、気候変動に関する知識の増大、普及等への貢献が評価され、元アメリカ副大統領アル・ゴア氏とともにノーベル平和賞を受賞した。
	気候変動枠組条約	正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」といい、大気中の温室効果ガス(→)の濃度を安定させることを究極的な目的とした条約。平成4(1992)年5月9日に採択され、平成6(1994)年3月に発効した。平成9(1997)年12月に京都で第3回締約国会議(COP3)が開催され、温室効果ガスの排出削減目標が定められた。→地球温暖化
	揮発性有機化合物(VOC)	沸点が低いため常温常圧で容易に揮発する有機化合物の総称で、主なものにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンなどがある。揮発性有機化合物は、比重が水より重く、浸透力が強くて難分解性のため、地表に漏れいした場合、土壌や地下水汚染を引き起こしやすい。一方、大気中に排出された場合、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の生成の原因となる。このため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等で規制が行われており、特に大気汚染防止法では、平成18年4月から新たに規制が開始された。→水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、トリクロロエチレン
	京都議定書	地球温暖化防止に関する国際的取組を協議するため、平成9(1997)年12月、日本が議長国として京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」において採択され、削減すべき温室効果ガスの種類(CO ₂ など6種類)、国別の削減数値目標や削減方策等が定められた。

き～	近隣騒音	カラオケなどの営業騒音、拡声機の騒音、家庭のピアノ、クーラーからの音やペットの鳴き声などの生活騒音のこと。行政に寄せられる騒音苦情のうち、工場・事業場からの騒音はその数が減少傾向にあるが、それに対して近隣騒音は増加傾向にある。こうした近隣騒音は、騒音の発生量としては比較的小さく限られた近隣の生活者にだけ影響を与える場合が多いこと、被害感が近隣とのつきあいの程度にも左右されるとともに、一人ひとりが場合によっては加害者にも被害者にもなりうるといった特徴を持っている。→ 公害、騒音
く～	グリーン・イノベーション	環境・エネルギー分野における革新的な技術開発や生活・社会システムの転換及び新産業の創出により、環境と経済が両立した低炭素社会の構築に貢献するもの。
	グリーン購入	環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入すること。平成12年5月に「国等による環境物品等の調達推進に関する法律」(通称：グリーン購入法)が成立し、国の諸機関ではグリーン購入が義務付けられている。県においては、岡山県循環型社会形成推進条例に基づき毎年度「岡山県グリーン調達ガイドライン」を策定し、グリーン購入を行っている。
	グリーン税制	環境政策における経済的手法のひとつとして、環境保全上の効果を持たせる目的で新税の導入や既存税制の修正を行うこと。税(制)のグリーン化ともいう。→ 環境税
	グリーンニューディール	厳密な定義はないが、一般的には、環境分野への投資を通じた景気浮揚策を指すことが多い。我が国においても、平成21(2009)年に地域グリーンニューディール基金が創設され、環境問題を解決するための各種施策が実施されている。
	クリーンネット	台所の流しの排水口に取り付ける目の細かい網状の袋。家庭排水中の固型物を取り除くことができるので、身近な水路や河川、池などの水質保全に役立つ。岡山県では、生活排水対策重点地域を中心に普及を図っている。
	クリーンライフ100構想	汚水処理施設整備率100%を目指し、下水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、市町村が地域の実情を踏まえて策定した計画を取りまとめた本県における下水処理施設の整備に関する総合的な計画。下水道、集落排水、合併処理浄化槽等の下水処理施設の整備は、この構想に従い実施されている。
	クールビズ	冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表。
け～	景観行政団体	景観法に基づき、景観行政を担う主体となる自治体。政令市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は、都道府県知事との協議を経て景観行政団体になる。景観行政団体は、景観計画の策定、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定、景観協定の認可等の独自の景観行政を行うことができる。
	下水処理	家庭や工場・事業場から生じる汚水を排除し、処理した上で河川などへ放流すること。汚水は、沈澱池で細かな土砂や比較的重い浮遊物を分離し、ばっ気槽で微生物の働きによって汚水中の有機物を分解する。処理した後の水は、塩素などで消毒されて放流される。→ 合併処理浄化槽、公共下水道普及率、生活排水
こ～	公害	戦後、我が国は目ざましい高度成長を遂げたが、その一方で昭和30年代中ごろから人の健康に著しい被害を及ぼす公害が各地で発生し、大きな社会問題となった。深刻な状況を受けて昭和42年公害対策基本法が制定され、以降、公害を防止、規制する措置がとられてきた。現在では、工場、事業場などの経済活動を原因とする産業型公害に加え、都市化や生活様式の変化が原因となる都市・生活型公害が大きな問題となっている。なお、 大気汚染(→)、水質汚濁(→)、土壌汚染(→)、騒音(→)、振動(→)、地盤沈下(→)、悪臭(→) が、典型7公害と呼ばれている。
	公害防止管理者	工場における公害防止体制を整備するため、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定工場において公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者、公害防止に関して必要な専門知識及び技能を有する公害防止管理者の選任が義務付けられている。

こ～	公害防止計画	公害が著しい地域や、今後人口や産業の急速な集中が予想されるなど公害が著しくなるおそれのある地域について、公害の防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため策定される計画。県内では「岡山・倉敷地域」と「備後地域」で計画が策定され、公害の防止に関する事業や施策が集中的に実施されている。
	光化学オキシダント	工場や自動車から排出された炭化水素(揮発性有機化合物等)や窒素酸化物が、太陽の強い紫外線的作用を受けて化学反応することにより生成される酸化性物質(オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなど)の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物などへも影響を与える。光化学オキシダントの発生は気温、風速、日射量などの気象条件の影響を大きく受け、日射が強くて気温が高く、風の弱い日の日中に発生しやすい。
	公共下水道普及率	行政区域内人口に対する公共下水道による処理区域人口の割合のこと。→ 合併処理浄化槽、下水処理
	公共用水域	河川、湖沼、港湾、海域などの公共の用に供される水域と、これに接続する水路などのこと。水質汚濁に関する 環境基準(→) は公共用水域を対象としており、水質汚濁防止法に基づき、工場及び事業場から公共用水域に排出される水については排水基準が適用される。
	国際環境協力	開発途上国等では、 熱帯林の減少(→) 、 砂漠化(→) 、 野生生物種の減少(→) など、人口の増大や環境資源の不適切な管理などに起因する環境問題のほか、都市化及び工業化の進展により、かつて我が国が経験したような公害問題に直面している。こうした問題の影響は1国だけにとどまらず、地球環境悪化の大きな要因ともなっている。この解決には、途上国自身の自助努力のほか、先進諸国及び国際機関からの技術的、経済的援助が必要である。岡山県でも、専門家の派遣、研修員の受入れなどを通じて、環境協力を積極的に取り組んでいる。→ 地球環境問題
	国際環境法	環境保護を目的とする国際社会における国家の行動についての法的な規範のこと。多数国間の条約や二国間の協定のほか、慣習法などがこれに含まれる。 オゾン層(→) の保護のための ウィーン条約(→) や 気候変動枠組条約(→) といったものが代表例として挙げられる。
	国連環境計画(UNEP)	1972年に開催された 国連人間環境会議(→) で採択された「人間環境宣言」及び「国連国際行動計画」を実施に移すため設立された機関。既存の国連諸機関が実施している環境に関する活動を総合的に調整管理するとともに、まだ着手していない環境問題に関して国際協力の推進を目的としている。
	国連人間環境会議(ストックホルム会議)	「かけがえのない地球」をキャッチフレーズとして、1972年6月5日から16日までスウェーデンのストックホルムで開催された国際会議。環境問題についての世界で初めての大規模な政府間会合であり、この会議において、「人間環境宣言」を採択するとともに、 国連環境計画(→) の設立をはじめ多くの決議・条約が締結された。
	コージェネレーション	発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行う電熱供給システム。従来の発電システムでのエネルギー利用効率は40%程度で、残りは排熱として失われていたが、コージェネレーションシステムでは最大80%まで高められる。これまでは紙パルプ、石油化学産業などで導入されていたが、最近ではオフィスビルや病院、ホテル、スポーツ施設などでも導入されつつある。→ 新エネルギー
	こどもエコクラブ	幼児(3歳)から高校生が大人のサポーターとともに環境保全について自主的に学び、活動するクラブ。平成22年11月の国の事業仕分けにより、平成23年度から、事業主体が(財)日本環境協会に移行している。
	ごみゼロガイドライン	岡山県循環型社会形成条例の規定に基づき、県内で大量に排出される産業廃棄物を循環資源として指定し、排出抑制の目標、事業者が取り組むべき事項、必要な県の施策等を定めた指針。指定した循環資源の排出事業者は、指針に沿った取組を行うよう努めることとされている。現在、「汚泥」、「鉱さい」、「ばいじん」、「燃え殻」及び「廃プラスチック」についてガイドラインを策定している。

さ～	最終処分場	廃棄物は、資源化又は再生利用される場合を除き、最終的には埋立処分される。産業廃棄物の場合は、埋め立てる産業廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、遮断型処分場、管理型処分場、安定型処分場の三つのタイプに分けられる。
	再生可能エネルギー	エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。
	砂漠化	砂漠化地域は毎年600万haの割合で増加している。原因としては、草地の再生能力を超えた家畜の放牧や、休耕期間の短縮などによる地力の低下、木材の過剰な伐採、不適切なかんがいによる農地の塩分濃度の上昇など、人間活動に起因するものも多い。砂漠化防止のため、1977年の国連砂漠化防止会議において砂漠化防止行動計画が採択され、94年には砂漠化防止条約が採択された。我が国では、砂漠化の実態の観測・監視やメカニズム解明に関する調査研究、植林事業の推進や乾燥地農業の指導などにより、砂漠化対策に貢献している。→国際環境協力、地球環境問題
	産業廃棄物	事業活動に伴って生じたごみのうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など21種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また処理に特別な技術を要するものも多い。
	酸性雨	化石燃料などの燃焼で生じる硫酸化物(→)や窒素酸化物(→)などが大気中に取り込まれて生じる酸性の雨のこと。通常pH5.6以下のものをいう。欧米では、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与え、国境を越えた問題となっている。我が国でも、全国的に年平均値でpH 4レベルの降水が観測されている。我が国では、今のところ生態系への明確な影響は顕在化していないが、影響を受けやすい湖沼や土壌の存在が確認されており、今後も酸性雨が降り続くとすれば将来影響が現れる可能性がある。→地球環境問題
し～	CFC(シーエフシー)	クロロフルオロカーボンの略称。塩素、フッ素及び炭素からなる物質で特定フロン(→)もこれに該当する。冷媒、発泡剤、洗浄剤、噴射剤などとして広く使用されてきた。強いオゾン層破壊物質であるとともに強い温室効果ガス(→)でもある。先進国では、モントリオール議定書(→)に基づき1995年末までに新たな生産等を全廃している。→オゾン層、特定フロン、HCFC、HFC
	CSR	Corporate Social Responsibility。持続可能な社会を構築するため、社会を構成する一員である企業は、経済だけでなく、社会、環境、人権、コンプライアンスなど様々なテーマに積極的に取り組み、責任を果たすべきであるという考え方。
	COD	Chemical Oxygen Demand。化学的酸素要求量。水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多くなると高い数値を示す。湖沼、海域では、植物プランクトンの光合成による酸素の影響等を避けるため、BODではなくCODが用いられる。
	COP	条約における締約国会議(Conference of the Parties)。気候変動枠組条約や生物多様性条約などの会議がある。
	自然環境保全地域	自然環境保全法に基づいて、国が、優れた自然環境を維持している地域を自然環境保全地域として指定する場合と、岡山県自然保護条例に基づき、県が指定する場合がある。県自然環境保全地域は、天然林や野生生物の生息地、湖沼、湿原など優れた自然の地域で10ha以上のもので、現在3地域を指定している。
	自然公園	昭和6年に国立公園法が制定され、我が国を代表する優れた自然の風景地の保護と利用を図るため、瀬戸内海国立公園をはじめとする国立公園が指定された。昭和32年からは自然公園法と名称が変わり、現在では国立公園、国定公園、都道府県立自然公園を総称して自然公園と呼んでいる。
	自然保護推進員	都市化の進展と自然志向が高まるなかで、適正な自然の保護と正しい自然観など、自然保護思想の普及及び美しい郷土の保全を図るため、昭和56年度から設置している。岡山県自然保護条例第39条に基づく。

し～	自然保護センター	県民の自然への理解を深め、自然の保護についての認識を高めるために平成3年に岡山県が和気郡和気町に設置した施設。自然観察会をはじめとする普及啓発、自然保護に関する人材育成、調査研究などの活動を行っている。
	地盤沈下	軟弱な地盤の地域で地下水を過剰に汲み上げることにより、地面が沈下する現象のこと。典型7公害のひとつとされている。地盤沈下の特徴としては、進行が緩慢なこと、一度沈下すると復元が難しいこと、水害・震災など他の災害を助長すること等がある。高度成長期に地下水の需要が増大したことから、大都市、工業都市を中心に地盤沈下が多発した。なお、岡山県内では今までのところ顕著な被害は確認されていない。→公害
	臭気指数	人の嗅覚を用いて、においの程度を判定する指標。具体的には、においのある空気を、無臭の空気でおおいが感じられなくなるまで希釈した場合の希釈倍数(臭気濃度)をもとにした数値。平成7年の悪臭防止法の改正により、規制手法として制度化された。
	種の保存法	正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」といい、国内外の絶滅のおそれのある野生生物を保護するために、平成5年4月に施行された。平成17年3月までに73種の国内希少野生動植物種が定められ、個体の捕獲及び個体等の譲渡し等が禁止されている。→ワシントン条約
	J(ジュール)	仕事量・熱量・エネルギーの単位。1MJ(メガジュール)は100万ジュール、1GJ(ギガジュール)は10億ジュール。1ワットの電気が1秒間に発生する熱量を1ジュール/秒といい、100ワットの電球を点灯する時間を1日1時間短くすると360kJ、1年では約131MJ節約できることになる。例えば、こまめにテレビ(液晶32V型)を消し1日の視聴時間を1時間短くするとともに、エアコンの冷房温度を1℃上げ、暖房温度を1℃下げるとともに運転時間をそれぞれ1時間短縮すると、1年間ではエネルギーを約570MJ(0.57GJ)削減できる。(助省エネルギーセンター「家庭の省エネ大辞典」より作成)
	循環型社会	大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄より再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えるとともに、自然生態系に戻す排出物を減らすなど、 環境負荷(→) を極力低減するシステムを持つ社会を循環型社会と呼ぶ。現在の環境を保全するとともに、私たちの将来の世代のため、循環型社会づくりは重要な課題のひとつである。→リサイクル
	循環資源	循環型社会形成推進基本法で定義された言葉で、廃棄物等(廃棄物及び使用済製品や副産物等)のうち有用なものを指す。
	循環資源総合情報支援センター	岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、広域的な廃棄物(循環資源)の有効利用と適正な処分確保を図るために必要な業務を行う者として知事が指定した機関。公益財団法人岡山県環境保全事業団を平成16年3月に指定。
	小水力発電	水力発電のうち、ダム等に設置された大規模な水力発電ではなく、河川や水路に設置した水車などを用いてタービンを回し発電する小規模な水力発電のこと。通常、設備容量が1,000キロワット以下のものをいう。
	新エネルギー	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法においては、「石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用すること及び電気を変換して得られる動力を利用することのうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが石油代替エネルギーの導入を図るため特に必要なものとして政令で定めるもの」を「新エネルギー利用等」と定義しており、具体的には、太陽光、風力、バイオマス、中小規模水力、地熱による発電や太陽光、バイオマス等の熱利用、バイオマス燃料製造などが含まれる。

し～	新幹線鉄道騒音・振動	新幹線鉄道の運行に伴い発生する騒音及び振動のこと。新幹線は、高速大量輸送機関として重要な役割を果たしている反面、沿線地域での騒音振動問題も発生している。新幹線鉄道の騒音対策の目標として「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」が設定されている。また、振動対策については、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(指針)が示されている。JRでは、環境基準と指針を受けて新幹線鉄道騒音・振動障害防止対策処理要綱を定め、発生源対策と沿線地域での障害防止対策を進めている。
	振動	工場などの事業活動や建設作業、交通機関の運行などにより起こる地表面の揺れのこと。建物を振動させて物的被害を与えたり、私たちの日常生活に影響を与える場合は 公害(→) となる。振動による影響を防止するため必要な措置を定めた振動規制法では、鉛直振動(上下方向の振動)について規制がなされている。
す～	水質汚濁	河川、湖沼、海域などの水域の水質が悪化すること。水質の汚濁については 環境基準(→) が定められており、その達成に向けて水質汚濁防止法等に基づき対策が進められている。
	スーパーエンプライメント ハイスクール	廃棄物のリサイクル技術の研究・開発など環境教育を重点的に行うものとして指定を受けた高等学校。カリキュラムの開発や大学・研究機関との連携についての研究を通じて、環境問題を正しく理解する人材を育成するとともに、環境教育に関する教材を開発する。
	3R	スリーアールと読む。廃棄物の発生抑制(リデュース(→) 、Reduce)、再使用(リユース(→) 、Reuse)、再生利用(リサイクル(→) 、Recycle)の3つの頭文字をとったもの。平成11年の産業構造審議会において「循環型経済システムの構築に向けて」(循環経済ビジョン)が取りまとめられ、その中で従来のリサイクル対策を拡大して廃棄物の発生抑制や再使用を含んだ3Rの取組を進めていくことが必要であると提言された。これを受け、以後、廃棄物・リサイクル法体系が順次整備された。
せ～	生活排水	調理、洗濯、入浴、し尿など、日常生活に伴い排出される排水のこと(このうち、し尿を除く生活排水を「生活雑排水」という)。こうした有機物質、窒素、りんを多く含む排水が河川、湖沼、海洋に流入し、その水系の自然浄化能力を超え、 富栄養化(→) 状態となると、 アオコ(→) や 赤潮(→) の発生原因となる。産業排水についてはこれまでの規制、指導の結果、改善されつつあるが、生活排水については改善が進んでおらず、特に湖沼、湾など 閉鎖性水域(→) の水質汚濁が著しいため、下水道の整備や、し尿と台所等の生活雑排水と一緒に処理する 合併処理浄化槽(→) の設置促進などの対策が進められている。→ 下水処理、公害、水質汚濁
	生態系	ある空間に生きている生物(有機物)とそれを取り巻く無機的環境が相互に関係し合って生命の循環をつくりだしているシステム。ある空間とは地球全体であったり、森林、湖、川などの限られた空間であったりする。
	政府開発援助 (ODA)	開発途上国への公的資金のうち、経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会の定めた要件を満たすもの。その条件は、政府ないし政府の実施機関によって供与されるもの、開発途上国の経済発展や福祉の向上に寄与することを主な目的とするもの、資金協力の供与条件が開発途上国にとって重い負担とならぬよう無償部分が一定割合以上のものである。ODAは贈与・無償資金協力、技術援助、国連諸機関・国際金融機関などへの出資・拠出及び政府借款で構成されている。→ 国際環境協力
	生物多様性	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。地球上の生物種、生態系及び遺伝子の多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が採択され、我が国は1993年5月に批准している。

せ～	ゼロエミッション	産業から排出されるすべての廃棄物や副産物が他の産業の資源として活用され、全体として廃棄物を生み出さない生産を目指そうと、平成6(1994)年に国連大学が提案した構想。我が国では、廃棄物を出さない地域社会づくりを目指し、このコンセプトを積極的に取り入れる動きが強まり、日本発のオリジナルな運動として位置づけられるようになった。「岡山エコ事業所」の認定を行う際のゼロエミッション事業所は、廃棄物の排出の抑制と循環資源の循環的な利用に積極的に取り組んでいる事業所としている。
そ～	騒音	睡眠を妨げたり会話を妨害するなど、生活環境を損なう「好ましくない音」「ないほうがよい音」のこと。騒音は、航空機騒音などの特別な場合を除いて伝わる距離は小さく、音源から数100mを超えることはまれである。騒音の発生源は多種多様であり、工場及び事業場、建設作業、各種交通機関等からの騒音のほか、飲食店等の深夜営業に伴う騒音、拡声器による騒音、クーラーなどによる生活騒音等、様々な騒音が発生している。騒音による公害を防止するため騒音規制法等に基づいて対策が進められている。→ 近隣騒音、公害
	ソーシャル・ビジネス	環境や少子高齢化など様々な社会の課題解決に向けて、住民、NPO、企業など、様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組む活動の総称。
た～	ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)をまとめてダイオキシン類と呼ぶ。ダイオキシン類は物を燃焼する過程などで非意図的に生成する物質である。毒性については、高濃度の暴露においては、人に対する発がん性があるとされている。環境基準、排出規制、環境調査の実施等がダイオキシン類対策特別措置法により、平成12年1月に定められた。
	大気汚染	代表的な汚染物質としては、 硫黄酸化物(→) 、 窒素酸化物(→) 、 一酸化炭素(→) 、 浮遊粒子状物質(→) 、 光化学オキシダント(→) などがあげられる。我が国では、1960年ごろから三重県四日市や倉敷市水島でコンビナートからの硫黄酸化物による大気汚染が問題となった。このため、大気汚染防止法による排出規制と、公害健康被害の補償等に関する法律による被害者の救済がなされている。近年は、 有害大気汚染物質(→) の排出抑制対策も推進されている。→ 公害
	代替フロン	オゾン層破壊効果の高いフロン(CFCなど特定フロン)の代わりとなる物質の総称。オゾン層破壊性はない、もしくは少ないが、CO ₂ の100倍から1万倍の温室効果があることから、使用後は適切に回収する必要がある。
	太陽電池	シリコン半導体などを利用して太陽光から電気エネルギーを得る装置のこと。発電過程で公害を発生させることがなく、無尽蔵な発電方法として注目を浴びている。石油ショック以降急速に技術開発が進み、現在では腕時計や電卓などのほか道路標識や街路灯などの電源にも使われている。しかし、大規模な発電を行うには、さらに高効率、低価格化の必要がある。→ 新エネルギー
	炭素税	地球温暖化(→) 防止のため、 温室効果ガス(→) のひとつである二酸化炭素の排出に対し税金又は課徴金を課し、その財源は環境保護や 新エネルギー(→) 開発等に活用するというもの。経済的手段により二酸化炭素排出量の削減を図るもので、オランダやスウェーデンでは既に施行されている。
ち～	地球温暖化	二酸化炭素(→) 、 メタン 、 一酸化二窒素 、 フロン類 などの 温室効果ガス(→) の排出量増加により、地球全体の平均気温が上昇すること。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次評価報告書では、21世紀末(2090年から2099年)の平均気温上昇は、化石エネルギー源を重視しつつ高い経済成長を実現する社会では約4.0℃(2.4℃～6.4℃)と予測している。→ 地球環境問題
	地球温暖化対策の推進に関する法律	地球温暖化対策の推進を図ることを目的とした法律で、平成10年10月に制定された。 温室効果ガス(→) 排出抑制などに関する国、地方公共団体、事業者、国民の責務と取組などを示している。→ 地球温暖化、地球環境問題

ち～	地球環境問題	影響・被害が国境を越え、ひいては地球規模に至る環境問題、又はその解決のために国際的な取組が必要とされる環境問題のこと。通常地球環境問題としては、 地球温暖化(→) 、 オゾン層(→) の破壊、 酸性雨(→) 、 熱帯林の減少(→) 、 砂漠化(→) 、 野生生物の種の減少(→) 、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、開発途上国の公害問題の9つの事象が挙げられる。→ 国際環境協力
	地球サミット (環境と開発に関する国連会議、UNCED)	1992年6月ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国際会議で、国連環境開発会議とも称する。この会議には約180か国が参加し、100か国以上の元首、首脳が自ら出席するなど、史上かつてない大規模な会議となった。この会議では 気候変動枠組条約(→) と 生物多様性(→) 条約の署名が開始されるとともに、環境と開発に関するリオ宣言、アジェンダ21及び森林原則声明などの重要な文書も合意された。
	窒素酸化物 (NOx)	物が燃える際に、空気中の窒素や物の中に含まれる窒素分が酸素と結合して発生する物質。発電所や工場のボイラー、自動車エンジンなどで燃料が燃える際に一酸化窒素(NO)が発生し、これがさらに酸化されて二酸化窒素(NO ₂)となる。通常、一酸化窒素と二酸化窒素とを合わせて窒素酸化物(NOx)と呼ぶ。二酸化窒素は、人の健康に影響を与えるだけでなく、太陽光中の紫外線により光化学反応を起こし、光化学オキシダント(後述)を生成する。窒素酸化物による大気汚染を防止するため、大気汚染防止法等により対策が進められている。
	チャレンジ25 キャンペーン	平成21年9月の国連気候変動サミットにおいて、我が国の温室効果ガスについて25%削減目標を表明したことを受けて、それまでの「チーム・マイナス6%」から、よりCO ₂ 削減に向けた運動として、平成22年1月から政府が新たに推進している温暖化防止国民運動。
	中央環境審議会	環境基本法に基づいて設置された審議会。環境大臣が任命する学識経験者の委員30人以内で構成され、環境の保全に関する基本的事項、重要事項の調査審議等を行う。→ 岡山県環境審議会
	長距離自然歩道	多くの人が四季を通じて手軽に楽しくかつ安全に国土の優れた風景地等を歩くことにより、沿線の豊かな自然環境や自然景観、さらには歴史や文化に触れ国土や風土を再確認し、併せて自然保護に対する意識を高めることを目的に環境省が計画し、各都道府県が整備したもの。中国自然歩道は、中国5県を一周するもので総延長は約2,300km。
	鳥獣保護員	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、都道府県に設置される狩猟取締、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査・普及啓発等を行う非常勤職員。
	鳥獣保護区	鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護事業計画に基づいて指定する区域。
	鳥獣保護事業 計画	長期的な見地から計画性のある鳥獣保護施策を推進するため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき知事が策定することとされている計画。鳥獣保護区などはこの計画に基づき設定される。第11次計画を平成24年度～平成28年度の5年計画として策定している。
	鳥獣保護センター	傷病鳥獣の保護のため設置されており、傷病鳥獣の治療看護をはじめ、野生鳥獣の取扱いの正しい知識の普及啓発も行っている。池田動物園、県自然保護センターの2か所に設置されている。
て～	低公害車	従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量が大幅に少ない自動車のこと。電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などをいう。地球温暖化対策や大気汚染対策の一つとして期待されている。なお、ガソリン自動車等の中で性能の優れた「低燃費かつ低排出ガス車」の認定制度が設けられ、自動車税のグリーン化が行われている。また、燃料電池自動車についても一部市販が始まったところであるが、費用や技術面等多くの課題があり、事業化へ向けて更なる研究開発が進められている。
	電気自動車 (EV)	バッテリーに蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車のこと。走行中に二酸化炭素を排出しない環境にやさしい車であり、運輸部門からの温室効果ガス削減に向けて、岡山県では普及促進に努めている。→ 低公害車

て～	天然ガス自動車	圧縮した天然ガス(地下から産出するメタンを主成分とする可燃性ガス)を燃料とする自動車。ガソリン車のエンジンがほぼそのまま使え、走行性能はガソリン車並みで黒煙を全く出さず、窒素酸化物や二酸化炭素の排出量も今までの車より少ない 低公害車(→) である。現在、イタリアやロシアなど天然ガスが多く産出される国々で多くの天然ガス自動車が使われている。日本でも、大都市部を中心に普及が進められている。→ 大気汚染
と～	特定悪臭物質	悪臭防止法に基づいて指定される「不快な臭いの原因となり生活環境を損なうおそれのある物質」で22物質が指定されている。代表的な物質は、アンモニア、硫化水素、トルエンなど。都道府県知事等が指定した地域ではこれらの物質について敷地境界における濃度が規制される。
	特定外来生物	ブラックバスやカミツキガメなどの海外起源の外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止され、これに違反すると3年以下の懲役、または300万円以下の罰金(法人の場合には1億円以下の罰金)が課せられる。→ 外来生物法
	特定鳥獣保護管理計画	ニホンジカやイノシシなど地域的に著しく増加している種又はツキノワグマなど地域的に著しく減少している種の個体群を、安定的に維持していくため、個体数の調整や生息環境の整備、被害対策等を実施するための計画。
	特定フロン	オゾン層保護のため国際条約により規制の対象となっているフロンのこと。先進国においては平成7(1995)年限りで全廃された。
	特定粉じん	大気汚染防止法では、 アスベスト(石綿)(→) を「人の健康に係る被害を生じるおそれのあるもの」と規定し、アスベストを使用する一定規模以上の施設を「特定粉じん発生施設」と規定し、工場・事業場の敷地境界基準(10本/ℓ)を設け、規制している。また、吹付けアスベストやアスベスト含有断熱材・保温材等の解体、除去、囲い込み・封じ込めの作業について、「特定粉じん排出等作業」と規定し、工事の規模に関係なく事前届出、飛散防止措置等の基準が設定されている。
	土壌汚染	揮発性有機化合物(→) や重金属などにより、土壌や地下水が汚染されると、人間や動物の健康を害したり植物を枯らすなどの 公害(→) を引き起こすことになる。近年、工業技術の進歩により多様な化学物質が使用されるようになり、土壌汚染を含めて様々な環境汚染が新たな問題となってきたため、平成3年、土壌汚染に係る 環境基準(→) が設定され、現在、カドミウム等27項目について基準値が設定されている。また、平成14年4月に施行された「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」や平成15年2月に施行された「土壌汚染対策法」により、人の健康の被害を防止するための措置等の対策が実施されている。
	トリクロロエチレン	ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に用いられるなど洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定で、地下水汚染の原因物質となっている。大気汚染に係る環境基準は1年平均値が0.2mg/m ³ 以下で、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準は0.03mg/l以下と定められている。
な～	内分泌かく乱化学物質	内分泌系に影響を及ぼすことにより、生体に障害や有害な影響を引き起こす外因性の化学物質。
に～	二酸化炭素	CO ₂ 。炭素を含んだ物質が燃えること等によって発生する気体。近年、石油、石炭などの化石燃料の消費が増加したことから、CO ₂ 排出量も増加している。CO ₂ は、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの主体であり、各国が協調して排出の抑制に努めることが求められている。
	人形峠環境技術センター	正式名称は、独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター。昭和32年に原子燃料公社人形峠出張所として開設し、平成13年までウランの採掘、製錬・転換及び濃縮の技術開発を行ってきたが、現在は、使用してきた核燃料施設・設備の廃止措置の技術開発に取り組んでいる。

ね～	熱帯林の減少	熱帯地域に分布する森林が、過度な焼畑耕作、燃料としての過剰採取、放牧地や農地への転用、不適切な商業伐採などにより減少している。熱帯多雨林域の高温多湿な気候は、地球上で最も種の多様性に富んだ生態系となっており、地球上の生物種の半数がそこに生息するといわれている。また、熱帯林は大気浄化や二酸化炭素(→)の吸収、酸素の供給などにも大きな役割を果たしており、熱帯林の保全に国際的な取組が必要となっている。→地球環境問題
	燃料電池	水素と酸素との化学反応により電気を発生させる装置で、理論的には排出ガスを出さず、発電効率も高く、発電の際発生する熱が暖房・給湯等に利用できるため、大気汚染防止や地球温暖化(→)防止対策のほか電源の分散化にも有効であり、次世代の有力な新エネルギー(→)として期待されている。現在、家庭用燃料電池コージェネレーション(→)システムが市場投入段階に入りつつある。
の～	農薬汚染	農薬は、農産物や樹木などに対して使用されるため、食品中に残留したり、肉類や乳製品に濃縮されたりすることによって、健康に影響を及ぼす可能性がある。このため我が国では農薬取締法や食品衛生法により、製造・販売や使用を適正に行うよう規制している。本県では、水質保全の観点からゴルフ場農薬の適切な使用等を図るため、その排水口や下流の公共用水域まで農薬の調査を実施している。
は～	排煙脱硫装置、脱硝装置	石油、石炭などの化石燃料を燃焼すると、硫黄酸化物(→)や窒素酸化物(→)が発生する。これらは健康に被害をもたらすとともに、大気中で硫酸や硝酸に変化し酸性雨(→)の原因となる。脱硫装置は、排ガス中の硫黄酸化物をアルカリ溶液等で吸収、除去する。脱硝装置は、アンモニア接触還元法や接触分解法により排ガスから窒素酸化物を除去する。→公害、大気汚染
	ばい煙発生施設	一定規模以上のボイラー、加熱炉、廃棄物焼却炉など32種類の施設がばい煙発生施設として大気汚染防止法で規定されている。施設の設置に際しては都道府県知事への届出が義務づけられており、SOx、ばいじんなどの排出基準が設定されている。
	バイオエタノール	バイオマスから製造されるエタノール(エチルアルコール)。バイオマスを原料とすることから枯渇しない「再生可能資源」と期待されている。一方、自動車燃料をガソリンからバイオエタノールに切り替えた場合、アルデヒド類やオゾン濃度が増加し光化学オキシダントが問題となるとの報告もある。
	バイオガス	家畜の排せつ物や有機性廃棄物(生ごみ等)などの発酵により発生するメタンを主な成分とする可燃性ガス。近年では廃棄物処理の観点だけでなく、化石燃料に替わるエネルギー源としての活用が地球温暖化防止対策に有効であるとして注目されている。
	バイオテクノロジー	有用な生物を育種したり生体関連物質を利用したりする技術のこと。生命技術、生命工学ともいう。遺伝子を組み替えて生活に役立つ物質を造り出す技術や、異なる種類の細胞を融合させて新たな生物を造り出す技術などのほか、ポプラなどの樹木を用いて大気汚染物質を浄化したり、環境の汚染状況などを測るために生物をセンサーとして利用する技術なども、バイオテクノロジーの一種である。
	バイオマス	本来は、生物(bio)の量(mass)であり、質量あるいはエネルギー量として生物量を数値化したものの意味であるが、現在ではその概念が拡張されて、動植物由来の資源としての意味で用いられることが多い。後者の意味でのバイオマスは、直接燃焼するほか、発酵により生産したアルコールやメタン、ナタネやユーカリなどから抽出した油成分の燃料としての利用、生分解プラスチック原料や堆肥としての利用などが行われている。
	ばいじん	燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するススその他の物質のことで、大気汚染防止法に基づいて排出基準が定められている。なお、物の破砕などに伴って発生したり飛散したりするものは粉じんという。→大気汚染

は～	ハイブリッド自動車	エンジンと電気モーターの2つの動力源を備えたハイブリッド(複合)システムにより、高効率で走行することができる自動車のこと。走行状況に応じて、エンジンの駆動力とエンジンで発電したバッテリーからの電力を使ったモーター駆動力を適切に組み合わせて制御するため、燃費が大幅に向上するほか、 窒素酸化物(→) や黒煙などの大気汚染物質の排出も低減される。現在、乗用車が市販されるなど、その普及が図られている。→ 低公害車
	パーク・アンド・ライド	都市部などの交通渋滞の緩和のため、鉄道駅やバス停に近接した駐車場にマイカーを駐車し、鉄道やバスに乗り換えて目的地に行く方法。交通渋滞の緩和以外にも、自動車排ガスによる大気汚染の軽減やCO ₂ 排出量の削減といった効果が期待できる。
ひ～	PRTR	Pollutant Release and Transfer Register。環境汚染物質排出移動登録のこと。人の健康や生態系に有害な恐れのある化学物質について、事業所からの環境(大気、水、土壌)への排出量及び廃棄物として事業所外への移動量を、事業者が自ら把握して届け出るとともに、行政機関がこれらのデータを公表することにより、事業者による有害化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境影響を防止していく手法。我が国では、平成11年にPRTR制度導入を目的とした「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)が制定され、平成14年4月から本格施行された。
	BEMS	ビル・エネルギー管理システム(Building and Energy Management System)の略。業務用ビルや工場、地域冷暖房といったエネルギー設備全体の省エネ監視・省エネ制御を自動化・一元化するシステム。これにより建物内のエネルギー使用状況や設備機器の運転状況を一元的に把握し、その時々々の需要予測に基づいた最適な運転計画をすばやく立案、実行でき、きめ細かな監視制御によって、人手をかけることなく、建物全体のエネルギー消費を最小化できる。
	BOD	Biochemical Oxygen Demand。生物化学的酸素要求量。水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多くなると高い数値を示す。
	ビオトープ	野生生物が安定的に生息できる空間のこと。近年では、河川、道路、緑地、公園などの整備に際しても、ビオトープの維持や再生、創出に配慮した取組がなされるようになってきている。
	光害(ひかりがい)	良好な「光環境」の形成が、人工光の不適切あるいは配慮に欠けた使用や運用、漏れ光によって阻害されている状況、またはそれによる悪影響をさす。過度な照明は、自動車等の運転や天体観測などの社会活動、水稲等の農作物やウミガメ・鳥類等の野生生物の成育に影響を及ぼす恐れがあるほか、エネルギーの無駄遣いにもなる。
	PCB	Poly Chlorinated Biphenyl。ポリ塩化ビフェニルの略称。熱分解しにくい、電気絶縁性が高いなどの性質を有することから、電気機器の絶縁油やノンカーボン紙など様々な用途に使用されていたが、昭和43年にPCBの混入した米ぬか油が原因で、西日本を中心に大規模な食中毒事件(カネミ油症事件)が発生し大きな社会問題となるなど、生物の体内に蓄積されて有害な作用を引き起こすことが判明し、昭和49年には製造・輸入が禁止された。無害化処理施設の設置が困難であったことから、PCBを含む製品は廃棄物となった後も各事業者等によって保管されていたが、平成13年に施行されたPCB廃棄物特別措置法に基づき、国主導で全国5か所に処理施設が整備されるなど、PCB廃棄物の適正な処理が進められている。
	微小粒子状物質(PM2.5)	大気中の粒子状物質のうち、粒径2.5μm以下のものをいう。粒径が小さいことから人の呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、健康を害するおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場や自動車などの人為起源のものと黄砂等の自然起源のものがあると言われている。
	非政府組織(NGO)	政府や行政から独立して公共のための活動を行う非営利の民間団体のこと。中でも、自然保護やリサイクル活動などの環境保全活動に取り組んでいる団体を環境NGOと呼び、全国に約4,500団体が活動している。

ひ～	ヒートアイランド現象	都市部の気温がその周辺に比べて異常な高温を示す現象。ビルのコンクリートや道路のアスファルトが太陽熱により暖められること、ビルなどの空調設備から排出される暖気、自動車のエンジンなどから排出される廃熱などが原因と考えられている。
	ppm(ピーピーエム)	微量物質の濃度を表示する単位。100万分の1が1 ppmとなる。水1 ℓ中に1 mgの物質が溶けている濃度が1 ppmである。大気汚染の場合は、1 m ³ の大気中に1 cm ³ の汚染物質が存在する場合の濃度を1 ppmという。
ふ～	風力発電	風の力で風車を回して発電する方法。風力エネルギーは無尽蔵で無公害だが、気象による発電量の変化が大きい。→ 新エネルギー
	富栄養化	湖沼などの閉鎖性水域(→)で、プランクトンの増殖や水生植物の生育に必要な栄養塩類(窒素やりんなどを含む化合物)の濃度が必要以上に増加する現象をいう。生活排水(→)や肥料などが流れ込み、富栄養化が進むと、プランクトンが異常増殖し、赤潮(→)、青潮(→)、アオコ(→)の発生する原因となる。児島湖や瀬戸内海の富栄養化状態の改善のため、広域的な取組がなされている。→ 公害、水質汚濁
	浮遊粒子状物質(SPM)	代表的な大気汚染物質のひとつ。環境基準では、粒径10 μm以下のものと定義している。呼吸器系の各部位へ沈着し、人の健康に影響を及ぼすため、環境基準は、1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下、1時間値が0.20mg/m ³ 以下、と定められている。
	フロン類	平成13年6月に制定された特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)の対象となる CFC(→) 、 HCFC(→) 及び HFC(→) を一括して指す用語。フロン回収破壊法では、 オゾン層(→) の保護と 地球温暖化(→) の防止のため、業務用の冷凍空調機器を廃棄する際にこれらの機器に充填されているフロン類の回収、破壊等が義務付けられた。→ 特定フロン、代替フロン、温室効果ガス
へ～	閉鎖性水域	外部との水の交換が少ない湖沼、内湾、内海などの水域をいう。児島湖や瀬戸内海は閉鎖性水域に当たる。流入してくる汚濁物質が外部へ流出しにくいいため、大都市や工業地帯に面している閉鎖性水域では、 水質汚濁(→) や 富栄養化(→) が進行しやすい。
	ベンゼン	農業・塗料などの有機溶剤としての使用のほか、自動車排ガスや固定発生源(コークス炉、石油プラント等)から排出される。貧血・血小板減少などの造血機能障害等の毒性が指摘されており、大気環境基準は、年平均値が0.003mg/m ³ 以下であることと定められている。
ほ～	保安林	森林の持つ水源涵養や山地災害の防止等、公益的機能のうち特に重要な森林について伐採や開発に制限を加える森林のこと。特に水源涵養保安林は、水源森林を指定し、その流域に降った雨を蓄え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や渇水を防止する働きがある。岡山県では水源涵養保安林の面積が最も多く、全体の約70%を占めている。
	放射性廃棄物	原子力発電所や原子力燃料の精製、再処理工場からは、放射能を帯びた廃棄物が発生する。鏡野町にある(独)日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターでは、ウランの転換、濃縮等の試験から解体技術の研究開発に移行しており、これらの過程で発生した低レベル放射性廃棄物はドラム缶などに封入され、施設内で保管管理されている。県では、(独)日本原子力研究開発機構に対し放射性物質等の厳重な管理を求めるとともに、人形峠環境技術センター周辺の環境放射線等の監視測定を行っている。
ま～	マニフェスト	産業廃棄物管理票のこと。排出事業者が産業廃棄物の処理を委託するときに、マニフェストに産業廃棄物の種類、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入し、業者から業者へ、産業廃棄物とともにマニフェストを渡しながらか、委託内容どおりに廃棄物が処理されたことを確認する。これによって、不適正な処理による環境汚染や不法投棄を未然に防ぐことができる。平成10年度からは電子マニフェスト制度が導入され、インターネット上での手続が可能になった。
め～	メガソーラー	設備容量1,000キロワット(1メガワット)以上の規模を持つ太陽光発電システム。CO ₂ を排出しない次世代発電として期待されている。

め～	メタノール自動車	石油代替エネルギーのひとつであるメタノールを燃料とする自動車のこと。 二酸化炭素(→) や 窒素酸化物(→) の排出量が少なく、黒煙もほとんど出ない 低公害車(→) である。また、燃料のメタノールはさまざまな原料から製造できるのも利点となっている。→ 大気汚染
も～	藻場・干潟	藻場・干潟は、魚介類の成育や海の浄化に極めて重要な役割を果たしている。かつては県内に広大に分布していた藻場・干潟は沿岸開発や水質汚濁により、この半世紀で9割近くが消滅している。
	もったいない	ノーベル平和賞を受賞したケニア環境副大臣ワンガリ・マータイさんは、日本語の「もったいない」という言葉に3Rの精神がこめられていることに深い感銘を受け、国連本部での「国連婦人の地位向上委員会」で行った演説で紹介したことから、全国的に「もったいない」は循環型社会に関するキャンペーンのキーワードとして用いられている。
	モントリオール議定書	ウィーン条約(→) に基づき、 オゾン層(→) の変化による悪影響から人の健康及び環境を保護するため、オゾン層を破壊する物質の生産量及び消費量の規制措置等を定めたもの。1987年に採択され、その後1992年の改正では、 CFC(→) 等の新たな生産等を1995年末までに全廃することなどが定められた。→ 特定フロン
や～	野生生物種の減少	地球上には多様な野生生物の種が生息、生育しているが、国際自然保護連合によれば5000種以上の動物が絶滅の危機にさらされている。野生生物種の減少の主な原因は、人間の活動である。いったん絶滅した種を、再び蘇らせることができない以上、野生生物の種の減少を防止することは、将来の地球、人類自身のためにも極めて重要なこととなっている。→ 地球環境問題、ラムサール条約、ワシントン条約、種の保存法
ゆ～	有害化学物質	人の健康又は生活環境への被害や生態系への支障を生ずるおそれのある物質。(大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律などで指定され、取扱いを規制された化学物質など。) → 公害
	有害大気汚染物質	継続的に摂取されると人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるものであり、現在、ベンゼン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの4物質について環境基準が設定されているほか、指針値が設定されるものを含めた健康リスクがある程度高いと考えられる物質(優先取組物質)として23物質が選定されている。
	有害物質使用特定施設	水質汚濁防止法に規定する特定施設であって、有害物質を使用、製造又は処理する施設のこと。
	有害物質貯蔵指定施設	水質汚濁防止法に規定する有害物質を含む液状のものを貯蔵する施設であって、当該施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがある施設のこと。
	有機水銀	メチル基、エチル基などのアルキル基やフェニル基などと水銀とが結合している化合物のこと。かつては農業などに使用されていたが、無機水銀に比べて毒性が強いので現在は禁止されている。熊本県水俣で発生した水俣病は、工場から排出されたメチル水銀が魚介類に蓄積され、これを住民が摂取したことが原因である。有機水銀は、 水質汚濁(→) に係る 環境基準(→) が設定され、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で厳しく規制されている。→ 公害
	ユニバーサルデザイン	「ユニバーサル(すべての、普遍的な)」と「デザイン(計画、設計)」との複合語。「年齢、性別、能力、国籍など個人の特徴にかかわらず、はじめから、すべての人にとって安全・安心で、利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインする」という幅広い意味で使われる概念。
よ～	容器包装リサイクル法	正式名称は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、 一般廃棄物(→) の半分を占める容器包装ごみの減量化を図り、 リサイクル(→) を積極的に進めるため、平成7年6月に制定され、平成9年4月から施行された。消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者がリサイクルをするというそれぞれの役割分担などを示している。

よ～	要請限度	騒音規制法及び振動規制法に基づき定められた、自動車交通に係る騒音・振動の基準のこと。自動車騒音・道路交通振動が、この基準を超えた場合、市町村長は都道府県公安委員会等に対して対策の要請等を行うことができる。→ 環境基準、振動、騒音
ら～	ライフ・サイクル・アセスメント(LCA)	製品の生産から消費、廃棄に至るすべての段階において、その製品が環境へ与える負荷を総合的に評価する手法のこと。これまでは、製品の使用や廃棄に伴う有害物質の排出の有無、処理やリサイクルの容易性など、特定のプロセスだけを評価範囲としたものが多い。このため使用、廃棄の段階での環境への負荷が少なくても、原料採取、製造、流通などの段階での環境への負荷が大きく、全体としては環境への負荷の低減には寄与しない製品が生産されてしまう可能性がある。そこで、経済社会活動そのものを環境への負荷の少ないものに変革するために、世界的にLCAの重要性が認識され、研究が進められている。また、国際標準化機構(ISO)においても国際標準化の作業が進められている。→ ISO14000シリーズ
	ラムサール条約	正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、湿地及び湿地特有の動植物の保全を図るため1971年2月に締結された。各国が適当な湿地の指定と登録を行い、登録湿地の保全、人為的干渉による変化等の情報の通報、湿地への自然保護区の設定と水鳥の保全などについて協力することを定めている。我が国では釧路湿原、クッチャロ湖、琵琶湖など33か所(平成19年3月現在)を重要湿地として登録している。→ 野生生物種の減少
り～	リサイクル(再生利用)	廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用できるものは再生利用(再資源化)し、再生利用できない場合は、焼却して熱エネルギーを回収してサーマル・リサイクル(熱回収)する。ごみの減量化を図り、環境にやさしい循環型社会を構築するためには、使い捨てに慣れた私たちの意識改革と効率的なりサイクルシステムをつくりあげることが必要である。
	リサイクル関連法	一般に、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法、平成12年4月から完全施行)、「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法、平成13年4月から完全施行)、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(平成25年4月から施行予定)、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法、平成14年5月から完全施行)、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法、平成13年5月から完全施行)、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法、平成17年1月から完全施行)の5つの法律をいう。
	リスク・アセスメント	ある地域に住む人びとが、その地域で環境中に放出されるさまざまな化学物質にさらされることによって、起こるかもしれない健康影響の種類とその可能性を数量的に予測すること。複数の化学物質による汚染が、人の健康に与える危険性を客観的な数値として算定できるという点で優れたものであるが、正確な予測を行うためには多数の化学物質すべてについて、毒性、環境への放出量、環境中での移動、人への摂取経路がわかっているなければならない。→ リスク・マネジメント
	リスクコミュニケーション	我々を取り巻くリスクに関する正確な情報を関係主体間で共有し、相互に意思疎通を図ること。環境分野では、住民、企業、行政が対話(コミュニケーション)を通じてリスクに関する情報を信頼関係の中で共有し、リスクを低減していく試みとして実施されている。
	リスク・マネジメント	リスク・アセスメント(→) によって予測される健康被害を防止するため、いくつかの代替案の比較を通して最も適切な対策を選択していくための手法である。この中では、環境への放出を削減する方法や削減可能な量あるいは危険性の減少効果などを評価するとともに、対策を進める際の社会的、経済的な影響についても検討が行われる。
	リデュース(発生抑制)	廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。 リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品設計から販売にいたるすべての段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要。

り～	リユース (再使用)	いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。具体的には、(1)あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、(2)製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、(3)ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。
れ～	レッドデータ ブック	絶滅の恐れのある野生動植物種に関するデータ集。昭和41(1966)年に国際自然保護連合が世界的な規模で絶滅の恐れのある野生動物をリストアップしたのが最初である。日本では、平成元年に環境庁が日本版レッド・データ・ブックを発表している。本県では県内の野生生物の現状について、平成10年度から14年度までの5か年計画で調査検討し、14年度末に岡山県版のレッド・データ・ブックを発刊した。さらに、平成21年度末、改訂版となる岡山県版レッドデータブック2009を発刊している。
わ～	ワシントン条 約	正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」といい、国際取引の規制により希少な野生生物の保護を目指すもので、1973年にワシントンの会議で採択された。対象は生物だけでなく、はく製、毛皮、きばなども含まれる。この条約を受け、日本国内では「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)により希少野生動植物種の譲渡等が規制されている。→ 野生生物種の減少

数字

3 R 20,32

アルファベット

BOD(生物化学的酸素要求量) 47
 COD(化学的酸素要求量) ... 47,48,49,50,52,54
 ESD 82
 LED 15
 NOx(窒素酸化物) 41
 NPO 82
 PCB(ポリ塩化ビフェニル) 33
 PM2.5 36
 PRTR 62
 SOx(硫黄酸化物) 34,41

あ

アースキーパーメンバーシップ制度 16
 愛鳥週間 75
 アイドリング・ストップ 45
 アオコ 48
 赤潮 53
 悪臭 57
 アスベスト 45

い

一酸化炭素 35
 一般廃棄物 23,26

え

エコツアー 83
 エコドライブ 16,45
 エコパートナーシップおかやま 15

お

岡山エコタウン 22

岡山県エコ製品 20,90
 岡山県快適な環境の確保に関する条例 87
 岡山県環境影響評価等に関する条例 17,93
 岡山県環境基本計画 2
 岡山県環境基本条例 1
 岡山県環境審議会 11
 岡山県環境への負荷の低減に関する条例 6,50
 岡山県再生品の使用促進に関する指針 20
 岡山県産業廃棄物処理税 88
 岡山県循環型社会形成推進条例 20,90
 岡山県地球温暖化防止行動計画 15,80
 岡山県統一ノーレジ袋デー 20
 岡山県廃棄物処理計画 30
 岡山県版レッドデータブック2009 74
 おかやま森づくり県民税 77,89
 オキシダント情報・注意報 40
 オゾン層 18
 温室効果ガス 4,14
 温泉 73

か

外来生物法 76
 合併処理浄化槽 25
 環境影響評価 17,93
 環境学習 68,82
 環境基本法 1,11,59,61,83
 環境月間 81,83
 環境税 88
 環境負荷 4,50,88
 環境マネジメントシステム 4

く

クールビズ 16
 グリーン購入 4,90

け

景観行政団体…………… 87
県立自然公園…………… 69,71

こ

公害…………… 6,8,9
公害防止管理者…………… 9
公害防止計画…………… 6
光化学オキシダント…………… 34,35,40
公共用水域…………… 47,49
国定公園…………… 68,70
国立公園…………… 68,70
こどもエコクラブ…………… 82

さ

最終処分場…………… 20,23,32
再生可能エネルギー…………… 17
産業廃棄物…………… 28,30,32,88
酸性雨…………… 19

し

自然海浜保全地区条例…………… 53
自然環境保全地域…………… 71
自然公園…………… 68,70,71
自然保護推進員…………… 70,79
自然保護センター…………… 79,83
臭気指数…………… 58
狩猟…………… 75
循環型社会…………… 20,91
循環資源総合情報支援センター…………… 20,31
小水力発電…………… 17
新エネルギー…………… 18
振動…………… 56,57

す

水質汚濁…………… 47,49,59
スーパーエンバイロメントハイスクール…………… 84

せ

生活排水…………… 25,27,52
生態系…………… 76
生物多様性…………… 68,79
ゼロエミッション…………… 20,90

そ

騒音…………… 56,57
ソーシャルビジネス…………… 80

た

ダイオキシン類…………… 33,60
大気汚染…………… 34,39,40,44,61
代替フロン…………… 15
太陽光発電…………… 17

ち

地域グリーンニューデール基金…………… 13
地球温暖化…………… 4,13,14,15,80
地産地消…………… 17
鳥獣保護区…………… 75
鳥獣保護センター…………… 75

て

低公害車…………… 45,90
電気自動車…………… 16

と

特定悪臭物質…………… 58
特定外来生物…………… 76
特定フロン…………… 18
特定粉じん…………… 40,42
土壌汚染…………… 59
トリクロロエチレン…………… 61

な

内分泌かく乱化学物質…………… 64

に

二酸化炭素	14
人形峠環境技術センター	65

の

農薬汚染	51
------	----

は

ばい煙発生施設	40
バイオマス	92
ばいじん	42

ひ

ヒートアイランド	16
干潟	53,55
光害	87

ふ

富栄養化	48,53
浮遊粒子状物質	35,42
フロン類	18

へ

壁面緑化	16
ベンゼン	61

ま

マニフェスト	31
--------	----

み

みどりの月間	77
みどりの少年隊	77

め

メガソーラー	17
--------	----

も

もったいない	20
藻場	55

ゆ

有害大気汚染物質	40,61
有機無農薬農産物	90

り

リサイクル	21,24,91
-------	----------

THE ENVIRONMENT OF OKAYAMA

岡山県環境白書 2012

岡山県 環境文化部 環境企画課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

TEL.086-226-7285 FAX.086-233-7677

e-mail kanki@pref.okayama.lg.jp

岡山県のホームページ <http://www.pref.okayama.jp/>

